

H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
運営維持管理業務  
民間競争入札実施要項

平成30年4月

国土交通省近畿地方整備局

## 目 次

1. 1. 対象施設及び対象業務の概要	1
1. 1. 1 対象施設の概要	1
1. 1. 2 開園期間及び時間	3
1. 1. 3 入園料	4
1. 1. 4 施設目的	4
1. 1. 5 対象業務の概要	5
1. 2. 業務内容	9
1. 2. 1 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	9
1. 2. 2 施設・設備維持管理業務	9
1. 2. 3 植物管理業務	9
1. 2. 4 収益施設等設置管理運営業務	10
1. 3. サービスの質の設定	11
1. 3. 1 包括的な質の設定	11
1. 3. 2 個別業務の質の設定	12
1. 3. 3 創意工夫の発揮可能性	14
1. 3. 4 モニタリング方法	15
1. 3. 5 委託費の支払い方法	15
1. 3. 6 費用負担等に関するその他の留意事項	17
2. 実施期間に関する事項	21
3. 入札参加資格に関する事項	22
3. 1. 入札参加資格について	22
3. 2. 企業の業務実績に関する要件	23
3. 3. 配置予定者の業務実績に関する要件	25
3. 4. 共同体での入札について	29
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	30
4. 1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）	30
4. 2. 入札実施手続	32
4. 2. 1 提出書類	32
4. 2. 2 申請書類の内容	32
4. 2. 3 企画書の内容	33
4. 2. 4 収益施設運営計画書	33
4. 2. 5 ヒアリングの実施	34
4. 2. 6 その他	34
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	35
5. 1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定	35

5.1.1	基本項目審査	35
5.1.2	提案項目審査	35
5.2.	事業者決定にあたっての評価方法	38
5.2.1	事業者の決定方法	38
5.2.2	総合評価の方法	38
5.2.3	留意事項	41
5.3.	初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて	41
6.	対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	42
7.	事業者で使用させることができる国有財産に関する事項	43
7.1.	施設	43
7.2.	設備	43
8.	事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項	44
8.1.	報告について	44
8.1.1	業務計画書の協議と承諾	44
8.1.2	業務責任者及び業務の関係者	44
8.1.3	業務報告書	44
8.1.4	検査・監督体制	44
8.2.	調査への協力	45
8.3.	指示について	45
8.4.	秘密の保持	45
8.5.	個人情報の取り扱い	45
8.6.	契約に基づき落札業者が講ずべき措置	45
8.6.1	業務の開始及び中止	45
8.6.2	公正な取り扱い	45
8.6.3	金品等の授受の禁止	46
8.6.4	法令の遵守	46
8.6.5	安全衛生	46
8.6.6	記録・帳簿書類等	46
8.6.7	権利の譲渡	46
8.6.8	権利義務の帰属等	46
8.6.9	一般的損害	46
8.6.10	再委託または下請負の取り扱い	47
8.6.11	契約解除	47
8.6.12	契約解除時の取り扱い	48
8.6.13	契約内容の変更	48
8.6.14	契約の解釈	48
8.6.15	業務計画書の提出	48

8.6.16	業務計画書の変更	48
8.6.17	業務の引き継ぎへの対応	48
8.6.18	業務評定について	49
9.	事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	50
10.	対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	51
10.1.	調査方法	51
10.2.	実施状況に関する調査の時期	51
10.3.	調査方法及び項目	51
10.4.	近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会への報告	51
11.	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	52
11.1.	対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告	52
11.2.	近畿地方整備局の監督体制	52
11.3.	事業者が負う可能性のある主な責務等	52
11.3.1.	罰則等	52
11.3.2.	会計検査について	52

## H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争のもとで事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省近畿地方整備局（以下「近畿地方整備局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 29 年 7 月 11 日閣議決定）別表（新プロセス移行事業一覧）において民間競争入札の対象として選定された H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

## 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

### 1.1. 対象施設及び対象業務の概要

#### 1.1.1 対象施設の概要

##### (1) 対象施設

施設名称 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

○飛鳥区域

所在地 奈良県高市郡明日香村

敷地面積 59.9ha 注)

○平城宮跡区域

所在地 奈良県奈良市佐紀町

敷地面積 31.8ha

注) 本業務の対象敷地は国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（以下「本公園」という。）の供用区域であり、その面積は、平成30年4月現在飛鳥区域59.9ha、平城宮跡区域31.8haである。なお、石舞台地区周辺の県道移設に伴い、対象敷地面積を変更する場合がある。

##### (2) 施設概要

対象となる施設は、本公園の供用区域に位置する各公園施設であり、本実施要項表1及び1-2に示すとおりである。

詳細は、別紙-1「主要公園施設一覧」、別紙-2「主要建築物一覧」、別紙-3「収益施設一覧」を参照のこと。

表 1-1 主な対象施設一覧（飛鳥区域）

区域名	面積 (ha)	名称	主要施設	
飛鳥区域	祝戸地区	芝生広場	芝生広場 (5,635 m <sup>2</sup> )、多目的トイレ、研修宿泊所祝戸荘 <sup>※1</sup>	
		樹林・園路	東展望台、西展望台、園路、駐輪場、樹林地	
		清瀬橋	清瀬橋	
	石舞台地区	4.5	芝生広場	芝生広場 (23,287 m <sup>2</sup> )、園路、石舞台古墳 <sup>※2</sup>
			樹林・園路	休憩所、多目的トイレ、園路、樹林地
			あすか風舞台	多目的休憩所「あすか風舞台」
			休憩所売店	休憩所、売店、多目的トイレ
			駐車場	駐車場、駐輪場
			玉藻橋	玉藻橋
	甘檜丘地区	25.1	芝生広場	芝生広場 (3箇所：17,558 m <sup>2</sup> )、休憩所、トイレ
			樹林・園路	甘檜丘展望台、川原展望台、園路、休憩所、駐輪場、樹林地、池
			豊浦休憩所	豊浦休憩所、多目的トイレ、駐輪場
			駐車場	駐車場、多目的トイレ
	高松塚周辺地区	9.1	国営飛鳥歴史公園館等	国営飛鳥歴史公園館、セミナールーム、管理センター、休憩所、多目的トイレ、池、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設 <sup>※3</sup>
			芝生広場	芝生広場 (17,266 m <sup>2</sup> )、園路、高松塚壁画館 <sup>※1</sup> 、高松塚古墳 <sup>※2</sup> 、中尾山古墳 <sup>※2</sup> 、高松塚古墳仮整備地保存・活用施設 <sup>※3</sup>
			樹林・園路	展望台、園路、休憩所、多目的トイレ、樹林地
			駐車場	駐車場、駐輪場
	キトラ古墳周辺地区	13.8	キトラ古墳周辺環境保全エリア	古墳鑑賞広場、キトラ古墳 <sup>※2</sup> 、樹林地、展望台
			檜隈寺跡周辺環境保全エリア	見晴らしの丘、檜前寺跡前休憩案内所、駐車場
歴史体験学習エリア			キトラ古墳壁画体験館 四神の館（本館） <sup>※4</sup> 、キトラ古墳壁画体験館 四神の館（別館） <sup>※5</sup> 、四神の広場、風景鑑賞広場、駐車場、駐輪場、池	
歴史的風土保全活用エリア			キトラの田んぼ、展望広場、体験工房、農体験小屋、五穀の畑	
計	59.9			

※下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設（以下「収益施設」という。）を含む施設を示す。

注) ※1：設置管理許可により（公財）古都飛鳥保存財団が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※2：文化庁等が管理する指定文化財であり、公園区域外（面積には含まれない。）であり、本業務の対象外である。

※3：設置管理許可により文化庁が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※4：キトラ古墳壁画体験館 四神の館（本館）の一階に位置するキトラ古墳壁画管理施設は文化庁が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※5：キトラ古墳壁画体験館 四神の館（別館）の一部に、飲食物販スペース（収益施設）を設置している。

※6：このほかに自動販売機を設置する。

表 1-2 主な対象施設一覧（平城宮跡区域）

区域名	面積 (ha)	名称	主要施設
平城宮跡 区域	31.8	建物等復原エリア	朱雀門 <sup>※1</sup> 、園路
		遺構表示エリア	トイレ、休憩所、 中央区朝堂院、中央区朝堂院南面広場、兵部省 <sup>※1</sup>
		西緑地エリア	復原事業情報館、池
		大垣・条坊道路エリア	二条大路
		朱雀大路エリア	朱雀大路、坊垣 <sup>※2</sup> 、石碑 <sup>※2</sup> 、大形看板 <sup>※2</sup>
		拠点施設エリア	平城宮跡展示館（平城宮いざない館） <sup>※3</sup> 、池

※下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設（以下「収益施設」という。）を含む施設を示す。

注）※1：文化庁が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※2：奈良市が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※3：平城宮跡展示館（平城宮いざない館）内の一部に、飲食物販スペース（収益施設）を設置する。

※4：このほかに自動販売機を設置する。

### 1.1.2 開園期間及び時間

本公園の開園期間及び時間は、本実施要項表 2 に示すとおりである。

表 2 開園期間及び時間

区 分		内 容	
公園		当公園に休園日は無い。	
飛鳥区域	国営飛鳥 歴史公園館・ キトラ古墳壁画 体験館 四神の館 (本館・別館)・ 檜隈寺跡前休憩 案内所	4月1日～ 11月30日	9:30～17:00 休館日なし
		12月1日～ 2月末日	9:30～16:30 12月29日～ 1月3日は休館日
		3月1日～ 3月31日	9:30～17:00 休館日なし
平城宮跡 区域	平城宮跡展示館 (平城宮いざな い館)・ 復原事業情報館	4月1日～ 5月31日	10:00～18:00
		6月1日～ 9月30日	10:00～18:30 4、7、11、2月の 第2月曜日 12月29日～ 1月1日は休館日
		10月1日～ 3月31日	10:00～18:00

※本業務の基本的な実施期間及び実施時間は以下の通り。

飛鳥区域…8:45～17:30（休館日を除く）

平城宮跡区域…9:45～18:45（休館日を除く）

※休館日は、12月29日～1月1日。

※繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者（以下「事業者」という。）が近畿地方整備局に協議し、同意を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※開館期間について、定期点検等の実施により休館が必要な場合は、事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で休館とする。



### 1.1.3 入園料

本公園の入園料及び飛鳥区域の国営飛鳥歴史公園館やキトラ古墳壁画体験館 四神の館、平城宮跡区域の復原事業情報館や平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の入館料は無料である。

### 1.1.4 施設目的

#### (1) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は、奈良県高市郡明日香村に位置する飛鳥区域（国営飛鳥歴史公園）と奈良市に位置する平城宮跡区域（国営平城宮跡歴史公園）の2つの区域から構成されている。

#### (2) 飛鳥区域

飛鳥区域は、都市公園法第2条第1項第2号の「ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園（ロ号公園）で文化的遺産の保存・活用を目的とした国営公園である。昭和45年、昭和51年及び平成13年の閣議決定に基づき、古代律令国家体制が形成された時代の中心地である飛鳥地方の歴史的風土と文化財の保存等に関する施策の一環として、公園整備を進めている。

飛鳥区域の特徴は、飛鳥地方の歴史的風土を保存し活用を図っていくため、必要な地域について、拠点的な整備を行っていることである。祝戸地区(7.4ha)・石舞台地区(4.5ha)・甘櫨丘地区(25.1ha)・高松塚周辺地区(9.1ha)・キトラ古墳周辺地区(13.8ha)の計59.9haからなる。飛鳥区域は、「日本人の心のふるさと」を基本テーマとして、体験・学習・交流・協働を通じて、歴史的風土の保存と活用を図り、次世代に継承する公園づくりを行うため、以下の6つの管理の重点方針のもとに管理・運営を進めている。

- ①飛鳥の歴史的風土の適切な維持
- ②安心して来園者が利用できるよう施設の修繕等の計画的な実施
- ③公園本来の眺望や里山の風景を回復するためのみどりのリフレッシュ
- ④地域の観光拠点として、一層の利用促進
- ⑤飛鳥ならではの「体験」の提供
- ⑥参加型の公園づくりの推進

昭和49年度の開園時から平成28年度までの入園者数累計は約4,179万人であり、平成29年度には約91万人の方々に利用されている。

事業にあたっては、上記の方針のもとに永続的な需要喚起と入園者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである。

（詳細は、別紙-4「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理基本方針」（以下「基本方針」という。）を参照のこと。）

### (3) 平城宮跡区域

平城宮跡区域は、特別史跡の指定を受けており、平成10年に世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つとしてユネスコの世界遺産にも登録され、我が国を代表する歴史・文化資産である平城宮跡の一層の保存・活用を図ることを目的として、国と奈良県を中心とした地域が連携して整備し、平成20年に「国営飛鳥歴史公園」を「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園」として都市計画公園を設置する旨の閣議で決定した公園である。当該閣議決定を踏まえて公園整備を進めており、平成30年3月に第一期開園（国営公園区域：約31.8ha、その他区域：3.1ha）を行った。

なお、これまで文化庁を中心として、土地が国有化された後、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復原、遺構表示等の保存整備がなされている。そのため、このような経緯を踏まえ、平城宮跡の国有化された土地の区域を中心に、史跡平城京朱雀大路跡の区域及びその東西区域並びに特別史跡平城宮跡の南東区域を取り込むこととしたうえで、地形・地物の状況を踏まえた公園としての一体性の確保、整備・管理の容易さといった点に留意し、公園区域（国営公園区域：約122ha、その他区域：約10ha）が設定されている。

平城宮跡区域では、「古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間を創出する。」という基本理念に基づき、平城宮跡を良好な状態で保存するとともに、往時の歴史・文化を体感・体験できる公園を目指して、以下の3つの管理の重点方針のもとに、公園の整備に加えて、管理・運営を進めている。

- ①往時の歴史・文化を楽しみながら知ることができる管理運営の推進
- ②来園者にとって快適性・利便性の高い空間の確保
- ③自然的環境の保全とみどりの適切な維持管理の実施

事業にあたっては、上記の方針のもとに永続的な需要喚起と入園者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである。

（詳細は、別紙-4「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理基本方針」（以下「基本方針」という。）を参照のこと。）

#### 1.1.5 対象業務の概要

##### (1) 対象業務の構成

本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

このうち、飲食・物販施設等、公園利用者へのサービス向上に資する収益施設につ

いては、近畿地方整備局からの委託費で運営維持管理を行うものではなく、事業者が独立採算で運営維持管理を行うものである。収益施設におけるサービス提供が、委託費による公園の運営維持管理と両輪をなす事業として、互いに相乗効果を発揮し、公園利用者にとって利便性が高く魅力のある公園管理が展開されるよう、事業者の創意工夫を期待するものである。

さらに、委託費で行う業務に加え、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局の許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により、臨時もしくは通年での飲食・物販施設等の設置運営や行催事を行う事業（以下「自主事業」という。）について、効果的に行われることを期待する。

また、収益施設運営業務及び自主事業においては、外国人を含めた公園利用者の利便性を図るため、電子マネーやクレジットカード等のキャッシュレス化の導入に努めることが望ましい。

本業務は、委託費により行う「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」と、事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営及び自主事業（以下「収益施設等設置管理運営業務」という。）により構成される。

なお、会計上の注意として、事業者は、委託費を収益施設等設置管理運営業務の実施に用いてはならない。ただし、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」を実施する上で、収益施設等設置管理運営業務と調整する業務については、委託費を充当して差し支えない。

また、委託費で行う事業と独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。

さらに本業務は、利用指導の一環として、都市公園法の許認可に係る前段階の調整、近畿地方整備局が行う各種行事への対応を実施するなど、行政と連携を行うものである。

これら多岐にわたる業務は相互に密接に関連するものであり、公園の円滑な運営維持管理のため、総合的な調整のもとに実施されるものである。

なお、建設業法上の改築工事、施設保全業務、庁舎清掃業務、庁舎警備業務、光熱水費の支払い等は本業務には含まれず、近畿地方整備局が別途行う。

本業務の実施にあたっては、都市公園関係法令等を踏まえた公園管理のための専門的知識を有し、また一定のサービス水準の維持及び公園利用者の安全確保のため、上記業務を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる管理体制を整えることが必要である。

## (2) 対象業務項目

本業務に含まれる対象業務は下記のとおりである。

### 1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

#### ① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務
- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

② 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等

③ 植物管理業務

- ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）
- ・農空間の管理 等（飛鳥区域キトラ古墳周辺地区の農空間が対象。）

2) 収益施設等設置管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）

① 収益施設運営業務

- ・飲食・物販施設、駐車場等の運営

② 自主事業

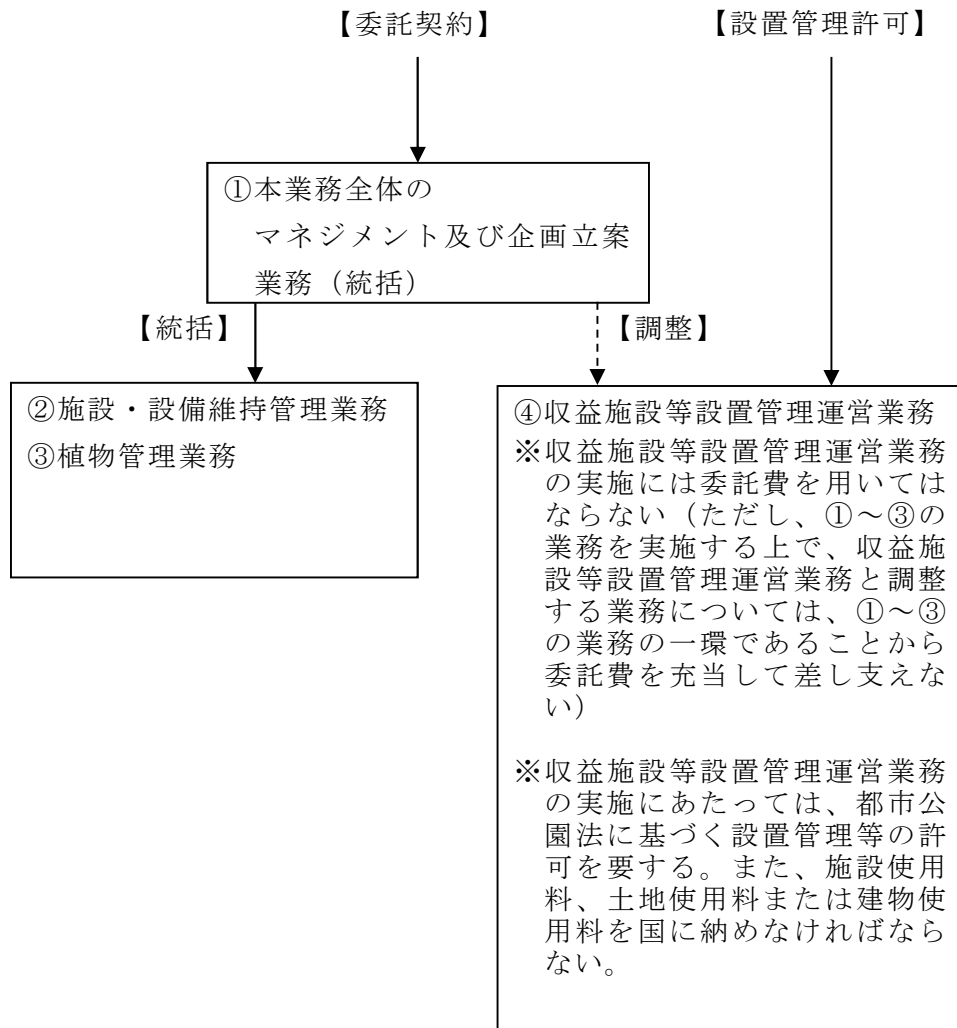
- ・臨時飲食・物販施設等の運営
- ・飲食・物販施設等の設置運営

利用者サービスの向上のため本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に基づき施設を新設し管理運営する場合は、本業務の実施期間を超えて10年間を限度として実施することができるものとする。この場合、実施期間終了後（継続して契約した場合は除く）は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新も可能である。

また、実施期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならない。

（詳細は、別紙－5「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、別紙－6～8（「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案）」（以下「個別仕様書（企画立案）」という。）等）、別紙－9「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営規定書」（以下「設置管理運営規定書」という。）を参照のこと。）

(3) 業務全体像



## 1.2. 業務内容

### 1.2.1 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

#### (1) マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。(詳細は、別紙-5「共通仕様書」及び別紙-6「個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案)」(以下「個別仕様書(企画立案)」という。)を参照のこと。)

#### (2) 企画運営管理

利用促進のための行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む)や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。(詳細は、別紙-5「共通仕様書」及び別紙-6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。)

### 1.2.2 施設・設備維持管理業務

#### (1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。(詳細は、別紙-5「共通仕様書」及び別紙-7「個別仕様書(施設・設備維持管理)」(以下「個別仕様書(施設・設備)」という。)を参照のこと。)

#### (2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。(詳細は、別紙-5「共通仕様書」及び別紙-7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

### 1.2.3 植物管理業務

花修景による演出や、本公園にふさわしい植生管理を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者へ怪

我等がないよう適切な管理を行う。

また、飛鳥区域キトラ古墳周辺地区においては、周辺の田園環境との調和を図るため、地元営農活動と適切な調整を行いながら、水田や畑地などの農空間の管理を行う。

(詳細は、別紙-5「共通仕様書」及び別紙-8「個別仕様書(植物管理)」(以下「個別仕様書(植物)」という。)を参照のこと。)

#### 1.2.4 収益施設等設置管理運営業務

本実施要項 1.2.1~1.2.3 の業務と連携して公園利用者サービスの向上を図るため、飲食・物販施設等の収益施設の運営管理を行わなければならない。また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設、通年での飲食・物販施設等の自主事業を行うことができる。自主事業のうち、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に限っては、別添 18(「自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲」)に定める範囲において、本業務の実施期間を超えて 10 年間を限度として、飲食・物販施設を新設し、管理運営することができる。

具体的には、都市公園法第 5 条、第 6 条または第 12 条の手続きを行った上で、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料を近畿地方整備局に支払い、別紙-3「収益施設一覧」で示す施設の運営管理や、繁忙期における臨時飲食・物販施設等の運営管理、通年での飲食・物販施設等の設置管理運営を行い、収益施設等の運営において得た利益は事業者の収入とする。また、収益施設のうち、必須施設は公園の開園日時に常時営業する施設、裁量施設は公園の開園日時に運営日時を事業者が設定し営業する施設である。

なお、収益施設の利用料金等については、近畿地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

(収益施設の詳細は、別紙-3「収益施設一覧」及び別紙-9「設置管理運営規定書」を参照のこと。)

事業者からの提案に基づく飲食・物販施設等の新設を行った場合、本業務実施期間終了後(継続して契約した場合は除く)は自主事業ではなくなるが、都市公園法第 5 条の許可に基づき実施できるものとする。また、本業務の実施期間終了時(継続して契約した場合は除く)又は許可期間終了時(更新が行われた場合は除く)は、自己の負担において原状回復しなければならないが、公園管理者が特別に承認した場合はこの限りではない。

### 1.3. サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）は以下のとおりとする。

#### 1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は本実施要項表 4 のとおりとする。

表 3 包括的な質

【平成 30 年度～平成 34 年度】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
<p>本業務を通して、公園の基本テーマ「日本人の心のふるさと」・「“奈良時代を今に感じる”空間を創出」を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする</p>	<p>公園利用者数の確保（※1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛鳥区域の年間の公園利用者数（キトラ古墳周辺地区以外の 4 地区は平成 25 年度～平成 28 年度の実績平均値以上、キトラ古墳周辺地区は計画利用者数以上【年間 98.6 万人（キトラ古墳周辺地区以外の 4 地区 平成 25 年度～平成 28 年度の実績平均値：年間 88.0 万人、キトラ古墳周辺地区 計画利用者数：年間 10.6 万人）】）</li> <li>平城宮跡区域の年間の公園利用者数（計画利用者数以上【計画利用者数：年間 140 万人】）</li> </ul> <p>※なお、飛鳥区域の四半期ごとの実績平均値は、以下のとおり（参考）。</p> <p>（飛鳥区域（キトラ古墳周辺地区以外の 4 地区とキトラ古墳周辺地区の合計））</p> <p>第 1 四半期 34.8 万人、第 2 四半期 23.3 万人、第 3 四半期 26.8 万人、第 4 四半期 13.7 万人</p> <p>□各年度の年間目標数は、別紙-10 に規定する。</p>
	<p>利用者満足度の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛鳥区域の年間の公園の運営に関する「非常に満足」「やや満足」の回答比率<sup>*2-1</sup>（平成 25 年度～平成 28 年度実績平均値以上【平成 25 年度～平成 28 年度実績平均値：年間 96%】）</li> <li>飛鳥区域の年間の歴史や文化に関する情報のわかりやすさに関する「非常に満足」「やや満足」の回答比率<sup>*2-2</sup>（平成 25 年度～平成 28 年度実績平均値以上【平成 25 年度～平成 28 年度実績平均値：年間 89%】）</li> <li>平城宮跡区域の年間の公園の運営に関する「非常に満足」「やや満足」の回答比率<sup>*2-3</sup>（平成 25 年度第 2 四半期～平成 26 年度第 1 四半期実績値以上【平成 25 年第 2 四半期～平成 26 年度第 1 四半期平均値：年間 93%】）</li> </ul> <p>※なお、四半期ごとの実績平均値は、以下のとおり（参考）。</p> <p>（飛鳥区域）</p> <p>&lt;公園の運営&gt;</p> <p>第 1 四半期 96%、第 2 四半期 96%、第 3 四半期 96%、第 4 四半期 96%</p> <p>&lt;歴史や文化に関する情報のわかりやすさ&gt;</p> <p>第 1 四半期 88%、第 2 四半期 89%、第 3 四半期 89%、第 4 四半期 89%</p> <p>（平城宮跡区域）</p> <p>&lt;公園の運営&gt;</p> <p>第 1 四半期 95%、第 2 四半期 93%、第 3 四半期 91%、第 4 四半期 96%</p> <p>□各年度の年間目標数は、別紙-10 に規定する。</p>



	<p>多様な利用プログラムの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛鳥区域の歴史学習などの利用プログラムの開催回数（キトラ古墳周辺地区以外の4地区は平成25年度～平成28年度の実績平均値以上、キトラ古墳周辺地区は平成28年10月～平成29年9月の1年間の実績値以上【年間69回（キトラ古墳周辺地区以外の4地区は平成25年度～平成28年度の実績平均値：年間38回、キトラ古墳周辺地区は平成28年10月～平成29年9月の1年間の実績：年間31回）】</li> <li>・平城宮跡区域の歴史学習などの利用プログラムの開催回数（年間104回以上）</li> </ul> <p>□各年度の年間目標数は、別紙-10に規定する。</p>
	<p>情報受発信</p>	<p>&lt;マスコミによる報道&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛鳥区域の報道件数<sup>※4</sup>（平成25年度～平成28年度の実績平均値と同程度以上【平成25年度～平成28年度の実績平均値：年間286件】）</li> <li>・平城宮跡区域の報道件数<sup>※4</sup>（年間286件以上）</li> </ul> <p>&lt;SNSによる情報発信&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛鳥区域の発信件数（週1件以上）</li> <li>・平城宮跡区域の発信件数（週1件以上）</li> </ul> <p>□各年度の年間目標数は、別紙-10に規定する。</p>

※1：公園利用者数の集計方法は別紙-10による。

※2-1：年間の「公園の利用に関するアンケート調査（飛鳥区域）」（別紙-11）のQ-12-1「国営飛鳥歴史公園を利用しての満足度」における全回答者数に対する「非常に満足」「ある程度満足」と回答した人の割合。

※2-2：年間の「公園の利用に関するアンケート調査（飛鳥区域）」（別紙-11）のQ-12-2「国営飛鳥歴史公園を利用しての満足度」の「③歴史や文化に関する情報のわかりやすさ」における全回答者数に対する「非常に満足」「ある程度満足」と回答した人の割合。

※2-3：年間の「公園の利用に関するアンケート調査（平城宮跡区域）」（別紙-11）のQ-13「平城宮跡の満足度」における全回答者数に対する「非常に満足」「ある程度満足」と回答した人の割合。

※3：歴史学習などの利用プログラムとは、飛鳥地方の文化的遺産の保存と活用に資する参加・学習・体験・交流型のイベント及び利用プログラムを指す。なお、事例については、別紙15に示すとおり。

※4：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

- ・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

- ・財団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが明日香村を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数（電子版含む）で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

- ・事件、事故等の報道件数は除く。

- ・平成25年度～平成28年度の実績平均値については、特異な実績である平成28年9月のキトラ古墳周辺地区新規開園に関する報道実績は除いた上で設定した数値である。

### 1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質の最低水準は、別紙-5「共通仕様書」及び別紙-6～9（「個別仕様書（企画立案）」等）による。

ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項4.2.3参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

#### (1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

##### 1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。(詳細は、別紙-6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。)

##### 2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。(詳細は、別紙-6「個別仕様書(企画立案)」を参照のこと。)

#### (2) 施設・設備維持管理業務

##### 1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。(詳細は、別紙-7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

##### 2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。(詳細は、別紙-7「個別仕様書(施設・設備)」を参照のこと。)

#### (3) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。(詳細は、別紙-8「個別仕様書(植物)」を参照のこと。)

#### (4) 収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安

全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。（詳細は、別紙-9「設置管理運営規定書」を参照のこと。）

### 1.3.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、事業者の創意工夫を反映し、本公園が国民に提供する空間・サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率の向上、経費削減等）に努めるものとする。

#### (1) 企画提案

事業者は、別途定める様式に従い、本公園が国民に提供する空間・サービスの包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の向上の観点から、以下の事項を提案し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。また、業務計画書の承諾にあたり、近畿地方整備局が実施を認めない提案がある場合は、その実施前までに代替案を検討するよう指示することがある。この場合でも、原則として、企画書に記載した目標の変更は認めない。

- ① 目標とする公園利用者数の確保に関する提案
- ② 利用者満足度の確保に関する提案
- ③ 公園特性を活かした植物管理に関する提案
- ④ 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案
- ⑤ 多様な利用プログラムの提供に関する提案
- ⑥ 情報受発信に関する提案
- ⑦ 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案
- ⑧ 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案
- ⑨ 緊急時及び非常時の対応に関する提案
- ⑩ 自主事業に関する提案
- ⑪ 収益施設の運営に関する提案

#### (2) 各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

事業者は、下記に示す業務の最低の水準（本実施要項 1.3.2 参照）として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。

- ① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
- ② 施設・設備維持管理業務
- ③ 植物管理業務
- ④ 収益施設等設置管理運営業務

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所を示すとともに、改善提案で変更を

提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。ただし、業務計画書の承諾にあたり、近畿地方整備局が提案の実施を認めない場合がある。

### (3) 収益施設運営実績書及び計画書

事業者は、各収益施設の運営実績および運営計画を具体的に記述し「収益施設運営実績書」（様式1-9）及び「収益施設運営計画書」（様式3）を提出すること。

#### 1.3.4 モニタリング方法

近畿地方整備局は、包括的な質及び個別業務の質について、その実施状況を確認するため、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに、その達成状況について本実施要項表4に示すモニタリング調査を実施する。なお、モニタリング調査の結果は、近畿地方整備局により公表されることがある。

表4 モニタリング調査

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
公園利用者数の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>飛鳥区域の年間の公園利用者数</li> <li>平城宮跡区域の年間の公園利用者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理月報の確認（毎月実施）</li> <li>※公園利用者数の集計方法は別紙-10による。</li> </ul>	近畿地方整備局
利用者満足度の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の公園の運営に関する「非常に満足」「やや満足」の回答比率</li> <li>年間の歴史や文化に関する情報のわかりやすさに関する「非常に満足」「やや満足」の回答比率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査（4回以上/年）</li> </ul>	近畿地方整備局
多様な利用プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史学習などの利用プログラムの開催回数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理月報の確認（毎月実施）</li> </ul>	近畿地方整備局
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスコミによる報道件数</li> <li>SNSによる情報発信件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理月報の確認（毎月実施）</li> </ul>	近畿地方整備局
個別業務の質	<ul style="list-style-type: none"> <li>「1.3.2個別業務の質の設定」に記載した内容の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理月報の確認（毎月実施）</li> </ul>	近畿地方整備局

近畿地方整備局は、公園利用者を対象として、別紙-11「公園の利用に関するアンケート調査」にある調査票によりアンケート調査を年間4回以上（実施月の平日・休日各2日）実施する。サンプル数は飛鳥区域において年間で4,000件程度、平城宮跡区域において年間1,000件程度とし、アンケート調査は、各地区それぞれにおいて、対面式で行う予定である。

#### 1.3.5 委託費の支払い方法

##### (1) 公園運営維持管理業務

a) 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施すること

により、包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。

- b) 近畿地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害による長期閉園その他の事業者の責に帰すことが出来ない事由によると近畿地方整備局が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

（注）事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合とは以下の場合である。

- ・震災等大規模な自然災害の影響が認められる場合
- ・募集時には計画のなかった主要施設の一定期間使用中止があった場合

その他、事業者の責任に拠らない事由が発生し、近畿地方整備局が認めた場合

- c) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。

- d) 会計法（以下「法」という。）第22条、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員等の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求はできないものとする。

ただし、事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合（注）は改善計画書は不要とする。

- e) 事業者の運営維持管理の責任に拠らないと近畿地方整備局が判断した、風水害による長期閉園その他の事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

## (2) 収益施設等設置管理運営業務

収益施設や自主事業の運営において得た利益は事業者の収入とし、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料（詳細は、別紙-9「設置管理運営規定書」を参照のこと。）を近畿地方整備局に支払うものとする。施設使用料、土地使用料または建物使用料については、許可後、歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知から20日以内に納入しなければならない。（別紙-9「設置管理運営規定書」を参照のこと。）

なお、近畿地方整備局は、経済情勢の変動その他特に必要があると認める場合には、施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定することができる。

### 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項

#### (1) 消耗品等

本業務を実施するにあたり、別紙－5「共通仕様書」及び別紙－6～9（「個別仕様書（企画立案）」等）に記載のあるものを除き、公園利用者が使用する消耗品、本業務を行ううえで事業者が使用する消耗品や付属品については支給しない。また、近畿地方整備局から貸与する物品（詳細は、別紙－12「提供施設等一覧」を参照のこと。）については、事業者の責めに帰すべき事由により損害した場合は原状復旧を事業者の負担により行った上で、契約期間終了後は近畿地方整備局へ返却するものとする。この場合、原状復旧に要する費用に委託費を充当することはできない。

#### (2) 光熱水費

近畿地方整備局は、事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水費を無償で提供するものとする（収益施設等設置管理運営業務の実施に係るものを除く。）。

光熱水費については、基本的に園内に係わる全ての使用について、一括して供給会社より請求されるため、事業者は調査職員（本実施要項 8.1.4 参照）の指示に従い、以下の作業を行うものとする。

- ① 個別にメーターを設置するなど、収益施設等設置管理運営業務の実施にかかるものの使用量が切り分けられるようにし、調査職員の指示する日に各メーターを確認し、毎月の使用量の集計表を作成するものとする。
- ② 近畿地方整備局、事業者、その他の光熱水費を負担すべきものの詳細な負担金額計算を行ない、その明らかにした算定表を、集計表とともに調査職員に指示された期日までに提出するものとする。
- ③ その他、光熱水費の使用から支払に至る諸般の事務処理について、調査職員の指示に従い、また協力するものとする。

#### (3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から②のいずれかに該当する場合には近畿地方整備局が負担し、それ以外の法令変更等による増加費用及び損害については事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃
- ② 消費税（地方消費税を含む）その他の税制度（法人税その他事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の税率及び課税対象の変更並びに税制度（事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の新設

#### (4) 収益施設等設置管理運営業務に関する留意事項

収益施設等設置管理運営業務に関し、企画書において提案された内容については、当該事業が公園利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合があるため、本業務の契約段階で近畿地方整備局に協議するものとする。

事業者が近畿地方整備局との協議の後に、自主事業を実施する場合には、あらかじめ近畿地方整備局から必要な許可を得なければならない。その際、事業者は近畿地方

整備局に対して土地使用料または建物使用料を納める必要がある場合がある。

(5) 事業者と近畿地方整備局の責任分担

事業者と近畿地方整備局の責任分担は、本実施要項表 5 に示すとおりとする。

表 5 事業者と近畿地方整備局の責任分担

項目	内 容	近畿地方 整備局	事業者	
			運営 維持 管理	収益 施設
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第 5 条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	但し、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減			◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が 1 件あたり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用 750 万円（税抜き）【平成 26～28 年度】※を超えない場合（上記①を除く。）		○	
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）			◎
	上記 3 項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎	◎
	共通仕様書第 27 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
	上記 2 項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎
	上記以外の場合	○		

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 26 年～平成 28 年の実績平均と現在の状



況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を飛鳥区域で見込んでい  
る。実績は、別紙-13「修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

(6) 資料等の作成・提出の指示

本業務の遂行上、必要に応じて近畿地方整備局は事業者から業務状況を把握するための資料及び資料に付随するデータの作成及び提出を指示することがある。事業者が近畿地方整備局に対して提供した資料及び資料に付随するデータの著作権（本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じたもの並びに事業者に権利が帰属しないものを除く。）はすべて、事業者に属する。ただし、事業者は、近畿地方整備局に対して、本業務の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。

(7) 広報・行催事経費について

広報・行催事経費への委託費の支出にあたっては、本公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報・行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内の必要な経費に限るものとする。

## 2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成 31 年 2 月 1 日～平成 35 年 1 月 31 日

但し、以下の場合、実施期間中であっても、契約を打ち切る場合がある。

- a) 近畿地方整備局の検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されておらず、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行ったにもかかわらず、事業者が業務改善計画書の提出を怠る、あるいは、承諾に足り得ない、または改善内容の履行が十分に図られないなど、本業務の履行が著しく困難と判断される時。
- b) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- c) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- d) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- e) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

### 3. 入札参加資格に関する事項

#### 3.1. 入札参加資格について

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

- a) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。
- b) 予決令第 70 条の規定に該当する者でないこと。
- c) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- d) 開札日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿（公園所在地の地方ブロック）地域の競争参加資格を有する者であること（本実施要項 4.2.2 に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、本実施要項 4.1. に示す「企画書・収益施設運営計画書の受付期限」に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。）
- e) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- f) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - ① 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- g) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
- h) 近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。
- i) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
- j) 国営飛鳥公園事務所で平成 29 年度に実施の「国営飛鳥歴史公園管理水準調査他業務」に参加している者及び当該業務の監理技術・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

なお、「業務に参加」とは、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいい、「資本面・人事面で関係がある」とは本実施要項 3.1. f) ①、②に該当することをいう。

### 3.2. 企業の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて次頁に示す「表 6 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表6 企業の業務実績等に関する要件

	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	②施設・設備維持管理業務	③植物管理業務	④収益施設等設置管理運営業務
	・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に必要な要件	・施設・設備維持管理業務に必要な要件	・植物管理業務に必要な要件	・収益施設等設置管理運営業務に必要な要件
業務実績※1	下記に示す業務（平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る）において1件以上の実績を有していること（申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成31年1月31日までに完了するもの）			
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務（本実施要項1.2.1参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務（本実施要項1.2.2参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務（本実施要項1.2.3参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務（本実施要項1.2.4参照）の実績（収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績）を1件以上有すること
	1) 地区公園、特殊公園、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している都市公園（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など） 2) レクリエーション施設※2 又は観光・商業施設※3 で、園地管理※4 を行っている施設			
注意事項	共同体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする	共同体等の一員（代表者以外）としての実績も認める		
保有資格者			1級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること	

- ※1：業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。）  
 ※2：レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの（例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等）  
 ※3：観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの（例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等）  
 ※4：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。（移動可能なプランター等の植物管理は含まない。）

### 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて次頁に示す「表 7 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表7 配置予定者の業務実績等に関する要件

	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者(総括責任者)	②施設・設備維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者	④収益施設等設置管理運営業務の業務責任者
業務	下記に示す同種又は類似業務(平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成31年1月31日までに完了するもの)			
業務の経験※1	下記の1)~2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)~ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)~2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)~2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)~2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること
	1) 都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している概ね10ha以上の都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など) 2) レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、2ha以上の園地管理※6を行っている施設			
	ア) 延べ2年以上の総括責任者※2の経験 イ) 延べ3年以上の業務責任者※3の経験 ウ) 総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	エ) 延べ2年以上の業務責任者※3の経験 オ) 延べ3年以上の業務経験		
類似業務の経験	下記の3)~5)のいずれかを対象としたマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.1(1)、(2)、1.2.2~1.2.4参照)のいずれかに関する業務の実績を有し、かつ下記のア)~ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)~5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)~5)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務(本実施要項1.2.3参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)~5)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること

	<p>3) 都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している4ha以上の都市公園（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など）</p> <p>4) 都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園</p> <p>5) レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、園地管理※6を行っている施設</p>			
	<p>ア) 延べ2年以上の総括責任者※2 の経験</p> <p>イ) 延べ3年以上の業務責任者※3 の経験</p> <p>ウ) 総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者</p>		<p>エ) 延べ2年以上の業務責任者※3 の経験</p> <p>オ) 延べ3年以上の業務経験</p>	
資格	—	—	1級造園施工管理技士	—
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務責任者※3 は、平成30年4月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること（雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）で確認する）。なお、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。</li> <li>・上記①の業務責任者※3 1名を総括責任者※2 とすること。</li> <li>・共同体にあつては、上記①の総括責任者※1 は代表企業に所属する者とする。</li> <li>・総括責任者は、原則、実施期間中専任（※7）とする。なお、病気・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。</li> <li>・総括責任者※2 は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者※3 は他業務の業務責任者※3 を兼務することができる。</li> <li>・開園期間中は、上記①の業務責任者（総括責任者）が勤務する体制か、上記②～④の業務責任者のうち少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め上記①～④が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、業務責任者を2人以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、やむを得ず上記①～④の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。（ただし、事故などやむを得ない事由により事前に承認を得られない場合を除く。）</li> <li>・主な業務従事（勤務）場所は、飛鳥管理センター（飛鳥区域高松塚周辺地区）または平城宮跡管理センター（平城宮跡区域）とすることを想定している。</li> </ul>			

※1:業務実績は、契約書等により実施が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績となる。）

※2:総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。収益施設等設置管理運営業務を行う場合及び収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。

※3:業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。なお、複数の業務分野について全体的



に総括する立場の者を補佐する者の経験は、業務責任者の経験とみなす。

- ※4:レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)
- ※5:観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)
- ※6：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)
- ※7:専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。

### 3.4. 共同体での入札について

本業務は、本実施要項 3.2. で定める要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務を包括的に管理すること。

- a) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
  - ア) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
  - イ) 施設・設備維持管理業務
  - ウ) 植物管理業務
  - エ) 収益施設等設置管理運営業務
- b) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記 a) ア) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業とする。
- c) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについては、被指名停止会社になる構成員を補充した上で、新たに共同体を結成し、共同体としての認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとし、その期限は実施要項 4. 1 に定める企画提案書の提出期限とする。やむを得ない事情が生じた場合は、近畿地方整備局はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- d) 共同体の代表企業及び構成員は、本実施要項 3.1. a) から j) の全ての要件を満たすこと。
- e) 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

## 4. 入札に参加する者の募集に関する事項

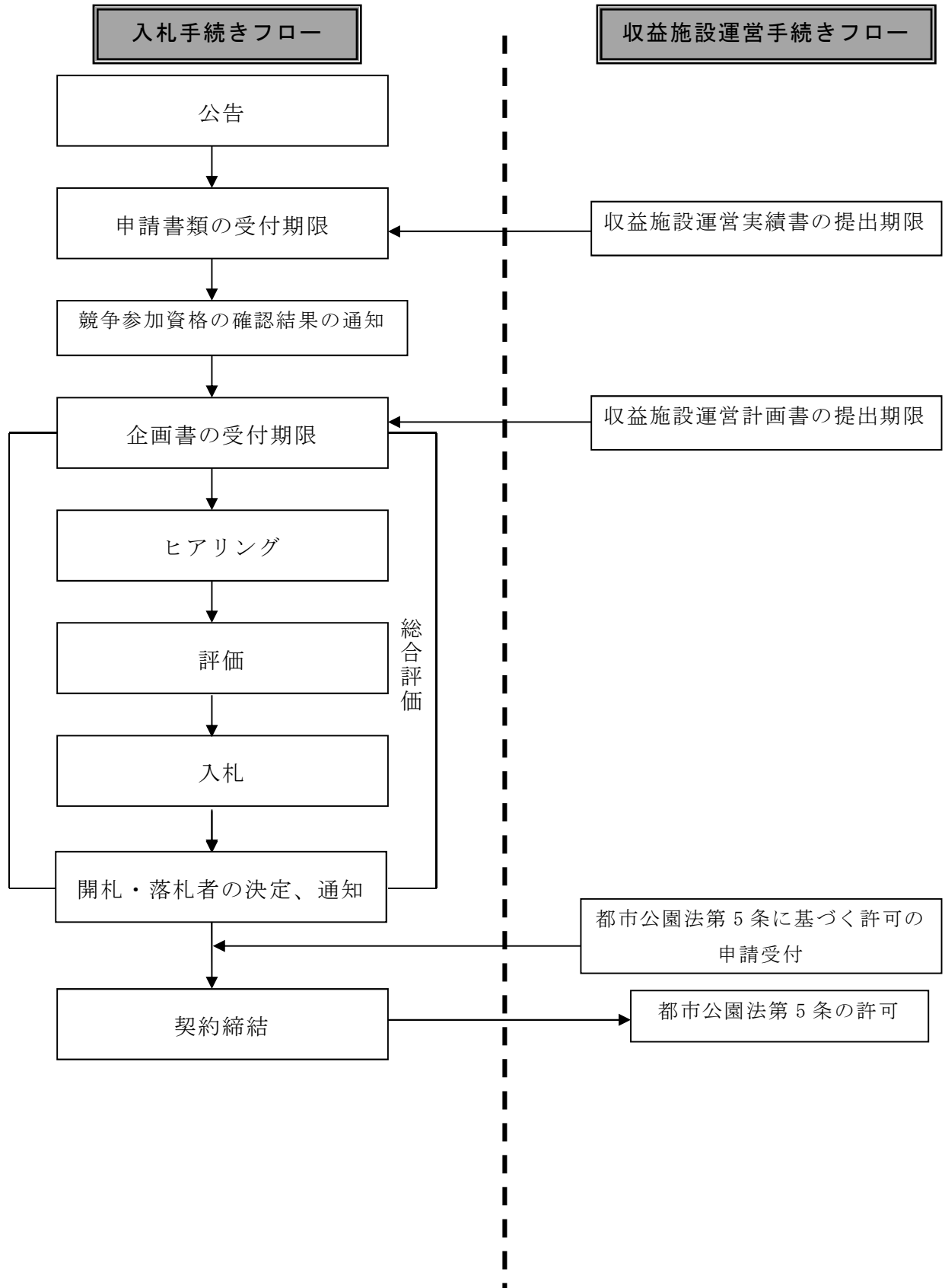
### 4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- |                      |                                |
|----------------------|--------------------------------|
| ① 公告                 | : 平成 30 年 4 月下旬                |
| ② 現場見学可能期間           | : 平成 30 年 5 月下旬～平成 30 年 8 月上旬  |
| ③ 入札等に関する質疑応答        | : 平成 30 年 4 月下旬～平成 30 年 10 月上旬 |
| ④ 申請書類の受付期限          | : 平成 30 年 6 月上旬                |
| ⑤ 競争参加資格の確認結果の通知     | : 平成 30 年 6 月下旬                |
| ⑥ 企画書・収益施設運営計画書の受付期限 | : 平成 30 年 8 月上旬                |
| ⑦ ヒアリング              | : 平成 30 年 8 月下旬                |
| ⑧ 評価                 | : 平成 30 年 9 月中旬                |
| ⑨ 入札                 | : 平成 30 年 10 月上旬               |
| ⑩ 開札                 | : 平成 30 年 10 月上旬               |
| ⑪ 落札予定者の決定           | : 平成 30 年 10 月下旬               |
| ⑫ 契約締結               | : 平成 30 年 11 月下旬               |

※ 現場見学とあわせて関連資料を閲覧することができる。ただし、閲覧資料は検討過程のものであり、本業務の実施条件として提示するものではない。

※ 現場見学は予約制とする。公平性を保つため質問については後日文書により対応する。

H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 一般競争（総合評価落札方式）手  
 続きフロー（案）



## 4.2. 入札実施手続

### 4.2.1 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務に係る入札金額（ただし、収益施設等設置管理運営業務に要する費用は含まない。）を記載した書類（以下「入札書」という。）、申請書類並びに、企画書及び収益施設運営計画書（以下、「企画書等」という。）を提出する。

上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（収益施設等設置管理運営業務に要する費用は含まない）の108分の100に相当する金額を記載すること。

なお、提出された申請書類及び企画書等は、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。

### 4.2.2 申請書類の内容

① 競争参加資格確認申請書（様式1-1）

② 企業の業務実績（様式1-2）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

③ 業務責任者の業務実績（様式1-3）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書等（任意書式）を添付すること。

※必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。

④ 守秘性に関する要件（様式1-4）

※守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

⑤ 業務実施体制（様式1-5）

※組織図（業務実施のための管理機構）を添付すること。（任意書式）

⑥ 実施方針（様式1-6）

※年間業務計画書を添付すること。（任意書式）

⑦ 再委託または下請負の予定（様式1-7）

⑧ 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式1-3に添付のこと）

⑨ 申請書類提出時に雇用関係が無い場合の念書等（任意書式）

⑩ 業務経歴証明書（様式1-8）

⑪ 収益施設運営実績書（様式1-9）

⑫ 共同体で参加する場合の協定書の写し

### ⑬誓約書（様式 1-10）

#### 4.2.3 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5. で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、標準評価項目等の詳細については本実施要項表 9 を参照のこと。

##### ① 表紙（様式 2-1）

##### ② 企画提案

- ア) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案（様式 2-2-1）
- イ) 利用者満足度の確保に関する提案（様式 2-2-2）
- ウ) 公園特性を生かした植物管理に関する提案（様式 2-2-3）
- エ) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案（様式 2-2-4）
- オ) 多様な利用プログラムの提供に関する提案（様式 2-2-5）
- カ) 情報受発信に関する提案（様式 2-2-6）
- キ) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案（様式 2-2-7）
- ク) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案（様式 2-2-8）
- ケ) 緊急時及び非常時の対応に関する提案（様式 2-2-9）
- コ) 自主事業に関する提案（様式 2-2-10）
- サ) 収益施設の運営に関する提案（様式 2-2-11）

なお、本業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。開始年月の記載のない提案は初年度から実施するものとする。また、企画提案によって設計数量を変更する場合には、必ず③の改善提案も行うこと。

##### ③ 改善提案（様式 2-2-12）

業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案を行う場合、提案を行う内容を明確にし、提案を行う理由、提案の内容・数量、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合には、該当工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所をそれぞれ示すこと。改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。

##### ④ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組（様式 2-2-13）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定があるか。該当することを証明する資料を添付すること。

#### 4.2.4 収益施設運営計画書

様式 3 「収益施設運営計画書」を提出する。

#### 4.2.5 ヒアリングの実施

##### a) 企画書に関するヒアリング

ヒアリングでは、実施方針および企画書等に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより、提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。

ア 実施場所：近畿地方整備局

イ 実施期間：別途通知

ウ ヒアリング時間：別途通知

エ 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

#### 4.2.6 その他

a) 競争参加資格の確認及び企画書等の評価は、申請書類及び企画書等の資料提出期限の日をもって行うものとする。

b) 申請書類及び企画書等の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

c) 近畿地方整備局は、提出された申請書類及び企画書等の資料を、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。

d) 提出された申請書類及び企画書等の資料は、返却しない。

e) 提出期限以降における申請書類及び企画書等の資料差し替え及び再提出は認めない。

f) 落札者は、様式1-10（第2面）及び電磁記録媒体（CD-R等）を提出すること。詳細は様式1-10を参照すること。

## 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価は、近畿地方整備局が行うが、客観性を確保するため、第三者の有識者で構成される近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会の意見を聴取し、評価を行うものとする。

なお、入札参加者は企画書と同時に、収益施設運営計画書を提出し、落札後、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置管理許可申請を行わなければならない。

### 5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定

事業者を決定するための評価は、提出された企画書等の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（基本項目審査）、また、効果的なものであるか等（提案項目審査）について行うものとする。（本実施要項表8を参照のこと。）

#### 5.1.1 基本項目審査

基本項目審査においては、入札参加者に対して、本実施要項表8の基本項目について審査を行う。各項目ごとに業務が可能な最低水準を満たしている場合には基礎点を与える（基礎点計50点）。さらに、実施体制に係る項目においては、最低水準を超える部分についてその内容に応じ得点を与える（加算点計10点）。なお、最低水準を1つでも満たしていない項目がある場合は失格とする。

#### 5.1.2 提案項目審査

提案項目審査においては、基本項目審査の全ての項目で業務が可能な最低水準を満たした入札参加者に対して、本実施要項表8の提案項目について審査を行う（加算点計190点）。

様々な公園施設の維持管理と収益施設等の運営を一元的に行うことが必要であり、サービス水準（質）の向上や公園利用者の安心安全を確認することを目的としている。なお、提案内容については、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し得点を与える。各加算点の数値はサービスの質の向上の観点から重要度に応じて配点している。

#### 5.1.3 加算点項目

加算項目審査については、表8のとおり審査を行う（加算点計3点）。

なお、共同体の場合については、代表企業の認定状況について評価を行う。（代表企業とは本業務において出資予定比率が1番高い企業をいう。）



表 8 標準評価項目及び得点配分

項目	区分	項番	評価項目	得点配分		様式
				基礎点	加算点	
① 基本項目	業務共通					
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/10	0~5	様式 1-2~ 1-8
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	0/5	
	2) 業務に対する認識	3	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10	—	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10	—	
3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、近畿地方整備局の要求水準(実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか	0/10	—	様式 2-2-1 ~ 2-2-12	
② 提案項目	企画提案					
	1) 目標とする公園利用者数の確保	6	本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~15	様式 2-2-1
	2) 利用者満足度の確保	7	年間の公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度数の確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~15	様式 2-2-2
	3) 公園特性を生かした植物管理	8	本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然・歴史資源等を活用した魅力のある花修景や風景の演出について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~10	様式 2-2-3
	4) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理	9	地域の案内や歴史に関する学習といった本公園の機能を発揮させるため、史跡等歴史資源を活用しながら、「国営飛鳥歴史公園館」や「キトラ古墳壁画体験館 四神の館」、「復原事業情報館」、「平城宮跡展示館(平城宮いざない館)」等の施設の維持管理方法について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~10	様式 2-2-4
	5) 多様な利用プログラムの提供	10	本公園の意義や役割、機能を踏まえ、また本公園の様々な資源等を活用した利用プログラムの開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~10	様式 2-2-5
	6) 情報受発信	11	マスコミ報道件数やSNSによる情報発信件数を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。(目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。)	—	0~10	様式 2-2-6
	7) 地域との連携活動・市民との協働活動	12	周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~15	様式 2-2-7
	8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法	13	本公園の特性を踏まえた上で、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理及び運営管理について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、公園スタッフ(職員、臨時職員、アルバイト、その他関係従事者)に関する事故を未然に防ぐ取組について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~15	様式 2-2-8
9) 緊急時及び非常	14	具体的な緊急事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提	—	0~15	様式	

	時の対応		案されているか。また、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないためのハード面・ソフト面での対応策について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。			2-2-9
	10) 自主事業の提案	15	自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。	—	0~20	様式 2-2-10
	11) 収益施設の運営に関する提案	16	公園利用者サービスの質的な向上に向けた運営について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0~20	様式 2-2-11 様式3
	従来の実施方法に対する改善提案					
	12) 各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する改善提案	17	質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらを実施可能な体制であるか。	—	0~25	様式 2-2-12
③ 加算点 項目	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組					
	1) 認定状況	18	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性活躍推進法、次世代法、又は若者雇用促進法に基づく認定を受けているか。	—	0~3	様式 2-2-13
合計得点				0~50	0~193	

## 5.2. 事業者決定にあたっての評価方法

### 5.2.1 事業者の決定方法

- a) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記 5.2.2 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- c) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き事業者を決定するものとする。

### 5.2.2 総合評価の方法

#### (1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る本実施要項表 8 により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

$$(\text{評価値}) = (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点})$$

#### (2) 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$(\text{価格評価点}) = (\text{価格点}) \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$$

なお、価格点は 30 点とする。

#### (3) 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、本実施要項表 8 の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は 60 点とする。

$$(\text{技術評価点}) = 60 \times (\text{技術点}) / (\text{技術点の満点})$$

なお、本業務における技術点の満点は 243 点(基礎点 50 点+加算点 193 点)とする。

#### (4) 基本項目審査の評価方法

基本項目審査については、本実施要項表 9 の評価基準を満たしているかによって評価する。

表 9 実施体制の様式 1-5-2 の加算点は、提案内容に対する具体性、実現性等を総合的に勘案して、原則として本実施要項表 10 の 3 段階評価に基づいて評価をする。

表9 基本項目審査の評価基準

区分	評価項目	評価基準
実施体制	<p>各業務の業務水準が維持される体制であるか。                      (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)</p>	<p>提案する運営内容に対して提案する職務区分・人数が適切に明示されている。(様式1-5-1)                      なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。(様式1-5-2)                      ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案がなされている。(組織面、費用面の対応が適切に明示されている。)</p>
	<p>提案された内容が実施可能な体制であるか。</p>	<p>提案する職務区分ごとに休憩時間、休日を考慮した労働時間の設定が行われている。                      現地体制及び繁忙期の現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を含め適切に明示されている。(様式1-5-1)                      なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。(様式1-5-3)                      ・緊急時における代替性等の確保の観点から、申請書類の提出期限の日時点で、申請した総括責任者以外に同一企業内に表8に示す総括責任者の業務実績を有している者(代替総括責任者)が1名以上在籍し、申請した総括責任者に事故等があった場合、速やかに配置できる体制が確保されている。申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)を提出すること。なお、代替総括責任者は、本業務の実施期間中、専任規定のある工事又は業務には従事することはできない。(本業務は除く)</p>
業務に対する認識	<p>本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。</p>	<p>年間業務計画(様式1-6別紙)に記載された業務内容が、仕様書に定める業務内容と適合している。</p>
	<p>本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。</p>	<p>企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。</p>
現行基準レベルの質の確保の実態	<p>各業務の提案内容は、要求水準(本実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか。</p>	<p>仕様書に定める管理水準を満足させる企業の業務実績、配置予定者の業務経験の明示があり、これらを踏まえた様式2-2-1~2-2-12の提案内容について実現性が高いものとなっている。</p>

(5) 提案項目審査の評価方法

提案項目審査は以下のとおりとする。

提案項目審査の企画提案のうち、包括的な質に関する提案項目については、提案した数値（目標値）とその実現性について、それぞれ評価を行い、その合計点を評価点とする。ただし、実現性が乏しい場合は目標値が高くても加算しない（0点）ものとする。

上記以外の提案項目審査は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して原則として本実施要項表 10 の 3 段階評価に基づいて評価する。なお、①関係法令に違反する提案、②使用料等を増減させる提案、③開園日時を変更させる提案（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）については、内容の如何に問わず評価しないものとする。

表 10 基本項目審査（様式 1-5-2）及び提案項目審査における評価基準と評価係数

評価基準		評価係数
優	全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.00
良	一定の評価ができる提案がなされているが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.50
可	特に評価すべき提案が見られない。	配点×0.00

(6) 加算点項目審査の評価方法

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組の評価は下記のとおり区分して評価する。

- ① えるぼし認定企業（第 3 段階）（3 点）
- ② えるぼし認定企業（第 2 段階）、プラチナくるみん認定企業又はユースエール認定企業（2 点）
- ③ えるぼし認定企業（第 1 段階）又はくるみん認定企業（旧認定基準、新認定基準）（1 点）
- ④ 一般事業主行動計画の策定（0.5 点）
- ⑤ 認定なし（0 点）

※注

- ・ えるぼし認定企業：女性活躍推進法第 9 条の認定を受けた企業（ただし、第 1 段階及び第 2 段階の認定については、労働時間等の働き方に係る基準を満たさない場合は評価しない。）
- ・ くるみん認定企業：次世代法第 13 条の認定を受けた企業  
旧認定基準：次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準（同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置含む）

新認定基準：次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準

- ・プラチナくるみん認定企業：次世代法第 15 条の 2 の特例認定を受けた企業
- ・ユースエール認定企業：若者雇用促進法第 12 条の認定を受けた企業
- ・一般事業主行動計画の策定：女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 300 人以下の企業に限る。）
- ・「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて評価する。
- ・共同体の場合については、代表企業の認定状況について評価を行う。

### 5.2.3 留意事項

近畿地方整備局は、事業者が決定したときは、遅滞なく、事業者の氏名若しくは名称、落札金額、事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

### 5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

## 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施状況に関する情報は、別紙－11～29のとおりである。

## 7. 事業者で使用させることができる国有財産に関する事項

### 7.1. 施設

別紙-1「主要公園施設一覧」、別紙-2「主要建築物一覧」、別紙-3「収益施設一覧」による。

### 7.2. 設備

- a) 使用できる設備については、本業務に関係する建物・設備全てとする（別紙-12「提供施設等一覧」を参照のこと）。
- b) 本業務に支障を来さない範囲において、事業者は施設内に本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。



8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

8.1. 報告について

8.1.1 業務計画書の協議と承諾

別紙-5「共通仕様書」による。

8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙-5「共通仕様書」による。

8.1.3 業務報告書

別紙-5「共通仕様書」による。

8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるにあたり、調査職員の検査・監督体制は次のとおりとする。

(1) 調査職員

① 総括調査員

国営飛鳥歴史公園事務所長

② 主任調査員

国営飛鳥歴史公園事務所調査設計課長（代表）

国営飛鳥歴史公園事務所工務第一課長

国営飛鳥歴史公園事務所工務第二課長

国営飛鳥歴史公園事務所総務課長

国営飛鳥歴史公園事務所建設監督官

③ 調査員

国営飛鳥歴史公園事務所調査設計課係長

国営飛鳥歴史公園事務所工務一課工務係長

国営飛鳥歴史公園事務所工務二課計画係長

(2) 検査・監督体制

- a) 事業者は、各年度ごとの業務を完了したときは、遅延なく、当該年度の完了報告書、清算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以下「完了報告書等」という）に成果物を添えて、近畿地方整備局に提出すること。
- b) 近畿地方整備局は、事業者からの成果物、完了報告書等を受理したときは、その日から 10 日以内に支出負担行為担当官近畿地方整備局長が指定した職員により検査を行うものとする。

## 8.2. 調査への協力

- a) 調査職員は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- b) 立ち入り検査をする調査職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

## 8.3. 指示について

近畿地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

## 8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

## 8.5. 個人情報の取り扱い

別紙－5「共通仕様書」第 6 章による。

## 8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

### 8.6.1 業務の開始及び中止

- a) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- b) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め近畿地方整備局の承諾を受けなければならない。

### 8.6.2 公正な取り扱い

- a) 事業者は、本業務の実施にあたって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- b) 事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有

無等により区別してはならない。

#### 8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、収益施設等設置管理運営業務として行う場合など、近畿地方整備局から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

#### 8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

#### 8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### 8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第4条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第5条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第6条による部分開示や第7条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第9条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から30日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

#### 8.6.7 権利の譲渡

本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、近畿地方整備局が承継するものとする。また、事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

#### 8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

#### 8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9.に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、近畿地方整備局の責に

帰すべき事由により生じたものについては、近畿地方整備局が負担する。

#### 8.6.10 再委託または下請負の取り扱い

- a) 事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託または下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・業務における総合的計画立案、業務遂行管理、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

- c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで近畿地方整備局の承諾を受けなければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- d) 事業者は、上記 b) 及び c) により再委託を行う場合には、事業者が近畿地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- e) 上記 b) から d) までに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

#### 8.6.11 契約解除

近畿地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### 8.6.12 契約解除時の取り扱い

- a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、近畿地方整備局は事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として近畿地方整備局の指定する期間に納付しなければならない。
- c) 近畿地方整備局は、事業者が前項の規定による金額を近畿地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- d) 近畿地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### 8.6.13 契約内容の変更

近畿地方整備局は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、近畿地方整備局及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

#### 8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と近畿地方整備局が協議するものとする。

#### 8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について近畿地方整備局と協議の上、承諾を得なければならない。

#### 8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について近畿地方整備局と協議を行い、近畿地方整備局の承諾を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、近畿地方整備局と協議し書面にてこれを定めるものとする。

#### 8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引継ぎにあたっては、共通仕様書 42 条に規定する必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。(業務の引継ぎに必要な資料の詳細は、別紙-5「共通仕様書」を参照のこと。)

#### 8.6.18 業務評定について

本業務においては近畿地方整備局が、毎年度（平成 31～33 年度）業務終了後に当該年度の業務評定（以下、「単年度評価」という）を実施するとともに、3 年目の（平成 33 年度）業務終了後に 3 年間を通しての業務評定（以下、「3 箇年評価」という）を実施する。なお、平成 30 年度分については業務評定を実施しない。評定については事業者へ通知し、近畿地方整備局ホームページ等により公表するものとする。（詳細は、別紙－30「業務評定」を参照のこと。）

また、評定については、本公園の国営公園運営維持管理業務の次回入札時における評価事項の一つとし、単年度評価が 2 回以上「不可」の実績となり、かつ 3 箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時において、5.1. 表 9 評価項目及び得点配分の加算点の合計得点から 15 点を減点する。

なお、評価にあたっては、運営維持管理の責任によらない事由を考慮する。

9. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 近畿地方整備局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、近畿地方整備局は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について近畿地方整備局の責めに帰すべき理由が存する場合は、近畿地方整備局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- b) 事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について近畿地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は近畿地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

## 10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

### 10.1. 調査方法

近畿地方整備局は、事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

### 10.2. 実施状況に関する調査の時期

近畿地方整備局は、10.3の調査項目に関する内容について、総務大臣が評価（平成33年7月を予定）を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について平成33年3月31日時点における状況を調査する。

### 10.3. 調査方法及び項目

本実施要項「1.3. サービスの質の設定」により設定した事項。

### 10.4. 近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会への報告

近畿地方整備局は、上記の調査についてとりまとめた本業務の実施状況等について、上記の評価を行うために、平成33年3月を目途に総務大臣及び監理委員会に提出するものとする。近畿地方整備局は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。



## 1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

### 11.1. 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

近畿地方整備局は、事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立ち入り検査、指示等を行った場合は、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要等を監理委員会へ報告することとする。

### 11.2. 近畿地方整備局の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8.1.4 により行う。

### 11.3. 事業者が負う可能性のある主な責務等

#### 11.3.1 罰則等

- a) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。
  - ・本実施要項 8.1.による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項 8.1.4 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
  - ・正当な理由なく、本実施要項 8.3.による指示に違反した者
- b) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 a)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記 a)の刑を科されることとなる。

#### 11.3.2 会計検査について

事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は近畿地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
運営維持管理業務

別紙資料

平成30年4月

国土交通省近畿地方整備局

実施要項に関連する別紙・様式

分類	資料No	資料名	頁番号
業務の内容を示す書類	別紙1	主要公園施設一覧	別紙 1
	別紙2	主要建築物一覧	別紙 3
	別紙3	収益施設一覧	別紙 5
	別紙4	H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理基本方針	別紙 7
	別紙5	H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務共通仕様書	別紙 17
	別紙6	H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案)	別紙 48
	別紙7	H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務個別仕様書(施設・設備維持管理)	別紙 73
	別紙8	H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 個別仕様書(植物管理)	別紙 91
	別紙9	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営規定書	別紙 121
	別紙10	利用者数の集計方法及び達成すべき質	別紙 164
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙11	公園の利用に関するアンケート調査	別紙 169
	別紙12	提供施設等一覧	別紙 181
	別紙13	修繕履歴	別紙 202
	別紙14	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 205
	別紙15	実施行催事等実績	別紙 210
	別紙16	精算報告書	別紙 225
	別紙17	マスコミによる報道件数	別紙 228
	別紙18	公園利用者数月別比較表	別紙 231
	別紙19(1)	市民参加による公園運営の取り組み 飛鳥里山クラブについて	別紙 234
	別紙19(2)	市民参加による公園運営の取り組み 特定非営利活動法人平城宮跡サポートネットワーク定款	別紙 238
	別紙20	一般廃棄物の排出量	別紙 242
	別紙21	植物性廃棄物の発生・処理・活用量	別紙 243
	別紙22	苦情・要望の内容及び件数	別紙 244
	別紙23	危機管理対応実績・報告①<事故対応等>	別紙 247
	別紙24	危機管理対応実績・報告②<自然災害、火災>	別紙 250
	別紙25	サーバー調達費用	別紙 251
	別紙26	車いすの貸し出し件数	別紙 252
	別紙27	臨時職員及びアルバイト人員配置	別紙 253
	別紙28	屋外清掃人員	別紙 254
別紙29	植物性廃棄物の発生・処理・活用量再資源化施設(積算上の条件明示)	別紙 255	
その他	別紙30	業務評定	別紙 256
様式	様式1-1	競争参加資格確認申請書	様式 1
	様式1-2	企業の業務実績	様式 2
	様式1-3	業務責任者の業務実績	様式 3
	様式1-4	守秘性に関する要件	様式 4
	様式1-5	業務実施体制	様式 5
	様式1-6	実施方針	様式 10
	様式1-7	再委託または下請負の予定	様式 12
	様式1-8	業務経歴証明書	様式 14
	様式1-9	収益施設運営実績書	様式 15
	様式1-10	誓約書	様式 19
	様式2-1	表紙(企画書)	様式 25
	様式2-2	企画提案、改善提案	様式 26
	様式3	収益施設運営計画書	様式 43

## 主要公園施設一覧(飛鳥区域)

地区名	面積 (ha)	名 称	主 要 施 設
祝戸地区	7.4	芝生広場	芝生広場 (5,635 m <sup>2</sup> )、多目的トイレ、研修宿泊所祝戸荘 <sup>※1</sup>
		樹林・園路	東展望台、西展望台、園路、駐輪場、樹林地
		清瀬橋	清瀬橋
石舞台地区	4.5	芝生広場	芝生広場 (23,287 m <sup>2</sup> )、園路、石舞台古墳 <sup>※2</sup>
		樹林・園路	休憩所、多目的トイレ、園路、樹林地
		あすか風舞台	多目的休憩所「あすか風舞台」
		休憩所売店	休憩所、売店、多目的トイレ
		駐車場	駐車場、駐輪場
		玉藻橋	玉藻橋
甘檜丘地区	25.1	芝生広場	芝生広場 (3箇所：17,558 m <sup>2</sup> )、休憩所、トイレ
		樹林・園路	甘檜丘展望台、川原展望台、園路、休憩所、駐輪場、樹林地、池
		豊浦休憩所	豊浦休憩所、多目的トイレ、駐輪場
		駐車場	駐車場、多目的トイレ
高松塚周辺地区	9.1	国営飛鳥歴史公園館等	国営飛鳥歴史公園館、セミナールーム、管理センター、休憩所、多目的トイレ、池、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設 <sup>※3</sup>
		芝生広場	芝生広場 (17,266 m <sup>2</sup> )、園路、高松塚壁画館 <sup>※1</sup> 、高松塚古墳 <sup>※2</sup> 、中尾山古墳 <sup>※2</sup> 、高松塚古墳仮整備地保存・活用施設 <sup>※3</sup>
		樹林・園路	展望台、園路、休憩所、多目的トイレ、樹林地
		駐車場	駐車場、駐輪場
キトラ古墳 周辺地区 <sup>※6</sup>	13.8	キトラ古墳周辺環境保全エリア	古墳鑑賞広場、キトラ古墳 <sup>※2</sup> 、樹林地、展望台
		檜隈寺跡周辺環境保全エリア	見晴らしの丘、檜前寺跡前休憩案内所、駐車場
		歴史体験学習エリア	キトラ古墳壁画体験館 四神の館 (本館) <sup>※4</sup> 、キトラ古墳壁画体験館 四神の館 (別館) <sup>※5</sup> 、四神の広場、風景鑑賞広場、駐車場、駐輪場、池
		歴史的風土保全活用エリア	キトラの田んぼ、展望広場、体験工房、農体験小屋、五穀の畑
計	59.9		

※下線は利用料金を徴収する施設や物販施設（以下「収益施設」という。）を含む施設を示す。

注) ※1：設置管理許可により（公財）古都飛鳥保存財団が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※2：文化庁等が管理する指定文化財であり、公園区域外（面積には含まれない。）であり、本業務の対象外である。

※3：設置管理許可により文化庁が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※4：キトラ古墳壁画体験館 四神の館（本館）の一階に位置するキトラ古墳壁画管理施設は文化庁が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※5：キトラ古墳壁画体験館 四神の館（別館）の一部に、飲食物販スペース（収益施設）を設置している。

※6：このほかに自動販売機を設置する。

## 主要公園施設一覧(平城宮跡区域)

区域名	面積 (ha)	名称	主要施設
平城宮跡 区域 <sup>※3</sup>	31.8	建物等復原エリア	朱雀門 <sup>※1</sup> 、園路
		遺構表示エリア	トイレ、休憩所、 中央区朝堂院、中央区朝堂院南面広場、兵部省 <sup>※1</sup>
		西緑地エリア	復原事業情報館、池
		大垣・条坊道路エリア	二条大路
		朱雀大路エリア	朱雀大路、坊垣 <sup>※2</sup> 、石碑 <sup>※2</sup> 、大形看板 <sup>※2</sup>
		拠点施設エリア	平城宮跡展示館(平城宮いざない館) <sup>※3</sup> 、池
計	31.8		

※下線は利用料金を徴収する施設や物販施設（以下「収益施設」という。）を含む施設を示す。

注) ※1：文化庁が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※2：奈良市が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※3：平城宮跡展示館(平城宮いざない館)内の一部に、飲食物販スペース(収益施設)を設置している。

※4：このほかに自動販売機を設置する。

## 主要建築物一覧(飛鳥区域)

NO.	地区	名称	構造	延床面積 (㎡)	備考
1	祝戸地区	便所	木造平屋建	11	
2	石舞台地区	休憩所	RC造平屋建	83	
3		便所	RC造平屋建	53	
4		詰所	RC造平屋建	15	
5		休憩所(売店)	RC造平屋建	151	
6		あすか風舞台	RC造平屋建	216	
7	甘樫丘地区	便所	RC造平屋建	57	
8		豊浦休憩所	RC造平屋建	319	
9		車庫・作業棟	RC造平屋建	85	
10		便所	RC造平屋建	16	
11		川原駐車場便所	木造平屋建	41	
12	高松塚周辺地区	管理所庁舎	RC造2階建	1,063	
13		休憩所・便所棟	RC造平屋建	190	
14		休憩所・便所棟	RC造平屋建	195	
15		休憩所・便所棟	木造平屋建	86	
16	キトラ古墳周辺地区	情報案内施設	木造平屋建	229	
17		キトラ古墳壁画体験館 四神の館本館	RC造2階建	1,970	
18		キトラ古墳壁画体験館 四神の館別館	RC造平屋建	489	
19		体験工房	木造平屋建	152	
20		農体験小屋	木造平屋建	230	
21		便所棟	木造平屋建	34	

## 主要建築物一覧(平城宮跡区域)

NO.	名 称	構 造	延床面積 (㎡)	備 考
1	平城宮跡展示館(平城宮いざない館)	RC造平屋建	6,756	
2	復原事業情報館	木造平屋建	431	
3	便所	木造平屋建	88	現在は、同位置に奈良県がトイレを暫定的に設置している。
4	休憩所	木造平屋建	44	
5	休憩所	木造平屋建	44	

## 収益施設一覧（飛鳥区域）

施設区分		面積 (㎡)	備考	年間 施設利用者 (H28年度末) (人)	売り上げ等 (H26-H28の平均) (円)
施設区分	施設名／内訳				
物販施設	売店 ／石舞台地区	14.04	(石舞台地区休憩所売店)	5,523	2,604,227
	自動販売機 ／石舞台地区 ／甘樫丘地区	14.56 2.96	(豊浦休憩所)	データ無し	10,368,980
	／高松塚周辺地区	1.72	(川原駐車場)		
	／キトラ古墳周辺地区	4.47	(公園館前休憩所)		
	自動販売機 計	1.72	(芝生広場休憩所)		
	1.56	(檜隈寺跡前休憩案内所)			
		26.99			
	臨時売店 ／石舞台地区	14.04	(石舞台駐車場)	—	—
	売店 ／キトラ古墳周辺地区※	15.60	(四神の館別館)	12,680	9,145,820

※平成28年9月24日に営業を開始。売り上げは平成28年9月24日～平成29年3月31日の期間のもの。



## 収 益 施 設 一 覧 (平城宮跡区域)

施 設 区 分		面 積 (㎡)	備 考	年間 施設利用者 (H28年度末) (人)	売り上げ等 (H26-H28の平均) (円)
施設区分	施設名／内訳				
物販施設	売店 ／平城宮跡展示館 (平城宮いざない館内)	46.93		データ無し	—
	自動販売機 ／休憩所内	5.76		データ無し	—
	／復原事業情報館内	3.12			
	／平城宮跡展示館内 (平城宮いざない館内)	5.50			
	自動販売機 計	14.38			

H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
運営維持管理基本方針

平成30年4月

国土交通省近畿地方整備局

# 目 次

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ	1
1. 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的	1
1. 2 運営維持管理基本方針の位置づけ	2
1. 3 運営維持管理基本方針の対象	2
2. 飛鳥・平城宮跡公園における運営維持管理の方針	3
2. 1 基本テーマ・基本方針	3
2. 2 管理運営の重点方針	4
3. 運営維持管理の項目別の基本方針	6
3. 1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に関する項目	6
3. 2 企画運営管理業務に関する項目	6
3. 3 施設・設備維持管理業務に関する項目	7
3. 4 植物管理業務に関する項目	7

# 1. 運営維持管理方針の目的・位置づけ

---

## 1. 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

### (1) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は、奈良県高市郡明日香村に位置する飛鳥区域（国営飛鳥歴史公園）と奈良市に位置する平城宮跡区域（国営平城宮跡歴史公園）の2つの区域から構成されている。

### (2) 飛鳥区域

飛鳥区域は、都市公園法第2条第1項第2号の「ロ）国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園（ロ号公園）で文化的遺産の保存・活用を目的とした国営公園である。昭和45年、昭和51年及び平成13年の閣議決定に基づき、古代律令国家体制が形成された時代の中心地である飛鳥地方の歴史的風土と文化財を保存する施策の一環として、公園整備を進めている。

飛鳥区域の特徴は、飛鳥地方の歴史的風土を保存し活用を図っていくため、必要な地域について、拠点的な整備を行っていることである。祝戸地区（7.4ha）・石舞台地区（4.5ha）・甘樫丘地区（25.1ha）・高松塚周辺地区（9.1ha）・キトラ古墳周辺地区（13.8ha）の計59.9haからなり、昭和46年の祝戸地区開園以降、石舞台・甘樫丘・高松塚周辺地区を順次概成開園、平成28年にキトラ古墳周辺地区を整備し、現在5地区（59.9ha）を概成開園している。

### (3) 平城宮跡区域

平城宮跡区域は特別史跡の指定を受けており、平成10年に世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つとしてユネスコの世界遺産にも登録され、我が国を代表する歴史・文化資産である平城宮跡の一層の保存・活用を図ることを目的として、国と奈良県を中心とした地域が連携して整備し、平成20年に「国営飛鳥歴史公園」を「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園」として都市計画公園を設置する旨の閣議で決定した公園である。当該閣議決定を踏まえ、平成30年に第一期区域（31.8ha）が開園した。

これまで文化庁を中心として、土地が国有化された後、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復原、遺構表示等の保存整備がなされている。そのため、このような経緯を踏まえ、平城宮跡の国有化された土地の区域を中心に、史跡平城京朱雀大路跡の区域及びその東西区域並びに特別史跡平城宮跡の南東区域を取り込むこととしたうえで、地形・地物の状況を踏まえた公園としての一体性の確保、整備・管理の容易さといった点に留意し、公園区域（国営公園区域約122.0ha、その他区域約10ha）が設定されている。

一方、当公園を含む国営公園における運営維持管理業務については、公共サービス改革法に基づく「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月閣議決定）により、民間競争入札（総合評価方式による一般競争入札）への移行が実施されており、事業者に対して、運営維持管理業務の目標・水準等を示す必要もある。

以上のような背景をふまえ、今後の本公園における運営維持管理の基本的な考え方を示す

「運営維持管理基本方針」を策定した。

## 1. 2 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、文化的遺産の保存・活用を目的とした国営公園である本公園が、今後、その使命や役割を担うための維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ①運営維持管理の基本方針
- ②運営維持管理方針
- ③運営維持管理の項目別の基本方針

## 1. 3 運営維持管理基本方針の対象

本運営維持管理基本方針は、本公園全体を対象としたものである。  
今後の運営維持管理においては、飛鳥区域は、石舞台古墳、高松塚古墳、中尾山古墳、キトラ古墳を管理している文化庁等や、高松塚壁画館、祝戸地区の研修宿泊所祝戸荘を管理している（財）古都飛鳥保存財団、平城宮跡区域は、第一次大極殿院、朱雀門を管理している文化庁、交通ターミナル・観光交流拠点施設を管理している奈良県、坊垣を管理している奈良市、平城宮跡資料館を管理している奈良文化財研究所とも互いに連携・調整を図りながら、効率的・効果的な運営維持管理に努めるものとする。

## 2. 飛鳥・平城宮跡公園における運営維持管理の方針

### 2. 1 基本テーマ・基本方針

#### (1) 飛鳥区域

飛鳥区域は、平成 28 年度までの整備及び管理運営の方針等を取りまとめた『国営飛鳥歴史公園整備・管理運営プログラム』（以下、整備・管理運営プログラム）を平成 25 年 7 月に見直し、策定・公表している。整備・管理運営プログラムでは、基本テーマ「日本人の心のふるさと」を基調とし、基本方針が示されている。

#### 基本テーマ

日本人の心のふるさと

#### 基本方針

体験・学習・交流・協働を通じて、歴史的風土の保存と活用を図り、次世代に継承する公園づくりを目指します。

#### (2) 平城宮跡区域

平城宮跡は、平成 28 年度までの整備の方針等を取りまとめた『国営平城宮跡歴史公園整備・管理運営プログラム』（以下、整備・管理運営プログラム）を平成 25 年 7 月に策定・公表している。整備・管理運営プログラムでは、“奈良時代を今に感じる”公園を目指して、公園整備の基本方針が示されている。

#### 基本理念

古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間を創出する。

#### 基本方針

平城宮跡を良好な状態で保存するとともに、往時の歴史・文化を体感・体験できる公園をめざして、段階的に整備を進めます。

## 2. 2 管理運営の重点方針

今後の本公園における運営維持管理業務については、公共サービス改革基本方針に基づいて、平成 24 年度から民間競争入札（総合評価方式による一般競争入札）への移行が実施されており、民間事業者等に対して、今まで以上に効率的・効果的な運営維持管理によるサービスの提供が求められている。

そのため、運営維持管理方針の策定にあたっては、整備・管理運営プログラムをふまえ、飛鳥区域及び平城宮跡区域について、以下に示す各々の方針を設定した。

### **【飛鳥区域】**

#### **①飛鳥の歴史的風土を適切に維持します**

飛鳥の主要な史跡と一体的に整備された公園として、適切な維持管理により、それらの史跡や周囲の景観とも調和した公園づくりを進めるとともに、飛鳥に生息・生育する希少種等の保護・育成など、自然環境の保全にも努めます。

また、文化庁や飛鳥地域の地方公共団体、飛鳥地域で活動する諸団体との連携のもと、飛鳥地方の歴史的風土や文化財の価値を伝え、保存・活用に関する普及・啓発に取り組みます。

#### **②安心して来園者が利用できるよう施設の修繕等を計画的に行います**

施設の老朽化による公園の機能低下を予防し、来園者が公園を安心して快適に利用できるよう、園路や広場、トイレ等の建築物等、公園内の施設の修繕等を計画的に実施します。

#### **③公園本来の眺望や里山の風景を回復するためみどりのリフレッシュに取り組みます**

古都飛鳥の史跡などと調和して歴史的風土をつくりだす里山林や、園内の各所を彩る修景木などのみどりが公園の大きな特色となっていますが、開園から 40 年以上が経過し、樹木が大径木化、老木化することで、公園内の眺望や見通しを遮ったり、十分な生育空間が得られないことで不健全な樹木が増加する等の課題が生じてきています。また、近年はなら枯れの被害も発生しています。このため、甘樫丘を中心に、来園者の方々に本来の飛鳥の眺望や里山の景観を楽しんで頂けるよう、樹木の除伐や更新等を行います。また、飛鳥の風景とも調和した公園を彩る花修景を進めます。また、飛鳥周遊客の多様なニーズに応じた情報提供やイベントの開催により、観光利用を促進します。

#### **④地域の観光拠点として、一層の利用促進に取り組みます**

キトラ古墳壁画体験館四神の館、石舞台古墳、高松塚古墳や飛鳥随一の眺望点である甘樫丘など飛鳥地域の観光拠点を有する公園として、これらの利用促進を図るだけでなく、文化庁や飛鳥地域の地方公共団体等と連携し、来園者の飛鳥地域全体へのさらなる周遊を誘導します。また、地域と連携したイベントの開催や、多言語音声ガイドペンの貸し出しなど、多種多様な利用ニーズに対応します。

#### **⑤飛鳥ならではの「体験」を提供します**

勾玉づくりや土器づくり、農体験など、飛鳥の歴史や文化、自然などを題材とし、これら

を楽しみながら学んで頂ける飛鳥ならではの体験プログラムを実施します。特に、平成28年9月に開園したキトラ古墳周辺地区では、休日毎に体験プログラムを実施し、学習やレクリエーションとして飛鳥地域での「体験」を求める方々のニーズに応えます。

#### **⑥参加型の公園づくりを推進します**

地域の方々や飛鳥ファンに大切にされる公園を目指し、ボランティア活動の参加機会や活動内容の充実、地域と連携したイベントプログラムの実施などを図ります。

#### **【平城宮跡区域】**

#### **① 往時の歴史・文化を楽しみながら知ることのできる管理運営を推進します**

平城宮跡にしかない施設や空間等を積極的に活用した利用プログラム等の実施により、国内外、年齢を問わず来園者の誰もが楽しみながら往時の歴史・文化に触れ、親しみ、その内容を知ることのできる管理運営を行います。

また、継続的な発掘調査・研究成果等を活用し、利用プログラム等に反映していくなど、折々の状況に応じた柔軟な管理運営を行います。

さらに持ち込みによるイベントの実施等に際して利用調整を行うことで、様々な来園者が楽しく快適に過ごせるようにします。

#### **②来園者にとって快適性・利便性の高い空間を確保します**

歩きやすい園路や広場、快適な休憩所の維持等を通じて、来園者にとって快適性の高い空間を確保します。

また、本公園の利用拠点である平城宮跡展示館の運営にあたっては、平城宮跡内の文化庁や奈良県等関係機関による施設の利用情報や見どころ紹介等を行い、来園者の利便性を高めます。

#### **③自然的環境の保全とみどりの適切な維持管理を行います**

平城宮跡に育まれた自然的環境を保全するとともに、その魅力を来園者に発信します。また、園内の花木等を適切に維持管理し、園内に彩りを加え、平城宮跡の季節に応じた魅力を引き出します。これらを通して、良好な景観を形成し、将来に大切に引き継ぎます。



### 3. 運営維持管理の項目別の基本方針

---

運営維持管理の方針をふまえた運営維持管理の項目別の基本方針は以下のとおり。

#### 3. 1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に関する項目

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

#### 3. 2 企画運営管理業務に関する項目

##### ①行催事企画運営

歴史資源や自然資源、園内施設などを活用し、多くの利用者が参加・学習・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。関係団体など地域と協力・連携したイベント等の充実を図る。

##### ②広報

国内外からの広域的な集客を図るため、本公園が有する歴史資源や自然資源等に関する情報や、それらを活用したイベント等に関する情報、関係団体等と連携した地域の観光周遊ネットワークに関する情報などについて、ホームページにおける情報発信や、各種媒体(新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等)への情報提供、各種広報印刷の作成・配布(ポスター、パンフレット等)により、効果的な広報活動を実施する。

##### ③公園ボランティア活動の支援・調整

飛鳥区域においては、既存のボランティア団体である「飛鳥里山クラブ」への参加促進を図る。また、各ボランティア団体が円滑に活動できるよう支援するとともに、飛鳥里山クラブ等と連携し、里山を活用した環境教育などのプログラムの充実を図る。

平城宮跡区域においては、平城宮跡内で行われてきたこれまでの取組に留意しつつ、地域住民やNPOをはじめ多様な主体のボランティア参画を促進するシステムを整備し、管理・運営の充実を図っていく。

##### ④公園利用者への利用者指導、サービス

公園利用者の満足度の向上を図るとともに、子ども・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者へのサービスの充実を図るため、利用上の注意などの利用者指導、電話対応、園内放送、障がい者・高齢者等の来場者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応などを適切に実施する。

### ⑤安全指導

園内における車両規制や周辺の交通整理などによる利用者の安全性の確保や、事故や病人が発生した場合など緊急時における迅速かつ適切な通報、防火対策を適切に実施する。

### ⑥園内巡視

公園利用者の安全利用の確保、利用者サービス及び公園施設の点検確認のため定期的に園内巡視を行う。

### ⑦救護

入園者に事故や病人が発生した場合に適切な応急手当・治療を行う。

### ⑧災害時対応

地震災害・風水害・火災・危険動物等の災害時には、国営飛鳥歴史公園事務所災害対策部運営計画に基づき、適切な措置・対応を行う。

## 3. 3 施設・設備維持管理業務に関する項目

### ①維持修繕・保守点検等

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実にを行う。

### ②清掃等

園内を常に清潔な状態に保ち、快適性・美観性を維持し、利用者満足度の向上を図るため、建物清掃、園内清掃を計画的に実施する。また、園内で発生する塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って適切に処理する。

## 3. 4 植物管理業務に関する項目

### ①芝生管理

園内各地の芝生地について、周辺の自然環境の保全や歴史的風土・景観の保持などに配慮しながら、効率的かつ適切に芝刈、施肥、病虫害防除などの維持管理を実施する。

### ②草花管理

園内各所の花壇・花畑などを適切に管理し、季節に応じた草花の充実を図る。

### ③樹木管理

園内各地に植栽されている低木・高木について、それぞれの植栽目的に合わせて刈込み、

枝の剪定、撤去、施肥など適切な維持管理を実施し、樹勢の維持・回復に努める。

#### ④草地管理

平城宮跡区域において、園内各地の草地について、来園者の安全の確保や自然環境の保全などに配慮しながら、効率的かつ適切に芝刈、施肥、病虫害防除などの維持管理を実施する。

#### ⑤地被類管理

園内に自生している野生植物などの保護に配慮した草刈等を実施する。

#### ⑥リサイクル

公園内で発生する植物性廃棄物について、刈草、落ち葉等の堆肥化や、剪定材・間伐材の再利用などのリサイクルを推進する。

#### ⑦農空間管理

飛鳥区域キトラ古墳周辺地区の農空間において、利用者とともに田植えや収穫、間伐作業などを行い、棚田景観の保全・再生を図るため、開墾等耕運作業や農耕器具等の適正管理、作物が適正に成長するための農技術指導等を行う。

H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
運営維持管理業務  
共通仕様書

平成30年4月

国土交通省近畿地方整備局

## 目次

<b>第1章 総則</b> .....	3
第1条 目的.....	3
第2条 適用.....	4
第3条 総則.....	4
第4条 用語の定義.....	4
第5条 準拠規定.....	5
第6条 事業者の義務.....	7
第7条 事業者と近畿地方整備局の責任分担.....	7
第8条 事前協議事項.....	8
<b>第2章 業務内容</b> .....	9
第9条 運営維持管理方針.....	9
第10条 履行場所及び履行期限.....	10
第11条 業務実施日時等.....	11
第12条 業務内容及び業務対象.....	11
第13条 業務実施体制.....	13
第14条 総括責任者及び業務責任者.....	14
第15条 業務担当者.....	14
第16条 業務計画書.....	14
第17条 業務報告書.....	15
第18条 記録の保存.....	16
第19条 記録の提出.....	16
第20条 利用指導及び利用者サービス.....	16
第21条 包括的管理.....	17
第22条 広報・行催事等.....	18
第23条 拾得物、残置物の処理.....	18
第24条 公園管理者の要請への協力.....	19
第25条 別途工事等との調整.....	19
第26条 その他の協議・報告等.....	19
第27条 関係者との連携等.....	19
第28条 事業評価業務.....	19
第29条 公園管理者が行うモニタリング調査.....	20
<b>第3章 公園内の安全管理</b> .....	21
第30条 安全管理.....	21
第31条 防火管理.....	21
第32条 安全確保.....	21
第33条 救急対応.....	21
第34条 災害時、異常時等の対応.....	21
第35条 利用規則.....	22
<b>第4章 雑則</b> .....	23
第36条 協議等.....	23

第37条	官公署への連絡、届出 .....	23
第38条	本業務の再委託.....	23
第39条	保険の付保及び事故の補償 .....	23
第40条	建築物及び機械器具の無償提供等.....	24
第41条	本業務の引継 .....	24
第42条	情報公開 .....	25
<b>第5章</b>	<b>コンプライアンス .....</b>	<b>26</b>
第43条	守秘 .....	26
<b>第6章</b>	<b>個人情報の取扱いについて .....</b>	<b>27</b>
第44条	基本的事項.....	27
第45条	秘密の保持.....	27
第46条	取得の制限.....	27
第47条	利用及び提供の制限.....	27
第48条	複写等の禁止 .....	27
第49条	再委託の禁止 .....	27
第50条	事案発生時における報告.....	27
第51条	資料等の返却等.....	27
第52条	管理の確認等 .....	28
第53条	管理体制の整備.....	28
第54条	従事者への周知.....	28
第55条	罰則 .....	28
<b>第7章</b>	<b>委託費の支払い.....</b>	<b>29</b>
第56条	委託費の支払い.....	29

## 第1章 総 則

### 第1条 目 的

#### 1. 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は、奈良県高市郡明日香村に位置する飛鳥区域（国営飛鳥歴史公園）と奈良市に位置する平城宮跡区域（国営平城宮跡歴史公園）の2つの区域から構成されている。

#### 2. 飛鳥区域

国営飛鳥歴史公園は、都市公園法第2条第1項第2号の「ロ国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園（ロ号公園）で文化的遺産の保存・活用を目的とした国営公園である。昭和45年、昭和51年及び平成13年の閣議決定に基づき、古代律令国家体制が形成された時代の中心地である飛鳥地方の歴史的風土と文化財を保存する施策の一環として、公園整備を進めている。

飛鳥区域の特徴は、飛鳥地方の歴史的風土を保存し活用を図っていくため、必要な地域について、拠点的な整備を行っていることである。祝戸地区（7.4ha）・石舞台地区（4.5ha）・甘櫨丘地区（25.1ha）・高松塚周辺地区（9.1ha）・キトラ古墳周辺地区（13.8ha）の計59.9haからなる。飛鳥区域は、「日本人の心のふるさと」を基本テーマとして、体験・学習・交流・協働を通じて、歴史的風土の保存と活用を図り、次世代に継承する公園づくりを行うため、以下の6つの管理の重点方針のもとに管理・運営を進めている。

- ①飛鳥の歴史的風土の適切な維持
- ②安心して来園者が利用できるよう施設の修繕等の計画的な実施
- ③公園本来の眺望や里山の風景を回復するためのみどりのリフレッシュ
- ④地域の観光拠点として、一層の利用促進
- ⑤飛鳥ならではの「体験」の提供
- ⑥参加型の公園づくりの推進

#### 3. 平城宮跡区域

平城宮跡区域は、特別史跡の指定を受けており、平成10年に世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つとしてユネスコの世界遺産にも登録され、我が国を代表する歴史・文化資産である平城宮跡の一層の保存・活用を図ることを目的として、国と奈良県を中心とした地域が連携して整備し、平成20年に「国営飛鳥歴史公園」を「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園」として都市計画公園を設置する旨の閣議で決定した公園である。当該閣議決定を踏まえて公園整備を進めており、平成30年3月に第一期開園（国営公園区域：31.8ha、その他区域：3.1ha）を行った。

これまで文化庁を中心として、土地が国有化された後、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復原、遺構表示等の保存整備がなされている。そのため、このような経緯を踏まえ、平城宮跡の国有化された土地の区域を中心に、史跡平城京朱雀大路跡の区域及びその東西区域並びに特別史跡平城宮跡の南東区域を取り込むこととしたうえで、地形・地物の状況を踏まえた公園としての一体性の確保、整備・管理の容易さといった点に留意し、公園区域（国営公園区域：約122ha、その他区域：約10ha）が設定されている。

平城宮跡区域では、「古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と

活用を通じて、「奈良時代を今に感じる」空間を創出する。」という基本理念に基づき、以下の3つの管理の重点方針のもとに、公園の整備に加えて、管理・運営を進めている。

- ①往時の歴史・文化を楽しみながら知ることができる管理運営の推進
- ②来園者にとって快適性・利便性の高い空間の確保
- ③自然的環境の保全とみどりの適切な維持管理の実施

## 第2条 適用

本仕様書は、H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第3条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

## 第4条 用語の定義

本仕様書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「公園管理者」とは、国営公園の管理主体者である地方整備局または国営公園事務所のこと。
- 2) 「調査職員」とは、公園管理者として本業務を監督する職員のこと。
- 3) 「事業者」とは、国営公園の運営維持管理業務の受託者のこと。
- 4) 「業務責任者」とは、本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理、収益施設等の運営の個々の業務遂行を監理する者のこと。
- 5) 「指示」とは、要項の定めに基づき、調査職員が事業者に対し、本業務の実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
- 6) 「承諾」とは、要項で明示した事項について、調査職員と事業者が書面により同意すること。
- 7) 「協議」とは、書面により要項の協議事項及び調査職員が指示する事項について、調査職員と事業者が合議し結論を得ること。
- 8) 「確認」とは、要項に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について要項との適合を判断すること。
- 9) 「提出」とは、調査職員が事業者に対し、または事業者が調査職員に対し本業務に係る書面またはその他資料を説明し、差し出すこと。
- 10) 「報告」とは、事業者が調査職員に対し、事業の状況または結果について書面をもって知らせること。
- 11) 「書面」とは、定められた様式または調査職員が指示する様式による、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、書式以外の様式、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差替えるものとする。電子納品を行う場合は別途調査職員と協議するものとする。
- 12) 「使用料」とは、都市公園法施行令第20条に基づき、公園の土地または建物の使用にかかる料金を事業者が公園管理者に納める料金のこと。
- 13) 「修繕」とは、施設の劣化した部分若しくは部材について、性能若しくは



機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。

- 14) 「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 15) 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

## 第5条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の規定等に準拠する。

- 1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- 2) 建築基準法、同法施行令、同法施行規則
- 3) 消防法、同法施行令、同法施行規則
- 4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 5) 同法施行令、同法施行規則、建築物環境衛生管理基準
- 6) 水道法
- 7) 河川法
- 8) 電気事業法
- 9) 食品衛生法
- 10) 官公法（官公庁施設の建設等に関する法律）
- 11) 下水道法
- 12) 浄化槽法
- 13) 環境基本法
- 14) 大気汚染防止法
- 15) 水質汚濁防止法
- 16) 騒音規制法
- 17) 振動規制法
- 18) 悪臭防止法
- 19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 20) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 21) リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）
- 22) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 23) エネルギー使用の合理化に関する法律
- 24) 風俗営業法
- 25) 建設業法
- 26) 労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- 27) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 28) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 29) 移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年3月31日告示）（国家公安委員会・総務省・国土交通省）
- 30) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成24年3月）（国土交通省）
- 31) 文化財保護法（文化庁）
- 32) 景観法、屋外広告物法、奈良県屋外広告物条例、明日香村景観条例

- 33) 奈良県風致地区条例
- 34) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- 35) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
- 36) 奈良県版レッドデータブック（平成20年3月）（奈良県）
- 37) 土木工事共通仕様書(案)（平成29年4月）（近畿地方整備局）
- 38) 土木工事施工管理基準及び規格値（案）（平成29年4月）（近畿地方整備局）
- 39) 土木構造物標準設計（平成12年9月）（国土交通省）
- 40) 土木工事標準設計図集（平成17年2月）（近畿地方整備局）
- 41) 建築保全業務共通仕様書（平成25年版）（国土交通省）
- 42) 建築保全業務報告書作成の手引き（平成20年版）（(財)経済調査会）
- 43) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）（国土交通省）
- 44) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)（平成28年版）（国土交通省）
- 45) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成28年版）（国土交通省）
- 46) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成28年版）（国土交通省）
- 47) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版）（国土交通省）
- 48) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版）（国土交通省）
- 49) 電気通信設備工事共通仕様書（平成29年3月）（国土交通省）
- 50) 機械工事共通仕様書（案）（平成29年3月）（国土交通省総合政策局建設施工企画課）
- 51) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律、同法施行令
- 52) 情報セキュリティ対策（平成20年5月）（近畿地方整備局）
- 53) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領（別添-1）
- 54) 「H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて（別添-2）
- 55) 個人情報保護に関する法律
- 56) 遺失物法
- 57) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 58) デジタル写真管理情報基準（平成22年9月）（国土交通省）
- 59) 国土交通本省委託契約取扱要領
- 60) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）
- 61) 土木請負工事必携（平成29年4月）（近畿地方整備局）
- 62) 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成29年9月）（国土交通省）
- 63) 都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン（平成29年8月10日）（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- 64) その他、関係諸法令

※上記の準拠規定につき、常に改訂された情報を確認し、業務を行うこと。

## 第6条 事業者の義務

1. 事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 事業者は、本業務の実施にあたって、常に調査職員と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成をはかるものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

## 第7条 事業者と近畿地方整備局の責任分担

本業務を実施するにあたり、事業者と近畿地方整備局の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

(責任分担表)

項目	内 容	近畿地方 整備局	事業者	
			運営維 持管理	収益 施設
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
物品の管理	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
苦情・要望対応	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
事故・災害時対応	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開館日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	/
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		/	◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		/
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	/
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ※年間修繕費用750万円（税抜き）を超えない場合（上記①を除く。）		○	/
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）		/	◎
	上記3項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉館とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園施設を一時閉館するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉館とする場合には、対応を協議するものとする。	○		

公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎	◎
公園利用者への損害	共通仕様書第27条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
第三者への損害	上記2項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎
第三者への損害	上記以外の場合	○		

※年間修繕費用（750万円（税抜き））は、軽微な維持管理修繕（点検を除く）に要した費用の過去の実績平均と現在の状況を踏まえた額を飛鳥区域で見込んでいる。なお、平城宮跡区域については、運営維持管理業務の開始前に近畿地方整備局と協議して定めるものとする。実績は、別紙-13「修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

## 第8条 事前協議事項

次の各号に掲げる場合は事前に調査職員と協議する。

1. 植物について補植を要する事態が生じたとき。
2. 既存木の移植又は伐採を行う必要が生じたとき。
3. 建物又は工作物（ただし委託契約書に基づき無償提供された提供施設を除く）について大規模な修繕を要する事態が生じたとき。
4. 広報、行催事の実施方法を決定するとき。
5. その他、本業務の実施にあたって不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

## 第2章 業務内容

### 第9条 運営維持管理方針

事業者は、以下の運営維持管理の方針を踏まえ、別添－3「施設配置図」、別添－4「植栽管理区分図」等をもとに本業務の遂行に努めなければならない。

＜運営維持管理の方針＞

運営維持管理業務については、以下の運営維持管理の方針のもと適切に行うこと。

#### 【飛鳥区域】

##### (1) 運営管理の理念

公園施設機能を良好な状態に保持し、飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等の観点から、その機能を向上させ、当地域の歴史的風土保存上の一大拠点として、広く国民の健全な利用に供する。

##### (2) 業務実施の方針

事業者は、本業務の実施にあたっては、各運営者間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目を基本的事項とし、目的達成のため最善の努力をすること。

##### 1) 飛鳥の歴史的風土の適切な維持

飛鳥の主要な史跡と一体的に整備された公園として、適切な維持管理により、それらの史跡や周囲の景観とも調和した公園づくりを進めるとともに、飛鳥に生息・生育する希少種等の保護・育成など、自然環境の保全にも努める。

また、文化庁や飛鳥地域の地方公共団体、飛鳥地域で活動する諸団体との連携のもと、飛鳥地方の歴史的風土や文化財の価値を伝え、保存・活用に関する普及・啓発に取り組む。

##### 2) 安心して来園者が利用できる施設の修繕等の計画的な実施

施設の老朽化による公園の機能低下を予防し、来園者が公園を安心して快適に利用できるよう、園路や広場、トイレ等の建築物等、公園内の施設の修繕等を計画的に実施する。

##### 3) 公園本来の眺望や里山の風景を回復するためのみどりのリフレッシュ

古都飛鳥の史跡などと調和して歴史的風土をつくりだす里山林や、園内の各所を彩る修景木などのみどりが公園の大きな特色となっているが、開園から40年以上が経過し、樹木が大径木化、老木化することで、公園内の眺望や見通しを遮ったり、十分な生育空間が得られないことで不健全な樹木が増加する等の課題が生じてきている。また、近年はなら枯れの被害も発生している。このため、甘樫丘を中心に、来園者の方々に本来の飛鳥の眺望や里山の景観を楽しんで頂けるよう、樹木の除伐や更新等を行う。また、飛鳥の風景とも調和した公園を彩る花修景を進める。

##### 4) 地域の観光拠点として、一層の利用促進

キトラ古墳壁画体験館四神の館、石舞台古墳、高松塚古墳や飛鳥随一の眺望点である甘樫丘など飛鳥地域の観光拠点を有する公園として、これらの利用促進を図るだけでなく、文化庁や飛鳥地域の地方公共団体等と連携し、来園者の飛鳥地域全体へのさらなる周遊を誘導する。また、地域と連携したイベントの開催や、多言語音声ガイドペンの貸し出しなど、多種多様な利用ニーズに対応する。

##### 5) 飛鳥ならではの「体験」の提供

勾玉づくりや土器づくり、農体験など、飛鳥の歴史や文化、自然などを題材とし、これを楽しみながら学んで頂ける飛鳥ならではの体験プログラムを実施する。特に、平成28年9月に開園したキトラ古墳周辺地区では、休日毎に体験プログラムを実施し、学習やレクリエーションとして飛鳥地域での「体験」を求める方々のニーズに応える。

#### 6) 参加型の公園づくりの推進

地域の方々や飛鳥ファンに大切にされる公園を目指し、ボランティア活動の参加機会や活動内容の充実、地域と連携したイベントプログラムの実施などを図る。

### 【平城宮跡区域】

#### (1) 運営管理の理念

平城宮跡にしかない施設や空間等を十分に活用し、展示やイベント等を実施し、往時の歴史・文化を楽しみながら知ることのできる管理・運営を行う。

#### (2) 業務実施の方針

事業者は、本業務の実施にあたっては、各運営者間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目を基本的事項とし、目的達成のため最善の努力をすること。

##### 1) 往時の歴史・文化を楽しみながら知ることのできる管理・運営の推進

平城宮跡にしかない施設や空間等を十分に活用したイベントや利用プログラム等の実施により、国内外、年齢を問わず来園者の誰もが楽しみながら往時の歴史・文化に触れ、親しみ、その内容を知ることのできる管理・運営を行う。また、継続的な発掘調査・研究成果等を活用し、利用プログラム等に反映していくなど、折々の状況に応じた柔軟な管理運営を行う。さらに持ち込みによるイベントの実施等に際して利用調整を行うことで、様々な来園者が楽しく快適に過ごせるようにする。

##### 2) 来園者にとって快適性・利便性の高い空間の確保

歩きやすい園路や広場、快適な休憩所の維持等を通じて、来園者にとって快適性の高い空間を確保する。また、本公園の利用拠点である平城宮跡展示館の運営にあたっては、平城宮跡内の文化庁や奈良県等関係機関による施設の利用情報や見どころ紹介等を行い、来園者の利便性を高める。

##### 3) 自然的環境の保全とみどりの適切な維持管理の実施

平城宮跡に育まれた自然的環境を保全するとともに、その魅力を来園者に発信する。また、園内の花木等を適切に維持管理し、園内に彩りを加え、平城宮跡の季節に応じた魅力を引き出す。これらを通して、良好な景観を形成し、将来に大切に引き継ぐ。

## 第10条 履行場所及び履行期限

### 1. 履行場所

#### 飛鳥区域

- ・奈良県高市郡明日香村大字島庄、大字祝戸、大字稲淵、大字坂田、並びに大字橘（祝戸地区）
- ・奈良県高市郡明日香村大字祝戸、大字島庄並びに大字上居（石舞台地区）
- ・奈良県高市郡明日香村大字豊浦並びに大字川原（甘檜丘地区）

- ・奈良県高市郡明日香村大字平田並びに大字御園（高松塚周辺地区）
- ・奈良県高市郡明日香村大字檜前、大字阿部山、並びに大字大根田（キトラ古墳周辺地区）
- ※ 公園事務所、車庫等を無償貸し出しする。

#### 平城宮跡区域

- ・奈良県奈良市佐紀町・二条大路南

## 2. 履行期限

平成31年2月1日から平成35年1月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度受託者（飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体）から業務開始日までに必要な引き継ぎを受けなければならない。

## 第11条 業務実施日時等

区 分		内 容		
公園		当公園に休園日は無い。		
飛鳥区域	国営飛鳥 歴史公園館・ キトラ古墳壁 画体験館 四神 の館（本館・ 別館）・檜隈 寺跡前休憩案 内所	4月1日～ 11月30日	9:30 ～17:00	休館日なし
		12月1日～ 2月末日	9:30 ～16:30	12月29日～1月3日 は休館日
		3月1日～ 3月31日	9:30 ～17:00	休館日なし
平城宮跡区域	平城宮跡展示 館（平城宮い ざない館）・ 復原事業情報 館	4月1日～ 5月31日	10:00 ～18:00	
		6月1日～ 9月30日	10:00 ～18:30	4、7、11、2月の 第2月曜日 12月29日～ 1月1日は休館日
		10月1日～ 3月31日	10:00 ～18:00	

※本業務の基本的な実施期間及び実施時間は以下の通り。

飛鳥区域…8:45～17:30（休館日を除く）

平城宮跡区域…9:45～18:45（休館日を除く）

※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が近畿地方整備局に協議し、同意を得た上で早朝・夜間開館を行うことができる。

※開館期間について、定期点検等の実施により休館が必要な場合は、事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で休館とする。

## 第12条 業務内容及び業務対象

1. 事業者は、国営公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設（別紙-1「主要公園施設一覧」を参照）を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする。詳細については、別紙-2「主要建築物一覧」を参照すること。

- (1) 公園施設運営維持管理業務（委託費により行う業務）
  - 1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
    - ・本業務全体のマネジメント（進捗管理、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務）
    - ・企画運営管理（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整、公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等）
  - 2) 施設・設備維持管理業務
    - ・維持修繕・保守点検（建物、建物設備、園路広場、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）等
    - ・清掃（園内清掃、園内建物清掃）等
  - 3) 植物管理業務
    - ・植生管理（高木、中低木、林地、草地、草花、草刈り、施肥、灌水、剪定等）
    - ・農空間管理（耕運作業、水管理、除草、農耕機械管理等）（キトラ古墳周辺地区の農空間を対象とする。）
2. 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務は、本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う業務である。また、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行い、さらに、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、園内巡視や門衛、本業務に関わる自動車維持等を行う。
3. 施設・設備維持管理業務の維持修繕・保守点検は、建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う業務である。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行うこと。清掃は、公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。
4. 植物管理業務は、公園利用者に対して四季折々で変化する園内の緑・花や紅葉等の観賞の場を提供するため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う業務である。また、キトラ古墳周辺地区の農空間において、歴史的風土として里山景観の保存・活用を図るため、耕運作業、水管理、除草、農耕機械の管理等を行うことにより、農作物が常に良好な状態にあるように農空間管理を行う。
5. 各業務の内容は別紙－6「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理



業務 個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案）」、別紙－7「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 個別仕様書（施設・設備維持管理）」、別紙－8「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 個別仕様書（植物管理）」に示すとおりとするが、具体的な業務の実施方法、実施時期及び実施頻度等については、企画提案の内容を踏まえて業務計画書に定めるものとする。

6. 国営飛鳥歴史公園事務所（以下「公園事務所」という）の以下に示す運営維持管理は本業務の対象外とする。

範囲	項目	業務対象
飛鳥区域 公園事務所（建築・設備）	施設保全業務	対象外
	清掃他業務	
	警備（セキュリティシステム）	
	電力/上下水道料金他の支払	
平城宮跡区域 公園事務所（建築・設備）	施設保全業務	対象外
	清掃他業務	
	警備（セキュリティシステム）	
	電力/上下水道料金他の支払	

※ 公園事務所の範囲：公園事務所（事務室＋共通部分）＋車庫（国使用部分＋共通部分）

7. 施設保全業務（別業務）は、法定点検（公園事務所内の消火器、キトラ古墳周辺地区防火水槽、エレベーター）、その他庁舎内の施設点検等が含まれる。
8. 清掃他業務（別業務）は、公園事務所の庁舎清掃である。
9. 警備業務（セキュリティシステム）（別業務）は、公園事務所施設の機械警備である。国営公園内の巡視等は本業務の事業者において実施するものとする。

### 第13条 業務実施体制

1. 事業者は、入札参加時に提案した運営維持管理業務の内容（申請書類）に基づいて、実現性及び利用者の安全性確保に考慮して業務実施体制を構築する。
2. 本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置することとする。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。
3. この他、看護師又は応急手当等の研修を受けた救急を担当する者を配置するものとする。
4. 総括責任者、各業務責任者、各担当者の氏名及び保有している資格名は、公園内の施設内に掲示すること。
5. 業務実施期間中は、業務責任者（総括責任者）が勤務する場合を除き、第12条1.（1）2）～3）の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め第12条1.（1）1）～3）が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお主な業務従事（勤務）場所は、国営飛鳥歴史公園管理センターまたは国営平城宮跡歴史公園管理センターとすることを想定してい

- る。
6. その他、業務を遂行するにあたっては、法令上必要な資格要件を備えているものを配置するものとする。  
(参考) 過年度事業者が有する資格  
防火管理者  
衛生管理者  
普通救命講習修了者  
サービス接客検定(1～3級)
  7. 各業務に必要な人員数を適宜配置すること。なお、飛鳥区域キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画体験館 四神の館、平城宮跡区域の平城宮跡展示館(平城宮いざない館)においては、企画運営管理ができるよう必要な人員を適正に配置すること。
  8. 職員は、管理運営に必要な研修を受け、利用者の快適かつ安全な利用環境の向上に努めること。

#### 第14条 総括責任者及び業務責任者

1. 事業者は、総括責任者及び業務責任者を定め、書面により調査職員に通知しなければならない。
2. 事業者は、本業務の遂行にあたり、利用者の安全確保及びサービス向上のための職員育成及び運営に必要な研修を実施するものとする。
3. 総括責任者及び業務責任者は、社名及び氏名を記入した名札をつけるものとする。

#### 第15条 業務担当者

1. 総括責任者は、本業務の実施に先だつて業務担当者の氏名等を記載した名簿及び資格証の「写し」を公園管理者に届け出る。  
なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。
2. 業務担当者は、社名及び氏名を記入した名札をつけるものとする。

#### 第16条 業務計画書

1. 総括責任者は、各年度の業務開始日の14日前までに、下記内容等の必要な事項を記載した企画提案書にもとづく「業務計画書」を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
  - ・ 年間管理運営計画(月別)
  - ・ 年間行事計画書(月別)
  - ・ 包括的な質の目標(月別)
  - ・ 業務実施体制
  - ・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
  - ・ 実施計画書(別添-5「国土交通省委託契約取扱要領」)
  - ・ 四半期別必要経費内訳書(別添-5「国土交通省委託契約取扱要領」)
  - ・ 再委託承諾申請書(別添-5「国土交通省委託契約取扱要領」)
  - ・ 本業務全体のマネジメント及び企画立案
  - ・ 施設・設備維持管理作業(維持修繕・保守点検、清掃)
  - ・ 植物管理作業
  - ・ 収益施設等設置管理運営計画
  - ・ 公園内巡視作業(巡視計画書)
  - ・ 利用指導

- ・ 安全管理、救急救護、防災計画、災害対策、緊急時対応、臨機の措置
  - ・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
  - ・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
  - ・ 環境への配慮
2. 「業務計画書」の作成にあたっては、公園利用者からの意見を収集する仕組みを構築し、出された意見等については、検討のうえ、業務計画を策定するものとする。
  3. 「業務計画書」は利用状況、施設の状態、景観及び生物の生育環境の状況等に応じ、随時修正する。変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員と協議することができる。
  4. 四半期別必要経費内訳書には数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

## 第17条 業務報告書

1. 事業者は、次に掲げる報告書を調査職員に定期的に提出する。
  - 1) 「管理月報」（提出期限は翌月の10日）（別添様式1「管理月報」参照）
  - 2) 包括的な質の月別報告（毎月5日まで）  
（別添様式2「包括的な質の月別報告」参照）
  - 3) 「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の15日）  
（別添様式3「管理四半期報」参照）
  - 4) 「定例会議報告書」（毎月15日まで）（任意様式）
  - 5) 公園内全施設の電気メーター検針表及び算定表（毎月初め）（任意様式）
  - 6) 公園内全施設の水道メーター検針表及び算定表（毎月初め）（任意様式）
  - 7) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告（毎月初め）（任意様式）
  - 8) 上記以外の公園管理者で指定した報告事項（適宜）
2. 事業者は、各年度の業務を完了したときは、遅滞なく次に掲げる報告書（正副2通）に成果物を添えて提出する。
  - 1) 「完了報告書」（別添-5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
  - 2) 「精算報告書」（別添-5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
  - 3) 「残存物件報告書」（別添-5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
  - 4) 「事業評価報告書」（任意様式）
  - 5) 「実施状況等の記録書」（任意様式）
3. 「事業評価報告書」には、利用者の意見や要望の把握を本業務に反映させるよう努めた事項について、自己評価を行いまとめる。
4. 経理状況に関する帳簿類及び実施状況等の記録書は常に整理し、公園管理者からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。
5. 「実施状況等の記録書」には、以下の事項を含める。
  - 1) 作業日誌
  - 2) 保守点検の記録
  - 3) 作業実施数量の記録
  - 4) 作業記録写真
  - 5) 安全衛生点検の記録
  - 6) 修繕等の記録

7) その他、調査職員が指示する記録

## 第18条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は事業者において5年間保存する。

## 第19条 記録の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、前条の報告書の最終成果を電子データで納品することをいう。
2. 電子データとは、「近畿地方整備局における電子納品の手引き（案）」【業務編】【土木工事基本編】【情報共有システム編】（以下「電子納品の手引き」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
3. 最終年度の業務を完了したときには、別に定める様式（電子媒体納品書）に署名・捺印の上、「電子納品の手引き」に基づいて作成した電子データをCD-Rで2部提出する。
4. 調査職員、事業者相互にCD-Rの内容を確認した上でCD-Rの受領を行うものとする。
5. 「電子納品の手引き」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
6. 上記によりがたい場合は、調査職員と協議するものとする。

## 第20条 利用指導及び利用者サービス

1. 利用者に対して、健全な公園利用の増進を図ることともに、安全快適な利用のため、利用上の注意、誘導等適切な措置をとること。
2. 親切、明朗、公平に対応するなど、接遇について最大限留意すること。
3. 施設・設備の利用方法については、事故が発生しないように施設の利用方法や利用上の留意点など必要かつ十分な説明・案内を行うこととする。不相当と認められる者に対しては、適正な利用方法を指導すること。
4. 利用者からの苦情、要望、問い合わせに対しては、誠意を持って、適切な案内や応対を行うこと。苦情等の内容及び対応措置の結果について日報等に記録し（任意様式）、調査職員から提示を求められた時に提出する。
5. 苦情等への対応手続きを文書により整備すること。また、職員が、当該手続きの内容を十分に理解するようにすること。
6. 公園の概要や行催事等の基本情報を把握し、利用者又は電話等の問い合わせに対応する。必要に応じて周辺施設の管理者にも連絡を行うこと。
7. 事業者は、別添-6「巡回ポイント」に基づき「巡視計画書」を作成し、事前に調査職員の承諾を得るものとする。
8. 事業者は、「巡視計画書」を踏まえ、安全・快適かつ適切な公園利用ができるよう公園内を巡視し、利用者への指導及び利用者サービスを行うとともに施設を点検確認するものとする。
9. 事業者は、常に利用者及び来園車両の動向を把握し、混雑回避、安全誘導など、適切に利用指導及び利用者サービスを行わなければならない。
10. 事業者は、公園内巡視を行い、防犯、防火その他の安全確認を行わなければならない。
11. 事業者は、危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために、使用状況を適宜把握し、不適切な公園利用を行っている者及びその恐れがあると認められる者を確認した時は、速やかにこれを制止もしくは適切な利

- 用指導を行うものとする。
12. 利用者が利用指導に応じないで他の利用者に危害を及ぼしたり、公園施設に損傷を与えるなどの迷惑行為を行った場合、又はそのおそれがある場合は、臨機の措置を取り、かつ、速やかに調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
  13. 事業者は、施設の損傷及び消防、救急活動等緊急を要する事態を認めるときは臨機の措置をとり、速やかに調査職員に報告するものとする。
  14. 事業者は、公園内外において、利用者からの意見要望を把握し、業務に反映させるための措置（ご意見箱、ホームページ等）を行うものとする。
  15. 事業者は、利用者から都市公園法第5条、第6条又は第12条に関する申請の受付を行う。（別添－7「申請書」参照）
  16. 車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「車両乗り入れ許可条件」を遵守して走行するものとする。（別添－7「申請書」参照）なお、園内を車両で移動する際は徐行することとする。
  17. 事業者は、利用者から申請の事前相談等も受け、申請の内容と本業務内容との調整を行った上で、事業者としての意見を付して申請書とともに調査職員へ提出する。
  18. 事業者は、国の審査により許可を得られた場合には、国が発行する許可証を申請者へ渡すものとする。
  19. 事業者は、利用者指導の一環として、飛鳥区域においては、石舞台古墳、高松塚古墳、中尾山古墳、キトラ古墳、キトラ古墳壁画保存管理施設を管理している文化庁等や、高松塚壁画館、祝戸地区の研修宿泊所祝戸荘を管理している（公益財団法人）古都飛鳥保存財団と、平城宮跡区域においては、文化庁、奈良県、奈良市、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下、「奈良文化財研究所」という。）と協力・連携を図り、都市公園法の許認可に係る前段階の調整や、近畿地方整備局が行う各種行事への対応など、行政支援を行うものとする。

## 第21条 包括的管理

事業者は、本公園の利用促進の一環として、自主事業（広報も含む）を行うことが出来る。本公園の利用促進のために積極的な実施を進めること。

1. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の共催等も可能とする。
2. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
3. 調査職員と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
4. 事業者は、自主事業による公園施設の利用が他の利用者による利用や安全に支障が生じないように、十分に調整を図って対応すること。
5. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法 第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、別添－7「申請書」を調査職員に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、事業者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
6. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第20条に基づき、使用料を納めることが必要となる場合がある。

7. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担すること。
8. 事業者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
  - (1) 事業者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、自主事業の実施場所に協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、奈良県屋外広告物条例等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。
  - (2) 事業者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
  - (3) 事業者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
9. 事業者は、公園管理者が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

## 第22条 広報・行催事等

1. 歴史的資源や里山を活用し、多くの利用者が参加・学習・体験・交流できる多様な行催事を提供すること。
2. 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の利用情報や自然・歴史・文化等の資源、広域観光などについて、パンフレット等の作成、ホームページやSNSへの掲載により、情報発信や情報提供を行う。
3. 事業者は、広報・行催事の実施については、別添-8「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における広報・行事等の取り扱いについて」により行うものとする。
4. 事業者は、本公園の利用促進のために、利用者の動向を把握しながら、計画的な広報、行催事等を行うものとする。
5. 事業者は、行催事等の実施に当たっては地域の活性化等に寄与するように、地元公共団体、企業、市民、NPO、大学等との連携を積極的に推進するものとする。
6. 事業者は、学校等団体利用や持込みの行催事等の積極的な誘致を図るとともに、これらの利用が他の一般客の利用や安全に支障が生じないように十分に調整を図って対応するものとする。
7. 事業者は、本公園の利用促進・緑化啓発に関する事業を企画し、実施すること。
8. 事業者は、公園内の既存のボランティア団体と十分な連携・調整を行い、公園利用促進を図るものとする。

## 第23条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
2. 事業者は、拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察に届けることとする。
3. 事業者と契約した者及び従業員が、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者へ届けるように指導すること。
4. 事業者と契約した者及び従業員は、遺失物法に規定する報労金について受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。

5. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員と協議すること。

#### 第24条 公園管理者の要請への協力

1. 調査職員から公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、公園管理者が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、毎月1回、公園管理者が開催する公園関係者の定例会、定例点検などを実施するものとする。なお実施前に時間的に余裕を持って、実施時期や方法について、公園事務所に連絡すること。定例会については、公園事務所等とともに開催するものとし、定例点検については、公園事務所が同行する場合がある。なお、定例会で使用した書類は、電子データにより、調査職員へ提出する。
4. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は調査職員の指示により立会等に協力する。

#### 第25条 別途工事等との調整

1. 国の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、全園停電を行うため、詳細については、調査職員と打ち合わせる事。
3. 関係機関の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他運営維持管理業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

#### 第26条 その他の協議・報告等

事業者は、公園の管理・運営等で必要な協議を積極的に行い、結果等については、遅滞なく報告しなければならない。

1. 関係機関、ボランティア団体等との協議
2. その他施設の運営者との協議
3. 許認可申請等に関する調整
4. その他（ネーミングライツ等の新業務への対応など）

#### 第27条 関係者との連携等

事業者は、公園の管理・運営等で必要に応じて、関係者と連携を図ること。また、別添-9「事業者が参加する会議一覧及び参加時の役割」に示す会議に参加すること。

#### 第28条 事業評価業務

事業者は、利用者からの意見要望を把握し、業務に反映させるため、次の調査を行い、その結果について調査職員に報告する。

1. 利用者の意見要望の把握  
事業者は、公園内外において、利用者からの意見要望を把握し、業務に反映させるための措置（ご意見箱、ホームページ等）を行うものとし、これを分析する。

2. 本業務に対する自己評価

本業務に関して、年度毎に適宜自己評価を行い、その結果を事業評価報告書にまとめ、調査職員に提出する。

**第29条 公園管理者が行うモニタリング調査**

1. 公園管理者は、事業者で実施する事業評価業務（第28条）とは別に、運営維持管理業務の実績を評価する業務を発注する。
2. 公園管理者は、公園利用者を対象として、別紙-11「公園の利用に関するアンケート調査」にある調査票の内容等について、アンケート調査を年間4回以上（実施月の平日・休日各2日）実施する。サンプル数は年間で飛鳥区域は4,000件程度及び平城宮跡区域は1,000件程度とし、アンケート調査は、飛鳥区域及び平城宮跡区域それぞれにおいて、対面式で行う予定である。
3. 事業者は、運営維持管理業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、実施状況等の調査に際しては、モニタリング実施日の調整等の面において協力するものとする。
4. 調査内容は、運営維持管理業務で示した指標の評価や事業者からの企画提案事項の履行状況を確認する予定である。



## 第3章 公園内の安全管理

### 第30条 安全管理

事業者は、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に善良かつ安全な管理を行い、本業務を履行するものとする。

異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。

### 第31条 防火管理

1. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、別添－10「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園消防計画書」を遵守するものとする。
2. 事業者は、別添－10「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園消防計画書」第2条（2）～（8）については防火管理者に協力することとする。また、毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。

### 第32条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を監督職員に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の事項について、遅滞なく、書面（様式5「事故情報記録」）により調査職員に報告するものとする。
  - （1）事故発生日時
  - （2）事故発生場所
  - （3）事故発生の原因
  - （4）事故の程度
  - （5）人身事故の場合は、医師の診断結果
  - （6）事故処理の概略

### 第33条 救急対応

1. 事業者は、業務計画書の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
2. 事業者は、業務実施時間中は救急担当者を配置し、救急活動に当たらなければならない。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その結果を速やかに調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

### 第34条 災害時、異常時等の対応

1. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、迅速に必要な人員を確保し対応する。なお、事業者は、災害防止等のために必要があると

認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設の閉鎖等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
4. 災害時には公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うこととする。
5. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
6. 事業者は、事故や災害発生時等について、公園事務所で策定した別添－1 1「災害対策部運営計画（抄）」、及び様式5「事故情報記録」に基づき、適切な措置・対応を行うこと。

### 第35条 利用規則

1. 公園における利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、公園の利用に関し必要な事項について、別添－1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領」に基づき、適切な措置・対応を行うこと。  
(なお、平城宮跡区域における行為の禁止等に関する取扱要領については、関係機関との調整後に別途指示する。)
2. 駐車場の利用にあたっては、調査職員の指示に従うものとする。

## 第4章 雑 則

### 第36条 協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議すると共に、協議の内容を記録して調査職員に提出し、確認を得る。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めるほか、打合せを行い、その内容を記録して調査職員に提出し、確認を得る。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合は、調査職員と事業者の間で協議を行う。

### 第37条 官公署への連絡、届出

1. 事業者は、官公署への連絡、届出手続きは公園管理者に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は事業者において行う。

### 第38条 本業務の再委託

1. 事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。
  - ・本業務における総合的企画
  - ・業務遂行管理
  - ・各業務手法の決定
  - ・運営維持管理業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等（本業務全体のマネジメント及び企画立案）
2. 事業者は、第1項に規定する業務以外の再委託にあたっては、「再委託（変更等）承諾申請書」（別添一5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）により調査職員の承諾を得なければならない。再委託する場合、事業者は適切な契約方法をとるよう努めること。
3. 事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、協力者は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
4. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を協力者としてはならない。

### 第39条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

#### 第40条 建築物及び機械器具の無償提供等

1. 本業務の遂行に必要な国の建築物及び機械器具等（別紙－12「提供施設等一覧」）に限り、事業者が無償で提供する。提供施設については事業者にて適正に管理することとし、その取扱いは別添－12「取得した備品及び貸与備品等の取扱い」による。
2. 事業者は、本業務完了の際、残存する備品で公園管理者がその費用を負担したもののついて当該備品を公園管理者に引き渡す。ただし、翌年度において当該委託契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいい、その取扱いについては、別添－12「取得した備品及び貸与備品等の取扱い」による。
3. 事業者は、公園事務所の事務・事業に支障をきたさない範囲において、公園事務所内の施設の管理・運營業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
4. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、公園事務所の事務・事業に支障を起すことのないよう適切な管理を行うこと。
5. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員と協議のうえ承諾を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員の確認を得なければならない。
6. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。

#### 第41条 本業務の引継

1. 事業者は、契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎにあたっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。
  - 1) 運営・利用者サービスに関する事項  
利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等
  - 2) 施設・設備維持管理に関する事項  
施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録 等
  - 3) 植物管理に関する事項  
芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、農空間等の記録等
  - 4) 収益施設等設置管理運営に関する事項  
運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項 等
  - 5) 広報宣伝に関する事項  
マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページの更新方法 等
  - 6) イベントに関する事項

主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項

7) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項

ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報、文化庁・奈良文化財研究所との調整事項 等

8) 国への提出資料に関する事項

都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録 等

9) その他

救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録 等

#### 第42条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議すること。

## 第5章 コンプライアンス

### 第43条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 別添－2「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務における情報セキュリティについて」に沿って、情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第54条により罰則の適用がある。

## 第6章 個人情報の取扱いについて

### 第44条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第45条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 第46条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### 第47条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 第48条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために公園管理者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 第49条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

### 第50条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 第51条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために公園管理者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに公園管理者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、調査職員が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

## 第52条 管理の確認等

調査職員は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、調査職員は必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

## 第53条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

## 第54条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## 第55条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、登用した場合は、に基づき罰則が科せられる。



## 第7章 委託費の支払い

### 第56条 委託費の支払い

#### 1. 公園運営維持管理業務

- a) 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（本実施要項1.3.1参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項1.3.2参照）の最低水準を確保しなければならない。
- b) 近畿地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害その他の事業者の責に帰することが出来ない事由によるものを除き、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
- c) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。
- d) 会計法第22条、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求はできないものとする。
- e) 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
- f) 包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合に実施する改善業務の場合は、委託費の増額の対象としないものとする。

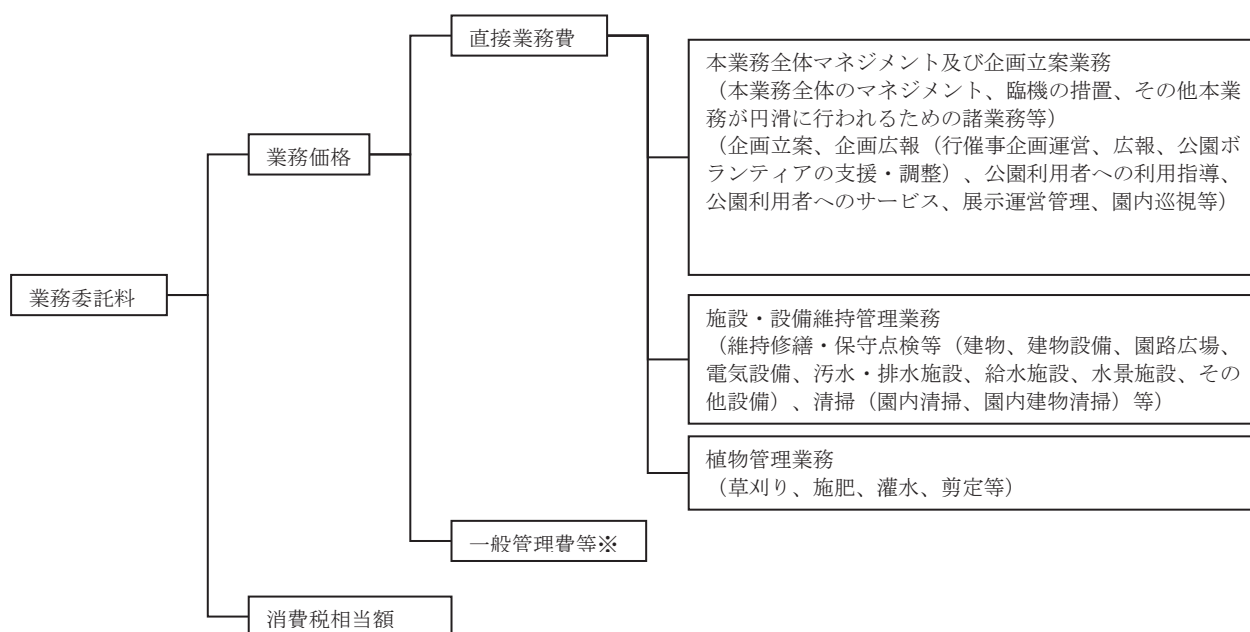
#### 2. 収益施設等設置管理運営業務

収益施設や自主事業の運営において得た利益は事業者の収入とし、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料（詳細は、別紙－9「管理運営規定書」を参照のこと。）を近畿地方整備局に支払うものとする。施設使用料、土地使用料または建物使用料については、許可後、歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知から20日以内に納入しなければならない。（別紙－9「管理運営規定書」を参照のこと。）

なお、近畿地方整備局は、経済情勢の変動その他特に必要があると認める場合には、施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定することができる。

#### 3. 各業務の積算体系は、参考1のとおりである。

## 各業務の積算体系



※ 本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
運営維持管理業務  
個別仕様書  
(本業務全体のマネジメント及び企画立案)

平成30年4月

国土交通省近畿地方整備局

目次

第1章 総則	1
第1条 適用	1
第2条 事業者の責務	1
第3条 業務実施体制	1
第4条 施工体制の点検	1
第5条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査	1
第6条 基本事項	1
第7条 作業従事者の服装等	2
第8条 安全管理等	2
第9条 利用サービス	2
第2章 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	3
第10条 目的	3
第11条 本業務全体の企画立案	3
第12条 マネジメント業務	3
第13条 その他	3
第3章 ホームページ等運用	4
第14条 目的	4
第15条 公開場所	4
第16条 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園のホームページ等による情報発信	4
第17条 掲載情報の更新・修正・訂正	4
第18条 その他	4
第4章 インターネット活用における個人情報の取扱い	6
第19条 目的	6
第20条 基本的な考え方	6
第21条 インターネットの利用の用途	6
第22条 発信できる個人情報の範囲及び取扱い	6
第23条 利用者の責務	6
第5章 行催事	8
5.1 利用プログラム	8
第24条 目的	8
第25条 利用プログラムの内容	8
第26条 利用プログラムの企画立案	8
第27条 利用プログラムの開催・運営	8
第28条 提出書類	8
第29条 利用プログラムにあたっての注意事項	8
第30条 その他	8

5. 2	関係団体との連携	9
第31条	目的	9
第32条	公園利用促進業務	9
<b>第6章</b>	<b>キトラ古墳壁画体験館 四神の館の展示</b>	<b>10</b>
第33条	目的	10
第34条	キトラ古墳壁画体験館 四神の館展示の管理・運営	10
第35条	連携調整	10
<b>第7章</b>	<b>平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の展示</b>	<b>11</b>
第36条	目的	11
第37条	平城宮跡展示館（平城宮いざない館）展示の管理・運営	11
第38条	連携調整	11
<b>第8章</b>	<b>広報宣伝</b>	<b>12</b>
第39条	目的	12
第40条	広報宣伝の方法	12
<b>第9章</b>	<b>公園ボランティア</b>	<b>13</b>
第41条	目的	13
第42条	ボランティア活動	13
第43条	公園ボランティアの登録の対象	13
第44条	公園ボランティアの登録手続き	13
第45条	公園ボランティアの登録等の変更	14
第46条	公園ボランティアの登録の抹消	14
第47条	活動報告	14
第48条	その他	14
第49条	新規ボランティア登録の手続き	14
<b>第10章</b>	<b>利用指導及び利用者サービス</b>	<b>15</b>
第50条	目的	15
第51条	基本事項	15
第52条	利用案内	15
第53条	救護	15
第54条	非常時の安全管理	16
第55条	人員配置	16
<b>第11章</b>	<b>園内巡視等</b>	<b>17</b>
第56条	目的	17
第57条	巡視の種類	17
第58条	通常期巡視	17
第59条	繁忙期巡視	18
第60条	臨時巡視	18
第61条	夜間巡視	18

第62条 巡視計画書 .....	18
第63条 巡視報告書 .....	18
第64条 巡視内容 .....	18
第65条 巡視の記録・報告 .....	19
第66条 その他 .....	19
<b>第12章 警備</b> .....	<b>20</b>
第67条 目的 .....	20
第68条 展示室等警備 .....	20
第69条 機械警備 .....	20
第70条 警備計画書 .....	20
第71条 記録・報告 .....	20

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本編は「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」のうちの本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

### 第2条 事業者の責務

事業者は、業務着手前に現地及び「設計図書」、「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、国の指定する調査職員（以下「調査職員」という。）と協議するものとする。

### 第3条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出しなければならない。また、業務実施体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

### 第4条 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第15条第3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

### 第5条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、調査職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力する終了後速やかにものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

### 第6条 基本事項

1. 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園内の植物管理業務等と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 平城宮跡は、文化庁、奈良県、奈良市及び独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下「奈良文化財研究所」という。）の複数の主体が管理に関わっている

- ことから、業務の履行にあたっては、これら管理者と、密な連携を行うこととする。
5. 管理体制人員は、円滑な運営管理を行うため、弾力的に配置するものとする。
  6. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。
  7. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
  8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

## 第7条 作業従事者の服装等

作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

## 第8条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告し、その指示に従うものとする。
2. 車両の運転については、国営飛鳥歴史公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内を車両で移動する際には徐行することとする。  
また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感・不安感を与えないよう留意するものとする。
6. 昼夜を問わず出入り可能な場所であるため、警察、消防等の関係機関との連絡体制を構築し、防犯、防災に万全を期した管理を行う。特に、平城宮跡区域は、園内に鉄道、道路、水路等が存在するため、特に利用者の安全確保にも配慮した管理を行うものとする。

## 第9条 利用サービス

1. 公園利用者に対する案内及び緊急の対応等の利用者サービスに努めること。
2. 業務責任者を含めた全ての作業員について、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。



## 第2章 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

### 第10条 目的

本業務は、本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行うことを目的とする。

### 第11条 本業務全体の企画立案

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の企画立案を行うものとする。

### 第12条 マネジメント業務

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の基本方針をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。

業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理等、総合的な視点から国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。

### 第13条 その他

この仕様書によるもののほか、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員と協議の上定めることとする。

## 第3章 ホームページ等運用

### 第14条 目的

本業務は、国が国営飛鳥・平城宮跡歴史公園に関する情報を発信する目的で作成したホームページ「国営飛鳥歴史公園ホームページ」及び「平城宮跡歴史公園ホームページ」、及びSNS（以下「本公園ホームページ等」という。）を適切に維持・更新することを目的とする。

### 第15条 公開場所

本公園ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、適切に管理できるサーバーに格納して公開することとする。

### 第16条 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園のホームページ等による情報発信

1. 事業者は、ネットワークのシステム管理者（以下「管理者」という。）を置くこととし、管理者は、本公園ホームページ上で発信する情報について第4章に定める「インターネット活用における個人情報の取扱い」に基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
2. 管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽等）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
3. 他人の著作物を本公園ホームページ等に掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
4. 運営管理に必要な情報発信は、本公園ホームページ等に含め、独自に行わないこととする。

### 第17条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 本公園ホームページ等は、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。特にSNSについては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園への外国人観光客を含む来園者の増加に資する情報を積極的に提供することとする。
2. 管理者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 管理者は、本公園ホームページ等であるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。

### 第18条 その他

1. 管理者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNSを含む）は、本公園ホームページ等であるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。
2. この仕様書によるもののほか、本公園ホームページ等の運用に関し必要な事項は、管理者が調査職員と協議の上定めることとする。
3. ホームページにおける個人情報の取扱い基準については第4章「インターネット活

用における個人情報の取扱い」に定める。

4. 本公園ホームページに掲載する全ての内容は、著作権法に基づき適切に取り扱うこととする。

## 第4章 インターネット活用における個人情報の取扱い

### 第19条 目的

本業務は、インターネット活用における個人情報の取扱いを適切に行うことを目的とする。

### 第20条 基本的な考え方

ネットワークの利用に当たっては、明日香村個人情報保護条例（平成15年条例第4号）及び奈良市個人情報保護条例（平成21年条例第51号）に基づき、公園利用者の個人情報の保護に努め、ネットワーク上においては、本人（中学生以下は本人及び保護者）の許諾を得た場合を除き、個人情報を発信しないものとする。

### 第21条 インターネットの利用の用途

インターネットでの個人情報の利用に際しては、以下に掲げるような用途で利用する。この他に新たな用途が発生した場合は、調査職員と協議する。

1. 問合せ・意見等に対する質問・回答
2. 本公園に関する情報・サービス等の案内
3. アンケート調査の実施
4. 各種応募・申請の受付
5. 投稿写真等の紹介
6. サイト利用履歴の分析

### 第22条 発信できる個人情報の範囲及び取扱い

#### 1. 発信の条件

発信できる個人情報は、本公園活動に必要と認められる場合に限ることとし、本人（中学生以下は本人及び保護者）の許諾を得るとともに、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないよう配慮することとする。

#### 2. 上記の条件を満たした場合において発信できる個人情報は、次の通りとする。

- (1) 名前（作品等に付す場合等）
- (2) 肖像（個人が特定されない集合写真・公園利用風景の場合等）
- (3) 作品（公園内での活動において作成された製作物、絵画、写真等）
- (4) 居住地、趣味、特技、意見、考え方等

#### 3. いかなる場合においても発信できない個人情報は、次の通りである。

- (1) 国籍、思想、信条及びこれらに準ずるもの
- (2) 住所、電話番号、生年月日

### 第23条 利用者の責務

#### 1. 目的外利用の禁止

利用者は、ネットワークを通じて入手した情報については、個人情報保護の観点から適正な利用に努めるとともに、目的外の利用及び提供は行わないこととする。

(目的外利用の具体例)

- ・非合法的な情報や公序良俗に反する情報等、本公園運営において望ましくない情報の送受信。
- ・インターネットを通しての商用その他営利活動。
- ・個人、団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信。
- ・外部接続した小型電算機等の機能、公共ネットワークあるいは通信に支障を与える行為。

## 2. 個人情報関係法令の遵守

利用者は、ネットワークを利用する際には、著作権法（昭和45年法律第48号）及び明日香村個人情報保護条例、奈良市個人情報保護条例等の関係法令を遵守することとする。

(個人情報関係法令の遵守すべき具体例)

- ・発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮する。
- ・インターネットを通して得られた情報における知的所有権を侵害しない。

## 第5章 行催事

### 5. 1 利用プログラム

#### 第24条 目的

本業務は、公園利用者に対するサービス水準の向上の一貫として、飛鳥区域及び平城宮跡区域を対象に、歴史的資源や里山、農空間、考古学的な知見等を活用した通年の利用プログラムについて、企画立案、開催・運営等の一連の作業を行うものとする。

#### 第25条 利用プログラムの内容

利用プログラムは、歴史・文化資源や里山の保全・活用、田園環境の体感等をテーマに、多くの公園利用者が参加・学習・体験・交流できる多種・多様な内容とする。また、飛鳥区域及び平城宮跡区域のそれぞれの歴史的資源に相応しい利用プログラムとするとともに、国内外からの来園誘致に資する内容とする。

#### 第26条 利用プログラムの企画立案

利用プログラムを適切かつ円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果等について企画立案する。その内容について実施計画書に示し、調査職員と協議し利用プログラムの開催について了解を得るものとする。

#### 第27条 利用プログラムの開催・運営

企画立案した利用プログラムの目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する利用プログラムの開催・運営を行うものとする。

#### 第28条 提出書類

事業者は、下記の書類、その他指示する図書を指定期日までに提出するものとする。

1. 実施計画書……………実施前に適宜提出
2. 利用プログラム実施写真……………原則として実施内容の確認ができるように作業中の状況を撮影し、実施後速やかに整理・提出すること。

#### 第29条 利用プログラムにあたっての注意事項

1. 利用プログラム開催の前に、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように必要に応じて養生を行うこと。
2. 利用プログラム終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。
3. けが人、病人が発生した場合は、適切に対処し、調査職員へ速やかに報告すること。

#### 第30条 その他

1. 利用プログラムの実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないよ

うに注意すること。また、利用プログラム実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感・不安感を与えないよう留意すること。

2. 安全管理には十分注意し施工する。
3. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等の利用者サービスに努めること。
4. 利用プログラムを開催する関係者については、アルバイト等をふくむスタッフ全員が名札を着用すること。

## 5. 2 関係団体との連携

### 第31条 目的

本業務は、明日香村や奈良県、奈良市、文化庁、奈良文化財研究所等の、関係機関や地域と協力・連携したイベント等の充実を図るものとする。

### 第32条 公園利用促進業務

#### 1. 利用受付業務

- (1) 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、電話等の問い合わせに対応するものとする。必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこと。
- (2) ホームページ等を利用して、広報活動を行うものとする。
- (3) 持込みイベント等の受付を行うものとする。

#### 2. 利用調整業務

- (1) 団体での来園者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。
- (2) 団体での広場使用について、調整を行うものとする。
- (3) ボランティア活動の総括を行うものとする。

#### 3. 利用促進業務

- (1) イベントの企画、立案について行うものとする。
- (2) 来園者の利便性向上のために車椅子の貸出しを行うものとする。
- (3) 障がい者及び高齢者等の補助を行うものとする。

#### 4. その他

- (1) 文化庁や奈良県、奈良市、奈良文化財研究所等の管理する区域を含む平城宮跡全体に関する問い合わせ等においても必要に応じて対応を行うものとする。

## 第6章 キトラ古墳壁画体験館 四神の館の展示

### 第33条 目的

飛鳥の歴史（古代～現代）や文化、風土について学ぶことができる体験的歴史学習を公園利用者に提供するため、キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画体験館 四神の館において、五感を使って楽しみながら学習できる展示の企画・管理運営を行うものとする。

キトラ古墳壁画体験館 四神の館の展示については、多くの公園利用者がキトラ古墳及び檜隈寺跡の保全・活用をテーマとした歴史学習を体験できる内容とし、文化庁が管理するキトラ古墳壁画等の公開時期に合わせる等、調査職員が業務計画書（各年度）提出において精査が必要であると判断した内容については、現地等の業務対象条件を十分に把握・検討した上で調査職員と事前協議を行うものとする。

### 第34条 キトラ古墳壁画体験館 四神の館展示の管理・運営

1. キトラ古墳壁画体験館 四神の館の利用者に対する受付を行う。
2. キトラ古墳壁画体験館 四神の館の展示室内の混雑を緩和するためにキトラ古墳壁画体験館 四神の館の利用者を安全に誘導する。
3. 壁画公開時は、キトラ古墳壁画体験館 四神の館の利用者を安全に階上の壁画施設へ誘導する。
4. 1階からエレベーターで入館する車いす利用者を、文化庁が管理する壁画保存管理施設と連携の上、安全に誘導する。
5. 文化庁や奈良文化財研究所、明日香村等の関連機関と連携した企画展等を適宜実施し、キトラ古墳壁画体験館 四神の館の利用者の歴史学習を深める。
6. キトラ古墳壁画体験館 四神の館の運営維持管理に必要な、経理、文書・備品管理その他庶務全般を行う。
7. キトラ古墳壁画体験館 四神の館展示の運営、日常点検、定期点検、精密点検、臨時点検を行う。
8. 企画展示は、実施時期を調査職員と協議の上、年間30日以上行う。

### 第35条 連携調整

キトラ古墳壁画体験館 四神の館の管理・運営にあたっては、壁画保存管理施設を管理する文化庁等と日常的な連携調整を行うものとする。



## 第7章 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の展示

### 第36条 目的

平城宮跡に対する理解を深める学習を公園利用者に提供するため、平城宮跡展示館（平城宮いざない館）において、展示の企画・管理運営を行うものとする。

平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の展示については、多くの公園利用者が、往時の歴史・文化に触れ、親しみ、その内容を知ることができるような内容とし、文化庁や奈良文化財研究所等が管理する施設との調整も含め、調査職員が業務計画書（各年度）提出において精査が必要であると判断した内容については、現地等の業務対象条件を十分に把握・検討した上で調査職員と事前協議を行うものとする。

### 第37条 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）展示の管理・運営

1. 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の運営維持管理に必要な、経理、文書・備品管理その他庶務全般を行う。
2. 展示館内映像の運営、日常点検、定期点検、精密点検、臨時点検を行う。
3. 展示品（特に平城宮跡の出土品等、管理・運営に専門的な知見を有するもの）に係る管理・運営については、奈良文化財研究所より技術的助言等の支援を得るものとする。
4. 企画展示については、文化庁や奈良文化財研究所、奈良県、明日香村等の関係機関と必要に応じて連携して、平城宮跡や奈良の有する歴史や文化、自然環境等の更なる魅力が公園利用者へ分かりやすく伝わるよう展示内容を工夫し、年間を通じて展示を行うものとする。なお、企画展示の実施に当たっては、調査職員と協議するものとする。

### 第38条 連携調整

平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の管理・運営にあたっては、奈良文化財研究所等と日常的な連携調整を行うものとする。

## 第8章 広報宣伝

### 第39条 目的

本業務は、国内外からの広域的な集客を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園が有する歴史資源や自然資源等に関する情報や、それらを活用したイベント等に関する情報、関係団体等と連携した地域の観光周遊ネットワークに関する情報等について、広報宣伝を実施することを目的とする。

### 第40条 広報宣伝の方法

広報宣伝の方法は、過去の取組みを参考として、ホームページにおける情報発信や、各種媒体（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）への情報提供、各種広報印刷の作成配布（ポスター、パンフレット等）により、効果的な広報宣伝を実施するものとする。

平城宮跡区域は、文化庁、奈良県、奈良市及び奈良文化財研究所の複数の主体が管理に関わっていることから、業務の履行にあたっては、これら管理者と、密な連携を行うこととする。

## 第9章 公園ボランティア

### 第41条 目的

本業務は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における市民のボランティア活動を促進するため、事業者が既存のボランティア活動の実態を把握し、ボランティアと連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行うことを目的とする。

### 第42条 ボランティア活動

公園ボランティアの主な活動内容は以下の表のとおりである。詳細は、別紙－19「公園ボランティアの活動等」を参照のこと。

ボランティア名	活動区域（地区）	主な活動内容
飛鳥里山クラブ	飛鳥区域	・飛鳥の里山をテーマにした学習 ・飛鳥の里山をテーマにしたサークル活動 ・里山づくり活動 等
特定非営利活動法人 平城宮跡サポートネットワーク	平城宮跡区域※	・第一次大極殿院復原事業情報館における事業の解説、展示品の説明、体験展示の補助等 ・平城宮跡展示館（平城宮いざない館）における展示品の説明、体験展示の補助等

※平城宮跡については、奈良文化財研究所が募集、研修等を行っている「奈良文化財研究所平城宮跡解説ボランティア」（以下「解説ボランティア」という。）が、平城宮跡内（平城宮跡区域を含む）において、第一次大極殿、朱雀門、東院庭園、遺構展示館、平城宮跡資料館等の案内（ツアーガイド）及び解説を行っている。事業者は、公園ボランティアの活動にあたり、奈良文化財研究所及び解説ボランティアと必要に応じて調整を行うものとする。

なお、ボランティア活動が単なる個人の余暇活動とならないよう、公園ボランティアとしての意識啓発に取り組むとともに、公園ボランティアと明日香村や奈良市で活動している他の団体との活動に関する情報交換を積極的に行う等、活力ある活動となるようにする。

### 第43条 公園ボランティアの登録の対象

「飛鳥里山クラブ」における登録の対象は、国営飛鳥歴史公園において、活動を希望する個人とする。

### 第44条 公園ボランティアの登録手続き

1. 事業者は、年一回、「飛鳥里山クラブ」の新規会員の募集を行うものとする。なお、新規会員は、入会初年度に一年間の講座を受講するものとする。

2. 事業者は、「飛鳥里山クラブ」に新規登録された会員について、速やかに調査職員に連絡することとする。
3. 事業者は、前年度の活動者が引き続き活動しようとする場合は、その年度の活動計画等について申出を受け、調査職員に承諾を得るものとする。
4. 「飛鳥里山クラブ」の登録の手続き（変更、抹消含む）の方法については、調査職員と協議の上変更することができる。

#### 第45条 公園ボランティアの登録等の変更

事業者は、「飛鳥里山クラブ」の会員登録、活動計画等の変更があった場合は、速やかに調査職員に連絡することとする。

#### 第46条 公園公園ボランティアの登録の抹消

事業者は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、「飛鳥里山クラブ」の会員登録を抹消することができる。

1. 会員より登録取消しの申出があったとき
2. 会員の所在が不明となり、連絡不能となったとき
3. 会員がボランティアとして不適格であると認められるとき

#### 第47条 活動報告

事業者は、公園ボランティアの各年度における活動の報告をとりまとめ、発注者へ報告をすることとする。

#### 第48条 その他

事業者は、公園ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるように次に掲げる支援を行うこととする。

1. 養成講座の開催
2. ボランティアが参加するイベントの企画
3. 本公園が主催するイベント協力者への交通費の支給
4. ユニホーム等の支給
5. その他、ボランティア活動の実施に必要であると考えられる支援

#### 第49条 新規ボランティア登録の手続き

1. 事業者は、新たに公園での活動を希望する団体等があった場合は、活動希望内容等必要事項について申出を受け、調査職員に承諾を得るものとする。
2. 新たに登録されたボランティア団体等については、速やかに別添一13「飛鳥・平城宮跡歴史公園ボランティア規約（例）」を参考に「ボランティア規約」を作成する。

## 第10章 利用指導及び利用者サービス

### 第50条 目的

本業務は、健全な公園利用の増進を図ることともに、安全快適な利用のため、利用上の注意等の利用指導、また電話対応、園内放送、障がい者・高齢者等の来場者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、利用者サービスに関する業務全般を関係団体と連携を図り適切に行う。

### 第51条 基本事項

1. 公園利用者に直接接する業務であり、公園利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。
2. 業務遂行に当たっては、常に人権尊重の視点に立ち、公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 「個人情報保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、公園利用者等から入手した個人情報についてその適正な取扱いがなされるよう、万全の措置を講ずること。
4. 飛鳥区域においては、文化庁や明日香村の管理する高松塚古墳、石舞台古墳、キトラ古墳、中尾山古墳を含む区域等の問い合わせ等においても必要に応じて対応を行うものとする。
5. 平城宮跡区域においては、文化庁や奈良県、奈良市、奈良文化財研究所等の管理する区域を含む平城宮跡全体に関する問い合わせ等においても必要に応じて対応を行うものとする。

### 第52条 利用案内

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、飛鳥区域においては、国営飛鳥歴史公園館、キトラ古墳壁画体験館 四神の館、平城宮跡区域においては平城宮跡展示館（平城宮いざない館）、復原事業情報館にて公園利用者の問い合わせに対応すること。必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこと。
2. 公園利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行うこと。
4. 国営飛鳥歴史公園館、キトラ古墳壁画体験館 四神の館、平城宮跡展示館（平城宮いざない館）、復原事業情報館にて園内案内マップを希望者等に配布するとともに、車いすの貸し出しを行う。
5. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
6. 拾得物は台帳で管理し、所轄の警察署に届け出ること。

### 第53条 救護

1. 公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うこと。また、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録し、調査職員に経過を報告することとする。
2. 重大事故については、速やかに調査職員に報告し、その指示に従うこととする。

#### **第54条 非常時の安全管理**

災害時には公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うこととする。

#### **第55条 人員配置**

利用者サービスに関する業務全般を適切に行う人員配置を行うこと。

## 第 1 1 章 園内巡視等

### 第 5 6 条 目的

本業務は、公園利用者の安全利用の確保、利用者サービス及び公園施設の点検確認を行うため、定期的に園内巡視（以下「巡視」という。）を実施することを目的とする。  
また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

### 第 5 7 条 巡視の種類

巡視は、通常期巡視、繁忙期巡視、臨時巡視の 3 種類とする。

#### ○飛鳥区域

1. 通常期巡視（繁忙期以外の毎日）とは、繁忙期及び異常時以外の状態における公園内の点検確認、利用指導及び作業等を行う巡視をいう。
2. 繁忙期巡視（4、5、9月の土日祝日、その他イベント等を含んだ60日間）とは、園内の混雑状況に応じて、公園利用者（車輛等を含む）の案内・誘導・整理・利用指導等を行う巡視をいう。
3. 臨時巡視とは、イベント時および園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、公園内の利用状況を把握する巡視をいう。

#### ○平城宮跡区域

1. 通常期巡視（繁忙期以外の毎日）とは、繁忙期及び異常時以外の状態における公園内の点検確認、利用指導及び作業等を行う巡視をいう。
2. 繁忙期巡視（4、5、9月の土日祝日、その他イベント等を含んだ60日間）とは、園内の混雑状況に応じて、公園利用者（車輛等を含む）の案内・誘導・整理・利用指導等を行う巡視をいう。
3. 臨時巡視とは、イベント時および園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、公園内の利用状況を把握する巡視をいう。

### 第 5 8 条 通常期巡視

通常期巡視は、繁忙期以外の毎日において、次の事項について実施する。

1. 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導
2. 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置
3. 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置
4. 園内不審物の有無の確認
5. 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成
6. 危険物の点検
  - (1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
  - (2) 園路、広場の路面、路側、法面、排水桝、橋梁、階段、エレベーター、建物その他構造物等の異常の有無

- (3) 案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場等の異常の有無
  - (4) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無
  - (5) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無
7. 便所、駐車場等の公園施設の開錠・施錠

### 第59条 繁忙期巡視

繁忙期巡視は、通常期巡視の事項に加えて、繁忙日の混雑状況に応じて、次の各号に掲げる事項について重点的に実施するものとする。

- 1. 駐車場の巡回
- 2. 公園利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導

### 第60条 臨時巡視

臨時巡視は、主として次の各号に掲げる事項について、実施するものとする。

- 1. 園内の被害状況
- 2. 利用障害等の状況

### 第61条 夜間巡視

夜間巡視は、野外に機材を設置する行催事（約10日間）を実施する期間中夜間（17:30～22:30）において、通常期巡視の事項を実施するものとする。

### 第62条 巡視計画書

事業者は、巡視計画書を作成し、調査職員へ提出し承諾を得るものとする。

### 第63条 巡視報告書

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は提出すること。

- 1. 巡視計画書（ルートを含む）――― 巡視作業前に作成
- 2. 業務打合簿――― 打合せ毎に終了後、速やかに作成
- 3. 巡視日誌（写真帳含む）――― 巡視実施後、速やかに作成
- 4. 巡視報告書（写真帳含む）――― 月毎に作成
- 5. その他調査職員が指示する書類――― 適宜

### 第64条 巡視内容

適正な巡視業務を実施するため、巡視員は以下の要領にて巡視業務を行うものとするが、巡視に先立ち関係書類等により、巡回に必要な事項を把握しておくものとする。

- 1. 巡視すべきポイントは別添－6「巡回ポイント」のとおりとし、巡視計画書に従って毎日巡視するものとする。なお、天候、利用状況、工事等其他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。
- 2. 巡視員は、公園利用者に対して不快感・不安感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。



3. 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条、別添-1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における行為の禁止等に関する取扱要領」に定める違反行為を発見した場合には適切な指導をするものとする。

#### 第65条 巡視の記録・報告

巡視員は巡視の結果を毎日巡視日誌に記録し、調査職員から提出依頼があった場合は提出すること。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受けるものとする。

#### 第66条 その他

平城宮跡区域において、巡視（通常期、繁忙期）に併せて、中央区朝堂院広場において、以下のとおり地下水位の測定を行う。測定結果は調査職員へ速やかに報告する。（報告様式については、調査職員より別途指示する。）

場所	箇所数	方法	頻度	備考
平城宮跡区域 中央区朝堂院	2箇所	観測孔で、コンベックスにより測定	毎月1日（ただし、1月は2日に行う。） 15時30分に測定	別添20参照

## 第12章 警備

### 第67条 目的

本業務は、平城宮跡展示館（平城宮いざない館）及び復原事業情報館において、火災、盗難、不正・不法・迷惑行為、不審物の持込み、その他災害の予防、防止及び早期発見を行い、人身の安全と財産の保護を図る。

### 第68条 展示室等警備

1. 警備担当時間（10：00～18：00、6月から9月は10：00～18：30）にて、次の事項について、立哨及び動哨を行い、必要に応じて、警察、消防等の関係機関並びに調査職員の別途指定する者に通報するとともに必要な措置を講ずる。
  - (1) 入館者への案内・誘導・整理及び利用指導（入館不適者の排除含む）
  - (2) 展示品及び施設の周囲の不審物・不審者の発見と対応
  - (3) 迷子、負傷者、病人等の発見と対応
  - (4) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成
  - (5) 各設備機器の稼働状態、異常の有無
  - (6) 消火器、消火栓その他の消火器具並びに防火装置及び避難設備の異常の有無
  - (7) 事件、事故、火災、その他非常事態への対応
  - (8) 閉館時間以降の滞在者把握及び廊下や各室の窓・扉等の施錠の完否
2. 常時連絡体制を保持し緊急事態の発生に備える。
3. 休憩者を除き、常時、展示室等に警備員を配置する。
4. 警備員の着用する制服等は、事業者で調達するものとし、白色のヘルメットまたは制帽を着用する。特殊警棒、警笛、カメラ、その他警備上必要と認められたものを装備する。
5. 事業者は本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行に必要と判断した事項について、事業者の責任において実施すること。

### 第69条 機械警備

平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の管理室において、次の事項について機械警備を行う。

1. 監視盤等の監視と操作
2. 火災、地震等災害発生時の非常放送

### 第70条 警備計画書

事業者は、警備計画書を作成し、調査職員へ報告し承諾を得るものとする。

### 第71条 記録・報告

警備員は警備の結果を毎日、警備日誌に記録し、調査職員から提出依頼があった場

合は提出すること。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受けるものとする。

H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
運営維持管理業務  
個別仕様書  
(施設・設備維持管理)

平成30年4月

国土交通省近畿地方整備局

－ 目 次 －

<b>第1章 総則</b> .....	1
第1条 適用 .....	1
第2条 事業者の責務 .....	1
第3条 事前協議等 .....	1
第4条 業務実施体制 .....	1
第5条 施工体制の点検 .....	1
第6条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査 .....	1
第7条 基本事項 .....	1
第8条 作業従事者の服装等 .....	2
第9条 安全管理等 .....	2
<b>第2章 園路広場維持修繕工</b> .....	3
第10条 基本事項 .....	3
第11条 補修、修繕 .....	3
第12条 作成書類 .....	3
第13条 業務実施時間 .....	3
第14条 維持修繕項目 .....	3
第15条 事業者の過失による事故、器物の破損等 .....	4
<b>第3章 建物・工作物維持修繕等</b> .....	5
第16条 基本事項 .....	5
第17条 補修、修繕 .....	5
第18条 作成書類 .....	5
第19条 業務実施時間 .....	5
第20条 維持修繕等 .....	5
第21条 事業者の過失による事故、器物の破損等 .....	6
<b>第4章 自動ドア保守点検作業</b> .....	7
第22条 業務内容 .....	7
第23条 業務管理する施設 .....	7
第24条 一般事項 .....	7
第25条 点検範囲と点検周期 .....	7
第26条 保守作業 .....	8
第27条 作成書類 .....	8
第28条 点検作業にあたっての注意事項 .....	8
第29条 緊急対応 .....	8
第30条 その他 .....	8
<b>第5章 貯水槽清掃作業</b> .....	9
第31条 作業目的 .....	9

第32条	点検作業内容	9
第33条	作業にあたっての注意事項	9
第34条	作成書類	9
第35条	その他	9
<b>第6章</b>	<b>消火器点検作業</b>	<b>10</b>
第36条	作業目的	10
第37条	点検作業内容	10
第38条	作業にあたっての注意事項	10
第39条	作成書類	10
第40条	その他	10
<b>第7章</b>	<b>屋外清掃等</b>	<b>11</b>
第41条	一般事項	11
第42条	作成書類	11
第43条	屋外清掃	11
第44条	ゴミ運搬工	11
第45条	池及び調整池清掃	12
第46条	臨時清掃	12
第47条	害虫等対策工	12
第48条	防災対策工	12
第49条	付属物の清掃	12
第50条	消耗品	12
第51条	事業者の過失による事故、器物の破損等	12
第52条	その他	13
<b>第8章</b>	<b>公園内建物清掃</b>	<b>14</b>
第53条	一般事項	14
第54条	作成書類	14
第55条	消耗品	14
第56条	事業者の過失による事故、器物の破損等	14
第57条	国営飛鳥歴史公園館等清掃	14
第58条	休憩所等清掃	15
第59条	便所清掃	15
第60条	その他	15

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本編は「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」のうちの施設・設備維持管理業務に適用する。

### 第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、「設計図書」、「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」及び現場説明を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、施工にあたるものとする。

### 第3条 事前協議等

事業者は、業務着手前に現地及び「設計図書」、「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、調査職員と事前協議するものとする。

### 第4条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出しなければならない。また、業務実施体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

### 第5条 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第15条第3項により近畿地方整備局から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

### 第6条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

### 第7条 基本事項

1. 施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、利用者への快適・安全なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、公園内を常に良好な状態に保つ適切かつ善良なる管理を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。

3. 事業者は、公園内の植物管理業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な維持管理を行うため、弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

## 第8条 作業従事者の服装等

作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

## 第9条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告し、その指示に従うものとする。
2. 車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内を車両で移動する際には徐行することとする。

また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、利用者に不快感・不安感を与えないよう留意するものとする。



## 第2章 園路広場維持修繕工

### 第10条 基本事項

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

### 第11条 補修、修繕

日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充（補修）を適切に行うこと。（大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので、詳細は調査職員との協議によるものとする。）

### 第12条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 各作業着手前に作成
2. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
3. 施工図書----- 施工後、速やかに作成
4. 作業記録写真----- 施工後、速やかに作成
5. その他調査職員が指示する書類----- 適宜

### 第13条 業務実施時間

原則として、作業は8：45～17：15の間に行うものとする。

### 第14条 維持修繕項目

1. 木道・階段維持修繕  
園路の木道、木橋、階段を調査し、腐敗・破損箇所の取替・補修を行う。
2. 園路・広場舗装維持修繕  
園路・広場の不陸整、又は平板ブロック、インターロッキングブロック等の破損箇所の取替・補修を行う。
3. 木製工作物維持修繕  
木製デッキの腐敗・破損箇所の取替・補修、木製ベンチ等の塗装を行う。
4. 手摺・囲障維持修繕  
手摺・囲障の破損箇所の取替・補修・塗装を行う。
5. サイン・ファニチャー維持修繕  
案内・誘導看板、木製以外のベンチの補修、簡易看板の製作を行う。
6. その他維持修繕  
公園利用者の利用に支障のないよう、適切な補修を行う。

#### 第15条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、速やかに調査職員に報告すること。

### 第3章 建物・工作物維持修繕等

#### 第16条 基本事項

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

#### 第17条 補修、修繕

日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充（補修）を適切に行うこと。（大規模な修繕、改修は近畿地方整備局において行うので、詳細は調査職員との協議による。）

#### 第18条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 各作業着手前に作成
2. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
3. 施工図書----- 施工後、速やかに作成
4. 作業記録写真----- 施工後、速やかに作成
5. その他調査職員が指示する書類----- 適宜

#### 第19条 業務実施時間

原則として、作業は8:45～17:15の間に行うものとする。

#### 第20条 維持修繕等

##### 1. 展示施設の施設維持修繕等

事業者は、国営飛鳥歴史公園館、キトラ古墳壁画体験館 四神の館、檜隈寺跡前休憩案内所、平城宮跡展示館（平城宮いざない館）、復原事業情報館の展示施設等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので、詳細は調査職員と協議するものとする。

- (1) 展示装置等が正常な状況にあるか、状態を確認し、その良否を判定の上点検表に記録するとともに、必要に応じて交換部品の交換、補充品の補充を行い、展示装置等の各部位を常に最良な状態に保つこと。
- (2) 漏電、損傷、腐食、油の漏れ、その他の欠陥がなく完全に作動するよう正常な状態を保つこと。
- (3) 劣化等による危険・傷害の未然防止に努め、展示装置等が有する性能を保つこと。
- (4) 故障によるサービスの中断に係る対応を定め、迅速な回復に努めること。
- (5) 施設に対する苦情、要望、情報提供等に対して、必要な現地調査、初期対応、処置を迅速に行うこと。

(6) 各機器の仕様を事前に確認し、契約電力量及び契約熱容量を超過しないように機器稼働させること。

2. その他維持修繕

公園内すべてのものを維持管理するための資材購入や補修を行うとともに、利用者の利用に支障のないよう、適切な補修を行うこと。

**第21条 事業者の過失による事故、器物の破損等**

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、速やかに調査職員に報告すること。

## 第4章 自動ドア保守点検作業

### 第22条 業務内容

自動ドア（附属装置を含む）の運転機能を常に安全かつ良好に維持するため定期点検を行い、また必要と判断した場合は、部品交換、分解整備を行うものとする。

なお、法定点検については近畿地方整備局において行うものとする。

### 第23条 業務管理する施設

区域	設置箇所	個所数	仕様	製造会社(参考)
飛鳥	国営飛鳥歴史公園館 玄関	1箇所	両引き分け式	ナブコドア(株)
	キトラ古墳壁画体験館 四神の館	3箇所	両引き分け式	寺岡オートドアシステム(株)
	檜隈寺跡前休憩案内所	1箇所	両引き分け式	ナブコドア(株)
平城	復原事業情報館 玄関	4箇所	両引き分け式	ナブコドア(株)
	平城宮跡展示館（平城宮いざない館） 玄関	4箇所	両引き分け式	ナブコドア(株)

### 第24条 一般事項

#### 1. 業務関係者

保守点検は自動ドア設備全体の機能の安全性、耐久性などに影響するため自動ドア施工技能士が行うこと。

#### 2. 測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し測定の目的、内容等に合った測定の方法、条件等を考慮し、確実な測定を行う。

#### 3. 材料等

交換部品は、新しい純正品とする。

#### 4. 費用の負担区分

清掃に必要なウエス・洗剤等、点検に必要な消耗品は事業者の負担とする。

#### 5. 事故・故障

保守点検の不良による故障は、事業者の責任と負担において部品交換等をし、機能回復すること。

### 第25条 点検範囲と点検周期

1. 定期点検にあたっては、保守修理の履歴を確認し、点検計画書を作成して行うこととし、必要な機器等の準備をすること。
2. 定期点検は、3ヶ月に1回（年4回）とし、点検月は4月、7月、10月、1月とする。
3. 定期点検は、建築保全業務共通仕様書に準じて行うこと。
4. 定期点検記録、保守・修理記録については、管理できるよう整理すること。

## 第26条 保守作業

自動ドアの点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとする。

1. 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃
2. 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
3. ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
4. 接触部分、回転部分等への調整・注油
5. 軽微な損傷がある部分の補修
6. 塗装（タッチペイント）
7. その他これらに類する軽微な作業

## 第27条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 点検計画書（工程表含む）－－－－－ 点検作業前に作成
2. 業務打合簿－－－－－－－－－ 打合せ毎に終了後、速やかに作成
3. 定期点検記録簿（写真帳含む）－－－ 点検実施後、速やかに作成
4. 点検・保守報告書（写真帳含む）－－ 点検実施後、速やかに作成
5. その他調査職員が指示する書類－－－－ 適宜

## 第28条 点検作業にあたっての注意事項

1. 作業に当たっては、点検及び保守などの記録を事前に十分検討すること。
2. 作業の前に、床、壁、機器などを損傷や支障を与えないように養生を行うこと。
3. 作業終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器などを清掃すること。
4. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員に報告すること。

## 第29条 緊急対応

故障に伴う連絡があった場合には、その都度、必要に応じて職員を派遣し、点検調整のうえ性能の正常を図り、その原因及び措置について書面にて調査職員へ報告するものとする。

## 第30条 その他

施工にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。

## 第5章 貯水槽清掃作業

### 第31条 作業目的

飛鳥区域（祝戸地区、石舞台地区、キトラ古墳周辺地区）及び平城宮跡区域の貯水槽の水質を良好な状態に保つため、貯水槽清掃を年1回実施する。

なお、法定点検については近畿地方整備局において行うものとする。

### 第32条 点検作業内容

貯水槽清掃における点検作業内容は以下のとおりとする。

項目	点検作業内容
受水槽	電極点検、マンホール点検
制御盤	ブレーカー、制御リレー、配線・端子の状況
ポンプ	振動・騒音の発生、軸封装置の状況、軸受の状況、電流値、圧力値
加圧装置	圧力タンクの外観
定水位弁	定水位弁の状況
水質	外観検査（臭気・味）、末端給水栓遊離残留塩素（清掃前後）、清掃後の色度・濁度

### 第33条 作業にあたっての注意事項

事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは速やかに調査職員に報告すること。

### 第34条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 点検計画書（工程表含む）----- 点検作業前に作成
2. 業務記録写真----- 翌月の5日迄に作成
3. 清掃報告書----- 作業終了後速やかに作成
4. その他調査職員が指示する書類----- 適宜

### 第35条 その他

施工にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。

## 第6章 消火器点検作業

### 第36条 作業目的

国営飛鳥歴史公園館及び公園内の屋外に設置されている消火器について、いつ火災が発生しても機能を十分に発揮できるようにするため、飛鳥区域61器、平城宮跡区域46器の消火器点検を実施する。

なお、法定点検については近畿地方整備局において行うものとする。

### 第37条 点検作業内容

消火器点検は、6ヶ月に1回以上行うものとする。点検の項目内容は以下のとおりとする。

項目	点検内容
設置状況	設置場所、適応性
表示・標識	表示・標識
消火器の外形	本体容器、安全栓の封、安全栓、使用済みの表示装置、押し金具・レバー等、キャップ、ホース、ノズル・ホーン・ノズル栓、指示圧力計、圧力調整器、保持装置
消火器の内部等・機能	本体容器、消火薬剤の性状・消火薬剤量、加圧用ガス容器、カッター・押し金具、ホース、使用済みの表示装置、安全弁・減圧孔、粉上り防止用封板、パッキン、サイホン管・ガス導入管、放射能力

### 第38条 作業にあたっての注意事項

1. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員に報告すること。

### 第39条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 点検計画書（工程表含む）----- 点検作業前に作成
2. 業務記録写真----- 翌月の5日迄に作成
3. 点検報告書----- 作業終了後速やかに作成
4. その他調査職員が指示する書類----- 適宜

### 第40条 その他

施工にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保すること。



## 第7章 屋外清掃等

### 第41条 一般事項

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要がある、本公園の利用状況、塵芥の発生量に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するものとする。

### 第42条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）----- 契約日より7日以内に作成
2. 作業月報----- 翌月の5日迄に作成
3. 作業日報----- 作業実施毎に作成
4. 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
5. 作業記録写真----- 翌月の5日迄に作成
6. ゴミ回収一覧表----- 翌月の5日迄に作成
7. その他調査職員が指示する書類----- 適宜

### 第43条 屋外清掃

1. 対象区域は、飛鳥区域及び平城宮跡区域とする。
2. 拾い清掃により、園路（園地含む）や側溝等にゴミが散乱しない状態に保つこと。
3. 利用の支障や不快感を与えるゴミ（特に、台風など荒天後の落葉・落枝等）は速やかに除去すること。
4. U型溝、排水柵等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった土砂等を除去すること。
5. 繁忙期や閑散期など園内の利用状況に応じて清掃頻度等を変えて園内にゴミが散乱しない状態を保つこと。作業日数、作業人員は下記の表を参考とすること。

表 飛鳥区域・平城宮跡区域の清掃（利用状況毎の標準的な対応人日）

	期間等	人日（飛鳥・平城宮跡毎）
繁忙期	60日（4月27日～5月6日、光の回廊の実施日3日間、10,11月の土日祝日、その他イベント等による混雑を見込んだ30日間）	3人/日程度
通常期	繁忙期、閑散期を除く期間	2人/日程度
閑散期	12,1,2月	1人/日程度

### 第44条 ゴミ運搬工

1. 園内各所に設置されているゴミ箱から所定の集積箇所に運搬するものとし、ゴミ（利用の支障や不快感を与えるゴミ（特に、台風など荒天後の落葉・落枝等）を

- 含む) は、明日香村及び奈良市の分別区分に従って分別を行うこと。
2. ゴミ運搬箇所については、別途指定するものとする。
  3. ゴミ運搬回数については、H28年度の実績(44回)を参考とすること。

#### **第45条 池及び調整池清掃**

1. 園内の池(高松塚周辺地区1箇所、甘樫丘地区2箇所、キトラ古墳周辺地区1箇所、平城宮跡区域1箇所)について清掃を行う。
2. 高松塚周辺地区の池については、水路清掃を年4回、池の藻等の除去を年2回実施するものとする。
3. 甘樫丘地区の池については、清掃(川原側、豊浦側)を年1回行う。
4. キトラ古墳周辺地区の池については、清掃を年1回行う。
5. キトラ古墳周辺地区の調整池(14箇所)について、堆積土砂の搬出の必要性について適宜点検し調査職員に報告を行うものとする。
6. 平城宮跡区域の池(大池)については、池の藻等の除去を年1回実施するものとする。堆積土砂の搬出の必要について適宜点検し調査職員に報告するものとする。

#### **第46条 臨時清掃**

大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて当該箇所を清掃するものとする。

#### **第47条 害虫等対策工**

スズメバチ、セアカゴケグモ、ヒアリ、マムシ等、入園者に危害を及ぼし、また、不快感を与える昆虫等の調査及び駆除を行うものとする。

#### **第48条 防災対策工**

1. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めること。
2. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置などを行うものとする。

#### **第49条 付属物の清掃**

外灯、監視カメラ等の設備も、汚れがひどい場合には清掃を行うこと。

#### **第50条 消耗品**

本清掃作業に必要な消耗品については、事業者で用意すること。

#### **第51条 事業者の過失による事故、器物の破損等**

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、速やかに調査職員に報告すること。

## 第52条 その他

1. 園内各所に設置されている喫煙場所の吸殻清掃を随時行うこと。
2. 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うこと。
3. 清掃時に園内の異常の確認（不審物の有無、公園施設の異常の有無等）を行い、必要に応じ適切に対応すること。

## 第8章 公園内建物清掃

### 第53条 一般事項

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要がある、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するものとする。清掃箇所の詳細は、別添－3「施設配置図」を参照すること。

### 第54条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は提出すること。

1. 作業計画書（工程表含む）－－－－－ 契約日より7日以内に作成
2. 作業月報－－－－－－－－－－－－ 翌月の5日迄に作成
3. 作業日報－－－－－－－－－－－－ 作業実施毎に作成
4. 作業打合簿－－－－－－－－－－－－ 打合せ毎に終了後、速やかに作成
5. 作業記録写真－－－－－－－－－－－－ 翌月の5日迄に作成
6. その他調査職員が指示する書類－－－－ 適宜

### 第55条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、事業者の負担とする。

### 第56条 事業者の過失による事故、器物の破損等

事業者の過失による事故、器物の破損等については、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、速やかに調査職員に報告すること。

### 第57条 国営飛鳥歴史公園館等清掃

飛鳥区域は、国営飛鳥歴史公園館、キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画体験館 四神の館（本館・別館）及び檜隈寺跡前休憩案内所、平城宮跡区域は、復原事業情報館と平城宮跡展示館（平城宮いざない館）内において、床、壁、展示器具等のはき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとし、1日1回実施する。

#### 第58条 休憩所等清掃

1. 清掃箇所は、飛鳥区域3地区の休憩所（石舞台地区1棟、甘樫丘地区3棟、高松塚周辺地区3棟）、石舞台地区の多目的休憩所「あすか風舞台」、キトラ古墳周辺地区の休憩所（体験工房、農体験小屋の2棟）及び平城宮跡区域の3棟とする。
2. 床、壁面、天井等は、はき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。
3. くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くものとする。
4. 清掃対象箇所に設置されている展示物等は、必要に応じ清掃するものとする。

#### 第59条 便所清掃

1. 清掃箇所は、設計図書によるものとし、飛鳥区域の便所（祝戸地区1箇所、石舞台地区2箇所、甘樫丘地区3箇所、高松塚周辺地区4箇所、キトラ古墳周辺地区6箇所）、平城宮跡区域の便所3箇所とする。
2. 清掃中は、利用者の利便性に配慮すること。
3. 衛生器具（便器、手洗い器等）、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
4. ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充すること。

#### 第60条 その他

建物内の清掃時に異変の有無の確認（不審物の有無、施設・設備の異変の有無等）を行い、異変を確認した際は適切に対応すること。

H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
運営維持管理業務  
個別仕様書  
(植物管理)

平成30年4月

国土交通省近畿地方整備局

— 目 次 —

<b>第1章 総則</b> .....	1
第1条 適用.....	1
第2条 事業者の責務.....	1
第3条 事前協議等.....	1
第4条 作成書類.....	1
第5条 施工体制.....	1
第6条 施工体制の点検.....	1
第7条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査.....	1
第8条 基本事項.....	2
第9条 作業従事者の服装等.....	2
第10条 安全管理等.....	2
第11条 利用サービス.....	3
<b>第2章 芝生管理</b> .....	4
第12条 管理水準.....	4
第13条 芝刈工.....	5
第14条 灌水.....	5
第15条 芝生雑工.....	5
<b>第3章 低木管理</b> .....	7
第16条 管理水準.....	7
第17条 低木刈込工（寄植剪定 機械）.....	7
第18条 生垣刈込工.....	8
第19条 低木地除草工（人力）.....	8
第20条 ハギ刈取工（人力）.....	8
第21条 ススキ刈取工（人力）.....	8
第22条 低木施肥工（人力）.....	8
第23条 低木雑工.....	8
<b>第4章 高木管理</b> .....	10
第24条 管理水準.....	10
第25条 高木剪定工.....	10
第26条 高木施肥工.....	10
第27条 高木雑工（巡回作業・雑作業）.....	10
<b>第5章 林地管理</b> .....	13
第28条 管理水準.....	13
第29条 林地草刈工（肩掛式等 集積・運搬あり）.....	13
第30条 林地草刈工（肩掛式等 集積・運搬なし）.....	13
第31条 林地剪定工.....	14
第32条 林地雑工.....	14
<b>第6章 草地管理工</b> .....	16
第33条 管理水準.....	16

第34条 草地除草工（肩掛式、ハンドガイド式） .....	16
第35条 草地雑工 .....	16
<b>第7章 花壇管理</b> .....	<b>17</b>
第36条 管理水準 .....	17
第37条 花壇植栽工（植栽 前花撤去あり） .....	17
第38条 花壇植栽工（プランター植栽 前花撤去あり） .....	17
第39条 花壇植栽工（球根植栽 前花処理あり） .....	18
第40条 花壇雑工 .....	18
<b>第8章 花畑管理</b> .....	<b>19</b>
第41条 管理水準 .....	19
第42条 花畑耕耘工（耕耘工） .....	19
第43条 花畑耕耘工（土壌改良材散布 人力散布） .....	19
第44条 花畑耕耘工（機械畝立て） .....	19
第45条 花畑播種工（播種 ばら撒き） .....	19
第46条 花畑除草工（人力除草 密） .....	19
第47条 花畑刈払工 .....	19
第48条 花畑散水工 .....	20
第49条 花畑雑工 .....	20
<b>第9章 草花管理</b> .....	<b>21</b>
第50条 管理水準 .....	21
第51条 草花施肥工（人力施肥） .....	21
第52条 草花除草工（人力除草、中間） .....	21
第53条 草花刈払工（人力） .....	21
第54条 草花雑工 .....	21
<b>第10章 農空間管理</b> .....	<b>23</b>
第55条 目的 .....	23
第56条 管理水準 .....	23
第57条 農作物材料一般 .....	23
第58条 農空間耕起工 .....	23
第59条 農空間作付け工 .....	23
第60条 農空間施肥工 .....	23
第61条 稲作水管理 .....	23
第62条 畑作排水溝 .....	24
第63条 除草剤散布工 .....	24
第64条 防除工 .....	24
第65条 草刈り .....	24
第66条 踏圧（麦踏み） .....	24
第67条 中耕・培土（土寄せ） .....	24
第68条 刈取 .....	24
第69条 土壌改良剤散布工 .....	25
第70条 農空間雑工・農空間巡回工 .....	25



第71条 その他.....	25
<b>第11章 リサイクル</b> .....	<b>26</b>
第72条 堆肥づくり .....	26
第73条 植物廃棄物処分工.....	26
第74条 リサイクル雑工 .....	26

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本編は「H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」のうちの植物管理の施工に適用する。

### 第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、「設計図書」、「H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」及び現場説明を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、施工にあたるものとする。

### 第3条 事前協議等

事業者は、業務着手前に現地及び「設計図書」、「H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、調査職員と事前協議するものとする。

### 第4条 作成書類

事業者は、下記の書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は、提出すること。

1. 業務計画書----- 契約日より7日以内に作成
2. 実施工程表----- 契約日より7日以内に作成（予定工程）  
（1ヶ月毎に実施工程を記入し、翌月の5日迄に作成）
3. 作業日報----- 作業後速やかに作成
4. 業務報告書----- 翌月の10日迄に作成
5. 業務打合簿----- 打合せ毎に終了後速やかに作成
6. 施工・材料確認書----- 施工確認時に作成
7. 出来形数量計算書----- その都度、作成
8. 業務記録写真----- 翌月の5日迄に作成  
（原則として各工種について、施工前・中・後と作業順序に従い、内容の把握ができるよう焼付け整理して提出すること。また指示事項についてはその都度撮影すること。）
9. 植物性発生材報告書----- 翌月の5日迄に作成
10. 提供物品確認書----- 提供申請時、返納時の都度作成
11. その他調査職員が指示する書類----- 適宜

### 第5条 施工体制

事業者は、施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出しなければならない。また、施工体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

### 第6条 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第15条第3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

### 第7条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

## 第8条 基本事項

1. 植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 業務実施時間は、原則として、8：45～17：15とする。
3. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
4. 当公園で実施している「花修景計画」に踏まえた植物管理を行うものとする。
5. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、施設・設備運営維持管理業務等と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
6. キトラ古墳周辺地区において、体験型・参画型の農空間管理を行い、歴史的風土として里山景観の保存・活用を図るため、作物が適正に成長できるように、作物の特性等にあった年間管理計画を作成し、適切な管理を行うこととする。
7. 事業者は、キトラ古墳周辺地区の農空間管理において、耕運作業のほか、水管理とそれに伴う地元農業従事者との地域管理、周辺農業従事者や農協等の関係機関との調整を行うこととする。
8. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、植生状況や農作物の生長状況に基づき弾力的に配置するものとする。
9. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。
10. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
11. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

## 第9条 作業従事者の服装等

作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

## 第10条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 車両の運転については、国営飛鳥歴史公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「車両乗り入れ許可条件」を遵守して走行するものとする。なお、園内を車両で移動する際は徐行することとする。  
また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、利用者に不快感・不安感を与えないよう留意するものとする。
6. ハンドガイド式草刈機（搭乗式）にて除草を行う際は、使用方法について十分

な安全教育を実施するとともに、緊急停止スイッチを適切に使用すること。

#### 第11条 利用サービス

1. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急対応等の利用者サービスに努めること。
2. 業務責任者を含めた全ての作業従事者は調査職員の指定する名札を作成し着用すること。

## 第2章 芝生管理

### 第12条 管理水準

以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第2章に示す内容を実施すること。

表 飛鳥区域

ランク		A	B	C
管理目標		主要な広場や施設まわりなどで修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となり、良好に管理すべき芝生地	広場や施設まわりなどのうち修景性が中程度で、芝生の緑が一景観構成要素となり、良好に管理すべき芝生地	主として法面など土壌保全あるいは、草地化を目的とした芝生地で、緑を保持するための最小限の管理を行う芝生地
管理水準・回数	刈込高	2～3 cm	3 cm	4～5 cm
	標準芝刈回数	石舞台地区・キトラ古墳周辺地区年5回以上、高松塚周辺地区年4回以上	石舞台地区・キトラ古墳周辺地区年2回以上、その他地区年1回以上	キトラ古墳周辺地区以外の4地区2年に1回以上、キトラ古墳周辺地区年1回以上
	施肥	芝生の生育状況に応じて適宜実施		
	目土掛	芝生の生育状況や根部の露出状況等に応じて適宜実施		
	補植	裸地及び生育不良の状況に応じて適宜実施		
	抜根除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施		
	病虫害防除	病虫害の発生状況に応じて適宜実施		
	エアレーション	芝生土壌の硬化状況に応じて適宜実施		
灌水	早魃の発生状況に応じて適宜実施			
対象地		祝戸地区、石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区の芝生広場（別添－4「植栽管理区分図」）		

表 平城宮跡区域

ランク		B
管理目標		施設周りや広場の芝生で、その緑が景観構成要素になっている修景性が中程度の芝生地
管理水準・回数	刈込高	3 cm
	標準芝刈回数	年4～5回
	施肥	芝生の生育状況に応じて適宜実施
	目土掛	芝生の生育状況や根部の露出状況等に応じて適宜実施
	補植	裸地及び生育不良の状況に応じて適宜実施
	抜根除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施
	病虫害防除	病虫害の発生状況に応じて適宜実施
	エアレーション	芝生土壌の硬化状況に応じて適宜実施
灌水	早魃の発生状況に応じて適宜実施	
対象地		平城宮跡展示館（平城宮いざない館）周り（別添－4「植栽管理区分図」）

### 第13条 芝刈工

1. 芝生地内にある樹木、草花類、施設等は損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むものとする。
2. 乗用式3連ロータリーモアを基本とし、刈込みを行うが、乗用式での刈込みが不適當な箇所等は肩掛式、ハンドガイド式等を基本とするものとする。
3. 樹木の根際、柵類の廻り等、機械刈りの不適當な場所又は不可能な場所は手刈りとする。
4. 刈取った茎葉は、状況に応じてきれいに集草するものとし、調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
5. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。

### 第14条 灌水

1. 所定の量の芝生全面に行き渡る様に均一に灌水するものとする。
2. 夏季の灌水は日中を避け、朝又は夕方に行うものとする。

### 第15条 芝生雑工

芝生管理について業務責任者の判断により、以下の作業を行うものとする。

1. 芝生施肥工（人力）

施工箇所に応じて適切な肥料を、人力によりむらのないよう均一に施用すること。使用する肥料については、施工前に調査職員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。
2. 芝生目土掛工（人力）

目土材料は、必要量を購入し作業を行うものとする。目土掛けは人力にて目土厚5mmを標準に施工すること。目土材料は洗砂とする。
3. 芝生補植工

張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15cm程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行うものとする。張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜灌水するものとする。
4. 抜根除草

地被植物を傷めないように除草器具等を用い、根ごと取り除くものとする。  
抜き取った雑草は、速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃するものとし、調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
5. 除草剤散布

薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。  
除草剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。  
実施に先立ち、対象となる雑草の種類、生育段階（休眠期、発芽期、幼葉期、盛期）、使用する薬剤の性質、使用方法、実施日及び公園利用者への周知徹底の方法について調査職員と協議するものとする。  
散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し定めるものとする。使用時刻

は原則として、真夏は日中を避け、なるべく夕方とする。

稀釈液は、所定の濃度となるよう正確に稀釈混合し、必要な量をむらなく均一に散布するものとする。

散布に際しては、風上に背を向けて風下から行うものとする。また、植込地内の低木、草花、公園利用者及び隣地等対象物以外のものにかからないよう十分注意するものとする。

散布作業は、人体への影響に十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等を着用するものとする。

使用機器及び薬品の保管については、事前、事後を通じ十分注意し、作業終了後は遺漏なく速やかに片付けるものとする。

万が一、農薬による事故が発生した場合は又は発生するおそれが生じた場合には、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定められた必要な措置、その他応急措置を講じるものとする。

#### 6. 芝生病虫害防除工

病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。

薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。

薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。

病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員と協議し、適切な処置を講ずること。

散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、芝生のボリュームなどを考慮し、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。

農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

#### 7. エアレーション

芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除くものとする。

芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行うものとする。

#### 8. その他、必要に応じて適宜必要な作業（不陸調整等）を実施するものとする。

### 第3章 低木管理

#### 第16条 管理水準

以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第3章に示す内容を実施すること。

表 飛鳥区域

項目	鑑賞	遮蔽・境界
管理目標	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ低木
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	基本的に自然樹形であるが、樹種等の特性を考慮し、剪定工を設定する。枯損枝、支障枝は適宜撤去する。
回数	刈込み	低木：2年に1回実施以上、 生垣・ハギ・ススキ：1年に1回以上実施 なお、境界部においては、植栽が境界を超えないよう適宜実施すること。
	除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施
	施肥	低木の種類・生育状況に応じて適宜実施
対象地	祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区の低木（別添－4「植栽管理区分図」）	

表 平城宮跡区域

項目	鑑賞・遮蔽・境界	遮蔽・境界
管理目標	高木植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽の役割を持つ中木	高木植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽の役割を持つ中低木
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	基本的に自然樹形であるが、樹種の特性等を考慮し、刈り込みを行う。枯損枝、支障枝は適宜撤去する。
回数	刈込み	年に1回実施以上 なお、境界部においては、植栽が境界を超えないよう適宜実施すること。
	除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施
	施肥	低木の種類・生育状況に応じて適宜実施
対象地	別添－4「植栽管理区分図」	

#### 第17条 低木刈込工（寄植剪定 機械）

1. 樹種毎の特性に応じ、主に刈り込み機械（ヘッジトリマー等）を用いた刈り込み作業を行うこととし、枝すかし等については人力による刈り込み作業を行うこと



と。

2. 刈り込んだ枝葉は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第18条 生垣刈込工

1. 高さ1.5m以上の生垣において刈り込み作業を行うこと。
2. 刈り込んだ枝葉は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第19条 低木地除草工（人力）

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第20条 ハギ刈取工（人力）

1. 刈取り跡が公園利用者に対して危険でないよう地際から刈取ること。
2. 刈り込んだ枝葉は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第21条 ススキ刈取工（人力）

1. 刈取り跡が公園利用者に対して危険でないよう地際から刈取ること。
2. 刈り込んだ枝葉は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第22条 低木施肥工（人力）

1. 緩効性粒状化成肥料を、施工箇所に応じて適切に、人力による地表散布により施用する。
2. 使用する肥料については、施工前に調査職員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。

#### 第23条 低木雑工

低木管理について業務責任者の判断により、以下の作業を行うものとする。

##### 1. 低木病虫害防除工

病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。

薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。

薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。

病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員と協議し、適切な処置を講ずること。

散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、枝葉のボリュームなどを考慮して、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。

農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

##### 2. 低木灌水工

灌水にあたっては飛散防止に努め、公園利用者にかからないよう十分注意すること。

##### 3. マルチング

マルチング材は必要な量をむらなく均一に敷き均すものとする。

4. その他、必要に応じて適宜必要な作業（害虫の捕殺駆除作業、低木地落葉除去、枯損木及び支障枝撤去等）を実施するものとする。

## 第4章 高木管理

### 第24条 管理水準

以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第4章に示す内容を実施すること。

表 飛鳥区域

項目	鑑賞
管理目標	園路や広場等の境界植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木、展望台等からの鑑賞を踏まえた景観を維持する。 なお、花木については、花を公園利用者に見せる役割を持つ。
管理水準	自然樹形を原則とし、景観の維持と障害除去のため必要に応じて剪定を実施し、強風による影響を受けやすいものについては枝すかしを実施する。
対象地	祝戸地区、石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区および平城宮跡区域の高木 (別添-4「植栽管理区分図」)

表 平城宮跡区域

項目	鑑賞
管理目標	園路や広場等の境界植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木の景観を維持する。 なお、花木については、花を公園利用者に見せる役割を持つ。
管理水準	自然樹形を原則とし、景観の維持と障害除去のため必要に応じて剪定を実施し、強風による影響を受けやすいものについては枝すかしを実施する。
対象地	平城宮跡区域の高木 (別添-4「植栽管理区分図」)

### 第25条 高木剪定工

1. 樹種の特性に合った剪定作業を行うこと。
2. 剪定した枝葉は公園利用者等の通行の支障とならないよう速やかに集積し、調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第26条 高木施肥工

1. 施肥については、サクラ等の花木を対象に、肥料、施肥の種類及び各樹木の特性に合ったもっとも効果が期待できるよう、適切な施肥を行う。
2. 使用する肥料については、施工前に調査職員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。

### 第27条 高木雑工（巡回作業・雑作業）

高木管理について業務責任者の判断により、以下の作業を行うものとする。

1. 高木支柱工（撤去）  
撤去した支柱、杉皮、しゅろ縄等は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
2. 高木支柱工（結束直し 二脚鳥居）  
再結束の際に発生した在来の杉皮、しゅろ縄及び鉄線は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

3. 高木支柱工（付替 二脚鳥居、三脚鳥居、晒竹八つ掛）  
付替えの際に発生した在来の支柱、杉皮、しゅろ縄及び鉄線は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
4. 高木枯損木処分工  
公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員と協議し、対象木を決定すること。  
チェーンソー等にて伐採を行い、伐採前に幹周を計測し、幹周30cm以上60cm未満、60cm以上90cm未満、90cm以上120cm未満、120cm以上150cm未満と区分する。  
伐採した樹木の幹及び枝葉については調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
5. 高木病虫害防除工  
病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。  
薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。  
薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。  
病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合については速やかに調査職員と協議し、適切な処置を講ずること。  
散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、枝葉のボリュームなどを考慮して、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。  
農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。
6. 灌水  
前年度、植栽したのに関して、以下の灌水を適宜、行うものとする。なお、対象となる樹木については、別途、調査職員が指示する。
  - ・葉面灌水  
葉面上の粉塵等を洗い落とすよう樹冠の前後、左右、表裏、方向をかえて水を吹きつけるものとする。
  - ・地表灌水  
根元の周囲に根本直径の4倍程度を直径とする深さ15cm程度の水鉢をつくり、必要な量の水を灌水するものとする。
  - ・地中灌水  
根元周囲に灌水用の縦穴がある場合には、縦穴から灌水を行うものとする。水は、必要な量を数回に分けて灌水するものとする。
7. 高所作業  
高所作業車（トラック架装、ブーム型等）を使用し、高所枝打ち作業等の補助を調査職員と協議の上実施するものとする。高所作業の際には周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施すること。なお、高所作業の際に、道路を占有する場合は、所轄警察の許可を得るものとする。また、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。
8. その他、必要に応じて適宜必要な作業（倒木復旧作業、樹勢回復作業等）を実施

するものとする。

## 第5章 林地管理

### 第28条 管理水準

飛鳥区域において、以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第5章に示す内容を実施すること。

表 飛鳥区域

項目	樹林地修景管理（林縁部）	樹林地育成管理
管理目標	樹林地の林縁部など、公園利用者と樹林地の接点にあたる箇所、利用者や管理車両の通行の妨げになる枝や草等を刈り取る。	樹林地の健全な更新を図る
管理水準	枝や草等の刈り取りを実施し、園路沿い等の美観及び安全性を保持する。	樹木については、原則として自然樹形とし、林床の草刈りを実施する
回数	草刈	下草の繁茂状況に応じて適宜実施
	間伐	枯損木処分、伐採を適宜実施
	剪定	生育の状況に応じて適宜実施
対象地	祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区の林地（別添－4「植栽管理区分図」）	

### 第29条 林地草刈工（肩掛式等 集積・運搬あり）

1. 肩掛式草刈機等により刈取ることとし、刈跡はきれいに清掃するものとする。
2. 林地内にあるゴミ、空き缶等の障害物はあらかじめ取り除くものとする。
3. 案内板、消火栓等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈取るものとする。
4. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう地際から均一に刈込むものとする。
5. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げ、それにかからんでいるつる性の雑草もきれいに除去するものとする。
6. 野生のツツジ類、コバノガマズミ、ガマズミ、ナツハゼ、ネジキ、ウグイスカグラ等の調査職員が残すよう指示した樹木、地被植物は、刈取らぬように注意して施工するものとする。
7. 刈取った茎葉は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
8. 野生動植物の育成や繁殖、また、景観や利用形態についても配慮すること。
9. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。
10. 施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。

### 第30条 林地草刈工（肩掛式等 集積・運搬なし）

1. 肩掛式草刈機等により刈り取ること。
2. 林地内にあるゴミ、空き缶等の障害物はあらかじめ取り除くものとする。
3. 案内板、消火栓等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈取るものとする。

4. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう地際から均一に刈込むものとする。
5. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げ、それにからんでいるつる性の雑草もきれいに除去するものとする。
6. 野生のツツジ類、コバノガバズミ、ガマズミ、ナツハゼ、ネジキ、ウグイスカグラ等の調査職員が残すよう指示した樹木、地被植物は、刈取らぬように注意して施工するものとする。
7. 刈り取った茎葉はそのままとする。
8. 野生動植物の育成や繁殖、また、景観や利用形態についても配慮すること。
9. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。
10. 施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。

### 第31条 林地剪定工

1. 樹林地の林縁部は、園路沿い等において、利用者や管理者の通行の妨げになる場合、剪定を適宜行う。
2. 剪定に当たっては、高木管理の剪定工に準ずる。

### 第32条 林地雑工

林地管理について業務責任者の判断により、以下の作業を行うものとする。

1. 林地草刈工（人力除草 抜根 集積・運搬あり 希少種箇所）  
人力作業により抜根すること。抜き取った雑草は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。希少種について作業従事者全員で事前に確認作業を行うこと。
2. 林地高木枯損木処分工  
公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員と協議し、対象木を決定すること。  
チェーンソー等にて伐採を行い、伐採前に幹周を計測し、幹周30cm以上60cm未満、60cm以上90cm未満、90cm以上120cm未満、120cm以上150cm未満と区分する。  
伐採した樹木の幹及び枝葉については調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
3. 林地伐採工（間伐）  
一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とする。  
チェーンソー等にて間伐を行い、間伐前に幹周を計測し、幹周30cm以上60cm未満、60cm以上90cm未満、90cm以上120cm未満、120cm以上150cm未満と区分する。と区分する。  
作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、地際より切除すること。  
間伐した樹木は、枝払いし、一定の長さに切断したあと適切な方法により処理し、跡地は清掃するものとする。  
間伐した樹木の幹及び枝葉については調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
4. 高所作業  
高所作業車（トラック架装、ブーム型等）を使用し、高所枝打ち作業等の補助を調査職員と協議の上実施するものとする。

高所作業の際には周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施すること。

高所作業の際に、道路を占有する場合は、所轄警察の許可を得るものとする。

また、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。

5. その他、必要に応じて適宜必要な作業（支障枝撤去等）を実施するものとする。



## 第6章 草地管理工

### 第33条 管理水準

平城宮跡区域において、良好な園内環境を維持するため、以下の草地管理を行うこと。

対象	草地	園路沿い
管理目標	貴重種の生息・生育に配慮された状態 防火、修景などに配慮された状態	園路や施設の脇において景観的に美しい状態
刈込回数	年2回程度	年4回程度
草高(最高草丈)及び施工基準	5～10cm以下に維持	5cm以下に維持

### 第34条 草地除草工（肩掛式、ハンドガイド式）

1. 調査職員が指定する草地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。
2. 調査職員が指定する草地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら刈残しのないように刈込む。
3. 刈込回数、刈込み高は管理水準を目安とするが、大幅に変更する場合は、調査職員と協議する。
4. 刈草は、景観や利用者の快適性の確保などの必要に応じ、調査職員の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するものとする。
5. 平城宮跡区域内の重要な植物群落及び景観を形成する群落、また利用実態に配慮して施工するものとする。

### 第35条 草地雑工

草地除草について業務責任者の判断する作業（支障木処理等）を実施するものとする。

## 第7章 花壇管理

### 第36条 管理水準

飛鳥区域において、以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第7章に示す内容を実施すること。

表 飛鳥区域

管理目標	国が指定する花壇について、公園全体の利用状況、景観、季節に応じた管理を行い、飛鳥地方に馴染む修景を行うこと。	
管理水準	安全性、快適性、利用者の満足度を高める飛鳥地方に馴染む景観を常時維持する。	
回数	植栽	ポット苗を年に2回植える。他の手法により植栽を行う場合は調査職員と協議すること。
	除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施
	病虫害防除	病虫害の発生状況に応じて適宜実施
	雑	花がら摘み、摘心等を適宜実施
対象地	甘樫丘地区、高松塚周辺地区の花壇（別添－4「植栽管理区分図」）	

表 平城宮跡区域

管理目標	国が指定する園路についてプランターを設置し、公園全体の利用状況、景観、季節に応じた管理を行い、平城宮跡に馴染む修景を行うこと。	
管理水準	安全性、快適性、利用者の満足度を高める平城宮跡に馴染む景観を常時維持する。	
回数	植栽	ポット苗を年に2回植える。 他の手法により植栽を行う場合は調査職員と協議すること。
	除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施
	病虫害防除	病虫害の発生状況に応じて適宜実施
	雑	花がら摘み、摘心等を適宜実施
対象地	朝堂院南面広場（南側）の園路（別添－4「植栽管理区分図」）	

### 第37条 花壇植栽工（植栽 前花撤去あり）

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 抜き取った草花は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第38条 花壇植栽工（プランター植栽 前花撤去あり）

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 抜き取った草花は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第39条 花壇植栽工（球根植栽 前花処理あり）

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 抜き取った草花は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
3. 植付け前には耕耘等地ごしらえを行うこと。

### 第40条 花壇雑工

花壇管理について業務責任者の判断により、以下の作業を行うものとする。

#### 1. 花壇病虫害防除工

病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。

薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。

薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。

病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合については、速やかに調査職員と協議し、適切な処置を講ずること。

散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、草花のボリュームなどを考慮して、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。

農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

2. その他、必要に応じて適宜必要な作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、プランター設置・撤去・移動等）を実施するものとする。

## 第8章 花畑管理

### 第41条 管理水準

飛鳥区域において、以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第8章に示す内容を実施すること。

表 飛鳥区域

管理目標	国が指定する花畑について、公園全体の利用状況、景観、季節に応じた管理を行い、飛鳥地方に馴染む修景を行うこと。	
管理水準	安全性、快適性、利用者の満足度を高める飛鳥地方に馴染む景観を常時維持する。	
回数	植栽・播種	年に3種類程度の花を1回程度播種 他の手法により実施する場合は、調査職員と協議すること。
	除草	年に1回以上実施
	施肥	花の種類・生育状況に応じて適宜実施
	耕耘	播種前に実施
	刈払い	花の種類・生育状況に応じて適宜実施
対象地	石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区の花畑（別添－4「植栽管理区分図」）	

### 第42条 花畑耕耘工（耕耘工）

1. トラクター1t級により、深さ30cmを標準に、むらのないよう耕耘作業を行うこと。
2. 耕耘回数は一作業あたり2回を標準とし、対象となる箇所の土質が膨軟な状態になるまで行うものとする。

### 第43条 花畑耕耘工（土壌改良材散布 人力散布）

土壌改良材を人力により、むらのないよう均一に散布すること。

### 第44条 花畑耕耘工（機械畝立て）

トラクター1t級にて畝立てを行うこと。

### 第45条 花畑播種工（播種 ばら撒き）

1. 人力播種機等によりむらのないよう均一に播種を行い、必要に応じて覆土すること。
2. 施工後には十分な灌水及び養生を行うこと。

### 第46条 花畑除草工（人力除草 密）

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第47条 花畑刈払工

1. 肩掛式草刈機により、地際から刈り取ること。
2. 刈取った草花は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

#### 第48条 花畑散水工

灌水にあたっては飛散防止に努め、公園利用者にかからないよう十分注意すること。

#### 第49条 花畑雑工

花畑管理について業務責任者の判断により、以下の作業を行うものとする。

##### 1. 花畑病虫害防除工

病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。

薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。

薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。

病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合については、速やかに調査職員と協議し、適切な処置を講ずること。

散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、草花のボリュームなどを考慮して、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。

農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

2. その他、必要に応じて適宜必要な作業（花がら摘み、支柱設置・撤去、播種前の位置だし、間引き、耕耘、不織布設置等）を実施するものとする。

## 第9章 草花管理

### 第50条 管理水準

飛鳥区域において、以下に示す管理目標、水準を満たすよう、第9章に示す内容を実施すること。

表 飛鳥区域

管理目標	国が指定する草花について、公園全体の利用状況、景観、季節に応じた管理を行い、飛鳥地方に馴染む修景を行うこと。	
管理水準	安全性、快適性、利用者の満足度を高める飛鳥地方に馴染む景観を常時維持する。	
回数	除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施
	灌水	天候状態及び草花の生育状況に応じて適宜実施
	施肥	草花の種類・生育状況に応じて適宜実施
	病虫害防除	病虫害の発生状況に応じて適宜実施
	刈払い	草花の種類・生育状況に応じて適宜実施
対象地	石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区の草花（別添－4「植栽管理区分図」）	

### 第51条 草花施肥工（人力施肥）

1. 施肥については、肥料、施肥の種類及び草花の特性に応じてもっとも効果が期待出よう、適切な施肥を行う。
2. 使用する肥料については、施工前に調査職員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。

### 第52条 草花除草工（人力除草、中間）

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第53条 草花刈払工（人力）

1. 対象となる株の葉部のみ刈取るものとする。
2. 刈り取った草花は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

### 第54条 草花雑工

草花管理について業務責任者の判断により、以下の作業を行うものとする。

#### 1. 草花病虫害防除工

病虫害が発生した場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても最小限の区域における農薬散布に留めることに留意すること。

薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。

薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。

病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合については、速やかに調査職員と協議し、適切な処置を講ずること。

散布にあたっては、病虫害の発生状況、散布時期、草花のボリュームなどを考慮し、動力噴霧器によりむらのないよう均一に散布すること。

農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

## 2. 生態草花刈工

事前調査として、甘樫丘地区と祝戸地区に野生する野生植物は刈り残すためロープ等でマーキングすること。なお、刈り残す場所、刈り残す植物については、別途、調査職員が指示する。

刈り残す場所は、5 cm程度の高刈をおこなうこと。

刈り取った茎葉は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。

3. その他、必要に応じて適宜必要な作業（がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去、育苗、堀上、補植、移植、株分け等）を実施するものとする。

## 第10章 農空間管理

### 第55条 目的

キトラ古墳周辺地区において、体験型・参画型の農空間管理を行い、歴史的風土としての里山景観の保存・活用を図るため、作物が適正に成長できるように、作物の特性等にあった年間管理計画を作成し、適切な管理を行うこととする。

なお、調査職員が業務計画書（各年度）提出において精査が必要であると判断した内容については、現地等の業務対象条件を十分に把握・検討した上で調査職員と事前協議を行うものとする。

### 第56条 管理水準

キトラ古墳周辺地区の農空間において行う稲作及び畑作（小麦・大豆等）について、以下に示す管理目標、水準を満たすよう実施すること。

管理目標	利用者やボランティアとともに田植えや収穫作業などを行い、棚田景観の保全・再生を図る。
管理水準	安全性、快適性、利用者の満足度を高める既存の田園空間を活かした景観を維持する。
対象地	キトラ古墳周辺地区の農空間（別添－4「植栽管理区分図」）

### 第57条 農作物材料一般

1. 苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう育苗された苗を使用すること。
2. 播種栽培に用いる種は病害虫に侵されていないものとし、また有効期限内のものとする。
3. 播種栽培に用いる種は、農作物の種類に応じて、消毒を行い、鳥害防止や紫斑病等の防除を行うこと。（種子消毒）

### 第58条 農空間耕起工

1. 土壌の団粒化の促進や乾土効果を促すため、畑地や水田の耕起を行うこと。
2. 水田に貼った水が周りの土に吸い込まれないよう、土で壁を作ること。（畔塗り）
3. 耕起した水田は、水を入れて碎土均平とするため、碎土後、均平、稲株及び残渣物の埋没を行うこと。（代かき）

### 第59条 農空間作付け工

播種は、作物の特性に応じた方法、密度により行うこと。

### 第60条 農空間施肥工

基肥、追肥、穂肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じて、効果的な方法により行うこと。

### 第61条 稲作水管理

1. 田植え後、大雨による増水や、渇水による減水に対して、苗の成長に適した水位を保つこと。
2. 田んぼに溝を切り、排水溝につなげる。（溝切り）



3. 根からの酸素補給や過剰な茎数分けつの抑制を行うため、田植えから1カ月程度後に、田んぼの水を抜いて乾かすこと。（中干し）

## 第62条 畑作排水溝

1. 耕作及び整地後、ほ場が過湿による根腐れを起こし、生育と収量に影響を及ぼすことを防ぐため、降雨後の場合においても速やかに表層水を排水できるように明渠を掘ること。（排水溝設置・明渠）
2. 明溝が埋まり、排水状況が悪い場合は、最後明渠を掘りなおし、生育環境を維持すること。（排水溝補修）
3. 乾燥で葉がしおれてきた場合は、明渠に通水して土壌水分を確保すること。（明渠通水）

## 第63条 除草剤散布工

薬剤の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意するものとする。

除草剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。

実施に先立ち、対象となる雑草の種類、生育段階（休眠期、発芽期、幼葉期、盛期）、使用する薬剤の性質、使用方法、実施日及び公園利用者への周知徹底の方法について調査職員と協議するものとする。

## 第64条 防除工

稲作において、苗等を生物による害から守るために、薬剤を散布すること。薬剤の散布の際は、事前に調査職員と協議し、適切な処置を講ずること。

## 第65条 草刈り

1. 畔の草刈りは、適宜行い、刈取った草は畔に放置しておくこと。
2. 刈取までは、田んぼ内は、目立つ草を除草すること。

## 第66条 踏圧（麦踏み）

暖冬により生育過剰な場合に、必要に応じて、ほ場が乾いた条件下で踏圧を適宜実施する。過湿土壌で湿害の場合など、遅播した麦により生育を遅らせてしまう恐れがあるため、生育状況に応じて、踏圧の実施を決定すること。

## 第67条 中耕・培土（土寄せ）

中耕と同時に培土（土寄せ）を行い、除草、倒伏防止、根ばりや土壌の通気性を高めること。

## 第68条 刈取

1. 刈取した稲は、脱穀し、乾燥調製させ、粳すりにより玄米として、品質劣化を防ぐため、適切な温度のもと貯蔵すること。
2. 刈った藁は、土壌に放置し、土壌の肥料とすること。
3. 畑作では、収穫適期になると刈取、脱粒後、乾燥させること。

（参考）小麦と大豆の収穫適期

小麦	粒に爪の跡がわずかにつく程度に固くなり、穂が湾曲を始めた頃が収穫適期である。
大豆	茎を振ると莢（さや）の中で豆が音を立て、茎が手で軽く折れると収穫適期である。収穫は、コンバインで行い、汚損防止のため、雑草などは事前に抜きとっておくこと。

#### 第69条 土壌改良剤散布工

1. 稲作において、不足した成分を補うため、土壌改良剤として、稲刈り後の藁を代用し、散布すること。
2. 稲作において、作物に応じて、土壌の状態を維持するため、土壌改良剤を施用すること。

#### 第70条 農空間雑工・農空間巡回工

1. 農空間雑工は、通常の作業とは異なる雑作業（チップ敷きならし、耕耘、掘上げ、スプリンクラー設置・撤去プランター設置・撤去・移動、株分け、マルチング等）を行うこと。
2. 農空間巡回工は、農空間を巡回し、軽微な灌水、花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、採種、育苗、野生動物による食害対策等の管理をきめ細やかに行うこと。

#### 第71条 その他

1. 農空間管理において、耕運作業のほか、水管理とそれに伴う地元農業従事者等との地域管理を行うこと。
2. 農空間管理には、一部栽培作業を含み、作物が適正に成長するための農技術指導を行うこと。
3. 収穫物等の取扱い、農耕機具等の適正管理を行うとともに、周辺農業従事者や農協等の関係機関との調整を行うこと。
4. 農空間管理に必要なトラクター等の農業機械やクワ等の農業物品は、事業者に貸与を予定しており、燃料補給・設備点検・消防品の交換等の物品管理を行うとともに、使用時の安全管理を徹底するものとする。

## 第 11 章 リサイクル

### 第 72 条 堆肥づくり

堆肥づくりは、落葉や芝刈屑、チップ等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、堆肥製造過程における温度管理や水管理、熟成期間等に留意し、適切に行うものとする。また、必要に応じて連携を図ること。

### 第 73 条 植物廃棄物処分工

低木、高木剪定伐採した樹木及び芝刈り、草刈りくず等については、建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正）等の関係法令により適切に処理するものとし、再資源化施設等に搬出するものとする。

### 第 74 条 リサイクル雑工

リサイクル工について業務責任者の判断する作業（堆肥の運搬、試験施工による品質確認等）を実施するものとする。

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
収益施設等設置管理運営規定書

平成30年4月

国土交通省近畿地方整備局

－ 目 次 －

はじめに

<b>第 1 編 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営規定書</b> .....	2
<b>第 1 章 総則</b> .....	2
第 1 条 履行場所及び履行期限.....	2
第 2 条 基本事項.....	3
第 3 条 本業務の目的.....	3
第 4 条 用語の定義.....	4
第 5 条 許認可申請等.....	6
第 6 条 法令等の遵守.....	7
第 7 条 準拠規定.....	7
第 8 条 施設等運営者の義務.....	7
第 9 条 景観への配慮.....	8
第 10 条 公園管理者と施設等運営者の責任分担.....	9
第 11 条 公租公課.....	10
第 12 条 運営日時等.....	10
第 13 条 県道移設による閉鎖時の対応.....	10
第 14 条 提供品目及び利用料金.....	11
第 15 条 国有財産の施設使用料.....	11
第 16 条 経費等の負担.....	12
第 17 条 コンプライアンス.....	13
第 18 条 業務の再委託の禁止.....	13
第 19 条 許可した目的外利用及び施設の転貸等の禁止.....	14
第 20 条 業務の履行.....	14
第 21 条 業務の解除.....	14
第 22 条 業務の完了・引継、原状回復等.....	14
第 23 条 立退料等の不請求.....	15
第 24 条 保険の付保及び事故の補償.....	15
第 25 条 情報公開.....	15
第 26 条 その他留意事項.....	15
<b>第 2 章 マネジメント（運営管理）</b> .....	16
第 27 条 基本事項.....	16
第 28 条 業務実施体制.....	16
第 29 条 許可、承諾等を要する事項.....	17
第 30 条 その他の協議・報告等.....	19
第 31 条 官公署への連絡、届出.....	19
第 32 条 別途工事等との調整.....	19
第 33 条 記録の保存.....	19

<b>第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）</b>	20
第34条 基本事項	20
第35条 施設利用者対応	20
第36条 拾得物、残置物の処理	20
第37条 広報・広聴	20
第38条 掲載情報の更新・修正・訂正	21
<b>第4章 安全衛生管理</b>	22
第39条 基本事項	22
第40条 点検等	23
第41条 危機管理	24
第42条 基本事項	26
第43条 清掃等	26
第44条 工事等	26
第45条 安全管理	26
第46条 台帳管理	28
第47条 管理備品の取り扱い	28
第48条 本業務の引継	28
<b>第2編 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営個別規定書</b>	29
<b>第1章 売店</b>	29
第1条 総則	29
第2条 運営対象施設	29
第3条 責任者の選任	29
第4条 運営日時	29
第5条 利用料金	30
第6条 施設・設備の維持管理	30
第7条 安全衛生管理	30
第8条 費用負担	30
第9条 責任の範囲	31
第10条 施設利用上の注意	31
<b>第2章 自動販売機</b>	32
第11条 設置箇所、販売内容・料金等	32
第12条 費用の負担	32
第13条 自動販売機の維持管理	32
第14条 その他留意事項	33
<b>第3章 臨時売店</b>	34
第15条 総則	34
第16条 運営対象施設	34
第17条 運営日時	34
第18条 利用料金	35

第19条 設置箇所 .....	35
第20条 施設・設備の維持管理 .....	35
第21条 安全衛生管理 .....	35
第22条 費用負担 .....	36
第23条 責任の範囲 .....	36
第24条 施設利用上の注意 .....	36
<b>第4章 自主事業</b> .....	<b>37</b>
第25条 総則.....	37
第26条 基本事項 .....	37
第27条 施設設置 .....	38
第28条 行催事.....	39

## はじめに

本規定書は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な利用者サービス向上のための収益施設である物販施設（売店、自動販売機、臨時売店）の管理運営業務において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取り纏めたものである。

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考されたい。



# 第1編 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営規定書

## 第1章 総則

### 第1条 履行場所及び履行期限

#### 1. 履行場所

施設名称 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

○飛鳥区域

所在地 奈良県高市郡明日香村

敷地面積<sup>(注)</sup> 59.9ha

(注) 石舞台地区周辺の県道移設に伴い、対象敷地面積を変更する場合がある。

うち収益施設許可面積 平成29年度現在：約100m<sup>2</sup>

#### ■対象となる収益施設

公園施設の名称			許可面積 (m <sup>2</sup> )	備考
1	売店 【必須施設】	石舞台地区	14.04	鉄筋コンクリート造
		キトラ古墳周辺地区 キトラ古墳壁画体験館 四神の館別館	15.60	別添-16「キトラ古墳 周辺地区キトラ古墳 壁画体験館 四神の 館内売店平面図」参 照
2	自動販売機 【裁量施設】	① 石舞台地区 売店 7台	14.56	別添-14「自動販売 機設置平面図」参照
		② 高松塚周辺地区 国営飛鳥歴史公園館前休 憩所 5台	4.47	
		③ 高松塚周辺地区 芝生広場休憩所 2台	1.72	
		④ 甘樫丘地区 川原駐車場 2台	1.72	
		⑤ 甘樫丘地区 豊浦休憩所 3台	2.96	
		⑥ キトラ古墳周辺地区 檜隈寺跡前休憩案内所 2台	1.56	
3	臨時売店 【裁量施設】	石舞台駐車場	14.04	別添-15「石舞台駐 車場平面図」参照
		高松塚周辺地区	15.00	
		キトラ古墳周辺地区	15.00	

※自動販売機は、別添-14「自動販売機設置平面図」のとおり最大26.99m<sup>2</sup>(21台分・石舞台地区7台分、甘樫丘地区5台分、高松塚周辺地区7台分、キトラ古墳周辺地区2台分)まで、設置可能とする。

※必須施設は業務実施期間内の業務実施時間に常時営業する施設、裁量施設は業務実施日時を施設等運営者が設定し営業する施設である。

※キトラ古墳周辺地区の売店及び臨時売店の許可面積、設置個所等については、公園管理者と協議の上、決定するものとする。

○平城宮跡区域

所在地 奈良県奈良市佐紀町

敷地面積 31.8ha

うち収益施設許可面積 平成29年度現在：約76㎡

■対象となる収益施設

公園施設の名称			許可面積 (㎡)	備考	
1	売店 【必須施設】		平城宮跡展示館(平城宮いざない館)内	46.93	別添-17「平城宮跡展示館売店平面図」参照
2	自動販売機 【裁量施設】	①	平城宮跡展示館(平城宮いざない館) 5台	5.50	別添-14「自動販売機設置平面図」参照
		②	復原事業情報館 2台	3.12	
		③④	休憩所 4台	5.76	
3	臨時売店 【裁量施設】			15.00	

※自動販売機は、別添-14「自動販売機設置平面図」のとおり最大約20㎡(11台分)まで、設置可能とする。

※必須施設は業務実施期間内の業務実施時間に常時営業する施設、裁量施設は業務実施日時を施設等運営者が設定し営業する施設である。

※売店及び臨時売店の許可面積、設置個所等については、公園管理者と協議の上、決定するものとする。

2. 履行期限

平成31年2月1日から平成35年1月31日までとする。

また、収益施設の現在施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、公園管理者は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現在施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者の指示を受けることがある。

施設等運営者は、収益施設等設置管理運営業務(以下「本業務」という。)が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開業に備えなければならない。

第2条 基本事項

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(以下「本公園」という。)の収益施設である物販施設(売店、自動販売機、臨時売店)の管理運営及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条または第12条の手続きを行った上で実施しなければならない。

第3条 本業務の目的

本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設(以下、「収益施設」という。)の管理運営を行うこと、また、公園の利便性及び魅力をより一層高めるため、繁忙期における臨

時物販施設や通年での飲食・物販施設等の設置運営、行催事を実施する自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、以下に掲げる本公園の設置目的や基本テーマ、基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

本公園の設置目的、基本テーマ、基本方針、公園全体のゾーン構成

#### (1) 飛鳥区域

##### 1) 基本テーマ

国営飛鳥歴史公園では、「日本人の心のふるさと」を基本テーマとして、体験・学習・交流・協働を通じて、歴史的風土の保存と活用を図り、次世代に継承する公園づくりを行うため、以下の6つの管理運営の重点方針のもとに管理・運営を進めている。(別紙-4「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理基本方針」)

##### 2) 管理運営の重点方針

- ①飛鳥の歴史的風土を適切に維持します
- ②安心して来園者が利用できるよう施設の修繕等を計画的に行います
- ③公園本来の眺望や里山の風景を回復するためみどりのリフレッシュに取り組みます
- ④地域の観光拠点として、一層の利用促進に取り組みます
- ⑤飛鳥ならではの「体験」を提供します
- ⑥参加型の公園づくりを推進します

##### 3) 地区構成

石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区、祝戸地区、キトラ古墳周辺地区

#### (2) 平城宮跡区域

##### 1) 基本理念

平城宮跡歴史公園では、「古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間を創出する。」を基本理念に基づき、平城宮跡を良好な状態で保存するとともに、往時の歴史・文化を体感・体験できる公園を目指して、以下の3つの管理運営の重点方針のもとに、公園整備に加えて、管理・運営を進めている。

##### 2) 管理運営の重点方針

- ①往時の歴史・文化を楽しみながら知ることができる管理運営を推進します
- ②来園者にとって快適性・利便性の高い空間を確保します
- ③自然的環境の保全とみどりの適切な維持管理を行います

## 第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「公園管理者」とは、国営公園の管理主体者である地方整備局または国営公園事務所のこと。
- 2) 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 3) 「自主事業」とは、事業者からの提案により、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得て、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を収めた上で、独立採算により、繁忙期における臨時物販施設や通年での飲食・物販施設等の設置運営、行催事（広報を含む）を実施する事業のこと。なお、新たに施設を設置する場合は、本業務の実施期間を超えて、10年間を限度として実施することができるものとする。この場合、契約期間終了後は自主事業でなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものとする。なお、許可期限を満了したときは、自己の負担において原状回復しなければならないが、公園管理者が特別に承認した場合はこの限りではない。
- 4) 「施設等運営者」とは、収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のこと。
- 5) 「調査職員」とは、公園管理者として本業務を監督する職員のこと。
- 6) 「維持管理業務受託者」とは、国営公園の運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
- 7) 「収益施設等運営業務責任者」とは、施設等運営者として第2編「国営公園収益施設等設置管理運営個別規定書」に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
- 8) 「公園利用者」とは、公園を利用する者のこと。
- 9) 「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。
- 10) 「許可区域」とは、収益施設の管理運営及び自主事業の実施を許可された範囲内のこと。
- 11) 「設置管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
- 12) 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内もしくは建築施設内に設置されているもののこと。
- 13) 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
- 14) 「指示」とは、要項の定めに基づき、調査職員が施設等運営者に対し、本業務の実施上必要な事項について実施させること。
- 15) 「承諾」とは、要項で明示した事項について、調査職員と施設等運営者が同意すること。
- 16) 「協議」とは、要項の協議事項及び調査職員が指示する事項について、調査職員と施設等運営者が合議し結論を得ること。
- 17) 「確認」とは、要項に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について要項との適合を判断すること。
- 18) 「提出」とは、調査職員が施設等運営者に対し、または施設等運営者が調査職員に対し本業務に係る書面またはその他資料を説明し、差し出すこと。

- 19) 「報告」とは、施設等運営者が調査職員に対し、事業の状況または結果について知らせること。
- 20) 「書面」とは、定められた様式または調査職員が指示する様式による、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、書式以外の様式、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差替えるものとする。電子納品を行う場合は別途調査職員と協議するものとする。
- 21) 「利用料金」とは、収益施設の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
- 22) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第20条に基づき、公園の土地または建物の使用にかかる料金を施設等運営者が公園管理者に納める料金のこと。
- 23) 「占用料」とは、前項「施設使用料」のうち使用料金の定めのない公園の土地または建物を使用する場合に、「行政財産を使用又は就役させる場合の取り扱いの基準について」(昭和33年蔵管第1号)に基づき公園管理者から金額を通知し、施設等運営者が公園管理者に納める料金のこと。
- 24) 「修繕」とは、施設の劣化した部分若しくは設備若しくは備品等若しくは部材について、性能若しくは機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 25) 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部修繕等、市販の交換品や修繕材を使用し、専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
- 26) 「改修」とは、施設の性能若しくは設備若しくは備品等若しくは機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 27) 「保守」とは、施設若しくは設備若しくは備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 28) 「点検」とは、施設若しくは設備若しくは備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

## 第5条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、公園管理者に都市公園法第5条、第6条又は第12条に基づく許可申請を行うものとする。基本的には提案内容に基づき申請を行うが、本個別仕様書に記載されている条件によるものとする。
2. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な修繕等、許可の変更を要する場合は、公園管理者と協議の上、変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行うものとする。
3. 施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令で必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

## 第6条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び公園管理者の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

## 第7条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。

- 1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- 2) 建築基準法、同法施行令、同法施行規則
- 3) 消防法、同法施行令、同法施行規則
- 4) 水道法
- 5) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 6) 食品衛生法
- 7) 下水道法
- 8) 浄化槽法
- 9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 10) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 11) リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）
- 12) 労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- 13) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領（別添－1）
- 14) 「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて（別添－2）
- 15) 個人情報保護に関する法律
- 16) 遺失物法
- 17) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 18) その他、関係諸法令

## 第8条 施設等運営者の義務

1. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに公園管理者に報告しその指示に従うものとする。
2. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園設置の意義を踏まえて行動すること。
3. 収益施設の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。

4. 施設等運営者は、公園管理者が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、公園管理者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
5. 施設等運営者は、公園管理者が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典、緑化フェア等）への参加・協力・実施、行催事開催時に営業時間の変更等を行うこと、要人案内等、公園管理者や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
6. 施設等運営者は、公園管理者から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
7. 管理運営要領の策定に際して、同じ国営公園内において異なる施設を設置管理する施設等運営者や維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
8. 別添－1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領」を参考に、収益施設の運営にあたること。
9. 施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に公園管理者と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

## 第9条 景観への配慮

施設等運営者は、収益施設の運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

## 第10条 公園管理者と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、公園管理者と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、公園管理者と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

公園管理者と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	公園 管理者	施設等 運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設等設置管理	供用区域内の設置管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	本業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	運営日時の変更（施設等運営者による提案）に伴う経費の増減		○
	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物（構造に関わる部分を除く）の修繕にかかる費用		○
	上記2項目以外の場合	○	
施設等運営者の交替	施設等運営者が交替する際に発生する、撤退及び各種工事、搬入作業に伴い発生する営業損失		○
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○※2	○※3
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者へ損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第40条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
公園管理者又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園管理者又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理にあたり、必要のあるときは、公園管理者は施設等運営者に協力する。

※2 収益施設を対象とする。

※3 自主事業により施設等運営者が設置した施設、特定備品を対象とする



## 第11条 公租公課

1. 施設等運営者は、運営に必要な設置設備等を管理施設に新たに設置等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について、全て施設等運営者の負担とする。
2. 施設等運営者は、地方税法第73条第7項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について公園管理者に協力するものとする。

## 第12条 運営日時等

1. 収益施設の運営日時について、売店は、原則として下記の国営飛鳥歴史公園館の開館日時及び平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の開館日時に合わせるものとする。臨時売店は第2編第3章第17条の規定のとおりとする。なお、運営日時の変更にあたっては、公園管理者との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる。

### 飛鳥区域の開館日・開館時間

区分	開館期間	開館時間
(1)開館	4月1日～11月30日	9:30～17:00
	12月1日～2月末日	9:30～16:30
	3月1日～3月31日	9:30～17:00
(2)閉館	12月29日～1月3日	

### 平城宮跡区域の開館日・開館時間

区分	開館期間	開館時間
(1)開館	4月1日～5月31日	10:00～18:00
	6月1日～9月30日	10:00～18:30
	10月1日～3月31日	10:00～18:00
(2)閉館	12月29日～1月1日 4、7、11、2月の第2月曜日	

2. 公園管理者が、天変地異、社会的状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
3. 公園管理者は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わないものとする。

## 第13条 県道移設による閉鎖時の対応

売店及び自動販売機7台（以下「売店及び自動販売機」という。）については、石舞台周辺地区付近の県道移設により、閉鎖する場合がある。

上記の事由により売店及び自動販売機の運営が難しい場合、別添一15「石舞台駐車場平面図」に示す箇所において代替の売店及び自動販売機の開設を許可する。（売店及び自動販売機の営業が可能な場合は、通年の代替の売店及び自動販売機の開設は許可しない。）

なお、代替の売店及び自動販売機、臨時売店について、その外観等は、景観に配慮したものとする事とし、監督員から設計図面について了解を得た上で、設置すること。

また、出店にかかる費用は施設等運営者が負担するものとする。

開設可能とする箇所：石舞台地区駐車場（別添－１５「石舞台駐車場平面図」参照）

※通常の駐車場利用との利用調整を図るとともに、1ヶ月程度の周知期間をとって実施すること。

#### 第14条 提供品目及び利用料金

1. 物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては利用者の利便に資するよう配慮して定めるものとする。また、その料金は市場価格並みとする。
2. 施設等運営者は、本規定書に基づく業務を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

#### 第15条 国有財産の施設使用料

毎月の施設使用料については、歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

なお、風水害その他の施設等運営者の責に帰することが出来ない事由により、長期間閉館が生じた場合の施設使用料の取扱については、近畿地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。

##### ■飛鳥区域の使用料一覧表（現時点の目安）

公園施設/設置箇所/設置数			税抜き使用料
1	売店	石舞台地区	351,216円/年
		キトラ古墳周辺地区 四神の館(別館)	557,668円/年
2	自動販売機	石舞台地区 甘樫丘地区(豊浦休憩所、川原駐車場) 高松塚周辺地区(国営飛鳥歴史公園館前休憩所、芝生広場休憩所) キトラ古墳周辺地区(檜隈寺跡休憩案内所)	60,689円/年
3	臨時売店	石舞台地区	0.3円/日/㎡
		高松塚周辺地区	0.2円/日/㎡

※ 面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

※ 「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日時点で前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

※ キトラ古墳周辺地区の売店の税抜き使用料は、開園後12ヶ月分を示す。

■平城宮跡区域の使用料一覧表（現時点の目安）

公園施設の名称			税抜き使用料
1	売店	平城宮跡展示館(平城宮いざない館)	2,886,118円/年
2	自動販売機	平城宮跡展示館(平城宮いざない館) 復原事業情報館 休憩所	(参考値)2,540円/月・㎡
3	臨時売店		870円/年・㎡
4	多目的室・ 企画展示室	平城宮跡展示館(平城宮いざない館)	(参考値)2,540円/月・㎡

※ 平城宮跡展示館(平城宮いざない館)、復原事業情報館、休憩所の使用料は、平城宮跡区域周辺の貸店舗の平均賃料であり、正式な使用料は公園管理者により別途指示する。

※ 「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日時点で前年度使用料との調整を行い改定する予定である。

※ 多目的室・企画展示室の使用料は、受託者が自主事業で部屋を使用するときのみ納入する。

## 第16条 経費等の負担

### [施設等運営者の負担範囲]

- 1) 通常の物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る修繕又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。
- 2) 施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については、公園管理者が実施する法定点検との役割分担について公園管理者と協議の上、実施計画書を作成し公園管理者に提出すること。点検結果については遅滞なく書面により公園管理者に報告すること。
- 3) 上記以外に定めのない費用については、公園管理者と施設等運営者の協議を行い、協議録を保管するとともに、書面を持ってその負担等を定めるものとする。

### [光熱水費納付]

#### 1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で公園管理者がアロケーションを行い、施設等運営者が負担するものとする。

#### 2) 従量料金

水道及びガス料金については、各フロアに設置している子メーター計量により負担するものとする。電気料金については、サービス拠点施設全体に対する収益施設面積分によるアロケーションで負担するものとする。なお、計算方法については変更する可能性がある。

### [ごみ処分費用]

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、公園管理者と協議するものとする。

[費用分担における確認]

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に公園管理者または維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、公園管理者と費用分担ルール及び費用分担結果の確認方法、支払方法について公園管理者と協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

## 第17条 コンプライアンス

[守秘義務]

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）第54条により罰則の適用がある。
- 2) 公園管理者が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。

[個人情報保護]

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 第18条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により公園管理者の承諾を得たときは、この限りではない。
2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこととする。
4. 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてではない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により公園管理者が承諾した業務受託者が、その責めにより

公園管理者に損害を及ぼしたときは、公園管理者に対して、その損害を賠償するものとする。

6. 施設等運営者は、第18条4項の規定により公園管理者が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに公園管理者に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により公園管理者に報告するものとする。

### 第19条 許可した目的外利用及び施設の転貸等の禁止

1. 許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設設置管理者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により公園管理者の承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、又は継承させてはならない。

### 第20条 業務の履行

1. 設置管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。但し、公園管理者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

### 第21条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、公園管理者は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、公園管理者は都市公園法第5条2項の許可を取り消すことがある。

### 第22条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、又は公園管理者に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、公園管理者又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、公園管理者に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能もしくは不適當もしくは公園管理者が特定備品の残置を希望した場合、施設等運営者及公園管理者間で事前に協議を行った上で、公園管理者の書面による承認を得て原

状回復せずに引き渡すことができる。

3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、公園管理者は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するか又は施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。
4. 不可抗力その他、公園管理者や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、公園管理者と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、公園管理者が書面により指示すること。

### 第23条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合または不可抗力の場合は、公園管理者に対し施設等運営者の施設の買取又は立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

### 第24条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

### 第25条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、公園管理者の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、近畿地方整備局が会計法令に基づき実施する施設等運営者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

### 第26条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項又は疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、公園管理者の指示により、決定することとする。

## 第2章 マネジメント（運営管理）

### 第27条 基本事項

#### [提出書類]

- 1) 本業務責任者は許可を受けた後に、公園管理者が指定した様式による関係書類を公園管理者に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が公園管理者に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後公園管理者に了解を得て提出するものとする。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、公園管理者の求めに応じて常に提出できるよう整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

#### [連絡、協議]

- 1) 本業務責任者は飛鳥区域及び平城宮跡区域における収益施設の内容等について、業務着手前に現地及び企画内容を十分に照査し、公園管理者と事前協議する。
- 2) 本業務責任者は、必要に応じ調査と協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 3) 公園管理者と本業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 4) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、追加開館等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、公園管理者と施設等運営者の間で書面により調整又は協議を行う。
- 5) 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに公園管理者と協議する。

#### [報告事項]

- 1) 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、公園管理者に報告するものとする。
  - ① 管理運営要領（工程表、体制含む）・・・・・・・・許可日より10日以内に提出
  - ② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の15日迄に提出
  - ③ 業務打合せ簿・・・・・・・・打合せ毎に終了後速やかに提出
  - ④ 施設保守定期点検等の実施結果報告・・・・・・・・点検後速やかに提出
  - ⑤ その他公園管理者が指示する書類・・・・・・・・適宜

### 第28条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の計画立案及びマネジメントを担当する収益施設等運営業務責任者を配置しなければならない。
4. 本業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、本業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

5. 本業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と常に調整し、業務を遂行する。

[調査職員について]

- 1) 公園管理者は、業務における調査職員を定め、施設等運営者に通知するものとする。
- 2) 調査職員は、要領に定められた事項の範囲内において、公園管理者または、施設等運営者の責任者である、本業務責任者に対し連絡、調整等の職務を行うものとする。

[本業務責任者について]

- 1) 施設等運営者は、業務における本業務責任者を定め、調査職員に通知するものとする。
- 2) 本業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。

[適切な業務従事者の配置について]

- 1) 施設等運営者は、本業務責任者及び業務従事者の手持ちの業務量が適切となるよう配慮すること。
- 2) 調査職員は、必要に応じて本業務責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について報告を求めることができる。

## 第29条 許可、承諾等を要する事項

[管理運営要領]

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より10日以内に技術提案書に基づく下記の項目を記載した要領を公園管理者に提出し、承諾を得るものとする。
  - ①業務内容（商品、価格及びサービス内容、イベント企画等）
  - ②業務の実施方針
  - ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）
  - ④業務の実施体制
  - ⑤連絡体制（緊急時含む）
  - ⑥その他（業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 要領の策定にあたっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。
- 3) 施設等運営者は、収益施設の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合は、公園管理者と協議の上公園管理者に変更要領を提出し承諾を得ること。

[管理運営報告書]

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、公園管理者に決算に関する報告書を提出すること。その際、維持管理業務と明確に区分し整理すること。
- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月15日までに書面により公園管理者に報告すること。
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、公園管理者からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに公園管理者の指示に従い、誠実に対応すること。



- 4) 公園管理者は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

#### [施設の修繕等]

- 1) 施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に調査に届出するものとする。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に調査と協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、調査と事前に協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設等運営者は、運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い公園管理者又は第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設等運営者は、調査の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わないものとする。

#### [価格・サービス内容の決定・変更]

- 1) 施設等運営者は、要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に公園管理者と協議を行い、その結果に基づき変更要領を公園管理者に提出し、承諾を得なければならない。

#### [施設等運営者の変更]

- 1) 新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

#### [広告物の掲出]

- 1) 施設等運営者は、広告物を掲出しようとするときは、あらかじめ、公園管理者の承諾を得るものとする。

なお、施設等運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、公園管理者と書面により協議を行うこと。

収益施設の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。あわせて、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の施設であることを明示すること。

さらに、企画商品等の企画名称に国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の名称を冠したものとし、その名称を企画商品名称と同程度以上の大きさとする。

- 2) 収益施設の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩にお

いて十分留意すること。

- 3) 施設等運営者は、事前に公園管理者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広報物はもちろんのこと、協賛する国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広告物より目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。
- 4) 施設等運営者は、事前に公園管理者の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、併記される国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の名称より小さく表示すること。

#### [施設等運営者のその他報告義務]

- 1) 施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。
  - ①施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
  - ②施設が損傷、破損又は滅失したとき。
  - ③施設内で事故等が発生したとき又はそのおそれがあるとき。
  - ④施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
  - ⑤施設等運営者に対して破産の申立て、又は更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

### 第30条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく報告しなければならない。

- 1) 関係機関等との協議
- 2) その他施設の運営者との協議
- 3) 持込みイベント等の受付等の許認可申請等に関する調整

### 第31条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは公園管理者に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設等運営者において行う。

### 第32条 別途工事等との調整

1. 国が別途発注する工事又は別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、公園管理者と調整すること。

### 第33条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、公園管理者の求めに応じて常に提出できるよう、施設等運営者において5年間保存する。

### 第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

#### 第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心がけるものとする。
2. 業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての作業員について、名札を作成し着用すること。
5. 作業にかかる車両や商品納入車両の乗り入れは最小限にとどめ、また開館時間中の乗り入れも最小限に留めること。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

#### 第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認又は引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。
5. 施設利用者の利便性向上のために必要に応じて車椅子等の歩行補助具の貸出しを行うこと。

#### 第36条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者または公園管理者へ届け出ること。

#### 第37条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や注文書等意見などの聴取や記録に取り組みなければならない。
2. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文などの意見を集約し、公園管理者に書面により報告しなければならない。
3. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に公園管理者と協議した上で策定し、それに基づき広報活動を行う。
4. 施設等運営者が、ホームページによる情報発信を行う際は、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に公園管理者と協議を行う。
5. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営飛鳥・平城宮跡歴史

公園ホームページ上で発信する情報について、別添－2「H30-34 国営飛鳥歴史・平城宮跡公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて」、及び公園管理者が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。

6. 施設運営等に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。

### 第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページやポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、公園管理者に報告をした上で、当該ホームページ管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

## 第4章 安全衛生管理

### 第39条 基本事項

#### [安全管理]

- 1) 施設等運営者は、収益施設における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 2) 本業務の履行にあたり、適切な措置・対応を行うなど、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、公園管理者が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 3) 施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、公園管理者が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 4) 施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、公園管理者に報告するものとする。
- 5) 異常を確認した場合、速やかに調査に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 6) 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に公園管理者と協議を行い、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに公園管理者に提出するものとする。
- 7) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感・不安感を与えないよう留意するものとする。

#### [安全確保]

- 1) 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
- 2) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を公園管理者に報告のうえ講じ、事故の発生を防止する。
- 3) 車両の運転については、国営飛鳥歴史公園事務所発行の許可証を前面に提示し、別添7「車両乗入れ許可書」の車両の乗入れ許可条件を遵守して走行するものとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、入園者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、入園者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
- 4) 全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、入園者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
- 5) 施工中に公園施設及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

#### [救急救護]

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
- 2) 施設等運営者は、開館時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めるときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

- 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに公園管理者に報告する。
- 5) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

[災害時、異常時等の対応]

- 1) 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者はあらかじめ公園管理者の書面による承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2) 前項の場合においては、施設等運営者は、そのとった措置の内容を公園管理者に速やかに書面により報告する。
- 3) 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
- 4) 台風、豪雨等の災害発生時に公園管理者の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
- 5) 公園管理者は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
- 6) 公園管理者の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設等運営者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。なお、公園管理者が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 7) 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、公園管理者に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
- 8) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、総則第6条に基づき適切な措置・対応を行うこと。
- 9) 関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は公園管理者の指示により立会等に協力すること。

## 第40条 点検等

[安全衛生管理計画]

- 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を公園管理者に提出の上、書面により承認を受けること。
- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
- 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく公園管理者に書面により報告すること。

[定期点検]

- 1) 施設等運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持

することに努めるものとする。

- 2) 施設の定期点検項目のうち、関係法令及び規則に基づいて行う法定点検は、公園管理者が別途行う。
- 3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定するものとする。

#### [自主点検]

- 1) 自主点検は、施設等運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

#### [日常点検]

- 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこと。
- 2) 建築物等について、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持するための修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
- 3) 施設等運営者は、施設、設備等は損傷、破損又は滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに公園管理者に報告するものとする。

#### [スタッフ管理・研修]

- 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
- 3) 施設等運営者は、公園管理者が実施又は要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
- 4) 施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 5) 建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図るため、除塵、拭き、清浄、ゴミの収集等の作業により汚れを除去することによって、快適な環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資するよう管理すること。
- 6) 車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに、国営飛鳥歴史公園事務所発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。

## 第41条 危機管理

### [事故・災害]

#### 1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制を作成し、公園管理者に提出すること。

#### 2) 予防対策

- ①施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主検査を実施し、公園管理者に報告するものとする。
- ②本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場

合には、危険防止に必要な措置を公園管理者に報告の上、当該措置を講じ事故の発生を防止する。

### 3) 初期対応

- ①施設等運営者は、公園管理者の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
- ②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに公園管理者に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
- ③その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により公園管理者に報告するものとする。なお、公園管理者が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
  - 一 事故発生日時
  - 二 事故発生場所
  - 三 事故発生の原因
  - 四 事故の程度
  - 五 人身事故の場合は、医師の診断結果
  - 六 事故処理の概略
- ④重大事故についてはただちに公園管理者に報告し、その指示に従うこととする。

#### [異常事態対策]

- 1) 施設等運営者は、公園管理者が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
- 2) 施設等運営者は、異常な事案が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに公園管理者へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。



## 第5章 施設管理

### 第42条 基本事項

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境を常に清潔かつ良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
2. 施設等運営者は、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境を良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
3. 収益施設の建築躯体ならびに建築設備および管理備品について、施設等運営者の注意義務で管理しなければならない。

### 第43条 清掃等

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設等運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

### 第44条 工事等

1. 施設等運営者は、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に公園管理者と協議を行ない、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに公園管理者に提出するものとする。また施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設等運営者が、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行ない、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その施工範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることを注意するものとする。

### 第45条 安全管理

1. 施設等運営者は、収益施設に係る清掃や修繕工事を実施するにあたり、施設利用者の安全確保に十分注意をすると共に、施設等運営者の責任において常に施設周辺の観察を行ない、善良なる管理を行なうものとする。
2. 施設等運営者は、収益施設に係る清掃や修繕工事に関連する工事車両の運転について、公園管理者発行の通行許可証を全面に提示し、許可証裏面の「公園車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、公園利用者ならびに施設利用者への影響を最小限にする目的から、持ち込み車両の最小化や誘導員の適宜配置、迷惑とならない場所への速やかな移動を心掛けるものとする。
3. 施設等運営者は、公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作

業実施時に、作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等の安全管理を徹底するものとする。

4. 作業中は、園内の施設工作物ならびに樹木等を破損しない様に十分注意するものとする。
5. 作業従事者は、服装ならびに言動に注意し、公園利用者ならびに施設利用者に不快感・不安感を与えないよう留意するものとする。

## 第6章 財産管理

### 第46条 台帳管理

1. 施設等運営者が施行した固定資産（償却資産）は、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

### 第47条 管理備品の取り扱い

1. 保有備品の取扱い

施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で公園管理者がその費用を負担したものについて当該備品を公園管理者に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。

なお、その取扱いについては、公園管理者が定める規定等による。

2. 施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
3. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

### 第48条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、公園管理者又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、公園管理者に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能もしくは不適當である場合、公園管理者の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
2. 不可抗力その他、公園管理者や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、公園管理者と施設等運営者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第28条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

## 第2編 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営個別規定書

### 第1章 売店

#### 第1条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は公園管理者と協議するものとする。

#### 第2条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

##### ■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
売店(飛鳥区域)	飛鳥区域 石舞台地区 キトラ古墳周辺地区 キトラ古墳壁画体験館 四神の館内
売店(平城宮跡区域)	平城宮跡展示館(平城宮いざない館)内

#### 第3条 責任者の選任

施設等運営者は、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

#### 第4条 運営日時

- 施設等運営者は、原則として国営飛鳥歴史公園館及び平城宮跡展示館(平城宮いざない館)の開館日時に合わせるものとする。なお、運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に公園管理者に届け出ることとする。
- 施設等運営者は、原則として以下の営業時間とし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行う。なお、運営時間を短縮又は延長する場合は、公園管理者と協議することとする。

##### ■飛鳥区域の営業時間

国営飛鳥歴史公園館の開館状況	開館期間	開館時間
開館	4月1日～11月30日	9:30～17:00
	12月1日～2月末日	9:30～16:30
	3月1日～3月31日	9:30～17:00
閉館	12月29日～1月3日	

##### ■平城宮跡区域の営業時間

平城宮跡展示館(平城宮いざない館)の開館状況	開館期間	開館時間
開館	4月1日～5月31日	10:00～18:00
	6月1日～9月30日	10:00～18:30
	10月1日～3月31日	10:00～18:00
閉館	12月29日～1月1日 4、7、11、2月の第2月曜日	

## 第5条 利用料金

施設利用者へ提供する商品は提案された内容とするが、販売価格は売店周辺の市場価格並みとすること。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図るなど、満足度の向上に努めること。見直しを行う際は、近畿地方整備局と事前に協議すること。

### ■サービス内容等

- ①物販；刊行物、グッズ、遊具類、カメラ等
- ②飲食；加工食品、菓子、氷菓等

## 第6条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る光熱水。
- 2) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
- 3) 施設の点検整備及び軽微な修繕又は故障の修理。
- 4) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

## 第7条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 売店は、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。
3. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、公園管理者に提出の上、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
4. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく公園管理者に報告すること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により公園管理者に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、公園管理者がマスコミ対応等を行うが、その際、公園管理者の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、公園管理者が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

## 第8条 費用負担

1. 施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る修繕又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

## 第9条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、公園管理者及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
  - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
  - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

## 第10条 施設利用上の注意

1. 次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。
  - 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
  - 2) 公園で定める制限事項に違反する者。
  - 3) ペット等の動物。ただし、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬については除く。
  - 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

## 第2章 自動販売機

### 第11条 設置箇所、販売内容・料金等

1. 自動販売機での販売は、缶又はペットボトル又は紙パック、紙コップの飲料品（乳飲料を含む）、アイスを想定している。なお、下記の箇所に設置し、管理すること。
2. 自動販売機で酒類、たばこの販売は行わないこと。
3. 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
4. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

表 飛鳥区域の自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機台数	特記事項
売店【石舞台地区】	7台	
豊浦休憩所【甘樫丘地区】	3台	
川原駐車場【甘樫丘地区】	2台	
国営飛鳥歴史公園館前休憩所【高松塚周辺地区】	5台	
芝生広場休憩所【高松塚周辺地区】	2台	
檜隈寺跡前休憩案内所【キトラ古墳周辺地区】	2台	

表 平城宮跡区域の自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機台数	特記事項
休憩所	6台	
復原事業情報館	2台	
平城宮跡展示館(平城宮いざない館)	5台	

### 第12条 費用の負担

1. 自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する経費、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. 自動販売機の設置に伴う光熱水費等日常の管理経費は、施設等運営者の負担とする。

### 第13条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令

を遵守するとともに徹底を図ること。

4. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

#### **第14条 その他留意事項**

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置にあたっては、事前に公園管理者と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
3. 販売商品等については事前公園管理者と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、公園管理者の指示に従うこと。



### 第3章 臨時売店

#### 第15条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は公園管理者と協議するものとする。

#### 第16条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

##### ■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
臨時売店(飛鳥区域)	石舞台地区 高松塚周辺地区 キトラ古墳周辺地区
臨時売店(平城宮跡区域)	

#### 第17条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として以下の期間に臨時売店を開設することが出来る。

《開設可能な期間》

- ・春4月の第1土曜日～5月の第4日曜の間の土日祝日
- ・ゴールデンウィーク（4/29～5/5の土日祝日とするが、前後3日以内については協議の対象とする。）
- ・秋9月の第1土曜日～11月の第4日曜の間の土日祝日。

なお、運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に公園管理者の了解を得ることとする。

2. 営業時間は国営飛鳥歴史公園館及び平城宮跡展示館（平城宮いざない館）と合わせるものとする。なお、運営期間を短縮又は延長する場合は、公園管理者と協議することとする。

##### ■飛鳥区域の営業時間

国営飛鳥歴史公園館の開館状況	開館期間	開館時間
開館	4月1日～11月30日	9:30～17:00
	12月1日～2月末日	9:30～16:30
	3月1日～3月31日	9:30～17:00
閉館	12月29日～1月3日	

##### ■平城宮跡区域の営業時間

平城宮跡展示館(平城宮いざない館)の開館状況	開館期間	開館時間
開館	4月1日～5月31日	10:00～18:00
	6月1日～9月30日	10:00～18:30
	10月1日～3月31日	10:00～18:00
閉館	12月29日～1月1日 4、7、11、2月の第2月曜日	

## 第18条 利用料金

1. 施設利用者へ提供する飲食品目及び価格は提案された内容とするが、販売価格は売店周辺の市場価格並みとすること。

### ■サービス内容等

- ①物販；刊行物、グッズ、遊具類、カメラ等
- ②飲食；加工食品、菓子、氷菓等

## 第19条 設置箇所

1. 開設可能とする箇所は、石舞台地区では石舞台駐車場とし、石舞台売店が県道移設により、開設可能とする箇所を変更する（別添－15「石舞台駐車場平面図」参照）。  
高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区、平城宮跡区域は、開園区域内とする。なお、臨時売店の開設可能個所については公園管理者と協議の上、決定するものとする。
2. 臨時売店の規模は、飛鳥区域は15㎡まで平城宮跡区域は15㎡までとすること。
3. 通常の駐車場利用との利用調整を図るとともに、1ヶ月程度の周知期間をとって実施すること。

## 第20条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る光熱水。
- 2) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
- 3) 施設の点検整備及び軽微な修繕又は故障の修理。
- 4) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

## 第21条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 臨時売店は、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。
3. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、公園管理者に提出の上、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
4. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく公園管理者に報告すること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により公園管理者に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、公園管理者がマスコミ対応等を行うが、その際、公園管理者の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、公園管理者が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任

において、その賠償を行う。

## 第22条 費用負担

1. 施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る修繕又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、出店にかかる設備等や本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

## 第23条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、公園管理者及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
  - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
  - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

## 第24条 施設利用上の注意

1. 次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。
  - 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
  - 2) 公園で定める制限事項に違反する者。
  - 3) ペット等の動物。ただし、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬については除く。
  - 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

## 第4章 自主事業

### 第25条 総則

施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、提案により、繁忙期における臨時物販施設や通年での飲食・物販施設等の設置運営、行催事（広報も含む）を実施する自主事業を実施することができる。

### 第26条 基本事項

1. 施設等運営者は、独立採算により、許可された自主事業を実施する。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため、施設等運営者は事前に公園管理者と協議を行うこと。
4. 公園管理者と施設等運営者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
5. 施設等運営者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないよう、十分に調整を図って対応すること。
6. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を発注者に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、施設等運営者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
7. 施設等運営者は、自主事業において、新たに施設を設置する場合は、本業務の実施期間を超えて、10年間を限度として実施することができるものとする。この場合、契約期間終了後は自主事業でなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新も可能である。なお、許可期限を満了したときは、自己の負担において原状回復しなければならないが、公園管理者が特別に承認した場合はこの限りではない。
8. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
9. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第20条に基づく都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。
10. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
  - 1) 施設等運営者は、事前に近畿地方整備局長の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、奈良県の屋外

広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。

2) 施設等運営者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。

3) 施設等運営者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。

11. 施設等運営者は、公園管理者が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

## 第27条 施設設置

1. 施設等運営者が、新たに飲食・物販施設等の設置を行う場合、以下の地区のうち、指定した箇所を実施するものとする。

区域	地区 (指定箇所)	地区面積 (h a)	関連法令による規制等 (規制等の詳細は、別添19参照)	備考
飛鳥 区域	甘樫丘地区 (川原駐車場・芝生広場・休憩所周辺)	25.1	A: 第一種歴史的風土保存地区 B: 第一、第三種風致地区 C: 甘樫丘周辺景観形成特定区域 D: 埋蔵文化財包蔵地	別添18「自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲(甘樫丘地区)」参照
	祝戸地区(芝生広場周辺)	7.4	A: 第二種歴史的風土保存地区 B: 第二種風致地区 C: 石舞台・祝戸周辺景観形成特定区域 D: 埋蔵文化財包蔵地	別添18「自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲(祝戸地区)」参照
	キトラ古墳 周辺地区(檜前寺跡周辺)	13.8	A: 第二種歴史的風土保存地区 B: 第二種風致地区 C: キトラ古墳周辺景観形成特定区域 D: 埋蔵文化財包蔵地	別添18「自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲(キトラ古墳周辺地区)」参照

2. 飲食・物販施設等の設置に係る提案にあたっては、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下「古都法」という。)及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(以下「明日香法」という。)、都市計画法(及び明日香村風致地区条例)、景観法(及び明日香村景観条例)等、当該地区にかかる現行法令に基づく規制等を遵守するとともに、当該地区が有する歴史や文化、自然環境、周辺の公園施設等との調

和を十分図ることとする。

なお、第1種・第2種歴史的風土保存地区について、公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針（明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針）」に沿った施設の整備とすること。

3. 飲食・物販施設等の設置にあたっては、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得ることとする。
4. 施設の運営上必要となる電気・水道等設備の当該施設への引き込みについては、事前に公園管理者と協議した上で、施設等運営者が実施するものとする。また、飲食・物販施設等の設置にあたっては、現在の動線を基本とし、既存園路の線形の変更は基本的に認めない。
5. その他、飲食・物販施設等の設置に際し必要となる周辺住民等との事前調整及び各種手続きは全て施設等管理者が実施するとともに、整備に要する費用は、全て施設等管理者が負担するものとする。

## 第28条 行催事

施設等運営者は、以下の示す主要施設その他の公園施設において、外国人を含めた観光客等による来園者増に資する優れた行催事を企画し、実施することができる。なお、行催事の実施にあたっては、来園者から料金を徴収し、当該行催事の内容の充実を図ることとする。また、施設等運営者は、行催事での公園施設の使用にあたり、第1編第1章第15条（国有財産の施設使用料）に基づき、施設使用料を納入しなければならない。

### ■主要施設

施設名称	場所
企画展示室	平城宮跡区域 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）
多目的室	平城宮跡区域 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）

## 利用者数の集計方法（飛鳥区域）

○「達成すべき質」として求める飛鳥区域の公園利用者数は、以下のとおり扱うので、留意すること。

### ■飛鳥区域の公園利用者数の算定方法

地区別推計公園利用者数 $= \{ (\text{キトラ古墳周辺地区以外の4地区の地区別推計公園利用者数の合計})^{※1} / (\text{一人当たり利用地区数})^{※2} \times (\text{日常利用係数})^{※2} \}$ $+ \{ 0.309 \times (\text{キトラ古墳壁画体験館 四神の館入館者数})^{※3} \}$ $+ (\text{イベント参加者数})^{※4} + (\text{祝戸荘利用者数})$
---

※1 キトラ古墳周辺地区以外の4地区の地区別推計公園利用者数の算定方法

地区	平休日など	公園利用者数の推計式
石舞台地区	平日	1.480 × 石舞台古墳入場者数
	休日	2.408 × 石舞台古墳入場者数
高松塚周辺地区	全日（休館日以外）	0.457 × 石舞台古墳入場者数 + 0.336 × 高松塚壁画館入館者数 + 2.114 × 国営飛鳥歴史公園館入館者数
	休館日	1.049 × 石舞台古墳入場者数
甘樫丘地区	全日	0.680 × 石舞台古墳入場者数
祝戸地区	平日	0.057 × 石舞台古墳入場者数
	休日	0.116 × 石舞台古墳入場者数

※2 「一人当たり利用地区数」及び「日常利用係数」

	平日・休日別	
	平日	休日
一人当たり利用地区数	1.526	1.566
日常利用係数	1.135	1.099

※3 キトラ古墳壁画体験館 四神の館 入館者数の集計方法

- ・入口1箇所ですべて受付担当者によるカウント

※4 イベント参加者数

対象とするイベントは、歴史的資源、里山、農地等を活用し、多くの公園利用者が参加・学習・交流できる内容のものであること（持ち込みイベント含む）。

## 利用者数の集計方法（平城宮跡区域）

○「達成すべき質」として求める平城宮跡区域の公園利用者数は、以下のとおり扱うので、留意すること。

### ■平城宮跡区域の公園利用者数の算定方法

対象施設	集計方法
平城宮跡展示館 (平城宮いざない館)	入口1箇所のカウントに基づく算定 <sup>※</sup>

※具体の算定式については別途指示する。



## 飛鳥歴史公園の年度別の達成すべき質

### (1) 飛鳥区域

#### ① 公園利用者数の確保

各年度毎、四半期毎の公園利用者数の目標値は以下の通りである。

なお、平成 30 年度の第一四半期から第三四半期、平成 34 年度の第四四半期は含まない。

#### ■公園利用者数 飛鳥区域

	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	年間
H30年度	—	—	—	10万人	10万人
H31年度	34.8万人	23.3万人	26.8万人	13.7万人	98.6万人
H32年度	34.8万人	23.3万人	26.8万人	13.7万人	98.6万人
H33年度	34.8万人	23.3万人	26.8万人	13.7万人	98.6万人
H34年度	34.8万人	23.3万人	26.8万人	—	84.9万人

#### ② 利用者満足度の確保

各年度毎、四半期毎の利用者満足度の目標値は以下の通りである。

なお、平成 30 年度の第一四半期から第三四半期、平成 34 年度の第四四半期は含まない。

#### ■公園全体の満足度（公園の運営に関する「非常に満足」・「ある程度満足」の回答比率）

	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	年間
H30年度	—	—	—	96%	96%
H31年度	96%	96%	96%	96%	96%
H32年度	96%	96%	96%	96%	96%
H33年度	96%	96%	96%	96%	96%
H34年度	96%	96%	96%	—	96%

#### ■歴史や文化に関する満足度（歴史や文化に関する情報のわかりやすさに関する「非常に満足」・「ある程度満足」の回答比率）

	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	年間
H30年度	—	—	—	89%	89%
H31年度	88%	89%	89%	89%	89%
H32年度	88%	89%	89%	89%	89%
H33年度	88%	89%	89%	89%	89%
H34年度	88%	89%	89%	—	88%

### ③ 情報受発信

各年度毎のマスコミによる報道件数、SNSによる情報発信の目標値は以下の通りである。

#### ■マスコミによる報道件数

	年間
H30年度	47件
H31年度	286件
H32年度	286件
H33年度	286件
H34年度	214件

#### ■SNSによる情報発信

	年間
H30年度	8回以上
H31年度	52回以上
H32年度	52回以上
H33年度	52回以上
H34年度	39回以上

### ④ 多様な利用プログラムの提供

各年度毎の歴史学習メニュー・イベントなどの利用プログラムの開催回数、延べ参加人数の目標値は以下の通りである。

#### ■開催回数

	年間
H30年度	11回
H31年度	69回
H32年度	69回
H33年度	69回
H34年度	51回

## (2) 平城宮跡区域

### ① 公園利用者数の確保

各年度毎、四半期毎の平城宮跡区域利用者数の目標値は以下の通りである。

#### ■公園利用者数 平城宮跡区域

	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	年間
H30年度	—	—	—	23万人	23万人
H31年度	—	—	—	—	140万人
H32年度	—	—	—	—	140万人
H33年度	—	—	—	—	140万人
H34年度	—	—	—	—	105万人

※平城宮跡区域の公園利用者数の集計方法は、入口1箇所のカウントに基づく算定（具体的な算定式については別途指示する）とする。

### ② 利用者満足度の向上

各年度毎、四半期毎の利用者満足度の目標値は以下の通りである。

#### ■公園全体の満足度（公園の運営に関する「非常に満足」・「ある程度満足」の回答比率）

	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	年間
H30年度	—	—	—	96%	96%
H31年度	95%	93%	91%	96%	93%
H32年度	95%	93%	91%	96%	93%
H33年度	95%	93%	91%	96%	93%
H34年度	95%	93%	91%	—	93%

### ③ 情報受発信

各年度毎のマスコミによる報道件数、SNSによる情報発信の目標値は以下の通りである。

#### ■マスコミによる報道件数

	年間
H30年度	47件
H31年度	286件
H32年度	286件
H33年度	286件
H34年度	214件

#### ■SNSによる情報発信

	年間
H30年度	8回以上
H31年度	52回以上
H32年度	52回以上
H33年度	52回以上
H34年度	39回以上

### ④ 多様な利用プログラムの提供

各年度毎の歴史学習メニュー・イベントなどの利用プログラムの開催回数、延べ参加人数の目標値は以下の通りである。

#### ■開催回数

	年間
H30年度	17回
H31年度	104回
H32年度	104回
H33年度	104回
H34年度	78回

## 公園の利用に関するアンケート調査（飛鳥区域）

### 1. 利用者満足度調査

利用者満足度の確保のモニタリングのため、近畿地方整備局が以下について実施する。

- 1) 国営飛鳥歴史公園利用者の利用満足度を調査する。
- 2) 調査内容については、「国営飛鳥歴史公園利用実態モニタリング業務調査計画書」及び「国営飛鳥歴史公園 公園の利用に関するアンケート調査票」によるものとする。
- 3) アンケート調査は、園内各地区の主要箇所において対面方式で行う。
- 4) アンケート調査の実施時期は、春季・夏季・秋季・冬季の年4回とし、平日・休日各2日実施する。
- 5) アンケート調査の実施時間は国営飛鳥歴史公園の開園時間中の9:00～17:00に実施するものとする。
- 6) アンケートの目標サンプル数は、年間で4,000部を目標とする。(平成30年度は、1000部(冬季のみ)を目標とする。)

国営飛鳥歴史公園の利用について教えてください

Q1. 国営飛鳥歴史公園にはたびたびいらっしゃいますか？（1つお答えください）

1. ほぼ毎日    2. 週に2~3回    3. 週に1回    4. 月に2~3回    5. 月に1回  
6. 年に数回（だいたい    回）    7. 年に1回    8. 数年に1回程度    9. 今回が初めて

Q2. 本日はどなたといらっしゃいましたか？（1つお答えください）

1. 一人で    2. 知人・友人と    3. カップルで    4. 夫婦で    5. 家族で  
6. 学校の団体    7. 地域の団体    8. 職場の団体    9. その他（具体的に：    ）

Q3-1. 国営飛鳥歴史公園に関する情報について、何で入手されましたか？（3つまでお答えください）

1. 新聞記事    2. テレビ    3. ラジオ    4. 雑誌・情報誌    5. 旅行ガイドブック  
6. ポスター    7. チラシ    8. 電車やバスの吊り広告    9. 観光マップ    10. 市町村等の広報誌  
11. ホームページ（以下からお選びください）  
①国営飛鳥歴史公園のホームページ    ②明日香村のホームページ    ③その他（    ）  
12. 人からすすめられた    13. たまたま付近を通りかかり知った  
14. 近くに住んでいて知っていた    15. その他（具体的に：    ）

Q3-2. Q3-1で6. ポスターや7. チラシとお答えになられた方にお聞きます。

具体的にどちらでご覧になりましたか？（3つまでお答えください）

1. 市区役所・町村役場    2. 図書館・公民館    3. 観光案内所    4. ホテル・旅館    5. 新聞折込  
6. 公園で以前にもらった    7. 駅    8. その他（具体的に：    ）

Q4. 今日、飛鳥にいらっしゃった目的を教えてください。（3つまでお答えください）

1. 史跡見学    2. 風景を楽しむ    3. 動植物の観察    4. 芸術活動（写真、絵画、俳句等）  
5. 歴史の学習    6. 散歩やウォーキング    7. サイクリング    8. 犬の散歩    9. 昼食    10. 子供を遊ばせる  
11. 運動したい    12. くつろぎたい    13. 季節の草花を見たい（具体的に：    ）  
14. その他（具体的に：    ）

国営飛鳥歴史公園までの交通手段などを教えてください

Q5. あなたの住所を教えてください。

1. 明日香村    2. 橿原市    3. 桜井市    4. 高取町    5. 奈良市    6. その他（都道府県名    市町村名    ）

Q6. 明日香村にいらっしゃるまでに主に利用した交通機関を教えてください。（1つお答えください）

1. 鉄道    2. 路線バス    3. 貸切バス    4. 自家用車    5. バイク・自転車    6. タクシー    7. 徒歩  
8. その他（    ）

Q7. 明日香村内の施設間を移動される際に「利用された」または「利用する予定」の交通手段を教えてください。（1つお答えください）

1. 路線バス    2. 貸切バス    3. 自家用車    4. バイク・自転車（レンタサイクルを除く）  
5. レンタサイクル    6. タクシー    7. 徒歩    8. その他（    ）






Q8. 飛鳥に到着された時間、お帰りになる予定時間を教えてください。

- 到着時間    時    分頃    ●お帰り予定時間    時    分頃

Q9. あなたの年齢を教えてください。

1. 小学生    2. 中学生    3. 15~18歳    4. 19~29歳    5. 30~39歳  
6. 40~49歳    7. 50~59歳    8. 60~64歳    9. 65~69歳    10. 70歳以上

Q10. 国営飛鳥歴史公園は5つの地区に分かれています。本日の訪問地区（予定を含む）を教えてください。（〇はいくつでも）  
また、その地区内で訪問（入場）した施設等（予定を含む）があれば、教えてください。（〇はいくつでも）

地区名 (訪問地区に〇をつけてください)	1. 祝戸地区 	2. 石舞台地区 	3. 甘樫丘地区 	4. 高松塚周辺地区 	5. キトラ古墳周辺地区 
各地区内の施設名(訪問した施設に〇をつけてください)	A. 祝戸柱 B. 西展望台 C. 東展望台 D. マラ石	E. 石舞台古墳 F. あずか風舞台 G. 芝生広場	H. 豊浦休憩所 I. 甘樫丘展望台 J. 川原展望台	K. 国営飛鳥歴史公園館 L. 高松塚壁画館 M. 高松塚古墳 N. 中尾山古墳	O. キトラ古墳 P. キトラ古墳壁画体験館 Q. 檜隈寺跡前休憩案内所 R. 体験工房 S. 四神の広場 T. 古墳鑑賞広場

Q11. Q10で回答した地区及び施設以外に「本日行った」または「行く予定」の場所を教えてください。（〇はいくつでも）

【明日香村内の史跡や施設】					
1. 鬼の廻・雪隠	2. 猿石	3. 亀石	4. 酒船石	5. 亀形石造物	6. 天武・持統天皇陵
7. 文武天皇陵	8. 欽明天皇陵	9. 飛鳥寺	10. 橋寺	11. 川原寺跡	12. 岡寺
13. 豊浦寺跡	14. 飛鳥坐神社	15. 甘樫坐神社	16. 於美阿志神社（檜隈寺跡）	17. 伝飛鳥板蓋宮跡	22. 犬養万葉記念館
18. 水落遺跡	19. 定林寺跡	20. 飛鳥資料館	21. 県立万葉文化館	25. 稲淵の棚田	26. 壺阪寺
23. 明日香民俗資料館	24. 明日香村埋蔵文化財展示室	25. 稲淵の棚田	26. 壺阪寺	27. 高取城跡	
28. 上子島砂防公園	29. 明日香村近隣公園	30. その他（具体的に： )			

Q12-1. つぎに、国営飛鳥歴史公園（Q10の選択肢1～5で示した5つの地区内）に関するご意見をお伺いします。  
国営飛鳥歴史公園を利用して初めての満足度をお教えてください。

(1つお答えください。「非常に満足」または「非常に不満」だった方はその理由も記入ください。)

1. 非常に満足	2. ある程度満足	3. やや不満	4. 非常に不満
(満足もしくは不満な点： )			

Q12-2. 国営飛鳥歴史公園を利用して初めての感想をおたずねします。それぞれ該当する番号に〇印をつけてください。  
また、それは、どの地区やどの施設（Q10の選択肢1～5、A～Tで示した地区や施設）のことが教えてください。（複数箇所可）

項目	利用して初めての感想					具体的な施設・利用地区
	非常に満足	ある程度満足	やや不満	非常に不満	わからない・利用していない	
①季節を彩る花の演出	1	2	3	4	5	
②公園内の案内のわかりやすさ	1	2	3	4	5	
③歴史・文化に関する情報のわかりやすさ	1	2	3	4	5	
④休息の場としての快適さ	1	2	3	4	5	
⑤高齢者・障がい者の利用への配慮のよさ	1	2	3	4	5	
⑥小さな子供連れ利用への配慮のよさ	1	2	3	4	5	
⑦芝生や樹木の手入れのよさ	1	2	3	4	5	
⑧公園内の清潔さ、清掃状態のよさ	1	2	3	4	5	
⑨トイレや休憩所の管理の状態のよさ	1	2	3	4	5	
⑩国営飛鳥歴史公園館の展示内容のよさ	1	2	3	4	5	
⑪高松塚壁画館の展示内容のよさ	1	2	3	4	5	
⑫キトラ古墳壁画体験館の展示内容のよさ	1	2	3	4	5	
⑬公園スタッフの対応・サービスのよさ	1	2	3	4	5	

⑬で「やや不満」、「非常に不満」を選ばれた方は、その理由も教えてください。

1. スタッフの対応が悪かった      2. 必要な時にスタッフがいなかった      3. その他 ( )

裏面に続きます

Q13-1. 国営飛鳥歴史公園を評価した理由として、あなたが重要視した項目を下記の選択肢からお選びください。(上位3つまで)

- (国営飛鳥歴史公園を評価した理由として、あなたが 最も 重要視した項目 : )  
 (国営飛鳥歴史公園を評価した理由として、あなたが 2番目に 重要視した項目 : )  
 (国営飛鳥歴史公園を評価した理由として、あなたが 3番目に 重要視した項目 : )

【選択肢】	
1. 季節を彩る花の演出	2. 公園内の案内のわかりやすさ
3. 歴史・文化に関する情報のわかりやすさ	4. 休息の場としての快適さ
5. 高齢者・障がい者の利用への配慮のよさ	6. 小さな子供連れ利用への配慮のよさ
7. 芝生や樹木の手入れのよさ	8. 公園内の清潔さ、清掃状態のよさ
9. トイレや休憩所の管理の状態のよさ	10. 国営飛鳥歴史公園館の展示内容のよさ
11. 公園管理スタッフの対応・サービスのよさ	12. その他 ( )

Q13-2. 国営飛鳥歴史公園を利用する前の期待度をおたずねします。それぞれ該当する番号に○印をつけてください。

また、それはどの地区やどの施設 (Q10.の選択肢 1～5、A～Tで示した地区や施設) のことかを教えてください。(複数箇所可)

項目	利用する前の期待度					具体的な施設・利用地区
	非常に期待していた	ある程度期待していた	あまり期待していなかった	まったく期待していなかった	わからない	
①季節を彩る花の演出	1	2	3	4	5	
②公園内の案内のわかりやすさ	1	2	3	4	5	
③歴史・文化に関する情報のわかりやすさ	1	2	3	4	5	
④休息の場としての快適さ	1	2	3	4	5	
⑤高齢者・障がい者の利用への配慮のよさ	1	2	3	4	5	
⑥小さな子供連れ利用への配慮のよさ	1	2	3	4	5	
⑦芝生や樹木の手入れのよさ	1	2	3	4	5	
⑧公園内の清潔さ、清掃状態のよさ	1	2	3	4	5	
⑨トイレや休憩所の管理の状態のよさ	1	2	3	4	5	
⑩国営飛鳥歴史公園館の展示内容のよさ	1	2	3	4	5	
⑪高松塚壁画館の展示内容のよさ	1	2	3	4	5	
⑫キトラ古墳壁画体験館の展示内容のよさ	1	2	3	4	5	
⑬公園スタッフの対応・サービスのよさ	1	2	3	4	5	

**国営飛鳥歴史公園に対する評価が“ある程度満足”な方へ**

**(以降の設問は、Q12-1(おもて面参照)で国営飛鳥歴史公園に対する評価が“ある程度満足”だった方がご回答ください。)**

国営飛鳥歴史公園では、より多くの方に“非常に満足”していただけるよう、公園管理を検討していきたいと考えております。

Q14. ここが改善されたら、“非常に満足”と回答する!”と考えられる内容があれば、お教えてください。

- 例①: 高松塚周辺地区から石舞台地区までのルート案内がわかりにくかった。案内板を増やす等、もっと目的地へのルート案内を工夫されていれば、“非常に満足”だった!
- 例②: 甘樫丘地区に到着してから、「川原展望台」までのルートがわかりにくかった。地区内の地図をルート沿いに多く配置するなどされていれば、“非常に満足”だった!
- 例③: 祝戸地区には遊具がなく、子どもがあまり楽しめなかった。芝生のところに、遊具があったら、“非常に満足”だった! など

ルート案内については、地区内のことか、地区間での移動のことなのか、具体的な地区名称も含め、記載をお願いします。

**平城宮跡歴史公園について教えてください**

平城宮跡は、特別史跡であり、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つでもある、我が国を代表する歴史・文化資産です。平城宮跡歴史公園は、平城宮跡の一層の保存・活用を図ることを目的として平成20年度より整備を進めています。

このうち、奈良時代のメインストリートであった朱雀大路や二条大路を復元的に整備した空間、平城宮跡歴史公園の見どころや平城宮跡のかつての姿や人の営みについて体験的展示や出土遺物の読み解き等を通じてガイドする平城宮跡展示館などを含むエリアを平成30年春に開園する予定です。

Q15-1. 平城宮跡をご存じでしたか？  
(1つお答えください)

- 1. 知っていた
- 2. 知らなかった

Q15-2. 平城宮跡に行ったことはありますか？  
(1つお答えください)

- 1. ある
- 2. ない

Q15-3. 平城宮跡歴史公園が平成30年春に開園することをご存じでしたか？  
(1つお答えください)

- 1. 知っていた
- 2. 知らなかった

平城宮跡の位置



平城宮跡平面図



平城宮跡歴史公園・拠点ゾーン（全体像）



平城宮跡展示館イメージ



自由なご意見をお教えてください

ご協力ありがとうございました。

国営飛鳥歴史公園を利用された中で、ご意見・ご要望があれば、お教えてください。

( )

調査員記入欄				
地区名：1 祝戸	2 石舞台	3 甘樫丘	4 高松塚周辺	5 キトラ古墳周辺
平成 29 年	月	日	時	台
1. M	2. F	HC		

平成 29 年度調査票



## 利用者満足度調査の結果

・利用者満足度調査のうち、包括的な質の設定に係る満足度の調査結果を以下に示す。

### ①公園全体の満足度

■利用者満足度調査の「Q12-1. 公園の満足度」の回答状況（％）

- ・「非常に満足」・「ある程度満足」の回答比率（年間）：96.3%
- ・「非常に満足」・「ある程度満足」の回答比率（四半期別）：  
 第一四半期 96.2%、第二四半期 96.4%、  
 第三四半期 96.5%、第四四半期 96.8%

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
H25年度	「非常に満足」 「ある程度満足」の回答比率	95.9%	96.8%	96.5%	95.8%	95.4%
H26年度		96.6%	96.3%	96.8%	97.3%	96.7%
H27年度		96.3%	96.1%	96.7%	96.7%	96.5%
H28年度		95.8%	96.5%	95.9%	97.4%	96.5%
平均		96.2%	96.4%	96.5%	96.8%	96.3%

### ②歴史や文化に関する満足度

■利用者満足度調査の「Q12-2. 公園を利用しての感想」の「③歴史や文化に関する情報のわかりやすさ」の回答状況（％）

- ・「非常に満足」・「ある程度満足」の回答比率（年間）：89.3%
- ・「非常に満足」・「ある程度満足」の回答比率（四半期別）：  
 第一四半期 88.8%、第二四半期 89.6%  
 第三四半期 89.2%、第四四半期 89.1%

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
H25年度	「非常に満足」 「ある程度満足」の回答比率	88.6%	89.2%	87.1%	84.3%	87.7%
H26年度		88.7%	90.5%	89.7%	90.3%	89.7%
H27年度		89.6%	89.3%	91.1%	90.5%	90.1%
H28年度		88.1%	89.4%	88.9%	91.3%	89.5%
平均		88.8%	89.6%	89.2%	89.1%	89.3%

## 公園の利用に関するアンケート調査（平城宮跡区域）

### 1. 利用者満足度調査

利用者満足度の確保のモニタリングのため、近畿地方整備局が以下について実施する。

- 1) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域の利用満足度を調査する。
- 2) 調査内容については、「平城宮跡歴史公園利用者満足度等調査業務計画書」及び「平城宮跡の利用に関するアンケート調査票」によるものとする。
- 3) 調査箇所は、4箇所とする。
- 4) アンケート調査の実施時期は、春季・夏季・秋季・冬季の年4回とし、平日・休日各2日実施する。
- 5) アンケート調査の実施時間は平城宮跡の開園時間中の9:00～16:30に実施するものとする。
- 6) アンケートの目標サンプル数は、年間で1000部を目標とする。(平成30年度は250部(冬季のみ)を目標とする。)

平城宮跡の利用に関するアンケート調査票

国土交通省  
国営飛鳥歴史公園事務所

平城宮跡は、今後国営公園としての整備が予定されています。大変お手数ですが、今後の公園づくりに反映させるためのアンケート調査へのご協力をお願いします。今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。

Q1. あなたのお住まいを教えてください。(〇はひとつ)

1. 奈良市 2. 奈良市以外の奈良県(市町村名 ) 3. 大阪府(市町村名 )  
4. 京都府(市町村名 ) 5. その他(都道府県名 市町村名 )

Q2. あなたの性別を教えてください。(〇はひとつ)

1. 男性 2. 女性

Q3. あなたの年齢を教えてください。(〇はひとつ)

1. 小学生 2. 中学生 3. 15~18歳 4. 19~29歳 5. 30歳代  
6. 40歳代 7. 50歳代 8. 60~64歳 9. 65~69歳 10. 70歳以上

Q4. 本日はどなたといらっしゃいましたか?(〇はひとつ)

1. 一人で 2. 友人・知人と 3. カップルで 4. 夫婦で 5. 家族と  
6. 学校の団体 7. 地域の団体 8. 職場の団体 9. その他(具体的に: )

Q5. 主に利用した交通機関を教えてください。(〇はひとつ)

1. 鉄道 2. 路線バス 3. 貸切バス 4. 自動車 5. バイク 6. 自転車  
7. タクシー 8. 徒歩 9. その他(具体的に: )

Q6. 到着された時間、お帰りになる時間を教えてください。

- ご到着時間 時 分頃 ●お帰り時間 時 分頃

Q7. 本日、この平城宮跡に来た主な目的を教えてください。(〇は3つまで)

1. 史跡見学 2. 風景を楽しむ 3. 自然観察 4. 歴史学習 5. 芸術活動(写真、絵画等)  
6. 散歩 7. サイクリング 8. 休憩 9. 運動 10. レクリエーション  
11. 修学旅行 12. 遠足・校外学習 13. その他(具体的に: )

Q8. 平城宮跡に関する情報について、何で入手されましたか?(〇は3つまで)

1. 新聞記事 2. テレビ・ラジオ 3. 旅行ガイドブック 4. 雑誌・情報誌等  
5. 市町村の広報誌 6. ホームページ 7. ポスター・チラシ 8. 知人の紹介  
9. 以前から知っていた 10. たまたま通りかかった 11. その他(具体的に: )

Q9. 平城宮跡には度々いらっしゃいますか？（○はひとつ）

1. ほぼ毎日	2. 週に2~3回	3. 週に1回	4. 月に2~3回	5. 月に1回
6. 年に数回（だいたい 回）	7. 年に1回	8. 数年に1回程度	9. 今回が初めて	

Q10. 平城宮跡へまた来たいと思いますか？（○はひとつ）

1. ぜひ来たい	2. 来たい	3. あまり来たくない	4. 来たくない
----------	--------	-------------	----------

Q11. 本日行った主な施設はどこですか？また、その施設を利用して満足できましたか？（利用した全ての施設の番号に○をつけてください）

施設	満足	不満	施設	満足	不満	施設	満足	不満
①平城宮跡資料館	1	2	③遺構展示館	1	2	⑤朱雀門	1	2
②第一次大極殿	1	2	④平城京歴史館	1	2	⑥東院庭園	1	2

Q12. 平城宮跡を利用して初めての感想を教えてください。（全項目について、該当する番号に○をつけてください）

項目	利用後の感想				
	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	見ていない・利用していない
①自然や緑の豊かさ	1	2	3	4	5
②四季を感じられる花や緑の演出	1	2	3	4	5
③案内の分かりやすさ	1	2	3	4	5
④歴史・文化に関する情報の分かりやすさ	1	2	3	4	5
⑤歴史・文化が体験できる施設内の展示内容	1	2	3	4	5
⑥休息の場としての快適さ	1	2	3	4	5
⑦お年寄りや身体が不自由な方への配慮	1	2	3	4	5
⑧小さな子ども連れ利用への配慮	1	2	3	4	5
⑨草地や樹木の手入れ	1	2	3	4	5
⑩敷地内の清掃状態	1	2	3	4	5
⑪トイレや休憩所の管理の状態	1	2	3	4	5
⑫売店	1	2	3	4	5
⑬ボランティアの活動（ガイド等）	1	2	3	4	5
⑭歴史・文化資産の保存・復原の状態	1	2	3	4	5
⑮歴史的・文化的景観の体感	1	2	3	4	5

Q13. 平城宮跡には満足されましたか？（○はひとつ）

1. 非常に満足	2. まあまあ満足	3. やや不満	4. 非常に不満
----------	-----------	---------	----------

**裏面に続きます**

**御協力をお願いいたします**

平城宮跡では、利用いただく全ての皆様に快適に過ごしていただけるよう、整備を進めております。さらなる改善に向けて、次の3点（お年寄りや身体が不自由な方への配慮、草地や樹木、売店）について、ご意見をお聞かせください。

【お年寄りや身体が不自由な方への配慮について】

(1) 平城宮跡を利用して、お年寄りや身体が不自由な方への配慮が十分だったと思いますか？

該当する数字を○で囲んでください。

また、配慮が足りていないと感じられた場所があれば、右図中に「1」とご記入ください。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 1. 全体的に配慮が足りていない | 2. 一部の箇所では配慮が足りていないと思う |
| 3. 十分に配慮されていると思う | 4. 特に気にならなかった          |
| 5. その他 ( )       |                        |

(2) 平城宮跡での、お年寄りや身体が不自由な方への配慮について、今後どのような整備が必要だと思いますか？

最も重要度が高いと思うものを1とし、重要度の高い順に1～8の番号を付けてください。

項目	重要度
① 園路の凸凹をなくした方がいい	( )
② 園路の幅を広くした方がいい	( )
③ 施設周辺の段差をなくした方がいい	( )
④ 施設周辺に手すりをつけた方がいい	( )
⑤ 案内板や解説板の文字を見やすくしたほうがいい(大きさ、色づかい等)	( )
⑥ お年寄りや身体が不自由な方向けの駐車場を施設の近くに整備した方がいい	( )
⑦ お年寄りや身体が不自由な方の移動を支援する手段(園内バスや電動カートなど)を整備した方がいい	( )
⑧ その他 ( )	( )

【草地や樹木について】

(1) 平城宮跡を利用して、草地や樹木の手入れが十分だったと思いますか？ 該当する数字を○で囲んでください。

また、配慮が足りていないと感じられた場所があれば、右図中に「2」とご記入ください。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| 1. 全体的に配慮が足りていない | 2. 一部の箇所では配慮が足りていないと思う |
| 3. 十分に配慮されていると思う | 4. 特に気にならなかった          |
| 5. その他 ( )       |                        |

(2) 平城宮跡での、草地や樹木の手入れについて、今後どのような整備が必要だと思いますか？

該当する数字を○で囲んでください。

- |                  |                              |
|------------------|------------------------------|
| 1. 常に全ての箇所で行われたい | 2. 園路にはみ出さない程度に行われたい         |
| 3. 施設周辺に行われたい    | 4. ありのままの自然環境が魅力であり、手入れは必要ない |
| 5. その他 ( )       |                              |

【売店について】

(1) 平城宮跡を利用して、売店の数および取扱商品は十分だと思いますか？ 該当する数字を○で囲んでください。

また、「ここに欲しい！」という場所があれば、右図中に「3」とご記入ください。

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1. 十分だったと思う      | 足りていないのは、どのような施設ですか。該当する数字を○で囲んでください。<br>1. お土産を購入できる施設<br>2. 飲食ができる施設(レストランなど)<br>3. お弁当や飲み物が購入できる施設 |
| 2. 少し足りないと思う     |   |
| 3. まったく足りていないと思う |   |
| 4. どこにあるかわからなかった |   |

(2) 今回の訪問で売店は利用されましたか？

- 1. 利用していない
- 2. 利用した

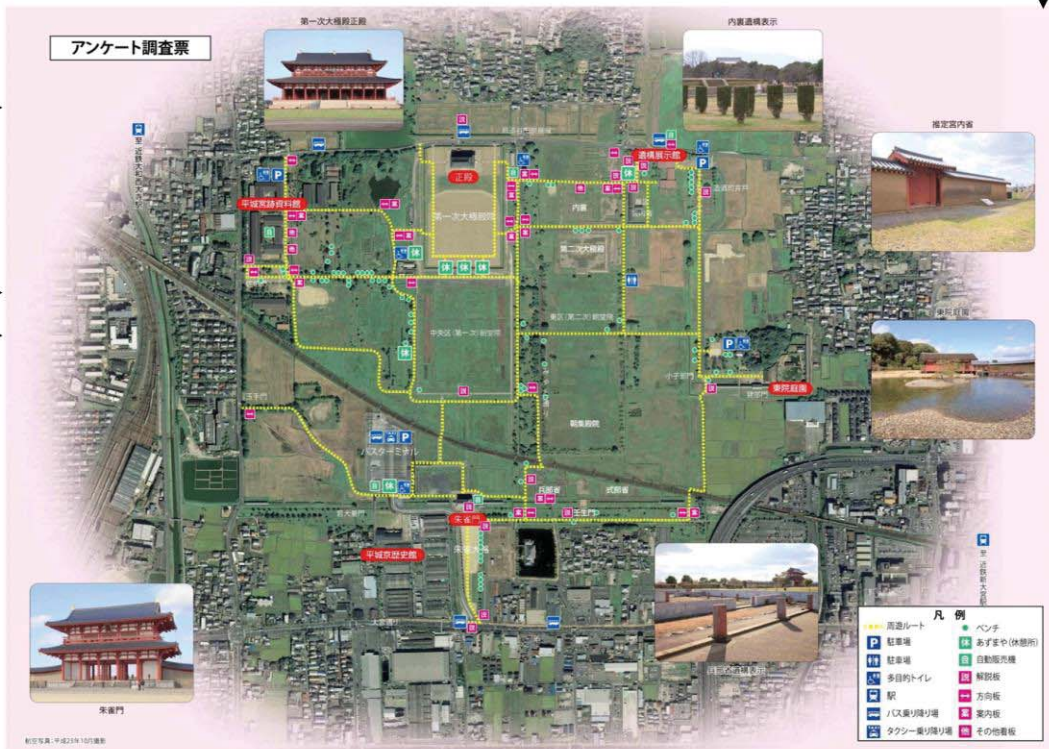
利用した施設の位置を下図中に「4」とご記入ください。  
また、利用されて感じられたことをお聞かせください

- 1. 買いたい商品が購入できた
- 2. 購入はしなかったが、品ぞろえに不満はなかった
- 3. 買いたいものがなかった (具体的に：お土産 or お弁当や飲み物 etc)
- 4. その他 ( )

(3) 平城宮跡を利用して、自動販売機の配置状況は十分だと思いますか？ 該当する数字を○で囲んでください。

該当する数字を○で囲んでください。また、「ここに欲しい！」という場所があれば、下図中に「5」とご記入ください。

- 1. 十分だったと思う
- 2. 少し足りないと思う
- 3. まったく足りていないと思う
- 4. どこにあるかわからなかった
- 5. その他 ( )



ご協力ありがとうございました。

最後に、平城宮跡を利用された中で、意見・要望があれば、お教えてください

( )

平成 26 年度調査票

## 利用者満足度調査の結果

・利用者満足度調査のうち、包括的な質の設定に係る満足度の調査結果を以下に示す。

### ①平城宮跡全体に対する満足度

■利用者満足度調査の「Q13. 平城宮跡の満足度」の回答状況（%）

・「非常に満足」・「まあまあ満足」の回答比率（年間）：93.9%

・「非常に満足」・「まあまあ満足」の回答比率（四半期別）：

第一四半期 95.8%、第二四半期 91.2%、第三四半期 94.5%、第四四半期 94.1%

		春	夏	秋	冬	年間
		%	%	%	%	%
H26年度	「非常に満足」 「まあまあ満足」 の回答比率	95.8%	91.2%	94.5%	94.1%	93.9%

## 提供施設等一覧表(飛鳥区域 機械器具等)

No	機械器具名	規 格	数量	備考
1	小型トラック	2000CCライトバン 5人乗り VY30	1	都市計画事業用品備品
2	小型トラック	日野デュトロダンプ (3人乗り)2.0t積	1	都市計画事業用品備品
3	小型トラック	2500cc6人乗り 1.0t積	1	都市計画事業用品備品
4	消防ポンプ		2	都市計画事業用品備品
5	シューズボックス	KL-H36K	2	都市計画事業用品備品
6	電話機	MKT/U-24DPF	10	都市計画事業用品備品
7	自動体外式除細動器	AED-9200	1	都市計画事業用品備品
8	ケース	ウォールマウントストレージケース YZ-028H9	1	都市計画事業用品備品
9	自動体外式除細動器	AED-2150	1	都市計画事業用品備品
10	音響システム (CDプレーヤー)		1	地方整備局庁用品備品
11	音響システム (スピーカー)		2	地方整備局庁用品備品
12	音響システム (マイクスタンド)		3	地方整備局庁用品備品
13	音響システム (マイクロホンミキサ)		1	地方整備局庁用品備品
14	音響システム (ラック)		1	地方整備局庁用品備品
15	会議用机	TOYO TNR 1890SE	1	地方整備局庁用品備品
16	金庫	耐火金庫 ダイヤル式OSD-D	1	地方整備局庁用品備品
17	ソファベッド	2人掛け 東馬ソファベッド	1	地方整備局庁用品備品
18	テント	日本テント W3570×D6440	5	都市計画事業用品備品
19	スタンド	傘袋収容スタンド	2	都市計画事業用品備品
20	ブックスタンド	KP-C205	1	都市計画事業用品備品
21	ホワイトボード	TOYO PTHH918	2	都市計画事業用品備品
22	発電機	ホンダ EB26	1	都市計画事業用品備品
23	台	作業台	12	都市計画事業用品備品
24	スクリーン	KIKUCHIGFP100WXW	1	都市計画事業用品備品
25	傘立	コクヨ傘立60本用	2	都市計画事業用品備品



No	機械器具名	規格	数量	備考
26	ロッカー	2人用	4	都市計画事業用品備品
27	本立て	SKQ-ICA021	3	都市計画事業用品備品
28	ダストボックス(ゴミ箱)	ステンレス製ゴミ収容庫	1	都市計画事業用品備品
29	下駄箱(靴箱)	TOYO SR1863TNG	2	都市計画事業用品備品
30	乳母車		4	都市計画事業用品備品
31	車椅子		4	都市計画事業用品備品
32	洗浄機	高圧洗浄機	1	都市計画事業用品備品
33	エアコンプレッサー		1	都市計画事業用品備品
34	プロジェクター	エプソンビジネスプロジェクター	1	都市計画事業用品備品
35	デジタルカメラ	一眼レフ キヤノン	1	都市計画事業用品備品
36	保冷庫	KOMERI.COM	2	都市計画事業用品備品
37	温度計	温度計セット	1	都市計画事業用品備品
38	TVボード	コクヨ	1	都市計画事業用品備品
39	TVボード	SKQ-ICA013・CR	1	都市計画事業用品備品
40	テレビ	シャープ LC-40HW20	1	都市計画事業用品備品
41	ベンチ	北匠工房アーチベンチ	1	都市計画事業用品備品
42	移動用PAシステム	TOA移動用システム	1	都市計画事業用品備品
43	両袖机	TOYO VDN147-3	6	都市計画事業用品備品
44	耕運機	クボタ KRA850-R50	1	都市計画事業用品備品
45	トラクター(農耕用)	クボタ 水冷4サイクル3気筒	1	都市計画事業用品備品
46	ロッカー	2人用	4	業務用品備品
47	下駄箱(靴箱)	TOYO SR1234TTNG	1	業務用品備品
48	テレビ	パナソニック ビエラ TH-24C320	1	業務用品備品
49	DVDレコーダー	パナソニックDMR-BRW1000	1	業務用品備品
50	自動体外式除細動器	AEDオムロンHDF-3000	1	業務用品備品
51	エアコン	ダイキン工業 スポットエアコン SUASSP1FS	1	都市計画事業用品備品
52	電気窯	上蓋開閉式 温度制御装置付き	1	都市計画事業用品備品

No	機械器具名	規格	数量	備考
53	除湿器	ナカトミ DM-15	2	業務用品備品
54	金庫	イトーキ・88	1	
55	土壌硬度計	山中式	1	
56	レンズ	ニコン35mm ~135mm/AF	1	
57	ワイヤレックスワイド	TOA・MA 231W	1	
58	間仕切りパネル	2,460 × 1,800	1	
59	案内板	木製 580 × 70 × 1,300	1	
60	飾り台	木製・500 × 500 × 1,000	1	
61	カッティング文字製作	MAX・ピー ポップDF-300C	1	
62	フィールドスコープ・A	NIKON (接眼)	1	
63	車輪式距離測定器	881-5390	1	
64	水中ポンプ	LB-400	1	
65	発電器	マキタ2300A	1	
66	3人用ロッカー	プラスLT-32E/07 524	1	
67	応接セット	コクヨテーブルNT-230FI・4点	1	
68	中量ラック	MM -WO6624GN	1	
69	原動機付き自転車	ホンダライブディオS	1	
70	野点傘	赤色	1	
71	両袖机	コクヨSD-BSE167DV3C3F11	10	
72	チェーンソー	コマツゼノアG3500EZ	1	
73	パイプテント	2K × 3K	3	
74	イージーアップテント	イージーアップテントDXA30	1	
75	リヤカー	RK27S	2	
76	イージーアップテント	イジ アップテントDXA30	1	
77	デジタルカメラ	ニコンD70レンズ付	1	
78	2チャンネルチューナー	TWP -22D	2	
79	ドア付カウンター	コクヨCO-LEH8FI	1	

No	機械器具名	規格	数量	備考
80	カルマーセット(安全草刈機)	ASK-H25A	5	
81	臼	ケヤキ 2升用	1	
82	花炭用炭窯		1	
83	空間情報システムソフト	SIS V6.1	1	
84	カウンター	コクヨ・CO-LEM2F1	1	
85	耐火金庫	コクヨ・HS-S20K	1	
86	パーテーション	コクヨ・APE-OCP1225C W1800	1	
87	アルミ製自走式車いす	カワムラサイクル BM22-42 SB-H	2	
88	堆肥用カッター	S-160EH	1	
89	カメラレンズ	SIGMA 10~20mm f4-5.6	1	
90	保管庫	S-D5355FIN	1	
91	チェンソー	E1038s-14インチ	2	
92	テント	パイプテント 2k × 3k	1	
93	パワーパイプテント	2K × 3K	1	
94	電動アシスト自転車	ブリジストン6インチアシスタベーシックA6BI6	2	
95	シュレッダー	アゴ・プランズ・ジャパン GSHM06W	1	
96	タブレット	ソニ Xperia Tablet Compact SGP611BK	1	
97	フィールドスコープ	ニコン MONARCH 60E D-S	1	

提供施設等一覧表(平城宮跡区域 機械器具等)

No	機械器具名	規格	数量	備考(設置場所)
1	耐火金庫マイスター(テンキー式)	ウチダ P692 457×515×659 110kg OSD-E	1	執務室2(管理センター)
2	シュレツダ USX-206CE(容量54ℓ)	ウチダ P117 USK-206CE A3対応	1	執務室2(管理センター)
3	両袖デスク 1400×700×720	ウチダ P263 SCAENA/SS147A4-33SK	3	執務室2
4	片袖デスク 1100×700×720	ウチダ P264 SCAENA/SS117A4-3SK	12	執務室2
5	事務用チェアミドルバックタイプ(肘付き)	ウチダ P420 480×1500×400 MiF-130C	15	執務室2
6	スタッキングテーブル600	ウチダ P540 polka1860M	8	会議室1・2
7	スタッキングチェア	ウチダ P484 MP100	24	会議室1・2
8	応接セット(長イス1・両袖2)布貼	ウチダ P715 RS-16N	1	控室1
9	センターテーブル 1200×600×430	ウチダ P715 センターテーブル16N型	1	控室1
10	3人用ロッカー 900×515×1790	ウチダ P645 3人用 W900	1	控室1
11	事務机(片袖)	ウチダ P265 1100×700×720	1	控室1
12	事務椅子(肘付き)	ウチダ P413 480×1500×400	1	控室1
13	スタッキングテーブル600	ウチダ P542 polka1860M	4	打合室
14	スタッキングチェア	ウチダ P484 MP100	12	打合室
15	サーバーラック(分室・センター兼用)	本体設置	0	サーバー室
16	正方形テーブル 900×900×720	ウチダ P519 NOTIO9090十字AJ	10	休憩コーナー
17	スタッキングチェア(脚部スチール)	ウチダ P490 ミーティングチェアBK-2 クッション付	40	休憩コーナー
18	コインロッカー 2列4段(コインリターン式)	ウチダ P649 2列4段×11 88ボックス	11	ロッカー室
19	ロビーチェア 480×1800×400	ウチダ P787 PB-14 3人用背なし 木製脚布張り	2	ロッカー室
20	サイドスタックテーブル 1800×600×700	ウチダ P540 Polka1860M 幕板付 棚板なし	40	多目的室
21	ミーティングチェア(スタッキング)	ウチダ P482 MP-100 布張り	121	多目的室
	チェアポーターMN型	ウチダ P484 590×800×630	3	多目的室
22	講演台 1200×480×104	ウチダ P556 W型W1200	1	多目的室
23	レーザーポインター	キャノン PR110-RC-WH	3	多目的室
24	パソコンテーブル 1800×900×720	ウチダ P518 NOTIO1890十字脚AJ PW	3	情報コーナー
	モニターアーム デスク取付タイプ	ウチダ P315 EG CP-2AS 2腕1面	3	情報コーナー
	デスク下 PCワゴン W200 H420	ウチダ P304 200×420×500	3	情報コーナー
25	スタッキングチェア(脚部スチール)	ウチダ P490 ミーティングチェアBK-2 クッション付	18	情報コーナー

No	機械器具名	規 格	数量	備考(設置場所)
26	ロビーチェア 480×1800×400	ウチダ P787 PB-14 3人用背なし スチール脚布張り	2	情報コーナー
27	展示パネル 900×1800 クロスボード	ウチダ P816 クロスボードパネル CB-1809	7	情報コーナー
28	正方形テーブル 900×900×720	ウチダ P519 NOTIO9090十字AJ	4	書籍コーナー
29	スタッキングチェア(脚部スチール)	ウチダ P490 ミーティングチェアBK-2 クッション付	16	書籍コーナー
30	木製書架 傾斜 H1800・W1800	ウチダ P675 WSR-18CS(2)	4	書籍コーナー
31	ホワイトボード 両面3×6脚付き	ウチダ P568 3×6型 HWA/HWA	2	執務室2
32	ホワイトボード 両面3×6脚付き	ウチダ P568 3×6型 HWA/HWA	2	会議室1・2
33	ホワイトボード 両面3×6脚付き	ウチダ P568 3×6型 HWA/HWA	3	多目的室
34	書庫+ベース	ウチダ P599 400×900×1050	10	執務室2
35	書棚(引違ガラス戸)	ウチダ P601 400×900×1050	10	執務室2
36	DVDレコーダー	ブルーレイディーガ DMR-BRW1020	1	執務室2
37	DVDレコーダー	ブルーレイディーガ DMR-BRW1020	1	多目的室
38	テレビ	REGZA 40V31	1	執務室2
39	テレビ	REGZA 40V31	1	多目的室
40	AVテーブル	ウチダ P552 Fシリーズ LLタイプ H800	1	執務室2
41	AVテーブル	ウチダ P552 Fシリーズ LLタイプ H800	1	多目的室
42	ラミネーター A3対応	ナカバヤシ LAMI BOX PLB-A3S	1	執務室2
43	固定電話機	振分及び配置調整	31	各室
44	キーケース	ウチダ P113 UK-60型	1	執務室2
45	シューズロッカー 6列3段カギ無し	ウチダ P647 スクールロッカー-6列3段	1	管理用出入口
46	シューズロッカー 6列3段カギ無し	ウチダ P647 スクールロッカー-6列3段	1	管理用出入口
47	長靴入	コクヨ SX-N44TF-1(長靴対応用)モノタロウ	1	管理用出入口
48	長靴入	コクヨ SX-N44TF-1(長靴対応用)モノタロウ	1	管理用出入口
49	電波壁掛け時計	''	2	執務室2
50	電波壁掛け時計	''	1	多目的室
51	電波壁掛け時計	''	2	会議室1・2
52	電波壁掛け時計	''	1	控室1
53	電波壁掛け時計	''	1	休憩コーナー
54	電波壁掛け時計	''	1	救護室

No	機械器具名	規 格	数量	備考(設置場所)
55	冷蔵庫 3ドア365L 600幅	三菱 MR-CX37A-LW 370ℓ W600	1	湯沸室
56	冷蔵庫	分室既存品	1	湯沸室
57	冷凍冷蔵庫	Panasonic NR-B179W 168L	1	救護室
58	カップボード 600×300/440×1715	ウチダ P650 MK-26 RM	1	救護室
59	カップボード		1	湯沸室
60	洗濯機 簡易乾燥機能付 容量:7kg	Panasonic NA-F70b10 7kg (ヤマダ)	1	シャワー室
61	乾燥機 容量:6kg	日立 DE-N60WV	1	シャワー室
	乾燥機専用スタンド	日立 DES-N76-S	1	シャワー室
62	ベット(足付マットレス)	ニトリ シングル脚付きマット(スプリット3)	1	仮眠室
94	寝具セット	ニトリ 寝具8点セット(オールシーズン16 S)	1	仮眠室
63	テーブル 600×1200×720	ウチダ P520 NOTIO1260十字AJ	1	休憩室
64	椅子	ウチダ P492 クッション付	4	休憩室
65	3人用ロッカー(シリンダー錠)	ウチダ P645 3人用スタンダードタイプ	3	更衣室1
66	布張りベンチ背無し L=1500	ウチダ P787 PB-13 480×1500×400	1	更衣室1
67	3人用ロッカー(シリンダー錠)	ウチダ P645 3人用スタンダードタイプ	5	更衣室2
68	布張りベンチ背無し L=1500	ウチダ P787 PB-13 480×1500×400	1	更衣室2
69	デジタルカメラ	canon IXY 650 25mm~300mm	2	執務室2
70	一眼レフカメラ	EOS Kiss X9 ダブルズームキット	1	執務室2
71	ポスター印刷機	エプソン SC-T5250MS←確認	1	執務室2
72	無線機	STANDARD VXD450V	6	執務室2
73	無線機基地局	STANDARD VXD4500V	1	執務室2
74	自転車	アサヒサイクルFV7SJ 17フリーシェイド276SJ	4	自転車置場
75	打合せテーブル	ウチダ P519 NOTIO7575十字AJ	1	廊下2
	椅子	ウチダ P484 MP100	2	廊下2
76	台車(軽量150kg)ストッパー付	ウチダ P815 JACK150-DS	1	物入
	台車(中量300kg)ストッパー付	ウチダ P815 PLA300-DX-DS型	2	物入

No	機械器具名	規 格	数量	備考(設置場所)
77	中量棚ラック 500×2100×571×5段	ウチダ P666 単立2155S-5	4	倉庫2
		ウチダ P666 単立2155J-5	5	
	中量棚ラック	ウチダ P666 単立2155S-5	5	倉庫3
		ウチダ P666 単立2155J-5	4	
78	車椅子 ハイブリッドタイヤ	ウチダ 小P1246 ECO-201B	3	倉庫5
79	乳母車	アプリカ マジカルエア-AD	3	倉庫5
80	背上げ機能付ベット(2クランク)	ウチダ保健P369 ギャッチベッド KA-4522P	1	救護室
81	クリーンマットレス	ウチダ保健P370 M80(ギャッチベッド対応)	1	救護室
82	ベット用坊ダニ布団8点セット	ウチダ保健P376 防ダニ抗菌 8-701-2652	1	救護室
83	ストレッチャー	ANS 24 軽量携帯用折りたたみ担架	1	救護室
84	カップボード(食器棚)	ウチダ P650 MK-26 RM	1	救護室
85	パーティションスタンド ステン 全方向性	ウチダ P817 ミラー仕上げ TBP-933	20	園内・館内等
86	テント(3K×2K)	越智工業所 ウルトラハイブリッドテント	5	園内・館内等
87	10kgウエイト	越智工業所 キングウエイト10kg KOK-W10	30	園内・館内等
88	イージーアップテント	株式会社来夢 DR30-17 3m×3m 白	2	園内・館内等
89	折りたたみテーブル	ニトリトクダイオリタタミテーブル183×76.5×74	10	園内・館内等
90	ガーデンチェア	ニトリ Nプラタ	50	園内・館内等
91	丸椅子	イケア MARIUS 白	50	園内・館内等
92	アルミガーデンテーブル+ベンチ4	モモダ家具 90cmガーデンアルミアームチェア5点 テーブルAL-F90RT(AL)/チェアAL-P53AC×4	10	園内・館内等
93	プロジェクター 5000lm	EPSON EB-2155W(ヨドバシ)	1	園内・館内等
94	スクリーン 90インチ	EPSON ELPSC25 床置き式	1	園内・館内等
95	下駄箱 プログラム参加者用	コクヨ SX-K4F1N(16人用)	4	多目的室
96	パンフレットスタンド	ウチダ P805 551×420×1540	8	園内・館内等
97	フロアーマット 900×1800	山崎産業 ロングステップマット ハイデラックス	1	エントランスロビー
98	フロアーマット 900×1800	山崎産業 ロングステップマット ハイデラックス	1	管理用出入口
99	傘立ステンレス製44本用ダイヤルロック	山崎産業 P60 アンブラーPCX-44S	2	エントランスロビー
100	傘立	ウチダ P810 523×302×500 28本用	1	風除室2
101	傘立 ステンレス製 48本用	ウチダ P810 878×302×500 48本用	1	管理用出入口
102	ロビーチェア 480×1800×400	ウチダ P787 PB-14 3人用背なし 木製脚布張り	8	ロビー・渡り廊下

No	機械器具名	規 格	数量	備考(設置場所)
103	AED	ウチダ カルジオライフ AED-3100	1	エントランスロビー
104	AED収納ケース	sanwa AED収納ボックス スタンド付 108-332	1	エントランスロビー
105	アコーディオンスクリーン W1800 H1650	ウチダ P364 1N型	3	授乳室
106	1人用アームチェア キャスター無し	ウチダ P771 LC-30	2	授乳室
107	サイドテーブル 400×500×415	ウチダ P779 コーナーテーブルCL816	2	授乳室
108	高圧エアコンプレッサ	日立工機 EC1245H2 アマゾン(柴商)	1	外部倉庫
109	インバーター発電機	HONDA EU24i JNA3 アマゾン	1	外部倉庫
110	ハンズフリー拡声器	TOA ER-1000BK	4	外部倉庫
111	音響システム(ワイヤレスアンブ)	TOA WA-2800SC SD/USB/CD付	1	外部倉庫
112	音響システム(ニッケル水素充電電池)	TOA WB-WA2000	1	外部倉庫
113	音響システム(チューナーユニット)	TOA WTU-D2800	2	外部倉庫
114	音響システム(マイクハンド型)	TOA WM-D1200	1	外部倉庫
115	音響システム(マイクタイピン型)	TOA WM-D1300	1	外部倉庫
116	安全コーン 380X700	TRUSCO TCC-R 380X700 レッド	200	外部倉庫
117	ガードバー 長さ2.1イエローブラック	TRUSCO TGB-YB20	150	外部倉庫
118	バリッカー(置柵) 1.5M	TRUSCO プラバー(ホワイト)TPB-15-W	50	外部倉庫
119	標識ロープ トラロープ 9Φ×100M	ユニット トラロープ ポリエチレン 9Φ×100M	20	外部倉庫
120	ごみ収集ボックス 750ℓ	山崎産業#750 SGL鋼板	2	ゴミ置場
121	イーゼル	ナカバヤシ 木製 Hタイプ EZ-201NM木目	10	外部倉庫
122	パーティションスタンド 全方向性	ウチダ P817 ステン スタッキング	30	外部倉庫
123	工具類 ツールセットチェストタイプ(3段3引出し)	京都機械工具 KTC SK36717XS	1	外部倉庫
124	クリーンロッカー	ウチダ教小 P722 S形 455×515×1790	2	外部倉庫
125	缶バッチ作成機	ダイキ N-4A アルミケース付	1	外部倉庫
126	アタッチメント	ダイキ プレス用金型 AT-31	1	外部倉庫
127	コーンベット 370X20 質量2kg	TRUSCO コーンベット T-COBE	100	外部倉庫
128	アルミ脚立 1m99	アルインコ bc105 MS-210FX (モノタロウ)	2	外部倉庫
129	台車(屋外用)	ウチダ P815 PLA300Y-W-DS型(300kg)	1	外部倉庫
130	折りたたみ式リヤカー(アルミ)	アルインコ HKW-180L折りたたみ式(ステンレス)	2	外部倉庫
131	双眼鏡	NIKON PROSTAFF 7S 10×30	10	外部倉庫



No	機械器具名	規格	数量	備考(設置場所)
132	双眼鏡(子供用)	NIKON 8×20HG L DCF	10	外部倉庫
133	フィールドスコープ 自然観察イベント用	NIKON 60ED-S	2	外部倉庫
		NIKON MEP-38W	2	外部倉庫
134	双眼鏡/フィールドスコープ用 三脚	Vixen 三脚 PS-151 18122-3	2	外部倉庫
135	エンジン刈払機	ゼノア BCZ275GW(25cc)(モノタロウ)	2	外部倉庫
136	ハンディブロー	ゼノア HBZ260ZE(25cc)(モノタロウ)	2	外部倉庫
137	チェーンソー	ゼノア GZ360EZ(35cc)(モノタロウ)	1	外部倉庫
138	インパクトドライバー	マキタ TD170DRGX(18V)	2	外部倉庫
139	掃除機	Panasonic MC-P18G(紙パック)	2	物入
140	掃除機	マキタ VC2200(乾湿両用)	1	物入
141	掃除機(ハンディ)	マキタ CL181FDRFW	2	物入
142	ウェイト(セーフティーコーン)	重複	100	外部倉庫
143	防滴中型ハンドメガホン	TOA ER-1115 15W	3	外部倉庫
144	サインスタンド(傾斜型A4)	ウチダ P804 SS-11型 傾斜タイプ	10	倉庫2
145	サインスタンド(イベント告知 用)	コケヨ GB-S9N紙挟みタイプ(楽天)	5	倉庫2
146	折りたたみコンテナ ロック蓋 付	TRUSCO 530X366X336 TSK-C50B BK	20	外部倉庫
147	ボックス型コンテナ S型半透 明	TRUSCO 552X400X309 S-54BK	20	外部倉庫
148	情報コーナーパソコン	Corei5・タッチパネル	3	執務室1(平城分室)
		デル New Inspiron スモールデスクトップ	3	執務室1(平城分室)
		ProLite T2336MSC-2 T2336MSC-B2	3	執務室1(平城分室)
149	防犯タグ	ソフトサービス	2000	執務室1(平城分室)
150	ロードバイクスタンド(5台用)	サンワサプライ 800-BYST5(サンワダイレクト)	3	執務室1(平城分室)

提供施設等一覧表(建築物)

■飛鳥区域

番号	名称	所在地	使用面積	使用目的	備考
①	事務所	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	129.94 m <sup>2</sup>	維持管理事務用 (管理棟)	
②	車庫	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	23.20 m <sup>2</sup>	維持管理事務用	
③	倉庫1	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	21.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用 (機械器具収納)	
④	倉庫2	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	11.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用 (機械器具収納)	
⑤	詰所・倉庫	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	57.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用 (機械器具収納)	
⑥	詰所1	石舞台地区(冬野川便所横) 高市郡明日香村大字島ノ庄	42.50 m <sup>2</sup>	維持管理事務用	
⑦	詰所2	石舞台地区(県道横休憩所) 高市郡明日香村大字島ノ庄	16.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用	
⑧	倉庫	石舞台地区(冬野川横) 高市郡明日香村大字島ノ庄	9.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用 (機械器具収納)	
⑨	詰所	祝戸地区 高市郡明日香村大字祝戸	7.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用 (機械器具収納)	
⑩	詰所・倉庫	甘樫丘地区(豊浦休憩所横) 高市郡明日香村大字豊浦	65.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用 (機械器具収納)	
⑪	倉庫	甘樫丘地区(広場横) 高市郡明日香村大字川原	1.00 m <sup>2</sup>	維持管理事務用 (機械器具収納)	

■平城宮跡区域

番号	名称	所在地	使用面積	使用目的	備考
⑫	執務室(管理センター)	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	186.5	維持管理用	平城宮跡展示館内
⑬	展示・作業室	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	84.04	維持管理用	平城宮跡展示館内
⑭	ボランティア・NPO室	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	26.91	維持管理用	平城宮跡展示館内
⑮	救護室	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	15.41	維持管理用	平城宮跡展示館内
⑯	更衣室	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	10.73	維持管理用	平城宮跡展示館内
			15.47	維持管理用	平城宮跡展示館内
⑰	倉庫	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	21.29	維持管理用 (器具等収納)	平城宮跡展示館内
			24.65	維持管理用 (器具等収納)	平城宮跡展示館内
			180.1	維持管理用 (器具等収納)	平城宮跡展示館内
			15.84	維持管理用 (器具等収納)	平城宮跡展示館内
			81.89	維持管理用 (器具等収納)	平城宮跡展示館内(2F)

提供施設等一覧表(通報設備機器)

No	機械器具名	単位	数量	備考
1	監視映像専用PC	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
2	NAS	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
3	通話録音装置	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
4	電話機	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
5	ADSLモデム	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
6	ブロードバンドルータ	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
7	トイレ呼出警報表示盤	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内 トイレ
8	呼出スイッチ	個	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内 トイレ
9	復帰スイッチ	個	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内 トイレ
10	トイレ呼出警報表示盤	台	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
11	呼出スイッチ	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
12	復帰スイッチ	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
13	廊下用ブザー	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
14	トイレ呼出警報表示盤	台	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
15	呼出スイッチ	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
16	復帰スイッチ	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
17	回転灯	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
18	CCTVカメラ(固定式)	台	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ 休憩所
19	休憩所緊急監視盤	台	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ 休憩所 (ADSLスプリッタ・ADSLモデム・BBルータ・ IP画像送信装置・ハードディスクレコーダ・ オートホン含む)

No	機械器具名	単位	数量	備考
20	インタホーン	個	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ 休憩所
21	集音マイク	個	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ 休憩所
22	トイレ呼出警報表示盤	台	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
23	呼出スイッチ	個	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
24	復帰スイッチ	個	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
25	回転灯	個	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
26	CCTVカメラ(固定式)	台	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ 休憩所
27	休憩所緊急監視盤	台	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ 休憩所 (ADSLスプリッタ・ADSLモデム・BBルータ・ IP画像送信装置・ハードディスクレコーダ・ オートホン含む)
28	インタホーン	個	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ 休憩所
29	集音マイク	個	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ 休憩所
30	トイレ呼出警報表示盤	台	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
31	呼出スイッチ	個	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
32	復帰スイッチ	個	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
33	回転灯	個	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
34	CCTV監視装置(HDD)	台	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 管理棟・休憩所
35	CCTVカメラ(固定式)	台	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 管理棟・休憩所
36	CCTVカメラ(旋回型)	台	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 管理棟・休憩所
37	CCTVカメラ(固定式)	台	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所
38	休憩所緊急監視盤	台	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 (ADSLスプリッタ・ADSLモデム・BBルータ・ IP画像送信装置・ハードディスクレコーダ・ オートホン含む)

No	機械器具名	単位	数量	備考
39	インタホーン	個	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所
40	集音マイク	個	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所
41	リレー盤	台	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ
42	呼出スイッチ	個	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ
43	復帰スイッチ	個	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ
44	回転灯	個	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ
45	トイレ呼出警報表示盤	台	1	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
46	呼出スイッチ	個	1	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
47	復帰スイッチ	個	1	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
48	回転灯	個	1	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
49	トイレ呼出警報表示盤	台	1	甘樫丘地区 川原トイレ
50	呼出スイッチ	個	1	甘樫丘地区 川原トイレ
51	復帰スイッチ	個	1	甘樫丘地区 川原トイレ
52	回転灯	個	1	甘樫丘地区 川原トイレ

※平城宮跡区域の通報設備機器の貸与備品は、現時点では未確定であり、開園までに調達する予定である。

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 高松塚周辺地区（提供施設位置図）


昭和60年度開園、9.1ha

凡例
—— 供用区域



国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 石舞台地区（提供施設位置図）

昭和51年度開園、4.5ha

凡例	
	供用区域





国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 甘樫丘地区（提供施設位置図）




# 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 祝戸地区（提供施設位置図）

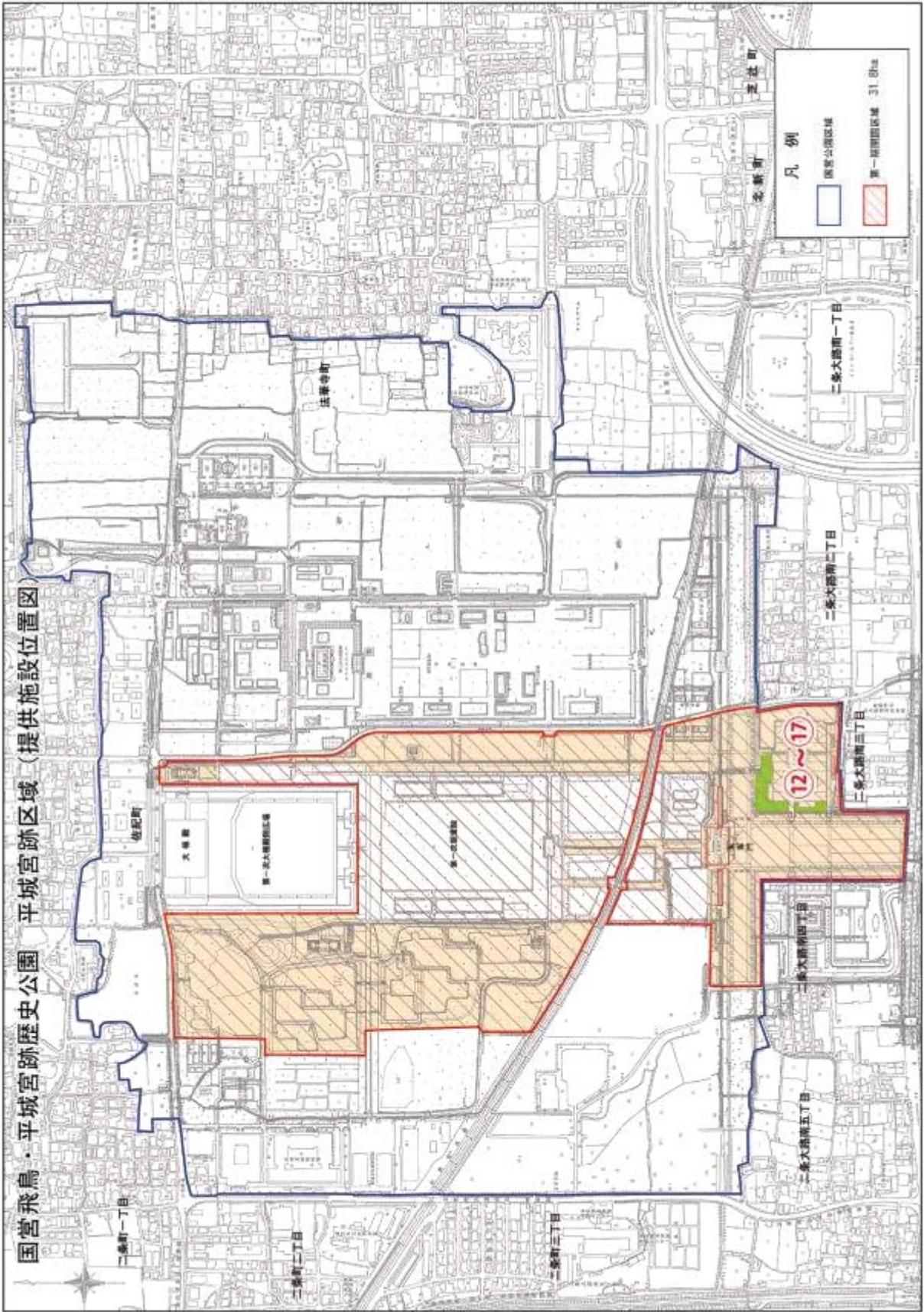


国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 キトラ古墳周辺地区（提供施設位置図）

平成28年度開園、13.8ha

凡例	
	供用区域





修繕履歴(平成28年度)

別紙13

工種	種別	細目	実施場所	対象箇所	作業内容		
建物管理	建物管理	便所修繕 管理棟修繕 その他維持修繕	2016/11/8	園内トイレ	トイレ	川原駐車場女子トイレ等修繕	
			2017/2/3	園内トイレ	トイレ	自動水栓外修理作業	
			2017/2/27	園内トイレ	トイレ	高松塚周辺地区女子トイレつまり修繕工事	
			2017/2/1	園内トイレ	トイレ	高松塚地区便所照明取替作業	
			2016/4/1	国営飛鳥歴史公園園	自動ドア	吸水マット購入	自動扉保守点検整備作業
			2016/4/1	国営飛鳥歴史公園園	蛍光灯	ツイン蛍光灯購入	吸水マット購入
			2016/5/25	国営飛鳥歴史公園園	公園館	公園館	ミスト装置設置撤去作業
			2016/5/25	国営飛鳥歴史公園園	公園館	公園館	吸水マット外購入
			2016/8/1	キトラ古墳周辺地区	本館	公園館	公園館電球等交換作業
			2016/11/5	国営飛鳥歴史公園園	公園館内照明	公園館	換気扇交換作業
			2017/1/6	国営飛鳥歴史公園園	公園館	公園館、セミナールーム	電球等購入
			2017/1/31	国営飛鳥歴史公園園	公園館	公園館	電球等購入
			2016/6/29	石舞台地区	多目的休憩所	多目的休憩所	風舞台床修理作業
			2016/7/20	キトラ古墳周辺地区	別館	別館	更衣室間仕切りパーテーション等購入
			2016/7/28	キトラ古墳周辺地区	別館	別館	電源リールコード 外20点購入
			2016/10/3	キトラ古墳周辺地区	別館	別館	業務用掃除機購入
			2016/10/6	キトラ古墳周辺地区	別館	別館	手動式カーペットリナー購入
			2016/11/1~2017/3/31	キトラ古墳周辺地区	本館、別館	本館、別館	フロアマットリース(11月分)
			2016/11/5	キトラ古墳周辺地区	体験工房	体験工房	電気がま配線作業(キトラ)
			2016/11/17	石舞台地区	休憩所	休憩所	石舞台休憩所シャッター修繕作業
			2016/11/28	キトラ古墳周辺地区	本館、別館、休憩所	本館、別館、休憩所	四神の館本館・別館及び檜隈寺跡前案内・休憩所特別清掃
			2016/12/12	キトラ古墳周辺地区	別館	別館	調乳用温水器点検作業
			2017/1/6	石舞台地区	多目的休憩所	多目的休憩所	庁舎等特別清掃
			2017/2/1	高松塚周辺地区	公園館	公園館	庁舎等特別清掃
			2017/2/20	高松塚周辺地区	公園館	公園館	手動式カーペットリナー購入
			2016/5/16	4地区	園路	園路	木製階段等取替作業
			2016/7/1	石舞台地区	園路	園路	石舞台地区園路修繕作業
			2016/5/25	4地区	園路	園路	スコッチコーン外3点購入
			2016/6/23	キトラ古墳周辺地区	園路	園路	路面用ライントレープ外10点購入
			2016/8/18	4地区	園路	園路	看板作成作業
			2016/9/2	4地区	園路	園路	スコッチコーン外2点購入
			2016/9/8	キトラ古墳周辺地区	園路	園路	駐車場整地作業
2016/12/6	4地区	園路	園路	コーンキャップ外製作			
2016/12/14	4地区	園路	園路	バイン集成材外4点購入			
2016/12/23	4地区	園路	園路	看板作成作業			
2017/1/11	4地区	園路	園路	融雪剤外1点購入			
2017/2/4	4地区	園路	園路	ハリカー付替え作業			
2017/2/5	高松塚周辺地区	公園館	公園館	ハンコ外6点購入			
2017/2/8	祝戸地区	園路	園路	水路カバー設置作業			
2017/2/15	4地区	ベンチ	ベンチ	水路カバー設置作業			
2016/9/8	高松塚周辺地区	公園館	公園館	電力計取付作業			
2017/1/4	高松塚周辺地区	公園館	公園館	照明器具等設備修繕作業			
2017/1/11	4地区	公園館	公園館	パイプカバナー外5点購入			
2016/4/16	甘樫丘地区	トイレ	トイレ	水道メーター蓋修理作業			
2016/5/7	高松塚周辺地区	トイレ	トイレ	フラッシュバルブ交換外作業			
2016/8/1	祝戸地区	貯水槽	貯水槽	貯水槽清掃点検			
2016/4/1	祝戸地区	消火器	消火器	消火器機器点検作業			
2017/1/6	4地区	消火器	消火器	消火器購入			
2016/10/31	甘樫丘地区	園路	園路	万葉植物園園路樹名板改修作業			
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕 その他修繕	2016/5/16	4地区	園路	木製階段等取替作業	
			2016/7/1	石舞台地区	園路	石舞台地区園路修繕作業	
			2016/5/25	4地区	園路	スコッチコーン外3点購入	
設備維持修繕	設備維持修繕	電気設備維持修繕 水道設備維持修繕 その他維持修繕	2016/6/23	キトラ古墳周辺地区	園路	路面用ライントレープ外10点購入	
			2016/8/18	4地区	園路	看板作成作業	
			2016/9/2	4地区	園路	スコッチコーン外2点購入	
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕 その他修繕	2016/9/8	キトラ古墳周辺地区	園路	駐車場整地作業	
			2016/12/6	4地区	園路	コーンキャップ外製作	
			2016/12/14	4地区	園路	バイン集成材外4点購入	
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕 その他修繕	2016/12/23	4地区	園路	看板作成作業	
			2017/1/11	4地区	園路	融雪剤外1点購入	
			2017/2/4	4地区	園路	ハリカー付替え作業	
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕 その他修繕	2017/2/5	高松塚周辺地区	公園館	ハンコ外6点購入	
			2017/2/8	祝戸地区	園路	水路カバー設置作業	
			2017/2/15	4地区	ベンチ	水路カバー設置作業	
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕 その他修繕	2016/9/8	高松塚周辺地区	公園館	電力計取付作業	
			2017/1/4	高松塚周辺地区	公園館	照明器具等設備修繕作業	
			2017/1/11	4地区	公園館	パイプカバナー外5点購入	
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕 その他修繕	2016/4/16	甘樫丘地区	トイレ	水道メーター蓋修理作業	
			2016/5/7	高松塚周辺地区	トイレ	フラッシュバルブ交換外作業	
			2016/8/1	祝戸地区	貯水槽	貯水槽清掃点検	
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕 その他修繕	2016/4/1	祝戸地区	消火器	消火器機器点検作業	
			2017/1/6	4地区	消火器	消火器購入	
			2016/10/31	甘樫丘地区	園路	万葉植物園園路樹名板改修作業	

修繕履歴(平成27年度)

工種	種別	細目	実施場所	対象箇所	作業内容
建物管理	建物管理	便所修繕 管理棟修繕	2016/1/27 園内トイレ	トイレ	公園館前男女トイレ内部塗装作業
			2016/2/5 園内トイレ	トイレ	公園館前男女トイレ蛍光灯取替作業
			2016/2/10 園内トイレ	トイレ	トイレ清掃作業
			2016/3/5 園内トイレ	トイレ	公園館前便所タイル修繕作業
			2015/4/1~2016/3/31 国営飛鳥歴史公園館	自動ドア	自動扉保守点検整備作業
			2015/4/27 国営飛鳥歴史公園館	公園館	ミスト装置設置撤去作業
			2015/8/17 国営飛鳥歴史公園館	蛍光灯	蛍光灯購入
			2015/11/9 国営飛鳥歴史公園館	セミナールーム	セミナールーム他ワックス清掃作業
			2015/1/25 国営飛鳥歴史公園館	公園館、セミナールーム	エアコン点検・清掃
			2016/2/22 国営飛鳥歴史公園館	公園館内照明	公園館内展示室スポットライト設置作業
			2016/2/22 国営飛鳥歴史公園館	公園館	電球等購入
		その他維持修繕	2015/6/11 高松塚周辺地区	休憩所	休憩所屋根落葉・苔等除去作業
			2015/10/29 3地区	休憩所	アンカーゲグス設置等作業
			2015/11/18 石舞台地区	休憩所	風除けテント設置作業
			2015/12/21 高松塚周辺地区	多目的休憩所	公園館前休憩所横屏修理作業
			2016/1/11 高松塚周辺地区	公園館前	公園館入口柱研磨塗装補修外作業
			2016/1/13 甘樫丘地区	休憩所	豊浦休憩所柱等塗装作業
			2016/2/3 石舞台地区	多目的休憩所	多目的休憩所塗布作業
			2015/4/20 高松塚周辺地区	園路	敷石敷設作業
			2015/6/11 4地区	園路	木柵補修作業
			2015/12/10 4地区	園路	階段取替補修・ロープ柵杭取替・ベンチ座板取替補修作業
		2016/1/27 高松塚周辺地区	園路	通路石量修繕作業	
		2015/7/1 甘樫丘地区	園路	クレマチス購入	
		2015/10/21 4地区	園路	カラコンカバ-外1点購入	
		2015/11/30 4地区	駐車場	施設内案内看板補修作業	
		2016/1/10 祝戸地区	園路	水路カバ-設置作業	
		2015/8/14 石舞台地区	園路	ソーラー時計バッテリー取替作業	
		2015/12/8 石舞台地区	園路	分電盤修理作業	
		2016/1/6 高松塚周辺地区	園路	漏電修理点検	
		2016/2/1 高松塚周辺地区	園路	LED照明取付作業	
		2015/4/15 石舞台地区	トイレ	手洗器ハンドルユニット(押しボタン)取付作業	
		2015/5/18 甘樫丘地区	トイレ	トイレ手洗器自動水洗交換作業	
		2015/6/15 高松塚周辺地区	公園館	公園館漏水修理作業	
		2015/7/20 祝戸地区	貯水槽	貯水槽清掃点検	
		2015/9/16 甘樫丘地区	トイレ	トイレ小便器用自動洗浄器取替作業	
		2015/11/30 4地区	トイレ	INAX 石鹸入れ部品外1点購入	
		2015/12/9 高松塚周辺地区	トイレ	多目的トイレ様式便器水漏れ修理作業	
		2016/1/25 祝戸地区	トイレ	TOITOオートストップ立水栓(自閉式)交換作業	
		2015/4/1 4地区	消火器	消火器機器点検作業	
		2015/4/1 高松塚周辺地区	公園館	光ケ-ブル設置用木板取付作業	
		2015/5/1 高松塚周辺地区	公園館	LED灯光器購入	
		2015/6/20 4地区	消火器	消火器格納箱取替作業	
		2015/11/9 甘樫丘地区	園路	フットライト修繕・排水詰り修繕	
		2015/12/21 高松塚周辺地区	公園館	エアコン用リモコン購入	
		2015/12/23 4地区	消火器	消火器機葉等交換他作業	
		2016/1/27 高松塚周辺地区	池	高松塚周辺地区池泥出作業	

修繕履歴(平成26年度)

工種	種別	細目	実施場所	対象箇所	作業内容	
建物管理	建物管理	便所修繕	2014/4/1 園内トイレ	トイレ	トイレビストンバルブ交換作業	
			2014/5/8 園内トイレ	トイレ	電磁弁等交換作業	
			2014/5/21 園内トイレ	トイレ	自動水洗修繕	
			2014/6/4 園内トイレ	トイレ	トイレ自動水栓修繕	
			2014/4/1~2015	国営飛鳥歴史公園館	自動ドア	自動扉保守点検整備作業
			2014/6/9 国営飛鳥歴史公園館	公園館	ミスト装置設置撤去作業	
			2014/6/26 国営飛鳥歴史公園館	公園館、セミナールーム	エアコン点検・清掃	
			2014/8/22 国営飛鳥歴史公園館	蛍光灯	蛍光灯購入	
			2015/2/23 国営飛鳥歴史公園館	セミナールーム	セミナールーム他ワックス清掃作業	
			2015/3/4 国営飛鳥歴史公園館	公園館内照明	公園館電球等交換作業	
			2015/3/4 国営飛鳥歴史公園館	公園館、セミナールーム	エアコン点検・清掃	
			2015/3/4 国営飛鳥歴史公園館	公園館	電球等購入	
			2014/6/30 高松塚周辺地区	公園館	散水栓分岐取付作業	
			2014/11/3 甘樫丘地区	トイレ	緊急ホタンカバー購入	
			2015/1/4 石舞台地区	多目的休憩所	風舞台床張替修繕	
			2015/2/4 石舞台地区	多目的休憩所	多目的休憩所塗布作業	
			2015/3/11 高松塚周辺地区	公園館	電話配線作業	
			2015/2/19 高松塚周辺地区	公園館	天窓スチロール保護作業	
			2014/4/23 石舞台地区	園路	生セメント外5点購入	
			2014/9/19 石舞台地区	園路	石舞台展望所入口階段前木製橋改修作業	
2014/12/16 石舞台地区	園路	遊歩道木柵空木手摺研磨・表面塗装作業				
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2014/5/16 甘樫丘地区	堆積場	堆積場整地作業	
			2014/7/28 4地区	園路	車止め製作	
			2014/4/23 4地区	園路	血木ネジ外2点購入	
			2014/5/26 4地区	園路	セメント購入	
			2014/12/13 4地区	園路	木製車止め製作作業	
			2015/1/15 祝戸地区	園路	溝蓋加工設置作業	
			2015/1/15 祝戸地区	園路	水路カバー設置作業	
			2015/2/27 4地区	駐車場	満車・空車看板作成作業	
			2014/12/22 4地区	園路	PEスコッチコーン外2点購入	
			2015/2/23 高松周辺地区	公園館	電気設備図面複写	
			2014/5/16 高松周辺地区	公園館	トイレ漏電復旧作業	
			2014/8/25 甘樫丘地区	外灯	水銀灯交換作業	
			2014/8/8 祝戸地区	貯水槽	貯水槽清掃点検	
			2014/11/12 甘樫丘地区	トイレ	便座交換修理作業	
			2014/8/9 高松周辺地区	トイレ	多目的トイレ漏水修繕	
			2014/8/19 高松周辺地区	広場	散水栓修繕(高松塚周辺地区芝生広場)	
			2014/4/1 4地区	公園館	消火器機器点検作業	
			2014/7/30 4地区	公園館	デジタルマルチメータ外6点購入	
			2014/9/1 4地区	公園館	リチウム電池購入	
			2014/12/4 高松周辺地区	瓦	研棟瓦修繕作業	
2014/12/19 4地区	消火器	消火器機器等交換他作業				
2015/1/18 甘樫丘地区	炭焼き	炭焼き修繕作業				
2015/2/25 高松周辺地区	側溝	公園館前等側溝泥だし及び栗石洗浄等作業				
2015/2/27 4地区	ベンチ	ベンチ等研磨及び塗装作業				
2014/11/22 石舞台地区	汚水管	石舞台横トイレ汚水管排水詰り修繕				
2015/1/6 高松周辺地区	トイレ	公園館・公園館前トイレ改修				
2015/2/3 高松周辺地区	トイレ	トイレフース工事				

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		26年度	27年度	28年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	172,627	174,887	222,447
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		172,627	174,887	222,447
参考値	減価償却費			
	退職給付費用			
(b)	間接部門費			
(a)+(b)		172,627	174,887	222,447
(注記事項)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく)</li> <li>・平成28年9月までは46.6ha、平成28年9月以降は59.9haに <u>業務範囲が変更している。</u></li> <li>・業務毎の委託費は別紙16精算報告書を参照。</li> </ul>				



## 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	26年度	27年度	28年度
常勤職員	7	8	11
非常勤職員	4	3	6

(平成30年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 知識、経験に関する要件  
同種、類似業務の実務経験
2. 技術力に関する要件  
○植物管理業務  
・1級造園施工管理技士

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(平成28年)

1. 知識、経験に関する要件  
同種、類似業務の実務経験
2. 技術力に関する要件  
○植物管理業務  
・1級造園施工管理技士

(業務の繁閑の状況とその対応)

なし

(注記事項)

- ・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく)
- ・大規模イベント時には、臨時でアルバイトを募集している。

## 3 従来の実施に要した施設及び設備(委託事業者に対して供与した施設・設備)

・別紙1主要公園施設一覧、別紙2主要建築物一覧、別紙12提供施設及び提供物品等、別紙13修繕履歴を参照

(注記事項)

- ・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく)

#### 4 従来の実施における目的の達成の程度

■年間指標								
	26年度		27年度		28年度			
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績		
公園全体の年間公園利用者数(人)		1,105,588		780,944		796,075		
公園利用者の「非常に満足」「ある程度満足」の回答比率		96.7%		96.5%		96.5%		
公園利用者の歴史や文化に関する情報のわかりやすさに関する「非常に満足」「ある程度満足」の回答比率		89.7%		90.1%		89.5%		
マスコミによる報道件数(件)		237		314		399		
ホームページの総アクセス件数(件)		2,250,000		3,045,196		1,988,614		
歴史学習メニュー・イベントの開催回数(回)		35		43		44 +12(キトラ)		
歴史学習メニュー・イベントの参加人数(人)		2083		2,163		2,803		
■四半期指標								
	平成26年度							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		317,437		215,396		232,651		117,012
公園利用者の「非常に満足」「ある程度満足」の回答比率		96.6%		96.3%		96.8%		97.3%
公園利用者の歴史や文化に関する情報のわかりやすさに関する「非常に満足」「ある程度満足」の回答比率		88.7%		90.5%		89.7%		90.3%
	平成27年度							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		298,944		214,135		251,368		105,063
公園利用者の「非常に満足」「ある程度満足」の回答比率		96.3%		96.1%		96.7%		96.7%
公園利用者の歴史や文化に関する情報のわかりやすさに関する「非常に満足」「やや満足」の回答比率		89.6%		89.3%		91.1%		90.5%
	平成28年度							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		298,066		179,378		240,868		105,712
公園利用者の「非常に満足」「ある程度満足」の回答比率		95.8%		96.5%		95.9%		97.4%
公園利用者の歴史や文化に関する情報のわかりやすさに関する「非常に満足」「やや満足」の回答比率		88.1%		89.4%		88.9%		91.3%

(注記事項)

※1: 公園利用者数の集計方法はH27-30国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務の別紙-10による。なお、「達成すべき質」の利用者数と「全体の推計公園利用者数」の利用者数は異なるため、留意すること。また、実績平均値は四捨五入のため年平均と四半期別の合計は一致しない。

※2: 「公園の利用に関するアンケート調査」のQ8-1「公園の満足度は？」において、全回答者数に対して「非常に満足」「やや満足」と回答した人の割合。

※3: マスコミ報道件数とは、以下の合計件数。

- ・テレビ、ラジオの放送件数
  - ・財団法人日本新聞協会加盟の新聞への紙面掲載件数
  - ・販売、配布エリアが明日香村以上の雑誌、情報誌への紙面掲載件数
- ただし、ホームページ等インターネット掲載記事は除く。

※4: 国営飛鳥歴史公園ホームページの総アクセス数(ただし、契約関係サイトなど公園事務所作成部分は除くこととする。)

※5: 歴史学習メニュー・イベントなどの利用プログラムのうち、飛鳥地方の文化的遺産の保存と活用資する参加・学習・体験・交流型のイベント及び利用プログラムを指す(自主事業、共催イベントは除く)。事例については、別紙15に示すとおり。

## 5 従来の実施方法等

従来の実施方法

- ・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

万葉植物を活用した花修景による演出、広報、歴史学習メニュー、イベント・行催事を一元的に検討し、利用者数および満足度を目標としている。

(注記事項)

- ・別紙19市民参加による公園運営の取り組み、別紙20一般廃棄物の排出量、別紙21植物性廃棄物の発生・処理・活用量、別紙22苦情・要望の内容及び件数

業務区分表

	業務内容	業務細目	現状(H27-30年度)			H30-34年度			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土交通省	A(請負者)	A以外の業者	国土交通省	B(請負者)	B以外の業者	
H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	行催事、広報、来園者サービス		○			○		通年
	②施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	③植物管理業務	植物管理		○			○		通年
④収益施設等運営業務	収益施設運営		○			○		通年	

## 実施行催事等実績

別紙15

■ 平成28年度 国営飛鳥歴史公園行事

日程	歴史学習	行事名	内容	参加人数	分類		
					①	②	③
★イベント							
平成28年 4月1日～4月6日		石舞台古墳夜桜ライトアップ	3月下旬からの継続実施。石舞台古墳と桜を明かりで照らした普段と異なる幼想的な雰囲気を楽しんでもらうことを目的に開催。4月2日(土)～3日(日)には特別イベントを開催。	3,095	○		
平成28年4月2日		飛鳥蹴鞠の日	明日香村の伝統芸能のPRや継承を目的として、飛鳥蹴鞠の会の方々の協力のもと実施するイベント。飛鳥蹴鞠の解説・実演披露の後、体験もしていただく。	400	○		
平成28年 4月2日～4月3日		古代衣装体験	飛鳥をより体験いただくため、古代衣装を身にまとい、石舞台古墳と桜との記念写真を楽しんでもらう。	393	○		
平成28年4月16日	◎	あすか塾「飛鳥京と大津京一壬申の乱と関連遺跡―」	飛鳥地域の歴史。伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届けする。	51			○
平成28年 4月16日～5月1日	◎	古都・飛鳥散歩「古代ロマン・万葉歌碑ラリー」	春の飛鳥の風景と、明日香村内に点在する万葉歌碑を楽しんでもらうことを目的としたポイントラリーを開催。国営飛鳥歴史公園で受付・解答を実施。	8		○	
平成28年4月23日	◎	古都・飛鳥散歩「飛鳥の隠れスポット 西飛鳥古墳群に行く」	飛鳥の隠れスポット「西飛鳥」を訪れ、新しい魅力を発見いただく。また、ガイドについては飛鳥里山クラブ(歴史サークル)が実施する。	37		○	
平成28年 4月23日～5月1日	◎	バーチャル飛鳥京体験in高松塚古墳	春に公園を訪れる方を対象に、より飛鳥の歴史にふれていただくことを目的に、新しいバーチャル飛鳥京を活用した体験イベントを開催。タブレット端末とゴーグルを利用して、高松塚古墳の築造当時の映像や高松塚古墳石室内に入った気分が味わえる体験をしていただく。	2,292	○		
平成28年5月3日		飛鳥蹴鞠体験	明日香村の伝統芸能のPRや継承を目的として、飛鳥蹴鞠の会の方々の協力のもと実施するイベント。飛鳥蹴鞠の解説・実演披露の後、体験もしていただく。	200	○		
平成28年 5月3日～5月5日		里山あそび広場2016春	飛鳥里山クラブが思い出に残る飛鳥の日を提供します。クラフト教室や自然素材を使った遊びなどを実施し、お子様からご年配まで幅広く楽しんで頂きます。	13,700	○		
平成28年 5月3日～5月5日		古代衣装体験	飛鳥をより体験いただくため、古代衣装を身にまとい飛鳥人を体験いただく。	744	○		
平成28年5月4日		ノルディック・ウォーク体験会	ノルディック・ウォーク体験を通じて、身体を動かし、健康づくりのきっかけを提案するとともに、飛鳥の素晴らしい歴史や風景を楽しんでいただく、周遊ツールとしての周知を図って行くことを目的に、ノルディック・ウォークを体験してもらう機会を提供する。	20		○	
平成28年 5月7日～5月31日	◎	バーチャル飛鳥京体験in石舞台古墳	公園を訪れる方を対象に、より飛鳥の歴史にふれていただくことを目的に、新しいバーチャル飛鳥京を活用した体験イベントを開催。タブレット端末とゴーグルを利用して、石舞台古墳の築造風景を体験していただく。	8,390	○		
平成28年5月14日	◎	古都・飛鳥散歩「心のふるさと飛鳥の花めぐり」	公園をはじめ飛鳥の春に咲く野の花等を、参加者に楽しんでいただく。ガイドは飛鳥里山クラブ(自然観察サークル)が担当する。	31		○	
平成28年5月14日	◎	あすか塾「飛鳥―古代文明開化の舞台―」	飛鳥地域の歴史。伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届けする。	58			○
平成28年5月15日		チェーンソーアートの実演	日本一の林業地・吉野の間伐材(杉)を使い、チェーンソーだけを使い作品を生み出す。チェーンソーによる音の迫力と瞬間に作品が形作られていく、スピーディさで吉野杉の魅力さをさらに引き出す。無垢の木にふれる機会の少ない多くの人々に木の香りや肌さわわりを感じて頂きます。	500	○		
平成28年 5月21日～5月22日	◎	あすか塾 特別現地研修会「三輪山麓の考古学」	飛鳥地域の歴史。伝統文化等を学ぶ「あすか塾」の特別研修会として開催。飛鳥に関わる歴史や自然の魅力を幅広く、二日間かけて学ぶ。	26			○
平成28年 5月21日～6月26日		昔あそび広場	家族連れを対象に、「竹ぼっくり」「けん玉」「こま回し」「おてだま」等の昔懐かしい、「心のふるさと飛鳥」らしい郷愁感あふれる遊びを提供する。	731	○		

平成28年6月4日		里山自然教室「ササユリの香る丘見学ツアー」	飛鳥里山クラブと育成に取り組んでいるササユリの見ごろを迎える時期に、見学いただくことを目的に開催。展望台からの風景とともに、ササユリの育成地を見学してもらう。	54		○	
平成28年 6月4日～6月5日		第5回おもしろ歴史フェスティバル	奈良県が推進する「記紀・万葉プロジェクト」と併行して、歴史素材を採り入れた参加体験型のイベント「第5回おもしろ歴史フェスティバルー歴史を愉しむ」を開催。奈良に眠る歴史ロマンの魅力を全国に向けて発信。	8,000	○		
平成28年6月5日		橿原市昆虫館「むし祭り」	年1回、行われる橿原市昆虫館における「むし祭り」。明日香村に隣接する施設であり、イベントの盛り上げりに協力するために参加、出展する。出展内容は、「昆虫クラブ」	1,416	○		
平成28年6月11日	◎	あすか塾「古記録に見る飛鳥・猿石の歴史」	飛鳥地域の歴史。伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届けする。	50			○
平成28年6月19日		里山自然教室「国蝶オオムラサキ放蝶会」	甘樫丘周辺地区にて、国蝶オオムラサキについての生態の話や本公園での育成活動に関する話などを聞き、観察した後、甘樫丘に放蝶します。国蝶オオムラサキについてのお話を聞いた後、成虫を園内に話します。100匹を放蝶予定。	96	○		
平成28年 6月25日～6月26日	◎	あすか塾 特別現地研修会「一大和郡山の遺跡をめぐる」	飛鳥地域の歴史。伝統文化等を学ぶ「あすか塾」の特別研修会として開催。飛鳥に関わる歴史や自然の魅力幅広く、二日間かけて学ぶ。	6			○
平成28年7月2日		里山自然教室「ベニバナの染色体験」	万葉植物「ベニバナ」を摘み取り、染色体験を行います。	45		○	
平成28年7月9日	◎	あすか塾「平城京遷都の背景」	飛鳥地域の歴史。伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届けする。	39			○
平成28年7月10日		旅RUN2016「明日香村トレイルラン」	明日香の古道を走るトレイルラン(距離約19.5km)奈良県明日香村内に点在する、名刹、史跡、棚田百選にも選ばれた自然を満喫できるコースを設定。	254			○
平成28年 7月20日～11月30日		第23回飛鳥スケッチコンクール	明日香村及び世界遺産候補地「飛鳥・藤原宮都とその関連遺産群」をスケッチしていただき、公園館に展示する。	7,361	○		
平成28年 7月21日～7月31日		夏休み企画「カブトムシふれあい体験」	子供に人気の昆虫「カブトムシ」に触れられる機会を提供し、生き物への理解と飛鳥里山の魅力を伝えます。	481	○		
平成28年7月24日		夏休み企画 里山自然教室「木の実の不思議を観察しよう」	公園で生育する植物の種について学びます。様々な種の付き方や、その増え方、外来種などにも触れて、環境保全の大切さも学んで頂きます。	22		○	
平成28年 7月30日～7月31日		あすか塾 第9回親子体験イベント	飛鳥の自然に触れ合うをメインテーマに、昆虫達や、植物とのふれあいを通じて、親子で夏らしい色々な体験をしていただきます。	38			○
平成28年7月31日		夏休み企画 里山ごと体験「竹林管理と流しそうめん」	荒れた竹林を整備するために竹の間伐をします。また、竹を使用して、お屋には流しそうめんを行います。	37		○	
平成28年8月7日		夏休み企画 里山クラフト教室「昆虫工作をつくろう」	竹などの自然素材を使い、昆虫工作を楽しむ。	18		○	
平成28年 8月11日～8月15日	◎	夏休み企画 飛鳥古代体験	夏休み期間の特別体験。飛鳥の思い出に、「勾玉づくり」「海獣葡萄鏡づくり」「ウッドバーニング」を実施。	228		○	
平成28年8月15日		あすかふるさと夏まつり2016	毎年8月15日に行われ、多くの人びとで賑わう祭りを今年は商工会等との共催で実施。豪華な景品が当たるお楽しみ抽選会、飛鳥夜市(屋台)、ステージイベントも予定。さらに、クライマックスは花火大会で飛鳥の夜を彩ります。今年は会場内に公園の古代体験ブースとして勾玉づくり他を出展する。	5,000			○
平成28年8月20日		夏休み企画 里山自然教室「里山の生き物観察会」	公園に生息する生き物について学びます。里山にすむ生き物の生態のほか、環境の変化などにも触れて、環境保護の大切さも学んで頂く。	19		○	

平成28年 8月27日～8月28日		飛鳥光の回顧	国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区の利用促進の為、公園ならではの魅力的な演出を計画し、実施する。演出としては定番・名物メニューとなった「光の地上絵」や、そのほか「高松塚古墳ライトアップ」「光のトンネル」、里山クラブの作品、参加型のイベントとして「ロウソク点火体験」等を実施する。	26,000	○		
平成28年9月10日	◎	あすか塾「飛鳥時代における官道の整備」	飛鳥地域の歴史。伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届けする。	58			○
平成28年 9月17日～9月18日		彼岸花祭り	明日香村が彼岸花で彩られるこの時期、「彼岸花祭り」を実施。稲刈の棚田では案山子コンテスト等を実施、公園では、里山クラブによる自然素材を使ったクラフトなどを実施する。	7,895	○		
平成28年9月19日		第14回万葉の歌音楽祭	万葉の歌にオリジナルの曲をつけた作品を募集し、万葉に関わる文化人の創作意欲向上と相互刺激・交流を目的とする。一般に歌を募集し、本選では実際に歌を披露していただく。	100			○
平成28年 9月26日～10月2日	◎	バーチャル飛鳥京体験in高松塚古墳	秋に公園を訪れる方を対象に、より飛鳥の歴史にふれていただくことを目的に、新しいバーチャル飛鳥京を活用した体験イベントを開催。タブレット端末とゴーグルを利用して、高松塚古墳の築造当時の映像や高松塚古墳石室内に入った気分が味わえる体験をしていただく。	2,292	○		
平成28年10月1日		飛鳥蹴鞠体験	明日香村の伝統芸能のPRや継承を目的として、飛鳥蹴鞠の会の方々の協力のもと実施するイベント。飛鳥蹴鞠の解説・実演披露の後、体験もしていただく。	32	○		
平成28年 10月1日～10月2日		里山あそび広場2016秋	公園ボランティア、飛鳥里山クラブが日ごろの活動成果を活かし、「昔あそび」「自然素材のクラフト」など、飛鳥ならではの遊びを提供します。今年は、キトラ開園を記念し、キトラ古墳周辺地区で開催します。	2,250	○		
平成28年 10月1日～10月2日		木のぼり体験 ～Let's tree+ing～	飛鳥の恵まれた里山・自然環境を活かし体験メニュー提供する。木の上から普段見られない飛鳥の景色を楽しんでいただくとともに、飛鳥の魅力を提供する。	54		○	
平成28年 10月1日～10月2日		古代衣装体験	飛鳥をより体験いただくため、古代衣装を身にまとい飛鳥人を体験いただく。	159	○		
平成28年 10月3日～10月30日	◎	バーチャル飛鳥京体験in石舞台古墳	公園を訪れる方を対象に、より飛鳥の歴史にふれていただくことを目的に、新しいバーチャル飛鳥京を活用した体験イベントを開催。タブレット端末とゴーグルを利用して、石舞台古墳の築造風景を体験していただく。	8,390	○		
平成28年10月8日	◎	第267回 あすか塾「飛鳥地域における後・終末期古墳の動向とその展開」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届けする。	56			○
平成28年10月9日		第5回おもしろ歴史フェスティバルー古代史探訪ウォーク	奈良県が推進する「記紀・万葉プロジェクト」と併行して、歴史素材を探り入れた参加体験型のイベント「第5回おもしろ歴史フェスティバルー歴史を愉しむ」の秋のウォークを開催。高松塚周辺地区をスタートし、万葉文化館をゴールに設定。午後には万葉文化館にて歴史バトルを開催。なお、高松塚種変地区にて、バーチャル飛鳥京にて高松塚壁画内を鑑賞いただく。	229	○		
平成28年10月9日	◎	飛鳥学冠位叙任試験	村内5か所に設置してあるチェックポイントで解答し、ゴールで提出します。参加者には後日成績・冠位をお知らせし、成績優秀者には官職叙任を行います。また、今年度から小学生もチャレンジできる「小舎人(コドネリ)検定」を同時開催。	80			○
平成28年10月15日	◎	世界遺産登録応援ウォーク	明日香村や橿原市が推進する「飛鳥・藤原を世界文化遺産に！」を盛り上げるため、飛鳥里山クラブとともにポイントラリーを開催するとともに、各ポイントにてガイドを開催する。受付：飛鳥駅前、国営飛鳥歴史公園館ポイント 飛鳥京跡、飛鳥寺、橋寺、川原寺跡、石舞台古墳、キトラ古墳、高松塚古墳、甘樫丘	879		○	
平成28年 10月15日～10月16日		古都飛鳥文化祭	和太鼓隊と連携し飛鳥文化を啓発する内容で実施。芸能文化だけでなく歴史・食・農等の文化でのプログラムも展開する事で飛鳥という地とそこに暮らす人々により育まれてきた文化を知っていただく。	27,000			○
平成28年 10月22日～10月23日	◎	あすか塾特別現地研修会「第31回 古代食を味わう会」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学ぶ「あすか塾」の特別研修会として開催。飛鳥に関わる歴史や自然の魅力幅広く、二日間かけて学ぶ。	7			○
平成28年10月29日		里山仕事体験「ドングリのホームステイ」	里山づくりの一環であるクスギの植えつけに向け、ドングリのポット植えを行います。植えつけていただいた一部のポットは参加者に持ち帰りいただき、後日(平成29年冬頃を予定)、公園に持って来ていただき、甘樫丘に植栽していきます。	100	○		
平成28年11月5日	◎	古都・飛鳥散歩「飛鳥ぐるり一周ハイキング 飛鳥を歩く」	飛鳥の史跡を巡りながら歩く催し。健脚者向けのイベント。明日香村内をぐるりと一周します。案内は飛鳥里山クラブ(野外活動サークル)が行います。	24		○	

平成28年 11月5日～11月6日		古代衣装体験－菊－	明日香菊花展との連携開催。飛鳥をより体験いただくため、古代衣装を身にまとい飛鳥人を体験していただき、菊花と記念撮影を楽しんでもらう。	91	○		
平成28年11月12日	◎	第268回 あすか塾「いにしへ人の心をメロディにのせて～万葉を歌う～」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届けする。	25			○
平成28年11月13日		むかしむかしのあすかの収穫祭	キトラ古墳で栽培された作物の収穫を祝いイベントを開催。地域参加プログラムとして実施している「農」「住」「衣」体験の参加者とともに、会場を盛り上げる。	200	○		
平成28年11月13日		古都・飛鳥散歩「秋のノルディック・ウォーク」	ノルディック・ウォーク体験を通じて、身体を動かし、健康づくりのきっかけを提案するとともに、飛鳥の素晴らしい歴史や風景を楽しんでいただく、周遊ツールとしての周知を図っていくことを目的に、ノルディック・ウォークを体験し、飛鳥の風景を見ながら歩いてもらう機会を提供する。飛鳥駅から「むかしむかしの飛鳥の収穫祭」を開催しているキトラ古墳周辺地区を目指す。	11		○	
平成28年11月13日		飛鳥で野点体験	「むかしむかしの飛鳥の収穫祭」が行われるキトラ古墳周辺地区にて、農景観を背景に、日本の文化・風流に触れられる「野点」の体験を行います。	68		○	
平成28年 11月19日～11月27日		里山落ち葉まつり	秋が深まってくる11月下旬に、落ち葉お面の作成、落ち葉や自然素材のクラフト、芝生広場での大玉あそび、昔あそびなど、飛鳥の秋に触れあえる場を提供する。	3,149	○		
平成28年11月23日	◎	遺跡見学・乾拓体験会	特別史跡キトラ古墳に設置された乾拓板を活用し、キトラ古墳およびキトラ古墳周辺地区の利用促進を目的としたイベントを実施する。飛鳥を訪れる方にキトラ古墳の発掘調査成果や、キトラ古墳壁面の歴史的な意義等をわかりやすく伝え、また、壁面の乾拓という創作活動を通じて作品製作の楽しみも提供する。	8		○	
平成28年 11月26日～11月27日	◎	あすか塾特別現地研修会「キトラ公園開園記念」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学ぶ「あすか塾」の特別研修会として開催。飛鳥に関する歴史や自然の魅力を幅広く、二日間かけて学ぶ。	35			○
平成28年12月10日	◎	第269回 あすか塾「キトラ古墳と古代の天文学」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届けする。	48			○
平成28年 12月17日～12月18日		お正月準備企画 飛鳥伝統教室「ミニ門松づくり」	お正月に向けてテーブルに飾ることができるミニ門松作りをします。製作指導は明日香村の小倉茂次氏に来ていただき、補助として里山クラブの方々にも協力していただきます。	117		○	
平成28年 12月17日～12月25日		木筒de年賀はがきをつくろう!!	キトラ古墳の四神をより身近に感じてもらうことを目的に、年末に合わせて、電熱ペンで十二支や四神を焼き付けるオリジナル木筒年賀はがきづくりを開催。開催日 12/17、12/18、12/23、12/24、12/25 5日間	17		○	
平成28年12月23日		お正月準備企画 飛鳥伝統教室「しめ縄づくり」	お正月に向けて大・小2つのしめ縄作りを行います。	37		○	
平成28年12月25日		お正月準備企画 飛鳥伝統教室「鏡餅づくり」	奈良県産のもち米を使用して正月用の鏡餅をつくります。参加者自身が餅つきや丸める作業を行います。	52		○	
平成29年1月9日	◎	古都・飛鳥散歩ノルディックウォーキングで行く「綱かけ神事」見学ウォーク	健康をキーワードに、ノルディックウォークを体験してもらいます。棚田百選で知られる稲刈りで行われる男綱（おづな）の綱かけ神事の見学をとおして、飛鳥の冬を感じて頂くウォーキング。飛鳥の素晴らしい風景を楽しみながら体を動かし健康づくりのきっかけを提案します。	11		○	
平成29年1月15日		第6回風揚げ大会	「飛鳥応援大使」の指導の下、風揚げを実施します。午前中はオリジナルの凧を作製します。昼からは、石舞台地区芝生広場で、作った凧や持参した凧で風揚げ大会を実施します。	44			○
平成29年 1月21日～1月27日	◎	バーチャル飛鳥京体験in高松塚	高松塚の壁画公開に公園を訪れる方や一般利用者を対象に、より高松塚の壁画にふれていただくことを目的に、バーチャル飛鳥京を活用した体験イベントを開催。タブレット端末とゴーグルを利用して、高松塚古墳石室内に入った気分が味わえる体験をしていただく。	1,651	○		
平成29年1月22日		里山ごと体験「しいたけ栽培と炭出し体験」	里山ごとである炭焼きおよびしいたけ栽培の作業の一部を体験します。ホダ木にしいたけ菌を打ち込む作業を行い、持ち帰って育てて頂きます。また暖かい汁の振る舞いで体の中から温まって頂きます。	13		○	
平成29年 1月22日～2月19日		星のアクセサリーをつくろう!!	キトラ古墳の天文図をより身近に感じてもらうことを目的に、キトラ古墳壁面の公開に合わせて、木片に天文図や星座をあしらったネックレスづくりとキーホルダーづくりを開催。開催日 1/22、1/28、1/29、2/4、2/5、2/11、2/12、2/18、2/19 9日間	40		○	



平成29年 1月22日～2月19日	◎	特別体験プログラム「琥珀勾玉づくり」	キトラ古墳壁画の公開に合わせて、キトラ古墳から出土した「琥珀玉」に似た「再生琥珀」を使用した勾玉づくりを開催。開催日 1/22、28、29、2/4、5、11、12、18、19 9日間	98		○	
平成29年1月29日		旅RUN×古都奈良「新春開運ロケイニング」	新年の開運をかけて、明日香村、橿原市を中心とした寺社仏閣を回るコースを設定した走る楽しみと歴史を感じるイベントです。	45			○
平成29年 2月11日～2月12日	◎	あすか塾特別現地研修会「世界遺産パルミラ遺跡の今昔」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学ぶ「あすか塾」の特別研修会として開催。飛鳥に関わる歴史や自然の魅力幅広く、二日間かけて学ぶ。	8			○
平成29年2月12日		里山しごと体験「炭焼きの火入れ」	公園ボランティア「飛鳥里山クラブ」が炭焼きを行います。炭焼きや窯の紹介・解説を行った後、火入れの見学をしていただけます。	7	○		
平成29年2月19日		里山自然教室「バードウォッチングへ行こう」	冬に飛来する水鳥や野鳥を中心に里山の自然観察します。案内は飛鳥里山クラブ「野鳥サークル」が行います。	25		○	
平成29年2月25日		スキの幕作り	自然素材を活用したクラフトイベントとして、公園に自生するスキを使って“ミニぼうき”を作ります。	5		○	
平成29年 3月4日～3月5日		古代のアクセサリ「ガラス玉づくり」	飛鳥時代に装飾品として作られていた『ガラス玉』を現代風にアレンジして、プレスレットやストラップをつくります。	28		○	
平成29年 3月4日～3月26日		まるっと飛鳥体験2017春	早春の飛鳥は、飛鳥の歴史や魅力に興味を持ち、多くの方が旅行で訪れます。こうした中、飛鳥を訪れる方に、より飛鳥の歴史や楽しさを、体験を通じて知っていただき楽しい思い出を作っていたいただくとともに、秋に開園したキトラ古墳周辺地区のさらなる周知・PRの実施、今後を見据えた新しいプログラムの試行を目的に、様々な体験が楽しめるイベントを実施する。	3,693	○		
平成29年 3月4日～3月31日		みんなでつくろう!!飛鳥のまち	地元企業の生産する玩具ブロック「ラキュー」を活用し、石舞台古墳やキトラ古墳など飛鳥地方をイメージしやすいモチーフで飛鳥のまちなみを作成・展示しておき、お客様には木や花など簡単なものを作成して、展示に参加していただく。	512	○		
平成29年3月11日	◎	第270回 あすか塾「古都日本の都を検証するー飛鳥京から平安京へ」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫「飛鳥」の魅力を届ける。	49			○
平成29年3月12日		里山自然教室「国蝶オオムラサキの舞う里山づくり」	国蝶オオムラサキについての説明を聞いた後、幼虫を園内に放します。放虫を終えた後は、炭の原料やオオムラサキの成虫の主なエサであるクヌギの植栽も行い、里山の自然環境を生育していただく。	15	○		
平成29年 3月18日～3月20日		特別体験プログラム「木のびかびか勾玉づくり」「琥珀勾玉づくり」「オリジナルコースターづくり」	キトラでの様々なプログラムを通じて、飛鳥の思い出をつくっていただくことを目的に、まるっと飛鳥体験2017春にあわせて体験学習室にて特別体験プログラムを開催。	33		○	
平成29年 3月18日～3月20日		特別体験プログラム「星のアクセサリづくり」	キトラでの様々なプログラムを通じて、飛鳥の思い出をつくっていただくことを目的に、まるっと飛鳥体験2017春にあわせ、体験学習室にて特別体験プログラムを追加開催する。小さなお子様でも簡単にできるアクセサリづくりをお楽しみください。	26		○	
平成29年 3月18日～3月31日	◎	バーチャル飛鳥京体験in石舞台古墳	公園を訪れる方を対象に、より飛鳥の歴史にふれていただくことを目的に、新しいバーチャル飛鳥京を活用した体験イベントを開催。タブレット端末とゴーグルを利用して、石舞台古墳の築造風景を体験していただく。	3,090	○		
平成29年3月20日	◎	遺跡見学・乾拓体験会	特別史跡キトラ古墳に設置された乾拓板を活用し、キトラ古墳およびキトラ古墳周辺地区の利用促進を目的としたイベントを実施する。飛鳥を訪れる方にキトラ古墳の発掘調査成果や、キトラ古墳壁画の歴史的な意義等をわかりやすく伝え、また、壁画の乾拓という創作活動を通じて作品製作の楽しみも提供する。	16		○	
平成29年 3月27日～3月31日	◎	春休み体験プログラム	春休みに飛鳥やキトラ古墳周辺地区を訪れる利用者に、より飛鳥に興味を持っていただくことを目的に、飛鳥の歴史や自然を題材とした体験プログラムを開催する。	67		○	
<b>★企画展</b>							
平成28年 4月1日～5月8日		企画展 第39回明日香路を写そう写真コンクール作品展	国営飛鳥歴史公園にて、昨年度の「第38回明日香路を写そう写真コンクール」の優秀作品の展示を行います。	14,642	○		
平成28年 5月10日～6月19日		企画展 飛鳥の山野草写真展	飛鳥(甘樫丘)で見られる山野草の紹介を目的に、写真にて紹介を行う。5/10～6/19 国営飛鳥歴史公園6/21～7/17 甘樫丘地区豊浦休憩所	15,401	○		
平成28年 5月16日～6月19日		企画展 チェーンソーアート展	国営飛鳥歴史公園にて、あすか風舞台で5/15に実施したチェーンソーアートの上位3作品を展示します。実施当日の状況写真も合わせて展示します。	10,608	○		

平成28年 6月21日～7月7日	企画展 飛鳥七夕飾り	国営飛鳥歴史公園、石舞台売店前休憩所の2ヶ所にて、七夕飾りを行います。一般の方に短冊に願いを書いていただき飾って頂きます。	6,151	○		
平成28年 7月9日～8月31日	企画展 飛鳥の夏のつもの展	飛鳥の夏を感じられるよう、フウセンカズラやひょうたんなどのつもの展示を行う。	12,167	○		
平成28年 7月9日～8月31日	企画展 飛鳥の今昔写真展	「日本人の心のふるさと」と称される飛鳥の現在と過去の移り変わりを後世に残し伝えるため、写真展示を実施します。	12,177	○		
平成28年 7月21日～8月31日	企画展 「飛鳥の昆虫展」	飛鳥の里山に住む多くの昆虫標本を見る中で、里山環境の多様性を学んでもらう。	10,213	○		
平成28年 9月1日～10月31日	企画展 第39回明日香路を写そう写真コンクール 作品展	国営飛鳥歴史公園にて、昨年度の「第39回明日香路を写そう写真コンクール」の優秀作品の展示を行うとともに、第40回のコンテスト募集を行う。	14,642	○		
平成28年 9月24日～11月6日	企画展 キトラの兄弟古墳展	高松塚古墳、キトラ古墳など、同じ時期に築造された古墳の特徴を比較紹介します。	8,561	○		
平成28年 10月20日～11月18日	企画展 明日香菊花展	明日香菊花会の協力により、国営飛鳥歴史公園前で秋を彩る菊を展示し、来園者に飛鳥の秋を感じて頂きます。	8,026	○		
平成28年12月2日 ～平成29年2月26日	企画展 「高校生の写真展」	国営飛鳥歴史公園にて、地元の奈良県立高取国際高校写真部の学生が撮った様々な飛鳥を展示します。高校生の観点から見た新鮮な飛鳥を感じることが出来ます。	12,650	○		
平成28年12月23日 ～平成29年2月19日	企画展 飛鳥の源流 百濟・扶餘	遺跡に共通点が見られる明日香村の姉妹都市韓国の扶餘(百濟最後の都)の原風景と遺跡紹介を開催。	4,823	○		
平成29年 1月4日～1月31日	企画展 飛鳥の二十四節気	日本の心のふるさと飛鳥の美しい四季の姿を、日本の暦(二十四節気・七十二候)を通じて知っていただく。我が国で最初に採用された「暦」が飛鳥時代であったこと、石神遺跡から「具注暦木簡」が発掘されていることに因み、古代の暦や具注を図表や絵等のパネルを用いて紹介、解説展示を行う。	4,702	○		
平成29年 3月1日～3月31日	企画展 飛鳥の野鳥写真展	飛鳥で見られる野鳥の写真を展示。12/2～1/15 甘樫丘地区豊浦休憩所3/1～3/31 国営飛鳥歴史公園	6,777	○		
平成29年 3月1日～3月31日	企画展 飛鳥絵はがき展	「飛鳥の風景」をテーマにした『絵はがき』を募集、展示、入賞作品を広報ツールとして広く配布することで、飛鳥地方の歴史的風土や自然の魅力を知り、見て、伝えていくことを目的とします。	6,777	○		
	32		291,096			

※歴史学習メニュー・イベントの利用プログラムは、飛鳥地方の文化的遺産の保存と活用資する参加・学習・体験・交流型のイベント及び利用プログラムを指す。  
 なお、「分類」中の①、②、③については、各々①委託費のみで行うもの、②委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収する等のもの、③自主財源で独立採算で行うものである。

## 実施行催事等実績

### ■ 平成27年度 国営飛鳥歴史公園行事

日程	歴史学習	行事名	内容	参加人数	分類		
					①	②	③
★イベント							
平成27年 4月1日～4月8日		石舞台古墳夜桜ライトアップ	3月28日よりの継続実施。明かりに照らしたされた古墳の巨石と覆いかぶさるように咲き誇る桜の様子はまさに幻想的な世界をかもし出します。桜が咲く時期に、18:00点灯～21:00消灯で夜桜ライトアップを実施します。4月4日(土)～5日(日)には特別イベントを実施してお客様をもてなします。	1,746	○		
平成27年 4月4日		飛鳥蹴鞠の日	明日香村の伝統芸能のPRや継承を目的として、飛鳥蹴鞠の会の方々の協力のもと実施するイベント。飛鳥蹴鞠の解説・実演披露の後、体験もしていただく。	400	○		
平成27年4月11日	◎	あすか塾「蘇我氏の奥津城」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届け。第一回目は、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 主任学芸員 鶴見泰寿氏による講義	60			○
平成27年4月19日		明日香村ぶらり婚 ～春に見つける愛～	新しい層の飛鳥のファン獲得に向け、歴史や農などの地域特性をテーマに、本公園での歴史体験等を組み入れた婚活イベントを行います。今回は明日香村内での「イチゴ狩り」をメインに、本公園の体験プログラム「勾玉づくり」や「古代衣装体験(成立カップルのみ)」を実施します。	33			○
平成27年4月25日	◎	古都・飛鳥散歩「飛鳥の隠れスポット 西飛鳥古墳群に行く」	飛鳥の隠れスポット「西飛鳥」を訪れ、新しい魅力を発見いただく。また、ガイドについては飛鳥里山クラブ(歴史サークル)が実施する。	30		○	
平成27年 4月25日～5月31日	◎	バーチャル飛鳥京 in 高松塚古墳・石舞台古墳	タブレット端末とゴーグルを利用して、高松塚古墳の築造当時の映像や画像を再現したものを、石舞台古墳ではアニメーションで天井石を運搬する再現映像を一般来園者向けに見て体験して頂きます。事前申し込みなしで、当日現場に来て頂いた方は体験できます。	13,205	○		
平成27年 5月3日～5月5日		里山あそび広場2015春	飛鳥里山クラブが思い出に残る飛鳥の日を提供します。クラフト教室や自然素材を使った遊びなどを実施し、お子様からご年配まで幅広く楽しんで頂きます。	12,300	○		
平成27年5月9日	◎	あすか塾「春から夏への万葉集」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届け。今回は、古代民族研究所の大森亮尚氏による講義	38			○
平成27年5月10日		旅RUN2015「明日香村のどかマスターズ」	トレイルランのシニアバージョン(距離19.5km)奈良県明日香村内に点在する、名刹、史跡、棚田百選にも選ばれた自然を満喫できるコースを設定。	16			○
平成27年5月16日	◎	古都・飛鳥散歩「心のふるさと飛鳥の花めぐり」	公園をはじめ飛鳥の春に咲く野草等を、参加者に楽しんでいただく。ガイドは飛鳥里山クラブ(自然観察サークル)が担当する。	21		○	
平成27年5月17日		チェーンソーアートの実演	日本一の林業地・吉野の間伐材(杉)を使い、チェーンソーだけを使い作品を生み出す。チェーンソーによる音の迫力と瞬間に作品が形作られていく、スピーディな吉野杉の魅力さをさらに引き出す。無垢の木にふれる機会の少ない多くの人々に木の香りや肌触りを感じて頂きます。	500	○		
平成27年 5月17日～5月31日		昔あそび広場	小学校等の遠足や週末利用の家族連れを対象に、「竹馬」「竹ぼくり」「けん玉」「こま回し」「おてたま」等の昔懐かしい、「心のふるさと飛鳥」らしい郷愁感あふれる遊びを提供する。	2,176	○		
平成27年 5月23日～5月24日	◎	あすか塾 特別現地研修会「畷山とその周辺をめぐる」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学ぶ「あすか塾」の特別研修会として開催。飛鳥に関わる歴史や自然の魅力を幅広く、二日間かけて学ぶ。今回は郷土史家の木村三彦氏により初日は「畷山の伝承から」という演題での講演を行った。	17			○
平成27年5月30日	◎	古都・飛鳥散歩「古代ロマン・万葉の歌碑めぐり」	初夏の飛鳥を感じながら、明日香村内に点在する万葉歌碑を巡るハイキングイベント。歌碑の案内は公園ボランティア「飛鳥里山クラブ・文化サークル」が担当する。	10		○	
平成27年6月6日	◎	あすか塾 「百済に王宮と飛鳥の王宮」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届け。今回は、奈良県立橿原考古学研究所の鈴木一議氏による講義	61			○
平成27年6月7日		橿原市昆虫館「むし祭り」	年1回、行われる橿原市昆虫館における「むし祭り」。明日香村に隣接する施設であり、イベントの盛り上げに協力するために参加、出展する。出展内容は、「昆虫のクラフト」。	1,086	○		
平成27年6月21日		里山自然教室「国蝶オオムラサキ放蝶会」	甘樫丘周辺地区にて、国蝶オオムラサキについての生態の話などを聞き、観察した後、甘樫丘に放蝶します。国蝶オオムラサキについてのお話を聞いた後、成虫を園内に放します。100匹を放蝶予定。	80	○		
平成27年6月25日		明日香幼稚園「国蝶オオムラサキ放蝶会」	甘樫丘周辺地区に、明日香幼稚園児を招待し、国蝶オオムラサキについてのクイズや観察した後、甘樫丘に放蝶していただきます。	52	○		
平成27年 6月27日～6月28日	◎	あすか塾 特別現地研修会「宇陀の遺跡探訪」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学ぶ「あすか塾」の特別研修会として開催。飛鳥に関わる歴史や自然の魅力を幅広く、二日間かけて学ぶ。今回は宇陀市教育委員会の柳澤 一宏氏により初日は「古代の宇陀」という演題での講演を行った。	25			○

平成27年6月28日		明日香村ぶらり婚 ～歴史ドライブ飛鳥満喫～	新しい層の飛鳥のファン獲得に向け、歴史や農などの地域特性をテーマに、本公園での歴史体験等を組み入れた婚活イベントを行います。今回は明日香村内をMICHIMIOで観光し、本公園の体験プログラムで物づくりを体験していただきます。	17				○
平成27年7月4日		里山自然教室「ベニバナの染色体験」	万葉植物「ベニバナ」を摘み取り、染色体験を行います。	49				○
平成27年7月11日	◎	あすか塾「都塚古墳の周辺」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届け。今回は、京都橋大学名誉教授の猪熊兼勝氏による講義	66				○
平成27年7月12日		旅RUN2015「明日香村トレイルラン」	明日香の古道を走るトレイルラン(距離約19.5km)奈良県明日香村内に点在する、名刹、史跡、棚田百選にも選ばれた自然を満喫できるコースを設定。	190				○
平成27年7月18日～7月26日		夏休み企画「カブトムシふれあい体験」	子供に人気の昆虫「カブトムシ」に触れられる機会を提供し、生き物への理解と飛鳥里山の魅力を伝えます。	470	○			
平成27年7月25日～7月26日	◎	あすか塾 夏の親子体験イベント「自然編」	飛鳥の自然に触れ合うをメインテーマに、昆虫達や、植物とのふれあいを通じて、親子で夏らしい色々な体験をしていただきます。	13				○
平成27年8月2日		夏休み企画 里山しごと体験「竹林管理と流しそうめん」	荒れた竹林を整備するために竹の間伐をします。また、竹を使用して、お屋には流しそうめんを行います。	46				○
平成27年8月8日～8月16日	◎	夏休み企画 飛鳥古代体験「勾玉づくり・海獣葡萄鏡づくり・富本銭づくり」	夏休み期間の特別体験。飛鳥の思い出に、「勾玉づくり」、「海獣葡萄鏡づくり」「富本銭づくり」を実施。	364				○
平成27年8月15日		あすかふるさと夏まつり2015	毎年8月15日に行われ、多くの人びとで賑わう祭りを今年は商工会等との共催で実施。豪華な景品が当たるお楽しみ抽選会、飛鳥夜市(屋台)、ステージイベントも予定。さらに、クライマックスは花火大会で飛鳥の夜を彩ります。今年は会場内に公園の古代体験ブースとして勾玉づくりを出展する。	3,800				○
平成27年8月22日		夏休み企画 里山自然教室「水辺の生き物観察会」	公園に生息する水辺の生き物について学びます。メダカ(希少種)とザリガニ(外来種)をテーマに、水辺の生き物の生態のほか、水辺環境の変化などにも触れて、環境保護の大切さも学んで頂く。勉強後は、釣竿を使って裏の池でザリガニ釣り楽しんで頂く。	34				○
平成27年8月22日	◎	あすか塾「飛鳥時代における苑池の構造と機能」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届け。今回は、奈良県橿原考古学研究所の東影 悠氏による講義	47				○
平成27年8月23日		夏休み企画 里山クラフト教室 「竹であそぼう！」	夏休み企画。夏休みの工作。竹を材料に水鉄砲や紙鉄砲などの自由工作を実施。竹を使った遊びを通して楽しみながら、竹という日本人にとってなじみ深い素材を感じて頂く。	25				○
平成27年8月29日～8月30日		飛鳥光の回廊	国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区の利用促進の為、公園ならではの魅力的な演出を計画し、実施する。演出としては定番・名物メニューとなった「光の地上絵」や、そのほか「高松塚古墳ライトアップ」「光のトンネル」、里山クラブの作品「竹の家」・「大型あんどん」、参加型のイベントとして「ロウソク点火体験」や、「月明かりの野点」等を実施する。	12,500	○			
平成27年9月12日		第13回万葉の歌音楽祭	万葉の歌にオリジナルの曲をつけた作品を募集し、万葉に関わる文化人の創作意欲向上と相互刺激・交流を目的とする。一般に歌を募集し、本選では実際に歌を披露していただく。	100				○
平成27年9月12日	◎	あすか塾 「難波宮から飛鳥へ～古代の幹線道路」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届け。今回は大阪府博物館協会大阪文化研究所学芸員の積山洋氏に講演を行っていただいた。	52				○
平成27年9月14日～10月2日	◎	バーチャル飛鳥京体験	遠足や学校団体利用の多いこの時期に、古代の飛鳥を感じ、歴史的背景に触れていただくため、バーチャル飛鳥体験イベントを実施します。タブレット端末とゴーグルを利用して、石舞台では石舞台古墳の天井石を運搬する再現映像等を体験して頂きます。事前申し込みなしで、当日来て頂いた方は体験できます。	5,591	○			
平成27年9月19日～9月20日		彼岸花祭り	明日香村が彼岸花で彩られたこの時期、「彼岸花祭り」を実施。稲淵の棚田では案山子コンテスト等を実施、公園の出展としては、里山クラブによる自然素材を使ったクラフト、昔あそび体験を実施する。	11,592	○			
平成27年9月21日～9月23日		昔あそび広場	「竹馬」「竹ぼっくり」「けん玉」「こま回し」「おてだま」等の昔懐かしい、「心のふるさと飛鳥」らしい郷愁感あふれる遊びを提供する。	1,267	○			
平成27年9月26日～9月27日		第4回おもしろ歴史フェスティバル	奈良県が推進する「記紀・万葉プロジェクト」と併行して、歴史素材を採り入れた参加体験型のイベント「第4回おもしろ歴史フェスティバル—歴史を愉しむ」を開催。奈良に眠る歴史ロマンの魅力を全国に向けて発信。里山クラブによる都塚古墳の定点ガイドを実施する。	9,600	○			
平成27年9月26日～9月27日	◎	第13回 あすか周遊 『川原寺～歴史・考古・美術編～』	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学ぶ「あすか塾」の特別研修会として開催。飛鳥に関わる歴史や自然の魅力を幅広く、二日間かけて学ぶ。今回は、明日香村教育委員会文化財課調整員 西久慎治氏、明日香村役場 辰巳俊輔氏による講義	12				○

平成27年 10月3日～10月4日		里山あそび広場 2015秋	公園ボランティア、飛鳥里山クラブが日ごろの活動成果を活かし、「昔あそび」「自然素材のクラフト」など、飛鳥ならではの遊びを提供します。	3,600	○		
平成27年 10月3日～10月4日		木のぼり体験 ～Let's tree+ing～	飛鳥の恵まれた里山・自然環境を活かし体験メニューを提供する。木の上から普段見られない飛鳥の景色を楽しんでいただくとともに、飛鳥の魅力を提供する。	93	○		
平成27年10月4日		ノルディック・ウォーク体験会	ノルディック・ウォーク体験を通じて、身体を動かし、健康づくりのきっかけを提案するとともに、飛鳥の素晴らしい歴史や風景を楽しんでいただく、周遊ツールとしての周知を図っていくことを目的に、ノルディック・ウォークを体験してもらう機会を提供する。	48	○		
平成27年10月10日	◎	あすか塾「飛鳥浄御原宮の構造」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届け。今回は奈良県立権原考古学研究所付属博物館主任学芸員の重見泰氏に講演を行っていただく。	49			○
平成27年10月10日		明日香路を写そう写真コンクール特別撮影会	四季折々の飛鳥の風景や草花等の自然を撮影しコンテストを行う「明日香路を写そう写真コンクール」。古代衣装を纏ったモデルの特別撮影会を、高松塚周辺地区で実施します。	55	○		
平成27年 10月10日～11月23日	◎	バーチャル飛鳥京体験	遠足や学校団体利用の多いこの時期に、古代の飛鳥を感じ、歴史的背景に触れていただくため、バーチャル飛鳥体験イベントを実施します。タブレット端末とゴーグルを利用して、石舞台では石舞台古墳の天井石を運搬する再現映像等を、高松塚では築造当時の映像や高松塚古墳石室内に入った気分が味わえる体験をして頂きます。事前申し込みなしで、当日来て頂いた方は体験できます。	14,206	○		
平成27年10月12日	◎	飛鳥学冠位叙任試験	村内5か所に設置してあるチェックポイントで解答し、ゴールで提出します。参加者には後日成績・冠位をお知らせし、成績優秀者には官職叙任を行います。	87			○
平成27年 10月24日～10月25日		古都飛鳥文化祭	和太鼓隊と連携し飛鳥文化を啓発する内容で実施。芸能文化だけでなく歴史・食・農等の文化でのプログラムも展開する事で飛鳥という地とそこに暮らす人々により育まれてきた文化を知っていただく。国営飛鳥歴史公園の高松塚周辺地区の利用促進のため、奈良県農産物の協力による「食」文化に関わるプログラムを提供する。また合わせてキトラ古墳周辺地区の開園や甘樫丘の里山づくりを紹介するブースを設け、本公園の取り組みをPRしていく。	22,100			○
平成27年 10月24日～10月25日	◎	あすか塾特別現地研修会 『葛城県と葛城氏・巨勢氏・蘇我氏』	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学ぶ「あすか塾」の特別研修会として開催。飛鳥に関わる歴史や自然の魅力を幅広く、二日間かけて学ぶ。今回は、御所市教育委員会文化財課課長 藤田和尊氏による講義	25			○
平成27年10月25日		里山仕事体験「ドングリのホームステイ」	里山づくりの一環であるクヌギの植えつけに向け、ドングリのポット植えを行います。植えつけていただいた一部のポットは参加者に持ち帰っていただき、後日(平成29年冬頃を予定)、公園に持って来ていただき、甘樫丘に植栽していきます。	58	○		
平成27年10月31日	◎	古都・飛鳥散歩「飛鳥ぐるり一周ハイキング 奥飛鳥を歩く」	飛鳥の史跡を巡りながら約15キロの道のりを歩く、健脚者向けのイベント。明日香村内をぐるりと一周します。案内は飛鳥里山クラブ(野外活動サークル)が行います。	20			○
平成27年 10月31日～11月8日		高松塚壁画のオリジナル缶バッジづくり	高松塚古墳壁画修理作業室公開に合わせてイベントを実施します。女子群像と一緒に映った写真でオリジナルの缶バッジをお作りします。事前申し込みなしで、当日来て頂いた方は体験できます。	543			○
平成27年 10月31日～11月8日	◎	古代のアクセサリづくり ～琥珀の勾玉～	高松塚古墳壁画修理作業室公開中の期間限定で、古くから幸福を呼ぶ石として親しまれてきた「琥珀」(再生)を使用して勾玉づくり体験を実施します。	55			○
平成27年11月7日		青垣祭	年1回、行われる社会福祉法人青垣園における「青垣祭」。当公園のイベントにも出展されている施設であり、イベントの盛り上げに協力するために参加、出展する。	250	○		
平成27年11月14日	◎	世界遺産登録応援企画「飛鳥・藤原歴史探訪ウォーキング」	明日香村や橿原市が推進する「飛鳥・藤原を世界文化遺産に！」を盛り上げるため、飛鳥里山クラブのガイドで関連史跡等を巡るウォーキングイベントを開催する。約13kmのコースを歩き、完歩された方を対象に、ユネスコ協会の協賛を得て、飛鳥オリジナルグッズが当たるお楽しみ抽選会も実施する。	23			○
平成27年11月14日	◎	あすか塾「野口王墓と八角墳の系譜」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届け。今回は明日香村教育委員会文化財課調整員の西光慎治氏に講演を行っていただく。	58			○
平成27年 11月21日～11月29日		里山落ち葉まつり	秋が深まってくる11月下旬に、落ち葉をつかったオブジェの展示、落ち葉や自然素材のクラフト、焼き芋の振る舞いなど、飛鳥の秋に触れあえる場を提供する。	1,826	○		
平成27年11月21日		明日香村農林商工祭	村内において生産される農林産物及び地場産業に対する認識を高め、明日香村の農林商工業のPR・産地強化を図るとともに、農林商工業の振興を図るため、明日香村の農林産物、工芸品、加工品の展示や品評会、即売会等を行い、また農林商工に関する啓発ブースも設ける。	2,500			○
平成27年 11月28日～11月29日	◎	あすか塾特別現地研修会 『龍王山城と龍王山』	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学ぶ「あすか塾」の特別研修会として開催。飛鳥に関わる歴史や自然の魅力を幅広く、二日間かけて学ぶ。今回は、高松塚壁画館学芸員 泉武氏による講義	15			○
平成27年12月12日	◎	あすか塾「野口王墓と八角墳の系譜」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力をお届け。今回は奈良県立考古学研究所主任研究員の奥山誠義氏に講演を行っていただく。	26			○

平成27年 12月19日～12月20日		お正月準備企画 飛鳥伝統教室「ミニ門松づくり」	お正月に向けてテーブルに飾ることができるミニ門松作りをします。製作指導は明日香村の小倉茂次氏に来ていただき、補助として里山クラブの方々に協力していただきます。	117		○	
平成27年12月23日		お正月準備企画 飛鳥伝統教室「しめ縄づくり」	お正月に向けて大・小2つのしめ縄作りを行います。製作指導は明日香村の小倉茂次氏に来ていただき、補助として里山クラブの方々に協力していただきます。	37		○	
平成27年12月26日		お正月準備企画 飛鳥伝統教室「鏡餅づくり」	奈良県産のもち米を使用して正月用の鏡餅をつくります。参加者自身が餅つきや丸める作業を行います。	50		○	
平成28年1月11日	◎	古都・飛鳥散歩 ノルディックウォーキングで行く「綱かけ神事」見学ウォーク	健康をキーワードに、ノルディックウォークを体験してもらいます。棚田百選で知られる福淵大字にて行われる男綱(おつな)の綱かけ神事の見学をとおして、飛鳥の冬を感じて頂くウォーキング。飛鳥の素晴らしい風景を楽しみながら体を動かし健康づくりのきっかけを提案します。	18		○	
平成28年1月16日	◎	あすか塾 「唐代長安城の設計と宮殿」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力を届ける。今回は阪南大学の教授「栗村 多加史氏」に講演を行っていただいた。	41			○
平成28年1月17日		里山しごと体験「しいたけ栽培と炭出し体験」	里山しごとである炭焼きおよびシイタケ栽培の作業の一部を体験します。ホダ木にシイタケ菌を打ち込む作業を行い、持ち帰って育てて頂きます。また暖かい汁物の振る舞いで体の中から温まって頂きます。	17		○	
平成28年1月17日		第5回風揚げ大会	「飛鳥応援大使」の指導の下、風揚げを実施します。午前中は「玄武」をイメージしたデザインの凧を作製します。昼からは、石舞台地区芝生広場で、作った凧を持参した凧で風揚げ大会を実施します。	65			○
平成28年1月30日		環境教育指導者養成講習会 ～グローイングアップワイルド～	「自然を大切に」と理解するだけでなく、「自然や環境のために行動できる人」を育成することを目的としたアメリカ生まれの実践的プログラム「プロジェクト・ワイルド」の指導者を養成し、飛鳥地域や奈良県下における環境教育のさらなる推進につなげることを目的とします。なお、今回は自然の中で幼い子どもたちの素晴らしい感性を引き出していくことができる環境教育プログラムとして主に幼児(3歳～7歳)を対象とした『グローイングアップワイルド』のエディケーター(一般指導者)を養成します。	9		○	
平成28年1月31日		旅RUN×古都奈良 「新春開運ロケイニング」	新年の開運をかけて、明日香村、橿原市を中心とした寺社仏閣を回るコースを設定した走る楽しみと歴史を感じるイベントです。	56			○
平成28年2月6日		スキの簾作り	自然素材を活用したクラフトイベントとして、公園に自生するスキを使って「ミニほうき」を作ります。	16		○	
平成28年2月13日	◎	あすか塾 「飛鳥浄御原宮の殿舎名をめぐって」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力を届ける。今回は奈良県立橿原考古学研究所附属博物館 主任学芸員「鶴見 泰寿」氏を招き実施した。	25			○
平成28年2月14日		里山しごと体験「炭焼きの火入れ」	公園ボランティア「飛鳥里山クラブ」が炭焼きを行います。炭焼きや窯の紹介・解説を行った後、火入れの見学をしていただけます。	10	○		
平成28年2月21日		里山自然教室「バードウォッチングへ行こう」	冬に飛来する水鳥や野鳥を中心に里山の自然観察します。案内は飛鳥里山クラブ「野鳥サークル」が行います。	35		○	
平成28年 2月27日～2月28日		古代のアクセサリ「ガラス玉づくり」	飛鳥時代に装飾品として作られていた『ガラス玉』を現代風にアレンジして、プレスレットやストラップをつくります。	68		○	
平成28年 3月1日～3月31日		謎解きラリー	早春の開散期となる期間に、冬から早春へと移り変わる自然の風景等の飛鳥の魅力も感じていただきながら園内各地に配置したヒントを集め謎を解いていただく。	39	○		
平成28年3月12日	◎	あすか塾 「飛鳥と朝鮮三国の都城」	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学んでいただくことを目的に開催。多彩な講師陣を迎え、「飛鳥の宮」や「古墳」「万葉の世界」など、古代ロマンの宝庫『飛鳥』の魅力を届ける。今回は滋賀県立大学人間文化学部教授「田中 俊明」氏を招き実施した。	44			○
平成28年3月13日		里山自然教室「国蝶オオムササキの舞う里山づくり」	国蝶オオムササキについての説明を聞いた後、幼虫を園内に放します。放虫を終えた後は、炭の原料やおオムササキの成虫の主なエサであるクヌギの植栽も行い、里山の自然環境を生育していただく。	24	○		
平成28年 3月19日～3月21日		まるっと飛鳥体験2016	早春の飛鳥は、飛鳥の歴史や魅力に興味を持ち、多くの方が旅行で訪れます。また来年は、キトラ古墳周辺地区の開園を秋に控え、より飛鳥に注目が集まります。こうした中、飛鳥を訪れる方に、より飛鳥の歴史や楽しさを、体験を通じて知っていただき楽しい思い出を作っていただくとともに、秋に開園するキトラ古墳周辺地区のさらなる周知・PRの実施、キトラを見据えた新しいプログラムの検討を目的に、様々な体験が楽しめるイベントを実施するものである。なお、当イベントは、今年度はじめての取り組みとなるが、様々な団体の協力も打診しながら、横のつながりを広げ、次回以降、更なる魅力の向上ができるように、イベントの育成を行う。	3,200	○		
平成28年 3月26日～3月31日	◎	バーチャル飛鳥京体験	春休みに公園を訪れる方を対象に、より飛鳥の歴史にふれていただくことを目的に、新しいバーチャル飛鳥京を活用した体験イベントを開催。タブレット端末とゴーグルを利用して、高松塚古墳の築造当時の映像や高松塚古墳石室内に入った気分が味わえる体験をしていただく。	1,093	○		

平成28年 3月26日～3月31日	◎	飛鳥の古代体験を楽しもう	春休みに公園を訪れる方を対象に、勾玉や海獣葡萄鏡などの飛鳥の古代体験を気軽に体験いただくを目的に、開催する。	23		○	
平成28年 3月26日～3月27日	◎	あすか塾 現地研修会『古(いにしえ)の国道1号線、紀路を歩こう』	飛鳥地域の歴史・伝統文化等を学ぶ「あすか塾」の特別研修会として開催。飛鳥に関わる歴史や自然の魅力を幅広く、二日間かけて学ぶ。今回は、高取町教育委員会次長補佐「木場 幸弘」氏による講義	9			○
★企画展							
平成27年 4月1日～5月31日		企画展 飛鳥里山クラブ作品展	3月1日より継続実施。飛鳥里山クラブの日常の活動の成果を展示・発表します。公園の自然素材を活用したクラフト作品等を展示します。そして、里山クラブの活動を来館者の方に紹介するとともに、ボランティア活動に興味を持ってもらうことを目的として実施します。	25,159		○	
平成27年 5月7日～6月21日		企画展 写真で見る飛鳥今昔	「日本人の心のふるさと」と称される飛鳥の現在と過去の移り変わりを後世に残し伝えるため、写真展示を実施します。	17,052		○	
平成27年 5月18日～6月21日		企画展 チェーンソーアート作品展	国営飛鳥歴史公園にて、あすか風舞台で5/17に実施したチェーンソーアートの上位3作品を展示します。実施当日の状況写真も合わせて展示します。	10,274		○	
平成27年 6月22日～7月7日		企画展 飛鳥七夕祭り	国営飛鳥歴史公園、石舞台売店前休憩所の2ヶ所にて、七夕飾りを行います。一般の方に短冊に願いを書いていただき飾って頂きます。	6,151		○	
平成27年 6月22日～7月1日		企画展 飛鳥里山クラブ作品展	飛鳥里山クラブの日常の活動の成果を展示・発表する作品展の一部を、祝戸荘で実施する。里山クラブの活動を祝戸荘宿泊者・利用者に紹介し、「飛鳥里山クラブ」のPRに努める。	236		○	
平成27年 7月4日～8月31日		企画展 写真で見る飛鳥今昔	「日本人の心のふるさと」と称される飛鳥の現在と過去の移り変わりを後世に残し伝えるため、写真展示を実施します。	5,470		○	
平成27年 7月8日～8月31日		企画展 飛鳥の二十四節気	日本の心のふるさと飛鳥の美しい四季の姿を、日本の暦(二十四節気・七十二候)を通じて知っていただく。我が国で最初に採用された「暦」が飛鳥時代であったこと、石神遺跡から「具注曆木簡」が発掘されていることに因み、古代の暦や具注を図表や絵等のパネルを用いて紹介、解説展示を行う。	12,265		○	
平成27年 7月18日～8月31日		企画展 「飛鳥の里山で見られる昆虫展」	飛鳥の里山に住む多くの昆虫標本を見る中で、里山環境の多様性を学んでもらう。	11,006		○	
平成27年 7月18日～8月31日		企画展 飛鳥の朝顔展	アーチ状に組んだ竹などで飛鳥の夏を感じる朝顔を育て「涼」を演出した展示を行う。	11,006		○	
平成27年 7月20日～11月30日		企画展 第22回飛鳥スケッチコンクール	明日香村及び世界遺産候補地「飛鳥・藤原宮都とその関連遺産群」をスケッチしていただき、公園館に展示する。	9,957		○	
平成27年 9月1日～10月31日		企画展 第38回明日香路を写そう写真コンクール作品展	国営飛鳥歴史公園にて、昨年度の「第38回明日香路を写そう写真コンクール」の優秀作品の展示を行います。	19,682		○	
平成27年 10月20日～11月18日		企画展 明日香菊花展	明日香菊花会の協力により、国営飛鳥歴史公園前で秋を彩る菊を展示し、来園者に飛鳥の秋を感じて頂きます。	11,516		○	
平成27年 11月20日～12月11日		企画展 写真で見る飛鳥今昔	「日本人の心のふるさと」と称される飛鳥の現在と過去の移り変わりを後世に残し伝えるため、写真展示を実施します。	17,052		○	
平成27年12月1日 ～平成28年2月28日		企画展 高校生の写真展	国営飛鳥歴史公園にて、地元の奈良県立高取国際高校写真部の学生が撮った様々な飛鳥を展示します。高校生の観点から見た斬新且つ新鮮な飛鳥を感じることができます。	11,290		○	
平成28年 1月4日～1月31日		企画展 飛鳥の二十四節気	日本の心のふるさと飛鳥の美しい四季の姿を、日本の暦(二十四節気・七十二候)を通じて知っていただく。我が国で最初に採用された「暦」が飛鳥時代であったこと、石神遺跡から「具注曆木簡」が発掘されていることに因み、古代の暦や具注を図表や絵等のパネルを用いて紹介、解説展示を行う。	12,265		○	
平成28年 3月1日～3月31日		企画展 飛鳥の絵ハガキ展	「飛鳥の風景」をテーマにした「絵ハガキ」を募集、展示、入賞作品を広報ツールとして広く配布することで、飛鳥地方の歴史的風土や自然の魅力を“知り”“見て”“伝えていく”ことを目的とします。	7,210		○	
	33			315,915			

※歴史学習メニュー・イベントの利用プログラムは、飛鳥地方の文化的遺産の保存と活用資する参加・学習・体験・交流型のイベント及び利用プログラムを指す。  
 なお、「分類」中の①、②、③については、各々①委託費のみで行うもの、②委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収する等のもの、③自主財源で独立採算で行うものである。

## 実施行催事等実績

### ■ 平成26年度 国営飛鳥歴史公園行事

日程	歴史学習(※)	行事名	内容	参加人数	分類		
					①	②	③
★イベント							
平成26年 4月1日～4月6日		石舞台古墳夜桜ライトアップ	明かりに照らされた古墳の巨石と覆いかぶさるように咲き誇る桜の様子はまさに幻想的な世界をかもし出します。桜が咲く時期に、18:00点灯～21:00消灯で夜桜ライトアップを実施します。	2,189			○
平成26年4月5日		飛鳥蹴鞠の日	明日香村の伝統芸能のPRや継承を目的として、飛鳥蹴鞠の会の方々の協力のもと実施するイベント。飛鳥蹴鞠の解説・実演披露の後、体験もしていただく。	300	○		
平成26年4月20日	◎	世界遺産登録応援企画「飛鳥・藤原歴史探訪ウォーキング」	明日香村や橿原市が推進する「飛鳥・藤原を世界文化遺産に！」を盛り上げるため、飛鳥里山クラブのガイドで関連史跡等を巡るウォーキングイベントを開催する。約13kmのコースを歩き、完歩された方を対象に、ユネスコ協会の協賛を得て、飛鳥オリジナルグッズが当たるお楽しみ抽選会も実施する。	172		○	
平成26年 5月3日～5月5日		里山あそび広場2014春	飛鳥里山クラブが思い出に残る飛鳥の日を提供します。クラフト教室や自然素材を使った遊びなどを実施し、お子様からご年配まで幅広く楽しんで頂きます。	10,800	○		
平成26年 5月3日～6月1日	◎	バーチャル飛鳥京 in 高松塚古墳	タブレット端末とゴーグルを利用して、高松塚古墳の築造当時の映像や画像を再現したものを一般来園者向けに見て体験して頂きます。事前申し込みなしで、当日現場に来て頂いた方は体験できます。	12,660	○		
平成26年5月18日	◎	古都・飛鳥散歩「心のふるさと飛鳥の花めぐり」	公園をはじめ飛鳥の春に咲く野草を中心として、参加者に楽しんでいただく。ガイドは飛鳥里山クラブ(自然観察サークル)が担当する。	25		○	
平成26年5月18日		【夢プラン】チェーンソーアート実演	日本一の林業地・吉野の間伐材(杉)を使い、チェーンソーだけを使い作品を生み出します。チェーンソーによる音の迫力と瞬間に作品が形作られていく、スピーディな吉野杉の魅力さをさらに引き出す。無垢の木にふれる機会の少ない多くの人々に木の香りや肌触りを感じて頂きます。	700	○		
平成26年 5月24日～5月25日		開園40周年記念企画「木筒タイムカプセル」～埋設編～	開園40周年記念の取組みの一つとして、未来へのメッセージを木筒へ残すイベントとする。「歴史文化」というキーワードになじみやすい会場として、同日の「歴史フェスティバル」と合わせて開催する。当時の飛鳥の人々がどのようにしてメッセージを伝えたか、また、掘起しの際には過去のメッセージを受け取る体験を通して、「歴史」や「時間」を感じて頂くことを目的とする。	138	○		
平成26年 5月24日～5月25日		第3回おもしろ歴史フェスティバル～歴史を愉しむ～	奈良県が推進する「記紀・万葉プロジェクト」と併行して、歴史素材を採り入れた参加体験型のイベント「第3回おもしろ歴史フェスティバル～歴史を愉しむ～」を開催。奈良に眠る歴史ロマンの魅力を全国に向けて発信。(会場内にて開園40周年記念イベントとして「木筒タイムカプセル」を実施)	10,000	○		
平成26年5月25日	◎	古都・飛鳥散歩「飛鳥の隠れスポット 西飛鳥古墳群に行く」	飛鳥の隠れスポット「西飛鳥」を訪れ、新しい魅力を発見いただく。また、ガイドについては飛鳥里山クラブ(歴史サークル)が実施する。	42		○	
平成26年6月1日	◎	古都・飛鳥散歩「古代ロマン・万葉の歌碑めぐり」	初夏の飛鳥を感じながら、明日香村内に点在する万葉歌碑を巡るハイキングイベント。歌碑の案内は公園ボランティア「飛鳥里山クラブ・文化サークル」が担当する。	20		○	
平成26年6月1日		橿原市昆虫館「むし祭り」	年1回、行われる橿原市昆虫館における「むし祭り」。明日香村に隣接する施設であり、イベントの盛り上がりために参加する。出展内容は、飛鳥里山クラブが「昆虫のクラフト」を実施。	1,000	○		
平成26年6月8日		【夢プラン】ススキのほうき作り	公園に自生するススキを使って「ミニほうき」を作ります。自然素材を活用したクラフトイベントです。	27		○	
平成26年6月14日		飛鳥の自然と生き物を一緒に考えよう!	地域の方を中心に飛鳥川の多様な生態を知って頂くとともに、飛鳥川の歴史についても触れ、生物の環境保全のきっかけづくりをします。	18	○		
平成26年6月22日		里山自然教室「国蝶オオムラサキ放蝶会」	甘樫丘周辺地区にて、国蝶オオムラサキについての生態の話などを聞き、観察した後、甘樫丘に放蝶します。国蝶オオムラサキについてのお話を聞いた後、成虫を園内に放します。100匹を放蝶予定。	46	○		
平成26年7月5日		里山自然教室「ペニバナの染色体験」	万葉植物「ペニバナ」を使った染色を行います。ペニバナは摘み取りから染色まで行います。	25		○	



平成26年7月6日		旅RUN×古都奈良 明日香村トレイルラン	トレイルランニングとは、森や山中、自然公園などの未舗装の道を走るスポーツ。近年は自然に触れながら体力増進やダイエットを図ろうとフィットネス感覚で始める人が増えています。今回は、明日香村石舞台古墳を中心に、古道と呼ばれる里山を走る、21kmのトレイルランニング。里山の自然を楽しみながら、ゆったりまったり走る大会です。	200				○
平成26年7月26日～7月27日		夏休み親子体験イベント『自然編』～飛鳥の自然と触れ合おう～	飛鳥の自然に触れ合うをメインテーマに、昆虫達や、植物とのふれあいを通じて、親子で夏らしい色々な体験をしていただきます。	25				○
平成26年7月27日		夏休み企画 里山クラフト教室「竹であそぼう！」	夏休み企画。夏休みの工作。竹を材料に水鉄砲や神鉄砲などの自由工作を実施。竹を使った遊びを通して楽しみながら、竹という日本人にとってなじみ深い素材を感じて頂く。	32				○
平成26年8月3日		夏休み企画 里山仕事体験「竹林管理と流しそうめん」	荒れた竹林を整備するために竹の間伐をします。また、竹を使用して、お昼には流しそうめんを行います。	39				○
平成26年8月14日～8月17日	◎	夏休み企画 飛鳥古代体験「勾玉づくり・ガラス玉づくり」	夏休み特別企画。飛鳥で古代体験。「勾玉作り」「ガラス玉づくり」を実施。事前申し込みは不要。ただし、受付は30分おきに行う。また秋実施予定の草月製作オブジェに使用する竹の輪っかを希望者によって頂く。(指導は草月)	210				○
平成26年8月15日		あすかふるさと夏まつり2014	毎年8月15日に行われ、多くの人びとで賑わう祭りを今年は商工会等との共催で実施。豪華な景品が当たるお楽しみ抽選会、飛鳥夜市(屋台)、ステージイベント(せんとう君等のゆるキャラ、ダンス、お笑い等)、和太鼓演奏の他、EV車のPRイベントも予定。さらに、クワイマックスは花火大会で飛鳥の夜を彩ります。今年は会場内に公園の古代体験ブースとして勾玉づくりを出展した。	3,500				○
平成26年8月23日～8月31日		高松塚古墳壁画一般公開記念「古代衣装着付け体験」	高松塚古墳壁画一般公開を記念して、来園者の方に古代衣装着付けを通して、壁画に興味を持っていただくことを目的とする。また、希望者の方のみ記念写真の缶バッジをお土産として販売する。なお、缶バッジに高松塚壁画館の割引特典をつけ、壁画館の利用促進としても活用する。	186				○
平成26年8月23日～8月31日	◎	高松塚古墳壁画一般公開記念「バーチャル飛鳥京 in 高松塚古墳」	タブレット端末とゴーグルを利用して、高松塚古墳の築造当時の映像や画像を再現したものを見て一般来園者向けに見て体験して頂きます。事前申し込みなしで、当日現場に来て頂いた方は体験できます。	3,052				○
平成26年8月23日～9月28日		第1回フォトトライアスロンin明日香村	写真を通し、記録・展示・発信することで明日香村の自然や歴史・文化を再認識し、共有財産として分かち合う。開催地の自然や歴史・文化を課題と制限時間を設けてデジタルカメラで撮影、プリントから展示までを完成させるイベント。同時にコンテンツも実施する。	50				○
平成26年8月24日		夏休み企画 里山自然教室「水辺の生き物観察会」	公園に生息する水辺の生き物について学びます。メダカ(希少種)とザリガニ(外来種)をテーマに、水辺の生き物の生態のほか、水辺環境の変化などにも触れて、環境保護の大切さも学んで頂く。勉強後は、釣竿を使って裏の池でザリガニ釣り楽しんで頂く。	36				○
平成26年8月25日～8月31日	◎	高松塚古墳壁画一般公開記念「(再生)琥珀の勾玉づくり体験」	高松塚古墳壁画一般公開記念して期間限定で「(再生)琥珀の勾玉づくり体験」を実施。ヤスリ等で琥珀の勾玉を削る体験をして頂きます。事前申し込みなしで、当日来て頂いた方は体験できます。	68				○
平成26年9月13日～9月15日		飛鳥光の回廊	国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区の利用促進の為、公園ならではの魅力的な演出を計画し、実施することを目的とした。演出としてはメインの「光の地上絵」として、そのほか「高松塚古墳ライトアップ」「光のトンネル」、里山クラブの「竹の家」、帝塚山大学の作品展示を展開。参加型イベントとして、点火体験ボランティア、光のメッセージを実施。また音楽による演出としては、地元中学生による太鼓演奏や吹奏楽演奏、癒しの音楽クリスタルボウル、ジャズコンサートを実施。	17,166				○
平成26年9月20日～9月21日		彼岸花祭り	明日香村が彼岸花で彩られたこの時期、「彼岸花祭り」を実施。稲淵の棚田では案山子コンテスト等を実施、公園の出展としては、里山クラブによる自然素材を使ったクラフトを実施して、会場を盛り上げました。	11,900				○
平成26年9月21日		飛鳥周遊クイズラリー	飛鳥の良い場所をより多くの人に知ってもらうために、クイズラリーを実施します。問題は8ヶ所のポイントに行ってみてわかるものを出題します。ゴールの飛鳥駅(案内所)に戻ってきて、抽選会に参加してもらいます。	100				○
平成26年9月27日		飛鳥はっぴーウォーク	過去飛鳥にて3回行われた「飛鳥ほんまもんウォーク」を名称変更。本年度は飛鳥ならではの体験コンテンツを取り入れ、ファミリー層の集客をはかるほか、飛鳥の自然や古来からの人々が紡ぎ続けてきた歴史・文化等、さらなる新しい飛鳥の魅力を再発見して頂き、飛鳥ファンへの定着・固定化をはかる。本年度は当公園が共催として加わり、コース途中の甘樫丘地区では自然体験等を実施、高松塚周辺地区をゴールに設定。	1,463				○
平成26年10月11日～10月12日		里山あそび広場 2014秋	公園ボランティア、飛鳥里山クラブが日ごろの活動成果を活かし、「昔あそび」「自然あそび」など、飛鳥ならではの遊びを提供します。今年は里山クラブ設立20周年を迎える年で、イベント内容の充実はもちろん、各ブースにスタンプを配置して、全ブースを回って頂くような工夫も実施。また、12日には皆でフォークダンスをするなど懐かしい催しもおこないます。	3,000				○
平成26年10月12日	◎	飛鳥学冠位叙任試験(飛鳥版科挙)	飛鳥を巡りながら問題を解いていくクイズラリー形式の「飛鳥版科挙」。参加者には後日成績・冠位をお知らせし、高得点者には官職叙任を行います。	84				○
平成26年10月24日～11月9日	◎	バーチャル飛鳥京 in 石舞台古墳	タブレット端末とゴーグルを利用して、アニメーションで石舞台古墳の天井石を運搬する再現映像を一般来園者向けに見て体験して頂きます。事前申し込みなしで、当日現場に来て頂いた方は体験できます。	7,173				○

平成26年11月3日	◎	古都・飛鳥散歩「飛鳥ぐるり一周ハイキング 奥飛鳥を歩く」	飛鳥の史跡を巡りながら約15キロの道のりを歩く、健脚者向けのイベント。明日香村内をぐるりと一周します。案内は飛鳥里山クラブ(野外活動サークル)が行います。	20		○	
平成26年 11月15日～11月16日		開園40周年記念「石舞台古墳プロジェクトマッピング」	開園40周年記念イベント・村の実行委員会イベントの一環として、石舞台古墳のマッピングと熱気球搭乗体験(有料)を実施し、上空からのイルミと飛鳥の夜景を楽しめる内容とします。また、期間中、「いけばな草月流」の展示イベントも村内各所で催され、石舞台古墳内にもオブジェ等が展示され、昼と夜の演出を楽しんで頂けます。	4,700		○	
平成26年 11月15日～11月16日		明日香ビオマルシェ ～ハッピーフードフェスタ～	明日香村全体を使った草月による展示イベントが行われ、多くのお客様の来村が期待されます。当公園としても、おもてなしの一環として当イベントを実施し、明日香の食の豊かさを来園者お方々に知って頂くことを目的とします。※マルシェとは食の市	5,500			○
平成26年 11月22日～11月23日		里山落ち葉まつり	秋が深まってくる11月下旬に公園の利用促進をすることを目的として実施する。落ち葉をつかった立体オブジェの展示や落ち葉や自然素材のクラフト、焼き芋の振る舞いなど、飛鳥の秋に触れあえる場を提供する。	5,579	○		
平成26年12月7日		旅RUN×古都奈良 明日香村ロゲイニング	ロゲイニングとは地図コンパスを使って多数設置されたチェックポイントをできるだけ多く制限時間内にまわり得られた点数を競う野外スポーツです。高松塚古墳を始めとする、古墳群や名刹や棚田百選の稲淵棚田といった名所・原風景を見ながら、走りまわります。走る楽しさと、歴史を感じることができるイベントです。	71			○
平成26年 12月13日～12月14日		お正月準備企画 飛鳥伝統教室「ミニ門松づくり」	お正月に向けてテーブルに飾ることができるミニ門松作りをします。	147		○	
平成26年12月21日		お正月準備企画 飛鳥伝統教室「しめ縄づくり」	お正月に向けてしめ縄作りを行います。製作指導は明日香村の方に来ていただきます。	26		○	
平成26年12月23日		お正月準備企画 飛鳥伝統教室「鏡餅づくり」	奈良県産100%のもち米を使用して正月用の鏡餅をつくります。参加者自身が餅つきや丸める作業を行います。	47		○	
平成27年1月11日		第4回風揚げ大会～飛鳥の空に舞い上がる玄武たち～	「飛鳥応援大使」の指導の下、風揚げを実施します。午前中は「玄武」をイメージしたデザインの凧を製作します。昼からは、石舞台地区芝生広場で、作った凧を持参した凧で風揚げ大会を実施します。	80			○
平成27年1月12日	◎	古都・飛鳥散歩ノルディックウォーキングで行く「綱かけ神事」見学ウォーク	健康をキーワードに、ノルディックウォークを体験してもらいます。棚田百選で知られる稲淵大字にて行われる男綱(おづな)の綱かけ神事の見学をとおして、飛鳥の冬を感じて頂くウォーキング。飛鳥の素晴らしい風景を楽しみながら体を動かす健康づくりのきっかけを提案します。<綱かけ神事>稲淵大字の冬の伝統行事で、男性のシンボルをかたどった綱を飛鳥川の上に掛ける。	27		○	
平成27年 1月17日～1月25日		【高松塚古墳壁画作業室公開記念】 古代衣装を身に付けて記念缶バッジをつくらう	高松塚古墳壁画作業室公開に合わせて週末の4日間に体験イベントを実施します。古代衣装を着た姿を写真に写して、記念缶バッジに加工します。事前申し込みは不要。※1/17(土)、1/18(日)、1/24(土)、1/25(日)、4日間実施	145		○	
平成27年1月18日		里山しごと体験「しいたけ栽培と炭出し体験」	里山しごとである炭焼きおよびシイタケ栽培の作業の一部を体験します。ホダ木にシイタケ菌を打ち込む作業を行い、持ち帰って育てて頂きます。また暖かい汁物の振る舞いで体の中から温まって頂きます。	36		○	
平成27年 2月1日～3月15日	◎	飛鳥古代体験「勾玉づくり体験」	飛鳥来訪記念のお土産としてびっぴりな古代体験を実施します。期間中の土日祝日限定で実施します。事前申し込みなしで、当日受付の体験です。(但し、席に限りあり)	54		○	
平成27年 2月1日～3月31日		古代衣装を着てあなたも飛鳥びと	飛鳥に来られた記念として、古代衣装を着て撮影できるスポットを公園館内に設置します。服の上から着るだけなので簡単に飛鳥びとになれます。ご希望の方は缶バッジにもできます。古代衣装を着てみよう:期間中毎日缶バッジ:期間中の土日祝日 ※他イベントで使用のため2/7、14、21は実施しない	563	○		
平成27年 2月11日～3月20日		早春クイズラリー	冬から早春の開散期となる上記期間に、園内主要地区である「石舞台地区」「高松塚周辺地区」を周遊いただき、冬から早春の風景など公園の魅力を再発見いただくこと、また公園利用者の利用満足度向上を目的として実施する。	83		○	
平成27年2月15日		里山しごと体験「炭焼きの火入れ」	公園ボランティア「飛鳥里山クラブ」が炭焼きを行います。炭焼きの紹介の後、火入れの見学をすることができます。	50	○		
平成27年2月22日		里山自然教室「バードウォッチングへ行こう」	野鳥を中心に里山の自然観察を行います。冬に飛来する水鳥を中心に観察します。コース:豊浦休憩所～豊浦寺跡～和田池～甘檜丘・川原芝生広場～豊浦休憩所	19		○	
平成27年3月8日		里山自然教室「国蝶オオムラサキ放虫会」	国蝶オオムラサキについての説明を聞いた後、幼虫を園内に放します。500匹を放虫予定。	35	○		

平成27年 3月21日～3月31日	◎	バーチャル飛鳥京 in 石舞台古墳	タブレット端末とGoogleを利用して、アニメーションで石舞台古墳の天井石を運搬する再現映像を一般来園者向けに見て体験して頂きます。事前申し込みなしで、当日現場に来て頂いた方は体験できます。	1,917	○		
平成27年 3月28日～3月29日		シェフェスタ IN 飛鳥	古代ロマンあふれる石舞台古墳を背景に、シェフと飛鳥のおいしい食材がコラボした料理の数々をお楽しみいただけます。一番の目玉は、飛鳥のおいしいご飯を使った、人気シェフによるスペシャルカレーです。そのほかにもブランドイチゴのアスカルビーを使ったスイーツマルシェや、本格石窯を使ったナポリピッツァ、県内の人気レストランが勢ぞろいする屋台村などが揃います。シェフ達による飛鳥の農産物を使った美味しい料理を切り口とすることで、新しい若い層にも飛鳥の魅力を知って頂くことを目的とし	21,500			○
平成27年 3月28日～3月29日		シェフェスタin飛鳥「歴史ガイドツアー」	明日香来訪の方に石舞台古墳のほか話題の都塚古墳も解説します。「シェフェスタin飛鳥」との連携により、食以外に歴史も楽しんで頂けることを目的とします。距離を短くして若い方でも気軽に参加できる内容とします。	15		○	
平成27年 3月28日～3月29日	◎	飛鳥古代体験「勾玉づくり体験」inシェフェスタ	3/28～29日に開催される「シェフェスタin飛鳥」の会場内にてブースを設け、食だけでなく歴史にも触れるきっかけとして、またお子様の体験イベントとして勾玉づくりを実施します。事前申し込みなしで、当日受付で体験できます。(但し席に限りあり)	139		○	
平成27年 3月28日～3月31日		石舞台古墳夜桜ライトアップ	明かりに照らされた古墳の巨石と覆いかぶさるように咲き誇る桜の様子はまさに幻想的な世界をかし出します。桜が咲く時期に、18:00点灯～21:00消灯で夜桜ライトアップを実施します。4月4日(土)～5日(日)には特別イベントを実施してお客様をもてなします。	528	○		
★企画展							
平成26年 6月1日～7月7日		企画展 写真で見る飛鳥の今昔	国営飛鳥歴史公園では今年開園40周年を迎えるこの節目に、「日本人の心のふるさと」と称される飛鳥の現在と過去の移り変わりを後世に残し伝えることを目的とする。	10,954	○		
平成26年 6月21日～7月7日		企画展 飛鳥七夕祭り	国営飛鳥歴史公園館、石舞台売店前休憩所の2ヶ所にて、七夕飾りを行います。一般の方に短冊に願いを書いていただき飾って頂きます。	5,969	○		
平成26年 6月21日～8月31日		企画展 写真で見る飛鳥今昔	飛鳥の風景を昔の写真と現在の写真を合わせて展示します。飛鳥の移り変わりが一目でわかる写真展です。	6,939	○		
平成26年7月1日 ～平成27年1月15日		企画展 写真で見る飛鳥の今昔	国営飛鳥歴史公園では今年開園40周年を迎えるこの節目に、「日本人の心のふるさと」と称される飛鳥の現在と過去の移り変わりを後世に残し伝えることを目的とする。	10,954	○		
平成26年 7月8日～8月31日		企画展 「飛鳥の朝顔展」	飛鳥の夏を涼しげな朝顔で演出して、来園者の方々に季節を感じて頂く。一般的な朝顔のほか、花の形が珍しい「変化朝顔」も展示する。	12,407	○		
平成26年 9月1日～10月31日		企画展 第37回明日香路を写そう写真コンクール作品展	国営飛鳥歴史公園館にて、昨年度の「第37回明日香路を写そう写真コンクール」の優秀作品の展示を行います。	16,068	○		
平成26年 10月20日～11月18日		企画展 第11回明日香菊花展	明日香菊花会の協力により、国営飛鳥歴史公園前で菊花の展示を行います。季節を感じて頂く展示イベントです。	7,499	○		
平成26年 11月1日～11月30日		企画展 第21回飛鳥スケッチコンクール作品展	明日香村及び世界遺産候補地「飛鳥・藤原宮都とその関連遺産群」をスケッチしていただき、公園館に展示する。	8,258	○		
平成26年12月1日 ～平成27年1月15日		企画展 写真で見る飛鳥の今昔	国営飛鳥歴史公園では今年開園40周年を迎えるこの節目に、「日本人の心のふるさと」と称される飛鳥の現在と過去の移り変わりを後世に残し伝えることを目的とする。公募で集められた飛鳥地方の昔の写真を公園館にて展示。	4,141	○		
平成27年 3月21日～3月31日		企画展 飛鳥里山クラブ作品展	飛鳥里山クラブの日ごろの活動の成果を展示・発表します。公園の自然素材を活用したクラフト作品等を展示します。そして、里山クラブの活動を来館者の方に紹介するとともに、ボランティア活動に興味を持ってもらうことを目的として実施します。	6,050	○		
	15			216,966			

※歴史学習メニュー・イベントの利用プログラムは、飛鳥地方の文化的遺産の保存と活用資する参加・学習・体験・交流型のイベント及び利用プログラムを指す。

なお、「分類」中の①、②、③については、各々①委託費のみで行うもの、②委託費で行うが材料代等実費は公園利用者から徴収する等のもの、③自主財源で独立採算で行うものである。

## 精算報告書(H28)

(単位:円)

経費区分	予定経費 (A)	精算額 (B)	過不足額	備考
			(A) - (B)	
本業務全体のマネジメント及び企画立案	129,643,441	129,643,441	0	
施設・設備維持修繕	25,629,607	25,629,607	0	
植物管理工	32,486,952	32,486,952	0	
小計	187,760,000	187,760,000	0	
一般管理費	18,210,000	18,210,000	0	
			0	
消費税	16,477,600	16,477,600	0	
			0	
計	222,447,600	222,447,600	0	

## 精算報告書(H27)

(単位:円)

経費区分	予定経費 (A)	精算額 (B)	過不足額	備考
			(A) - (B)	
本業務全体のマネジメント及び企画立案	98,984,399	98,984,399	0	
施設・設備維持修繕	22,130,405	22,130,405	0	
植物管理工	26,496,042	26,496,042	0	
小計	147,610,846	147,610,846	0	
一般管理費	14,322,000	14,322,000	0	
			0	
消費税	12,954,627	12,954,627	0	
			0	
計	174,887,473	174,887,473	0	

## 精算報告書(H26)

(単位:円)

経費区分	予定経費 (A)	精算額 (B)	過不足額	備考
			(A) - (B)	
本業務全体の 計画立案及び マネジメント	57,596,802	57,596,802	0	
企画運営管理	40,246,512	40,246,512	0	
施設・設備 維持修繕	20,834,832	20,834,832	0	
植物管理工	27,015,045	27,015,045	0	
小計	145,693,191	145,693,191	0	
一般管理費	14,147,000	14,147,000	0	
消費税	12,787,215	12,787,215	0	
計	172,627,406	172,627,406	0	

## マスコミによる報道件数

【平成28年度】

件名	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌・広報誌
里山あそび広場	1件	3件		11件
オオムラサキ	4件			3件
飛鳥光の回廊	2件	1件	1件	7件
古都飛鳥文化祭	5件	2件		8件
彼岸花祭り	1件			9件
キトラ開園イベント	76件	23件	2件	25件
その他公園主催イベント	17件	14件		26件
花の情報 桜・カワラナデシコ等		1件		4件
その他 (公園紹介・ボランティア・壁画公開等)	164件	41件		98件
合計	270件	85件	3件	191件

マスコミによる報道件数

【平成27年度】

件名	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌・広報誌
里山あそび広場 春	6件	2件		2件
オオムラサキ放蝶会	3件	2件		1件
飛鳥光の回廊	3件		3件	3件
里山あそび広場 秋	5件		1件	1件
その他公園主催イベント	50件	39件	4件	30件
花の情報 コスモス・ナンバンギセル等	1件	3件		2件
その他 (公園紹介・ボランティア・壁画公開等)	89件	29件	3件	32件
合計	157件	75件	11件	71件



マスコミによる報道件数

【平成26年度】

件名	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌・広報誌
里山あそび広場	3件			5件
オオムラサキ放蝶会				1件
飛鳥光の回廊・彼岸花祭り	8件			
石舞台古墳プロジェクトマッピング	8件		1件	8件
シェフェスタIN飛鳥	1件	1件		4件
その他公園主催イベント	36件	7件		13件
花の情報 桜・カワラナデシコ・ベニバナ・変化朝顔・ ハナナ 等	7件			2件
その他 (公園紹介・ボランティア等)	115件	5件		12件
合計	178件	13件	1件	45件

## 公園利用者数(飛鳥区域)

別紙18

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
4月	98,727	93,927	94,741	95,798
5月	173,616	163,676	158,206	165,166
6月	47,677	43,641	47,419	46,246
7月	33,133	35,783	37,420	35,445
8月	72,523	75,098	82,554	76,725
9月	112,053	103,619	67,404	94,359
10月	84,474	127,983	148,195	120,217
11月	127,980	100,934	93,010	107,308
12月	24,247	28,385	29,793	27,475
1月	25,098	26,425	35,655	29,059
2月	22,600	24,310	31,998	26,303
3月	70,881	55,128	58,028	61,346
合計	893,009	878,909	884,423	885,447

## 国営飛鳥歴史公園館の入館者数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
4月	9,381	7,756	9,165	8,767
5月	16,876	17,403	18,226	17,502
6月	6,201	5,757	5,181	5,713
7月	3,730	4,964	5,361	4,685
8月	9,340	8,363	7,825	8,509
9月	8,714	9,659	8,379	8,917
10月	7,354	10,023	10,753	9,377
11月	8,258	9,957	7,361	8,525
12月	2,793	3,208	3,520	3,174
1月	4,468	3,921	4,702	4,364
2月	3,508	4,236	4,573	4,106
3月	6,050	7,210	6,777	6,679
合計	86,673	92,457	91,823	90,318

第一次大極殿の利用者数(平城宮跡区域)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均
4月	12,423	11,822	11,566	11,937
5月	29,920	25,961	26,099	27,327
6月	11,753	9,959	9,238	10,317
7月	4,401	4,653	4,365	4,473
8月	7,558	6,776	5,891	6,742
9月	8,844	11,231	6,763	8,946
10月	14,781	14,715	14,174	14,557
11月	19,797	14,449	16,502	16,916
12月	4,681	4,598	5,333	4,871
1月	4,030	6,067	4,734	4,944
2月	5,635	5,903	3,755	5,098
3月	8,474	10,543	8,011	9,009
合計	132,297	126,677	116,431	125,135

※文化庁 第一大極殿の利用者数データより

## 市民参加による公園運営の取り組み

### 飛鳥里山クラブについて

#### ○概要

飛鳥里山クラブは、飛鳥の里山が持つ自然に親しみながら、飛鳥の歴史と文化を学び、会員が自ら豊かな時を得るとともに、多くの人々にその魅力を伝え、さらには里山づくりという視点から飛鳥地方の活性化に貢献することを目的として国営飛鳥歴史公園内に平成7年4月設立。

年一回会員募集を行い、入会初年度には、専門家等を講師に、飛鳥の豊かな里山の自然や、歴史文化について年20回の講座を学習。一年間の講座を修了した後は、講座で学んだ知識や技術をより深く学び、また多くの人に伝えるための活動を行う。

平成28年度の会員数は修了生242名、養成講座生25名の計267名となっている。

#### ○活動内容

##### <初年度養成講座>

年20回開講され、飛鳥の里山の自然・文化・歴史・環境などさまざまなテーマについて専門家を招いて学習を行っている。

##### <サークル活動>

平成28年度は「園芸」、「クラフト」、「自然観察」、「文化」、「野外活動」、「野鳥」、「歴史」の7サークルに分かれ、それぞれに特化した内容の活動を行っている。

##### <里山づくり隊活動>

飛鳥里山クラブ委員全員が参加して、環境整備、植生調査、花修景計画との連携などを行っている。

##### <イベントリーダー活動>

公園が主催する歴史や自然体験型などさまざまなイベントにおいて、サークルや里山づくり隊といった単位で、一般の参加者への指導、案内などのイベント運営を行っている。

##### <イベントスタッフ活動>

本公園の主催する歴史や自然体験型などさまざまなイベントについて、講師の補助や安全管理などを行っている。

##### <その他>

知識、経験の向上を目指し、クラブ員の企画提案によりフォローアップ研修や、地元自治会、関係機関等からの要請による出張クラフト教室なども実施している。

## 「飛鳥里山クラブ」会 則

### (名 称)

第1条 本会は、飛鳥里山クラブ(以下「本クラブ」という)と称する。

### (事務局)

第2条 本クラブは、事務局を飛鳥管理センターに置く。

### (目 的)

第3条 本クラブは、飛鳥里山の持つ自然に親しみながら、飛鳥の歴史と文化を学び、会員が自ら豊かな時を得るとともに、多くの人々にその魅力を啓発すること並びに里山作りという視点から飛鳥地方の活性化及び景観、自然環境、自然資産等の保全に貢献することを目的とする。

### (活 動)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 飛鳥の里山づくり事業等の実施
- (2) 飛鳥の里山等に関する多分野にわたる学習の実施
- (3) 飛鳥の里山等に関連したイベントの実施と協力
- (4) 会報(里山クラブ通信)の発行
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動及び社会貢献に資する活動等

### (構 成)

第5条 本クラブは、国営飛鳥歴史公園が一般より公募し主催する、養成講座の受講生及び受講修了した者のうち登録した者(以下「会員」という)、並びに飛鳥管理センター職員をもって構成する。

- 2 前条に定める活動を行うため、本クラブ内に別に定める部会を設置することができる。

### (登 録)

第6条 本クラブへの登録は、別に定める会費等の納入及び同意書の提出をもって登録とする。

### (総 会)

第7条 総会は、会長が年1回招集し、本クラブの活動報告、会計報告、活動計画及びその他案件の承認、議決を行う。

- 2 会長が、必要と認めるとき、または会員の過半数から要請があった場合は臨時総会を開催する。
- 3 会長は役員会において、役員員の過半数から要請があった場合は臨時総会を開催する。

4 総会の議案は総会出席者の過半数の賛成により成立する。

(役員会)

第8条 本クラブに役員を置き、クラブの運営に関する必要な事項について審議し決定する。

2 会長は役員会を月1回以上開催する。

(役員)

第9条 本クラブに次の役員を置く。

①会長 1名

②副会長 1名

③事務局長 1名

④代表委員 5名(内2名は会計監査を兼務する。里山づくり隊長含む)

(役員を選出及び任期)

第10条 会長は飛鳥管理センター長とする。

2 事務局長は飛鳥管理センター企画担当課長とする。

3 副会長1名、代表委員は総会において会員から選出する。ただし、代表委員1名は里山づくり隊長とする。

4 代表委員の任期は原則2年とする。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は次のとおりとする。

(1)会長は、本クラブを代表し会務を統括する。

(2)副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその会務を代行する。

(3)事務局長は事務局業務を統括する。

(4)代表委員は、会員の代表としての会務を行う。

(5)代表委員の内2名は、本クラブの会計を監査する。

(里山づくり隊長)

第12条 里山づくり隊長及び副隊長は、互選により選出される。

2 里山づくり隊長として選出されたものは、役員に任命される。

3 里山づくり隊長は1名とし、より里山づくり活動の活性化を図るために複数名の副隊長を置くことができる。

4 里山づくり隊長は里山づくり隊を代表して統括し、副隊長は隊長を補佐する。

(顧問)

第13条 本クラブの運営に必要な意見を徴するため国営飛鳥歴史公園管理者を顧問として置くことができる。

(相談役)

第14条 本クラブの運営を円滑に進めるために役員経験者1名を相談役として置くことができる。

2 オブザーバーとして、役員会、運営委員会に参加することができる。

(運営委員会)

第15条 会長は、本クラブの活動を円滑に推進するため運営委員会を設置する。

2 本クラブに関する活動は、緊急の場合を除き、運営委員会に諮る。

3 運営委員長は会員から選出された副会長とする。

4 運営委員長は運営委員会を原則として月1回開催する。

5 運営委員会は会長、副会長、代表委員、相談役、里山づくり推進委員、各部会長、事務局員で構成する。なお、各部会長は部会員の互選により選出する。

(会 計)

第16条 本クラブの会計に関する事務は事務局が行う。

2 本クラブの会計事務はすべて収入、支出について会計帳簿に記載する。

3 決算は総会で報告し議決を得るものとする。

(登録の抹消)

第17条 会員が「本クラブ」の名誉を著しく毀損した場合、役員会に諮り、過半数の議決を持って登録を抹消することができる。

付則 この会則は、平成7年4月13日から施行する。

付則 この会則は、平成13年4月1日から施行する。

付則 この会則は、平成15年4月1日から施行する。

付則 この会則は、平成16年4月1日から施行する。

付則 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

付則 この会則は、平成21年4月1日から施行する。

付則 この会則は、平成23年4月1日から施行する。

付則 この会則は、平成25年4月1日から施行する。

付則 この会則は、平成28年4月1日から施行する。

付則 この会則は、平成29年4月1日から施行する。



市民参加による公園運営の取り組み

特定非営利活動法人平城宮跡サポートネットワーク

## 市民参加活動一覧

【平成28年度】

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	飛鳥里山クラブ 初年度養成講座(第18期生)	里山管理作業をはじめ歴史、文化、自然などの講座はもちろん、一般イベントへのリーダー・スタッフなど、公園管理運営サポーターの人材養成講座。	25	21	460
2	飛鳥里山クラブ 全体活動	初年度講座を終え、里山作業などの公園管理の他、歴史やクラフトにちなんだ一般イベント時の講師補助の役目であるイベントスタッフとして参加。また、クラブ内に歴史や花などのテーマ別のサークルをつくり、一般イベント運営など活動を行っている。	267	68	1,465
3	飛鳥里山クラブ 園芸サークル	ササユリを始めとした希少な植物の保護育成や花壇の管理などを行っている。	32	16	315
4	飛鳥里山クラブ クラフトサークル	大型イベント時や、担当する個々のイベント等でクラフト教室を開催するほかに、他のクラブ員の協力を得てクラフト講座を行う。	44	18	270
5	飛鳥里山クラブ 自然観察サークル	公園を中心に植物の観察・調査をし、野草をめぐるハイキングイベントなどのスタッフとしても活動。	69	13	246
6	飛鳥里山クラブ 文化サークル	飛鳥京を偲ぶよすがとして、万葉集、俳句、和歌等を通じ古代のロマンを、そして飛鳥ならではの季節のうつろいを伝える。	13	12	118
7	飛鳥里山クラブ 野外活動サークル	ハイキング、ウォーキングを中心とした活動を行い、飛鳥の見所を巡り、来園者等にも紹介していくほか、大型イベント時には昔懐かしい遊びを道具作りから始め、来園者への提供を行う。	74	18	280
8	飛鳥里山クラブ 野鳥サークル	明日香村を中心とした野鳥の観察をほぼ毎月行い、記録している。他のサークルと同様にイベントや養成講座生の案内、指導も行う。	34	29	251
9	飛鳥里山クラブ 歴史サークル	公園を中心とした案内の他に、大型イベント開催時に飛鳥駅前での見どころ案内サービスやミニガイドなども行う。	76	27	653
10	飛鳥里山クラブ 里山づくり隊	毎月2回の活動では、国・センター・里山クラブの3者での飛鳥らしい里山づくりを目指す「花修景活動」に取り組み、下草刈や希少種の調査・保護・育成に取り組む。さらに一般来園者に体験してもらうためのイベントを企画、運営する。	267	52	1,125
11	飛鳥里山クラブ 写真同好会	本公園や飛鳥地域の美しい風景、イベントの状況などを記録として残すことを目的とするとともに、撮影した写真を国営飛鳥歴史公園館に展示するなどし、訪れた人に、飛鳥の魅力を伝えている。	19	5	38
12	飛鳥里山クラブ 農作業準備チーム	キトラ古墳周辺地区の開園に向け、農作業や農地を活用したイベントなどの試行を行うため、臨時的に組織したチーム。同地区が開園したH28年度を持って解散。	39	17	224

市民参加活動一覧

【平成27年度】

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	飛鳥里山クラブ 初年度養成講座(第18期生)	里山管理作業をはじめ歴史、文化、自然などの講座はもちろん、一般イベントへのリーダー・スタッフなど、公園管理運営サポーターの人材養成講座。	18	21	302
2	飛鳥里山クラブ 全体活動	初年度講座を終え、里山作業などの公園管理の他、歴史やクラフトにちなんだ一般イベント時の講師補助の役目であるイベントスタッフとして参加。また、クラブ内に歴史や花などのテーマ別のサークルをつくり、一般イベント運営など活動を行っている。	246	56	1,551
3	飛鳥里山クラブ 園芸サークル	ササユリを始めとした希少な植物の保護育成や花壇の管理などを行っている。	33	17	341
4	飛鳥里山クラブ クラフトサークル	大型イベント時や、担当する個々のイベント等でクラフト教室を開催するほかに、他のクラブ員の協力を得てクラフト講座を行う。	47	22	361
5	飛鳥里山クラブ 自然観察サークル	公園を中心に植物の観察・調査をし、野草をめぐるハイキングイベントなどのスタッフとしても活動。	75	16	343
6	飛鳥里山クラブ 文化サークル	飛鳥京を偲ぶよすがとして、万葉集、俳句、和歌等を通じ古代のロマンを、そして飛鳥ならではの季節のうつろいを伝える。	12	13	119
7	飛鳥里山クラブ 野外活動サークル	ハイキング、ウォーキングを中心とした活動を行い、飛鳥の見所を巡り、来園者等にも紹介していくほか、大型イベント時には昔懐かしい遊びを道具作りから始め、来園者への提供を行う。	69	18	306
8	飛鳥里山クラブ 野鳥サークル	明日香村を中心とした野鳥の観察をほぼ毎月行い、記録している。他のサークルと同様にイベントや養成講座生の案内、指導も行う。	38	39	390
9	飛鳥里山クラブ 歴史サークル	公園を中心とした案内の他に、大型イベント開催時に飛鳥駅前での見どころ案内サービスやミニガイドなども行う。	74	44	662
10	飛鳥里山クラブ 里山づくり隊	毎月2回の活動では、国・センター・里山クラブの3者での飛鳥らしい里山づくりを目指す「花修景活動」に取り組み、下草刈や希少種の調査・保護・育成に取り組む。さらに一般来園者に体験してもらおうためのイベントを企画、運営する。	246	61	1,357
11	飛鳥里山クラブ 写真同好会	本公園や飛鳥地域の美しい風景、イベントの状況などを記録として残すことを目的とするとともに、撮影した写真を国営飛鳥歴史公園館に展示するなどし、訪れた人に、飛鳥の魅力を伝えている。	22	9	114
12	飛鳥里山クラブ 農作業準備チーム	キトラ古墳周辺地区の開園に向け、農作業や農地を活用したイベントなどの試行を行うため、臨時的に組織したチーム。同地区が開園したH28年度を持って解散。	26	17	241

市民参加活動一覧

【平成26年度】

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数(名)	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	飛鳥里山クラブ 初年度養成講座(第16期生)	里山管理作業をはじめ歴史、文化、自然などの講座はもちろん、一般イベントへのリーダー・スタッフなど、公園管理運営サポーターの人材養成講座。	19	20	304
2	飛鳥里山クラブ 全体活動	初年度講座を終え、里山作業などの公園管理の他、歴史やクラフトにちなんだ一般イベント時の講師補助の役目であるイベントスタッフとして参加。また、クラブ内に歴史や花などのテーマ別のサークルをつくり、一般イベント運営など活動を行っている。	252	48	886
3	飛鳥里山クラブ 園芸サークル	ササユリを始めとした希少な植物の保護育成や花壇の管理などを行っている。	33	14	268
4	飛鳥里山クラブ クラフトサークル	大型イベント時や、担当する個々のイベント等でクラフト教室を開催するほかに、他のクラブ員の協力を得てクラフト講座を行う。	49	19	283
5	飛鳥里山クラブ 自然観察サークル	公園を中心に植物の観察・調査をし、野草をめぐるハイキングイベントなどのスタッフとしても活動。	77	13	311
6	飛鳥里山クラブ 文化サークル	飛鳥京を偲ぶよすがとして、万葉集、俳句、和歌等を通じ古代のロマンを、そして飛鳥ならではの季節のうつろいを伝える。	10	22	146
7	飛鳥里山クラブ 野外活動サークル	ハイキング、ウォーキングを中心とした活動を行い、飛鳥の見所を巡り、来園者等にも紹介していくほか、大型イベント時には昔懐かしい遊びを道具作りから始め、来園者への提供を行う。	82	27	361
8	飛鳥里山クラブ 野鳥サークル	明日香村を中心とした野鳥の観察をほぼ毎月行い、記録している。他のサークルと同様にイベントや養成講座生の案内、指導も行う。	43	36	404
9	飛鳥里山クラブ 歴史サークル	公園を中心とした案内の他に、大型イベント開催時に飛鳥駅前での見どころ案内サービスやミニガイドなども行う。	83	43	464
10	飛鳥里山クラブ 里山づくり隊	毎月2回の活動では、国・センター・里山クラブの3者での飛鳥らしい里山づくりを目指す「花修景活動」に取り組み、下草刈や希少種の調査・保護・育成に取り組む。さらに一般来園者に体験してもらうためのイベントを企画、運営する。	252	35	878

## 一般廃棄物の排出量

ゴミの分類	ゴミの内容	発生量	発生量	発生量	処分方法
		平成28年度	平成27年度	平成26年度	
可燃ゴミ	紙類、生ゴミ、弁当殻	7,600kg	7,740kg	9,360kg	村の焼却場にて、焼却
資源ゴミ (リサイクル)	缶、ビン	241袋	239袋	260袋	ベンディング会社にて引取
資源ゴミ (リサイクル)	ペットボトル	292袋	288袋	270袋	専門業者による園外処理
不燃ゴミ	鉄屑、電池等	840kg	610kg	1,350kg	専門業者による園外処理

## 植物性廃棄物の発生・処理・活用量

## 【平成28年度】

発生物の内容	発生量	処分量(1)	処分量(2)	処理方法	使用量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、植替 (刈取)草花等	493.0m <sup>3</sup>	478.0m <sup>3</sup>	45.0m <sup>3</sup>	専門業者による 園外処理	15.0m <sup>3</sup>	堆肥製造 花畑の土壌改良資材とし て利用	11.2m <sup>3</sup>
剪定枝、伐採木等	324.0m <sup>3</sup>	204.0m <sup>3</sup>	-	工事請負業者が 運搬し、専門業 者に持ち込み	4.0m <sup>3</sup>	炭焼き 里山クラブの活動の一環 としてイベント実施	4.0m <sup>3</sup>

## 【平成27年度】

発生物の内容	発生量	処分量(1)	処分量(2)	処理方法	使用量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、植替 (刈取)草花等	244.0m <sup>3</sup>	220.0m <sup>3</sup>	15.0m <sup>3</sup>	専門業者による 園外処理	24.0m <sup>3</sup>	堆肥製造 花畑の土壌改良資材とし て利用	6.0m <sup>3</sup>
剪定枝、伐採木等	215.0m <sup>3</sup>		-	工事請負業者が 運搬し、専門業 者に持ち込み	4.0m <sup>3</sup>	炭焼き 里山クラブの活動の一環 としてイベント実施	4.0m <sup>3</sup>

## 【平成26年度】

発生物の内容	発生量	処分量(1)	処分量(2)	処理方法	使用量	活用方法	再利用量
芝、草、除草等、植替 (刈取)草花等	493.0m <sup>3</sup>	478.0m <sup>3</sup>	45.0m <sup>3</sup>	専門業者による 園外処理	15.0m <sup>3</sup>	堆肥製造 花畑の土壌改良資材とし て利用	11.2m <sup>3</sup>
剪定枝、伐採木等	324.0m <sup>3</sup>	204.0m <sup>3</sup>	-	工事請負業者が 運搬し、専門業 者に持ち込み	4.0m <sup>3</sup>	炭焼き 里山クラブの活動の一環 としてイベント実施	4.0m <sup>3</sup>

※処分量(1) 発生直後の処分量(仮置き時の量)  
 ※処分量(2) 仮置き後、乾燥により縮小した量(マニフェスト上の処分量)

※使用量 再利用に使用した水分の抜ける前の量  
 ※再利用量 再利用した量(加工時に抜けた水分等が除された量)

※発生量=処分量(1)+使用量

## 平成28年度 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	イベント	イベントの数が少ない。	2
		イベントの受付場所がわかりにくい。	1
	広報	チラシが少ない。	1
	スタッフ	スタッフの対応が悪い。	2
	利用	来園者のペットマナーが悪い	2
維持管理	施設	休憩所やベンチが少ない。	6
		案内看板が少ない。	13
	清掃	トイレが汚い。	4
	動植物	花が少ない。	2
合 計			33

分類	対象	要望内容	件数
運営管理	イベント	イベントの数を増やしてほしい。	2
	広報	パンフレットを充実させてほしい。	1
	利用	売店の商品を充実させてほしい。	9
維持管理	施設	建物やトイレをずっとキレイにしてほしい。	4
		洋式トイレを増やしてほしい。	4
		案内看板をもっと充実させてほしい。	6
		駐車場を増やしてほしい。	11
		バリアフリー化をもっとしてほしい。	3
		子どもが遊べる遊具がほしい	1
	動植物	展望台の木を伐採してほしい。	4
	花を増やしてほしい。	2	
合 計			47

\* 物販施設への苦情・要望は除く

分類	件数
プラス評価	142
マイナス評価	54
要望・提案	54
その他	13
全数	263

平成27年度 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	広報	パンフレットの記載内容が詳しくない。	2
	スタッフ	スタッフの対応が悪い。	3
	利用	ハチが多くて怖かった	1
維持管理	施設	案内看板が少ない	2
	清掃	トイレが汚かった。	5
		犬のふんが落ちていた。	1
	動植物	雑草が多い。	4
展望台の木が多くて、景色が見にくい。		2	
合計			20

分類	対象	要望内容	件数
運営管理	イベント	イベント開催数を増やしてほしい。	2
	利用	お客様のマナーが悪いので注意してほしい。	2
		歴史の本や模型を増やしてほしい。	2
維持管理	施設	案内看板が少ない	4
		子どもが遊べる遊具がほしい	2
		バリアフリー化をもっとしてほしい	1
		雨宿りする場所がほしい。	1
	動植物	展望台の木を伐採してほしい。	10
合計			24

\* 物販施設への苦情・要望は除く

分類	件数
プラス評価	63
マイナス評価	30
要望・提案	34
その他	3
全数	130



平成26年度 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	スタッフ	スタッフのマナーが悪い。	1
	イベント	募集掲示に連絡先がのってなかった。	1
維持管理	施設	飛鳥の原風景がよかった。人の手が入り過ぎ。	1
		案内看板が少ない。	2
	清掃	休憩所天井にクモの巣が多い。	1
合計			6

分類	対象	要望内容	件数
運営管理	スタッフ	公園内の巡回を増やしてほしい。	2
	広報	ササユリの咲く場所に案内を設置してほしい。	1
維持管理	施設	子どもが遊べる遊具を増やしてほしい。	1
		案内看板に距離や所要時間を書いてほしい。	1
		階段に手すりをつけてほしい。	1
		トイレを洋式化してほしい。	3
	動植物	ペットマナーの立て看板を設置してほしい。	1
		園内の灰皿を撤去してほしい。	2
		甘樫丘展望台の木を伐採してほしい。	4
		樹名板をつけてほしい。	2
合計			18

\* 物販施設への苦情・要望は除く

分類	件数
プラス評価	39
マイナス評価	12
要望・提案	29
その他	4
全数	84

## 危機管理対応実績・報告①&lt;事故対応等&gt;

## 【H26】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月						0
5月		1				1
6月						0
7月						0
8月	1					1
9月						0
10月		1	1			2
11月	1					1
12月						0
1月						0
2月						0
3月	1					1
計	3	2	1	0	0	6

## 【H27】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月						0
5月						0
6月						0
7月						0
8月						0
9月						0
10月			2			2
11月	1					1
12月						0
1月			1			1
2月					1	1
3月	1					1
計	2	0	3	0	1	6

## 【H28】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月	1					1
5月			1			1
6月						0
7月	1					1
8月	1					1
9月						0
10月						0
11月					2	2
12月						0
1月	1		1		2	4
2月	2					2
3月						0
計	6	0	2	0	4	12

【事故】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2014/8/4 12:40	事故	負傷	左手首骨折の疑い	自転車での走行中、園路(下り坂)で転倒。「左手首が動かない」とのことで、保護者からの依頼にて救急車要請。	高松塚周辺地区 記念植樹広場付近の園路(下り)		11	女			
2014/11/16 21:00	事故	負傷	夜間イベントで転倒して負傷	夜間開園イベント「蘇る光の物語」終了時(21時頃)、石舞台古墳内に設置したカップロウソクの火を消すため、アルバイトスタッフが消火器具を取りに行く途中で古墳斜面を上る際に、足を滑らせて転倒。その際に、右足首が巻き込まれた形となった。本人が動けないため、救急車を呼んで病院に搬送。診断の結果、右足首の骨折。	石舞台地区(石舞台古墳内)	スタッフ	61	女			
2015/3/28 11:50	事故	負傷	手の親指に枝がささって負傷	ロープを通す穴が開いた木杭の、ロープがない木杭の穴に木の枝を通して遊んでいた。片側の穴から差し込んだ木の枝が反対側の穴から勢いよく飛び出て、自分の手の親指を刺して出血。家族が救急車を要請した。	石舞台地区 イベント会場 喫煙所付近	お客様	5	女			
2015/11/1 13:40	事故	負傷	清掃作業員が不注意により転倒	石舞台売店休憩所清掃後、次の清掃箇所へ移動中に園路でつまずき転倒し左手首を骨折。	石舞台地区 園路	スタッフ	74	女			
2016/3/1 15:00	事故	負傷	散策中の転倒による負傷	デイサービスの小団体(8名程度、引率者3名程度)が、園内を散策されていたところ、園路(ゆるやかな坂道)で、転倒された。引率者の方が救急車を要請。	甘樫丘地区 豊浦休憩所付近の園路	お客様	80	女			
2016/4/24 15:30	事故	負傷	散策中の転倒による負傷	散策していたところ、芝生広場の傾斜部分で転倒。転倒した場所に石組みの排水溝があり、そこで顔面を打って、裂傷のため出血した。出血を心配した家族が救急車を要請。	石舞台地区 芝生広場	お客様	46	男			
2016/7/10 13:40	事故	負傷	散策中の転倒による負傷	散策中に園路で転倒。転倒時に顔(額付近)を打って、裂傷のため出血し、家族が救急車を要請。転倒されたお客様は既往症を起因として、左足が不自由でひきずっていたので、今回足がもつれて転倒したとのことである。	高松塚周辺地区 芝生広場	お客様	75	女			
2016/8/7 13:25	事故	負傷	ハチ刺されによる救急搬送	散策中に、藪の中へ立ち入った際、ハチ(種別は不明)に3箇所(両手の指、右耳付近)刺された。腫れの状況からスズメバチではないと推測。ご家族から管理センターに病院を紹介してほしい旨の連絡があったが、休日であったため救急車を要請。	祝戸地区 芝生広場周辺	お客様	69	男			
2017/1/29 8:46	事故	施設等破損	駐車場の車止めボールの当て逃げ	公園館前の駐車場の車止めボールが変形して下がる状態。当て逃げした車両の破片が周囲に落ちていた。	高松塚周辺地区 駐車場入口						
2017/2/12 11:00	事故	負傷	転倒により左手首の負傷	地図を見ながら歩いていたところ、車止めに置き転倒。手首が痛いので救急車を呼んで欲しいと高松塚壁画館スタッフを通じて要請。	高松塚周辺地区南入口 文武天皇陵付近	お客様	68	女			
2017/2/22 15:10	事故	施設等破損	キトラ古墳壁画体験館 展示室モニター破損	校外学習で来園された中学生が眩暈をおぼえ、ふらついた際に展示室のモニターに接触し破損。	キトラ古墳壁画体験館 展示室			女			

【事件】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2014/5/4 6:43	事件	盗難	石舞台地区の売店及び自動販売機荒らし	石舞台地区の売店及び自動販売機4台(明日香村地域振興公社が営業)が荒らされ、自動販売機は壊されて、現金が盗難。売店はシャッター及び監視カメラが壊されていた。	石舞台地区 休憩所売店						
2014/10/6 2:21	事件	施設等破損	自動販売機荒らし	石舞台地区売店の自動販売機が壊されていた。	石舞台地区 売店						

【病気】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2014/10/6 11:15	病気(急性症状)	発症	園内散策中に手足のしびれ等を発症	甘樫丘地区に救急車が入っているとの電話連絡。豊浦展望台で50代女性が手足のしびれと寒気を訴えたため、同行者が救急車を呼んだ。意識は、はっきりしていたが、救急車で病院に搬送。	甘樫丘地区 豊浦展望台	お客様	50	女			

2015/10/10 14:10	病気(既往症悪化)	発症	腹痛を発症	園内散策中に腹痛を発症。巡回中の巡視員に救急車を依頼。症状は自力歩行が可能な状態。	甘樫丘川原展望台	お客様	70	男					
2015/10/30 17:00	病気(既往症悪化)	発症	アレルギー発症による体調不良	ジョギングで来園されたお客様が休憩所でジュースを飲んだところ、痙攣とめまいがしたため、休憩所で1時間ほど横になって休憩されていた。巡回中の巡視員に依頼があり救急車を要請。	甘樫丘地区豊浦休憩所	お客様	68	男					
2016/1/19 14:36	病気(急性症状)	発症	狭心症の懼れ	苦しく気分が悪いと申し出があった為救急車を要請。	飛鳥歴史公園館	スタッフ		女					
2016/5/18 11:10	病気(急性症状)	発症	体調不良による救急車要請	体調不良のため、古墳入口手前の木陰(公園エリア)で休憩していた。しかし体調が回復しない(意識はあり)ため、お連れ様が心配して念のため救急車を要請。	石舞台地区石舞台古墳入口の手前	お客様	70	男					
2017/1/27 16:45	病気(既往症悪化)	発症	体調不良による救急車要請	自転車で散策中のお客様が動悸がするため、豊浦休憩所で休んでいた。具合が回復しないため、近くで作業していた人に頼み救急車を要請。意識はあり。	甘樫丘地区豊浦休憩所	お客様	81	男					

【車両事故】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
なし											

【その他】

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	◎負傷者の分類	◎負傷者年齢	◎負傷者性別	◎相手方の分類	◎相手方年齢	◎相手方性別
2016/2/28 15:00	その他	火災	公園隣接地のボヤ	167-1地区の隣接地(園外)である加えて、村民が畔を野焼した際、畑の法面約400㎡が延焼した。観光客の通報により、消防車3台が消火活動を行った結果、鎮火した。公園への被害は無し。	祝戸地区隣接民地						
2016/11/9 10:50	その他	その他	キトラ古墳壁画体験館 火災報知器発報(文化庁施設)	文化庁施設(キトラ古墳壁画保存管理施設)の機械警備について、室内の火災を通報するように火災通報装置の設定変更をしていたところ、国土交通省施設側の火災通報施設の電源を切っていたため、四神の館内に「文化庁施設より火災」という誤報が流れた。	キトラ古墳壁画体験館(文化庁施設)						
2016/11/19 11:48	その他	その他	和歌山県南部を震源とする地震	和歌山県南部を震源とするM5.4の地震が発生。国営飛鳥歴史公園が所在する明日香村周辺地域では、明日香村 震度2、高取町 震度4の揺れを観測。地震発生後、念のため園内点検を実施。異常は確認されず。	和歌山県南部を震源						
2017/1/14 14:15	その他	施設等破損	倒木	倒木で村道の一部ふさがれているとの連絡。樹木の幹が途中で折れ、一部が村道(2車線道路の片側1車線)にかかっている状況。	甘樫丘地区川原駐車場付近						
2017/1/14 16:36	その他	その他	倒木	民地の木が公園の園路に倒れていると管理センターに連絡。樹高約10m、幹周1mの樹木が公園の園路を2/3ほど塞いでいた。	甘樫丘地区1号園路						

## 危機管理対応実績・報告②&lt;自然災害、火災&gt;

災害発生日時	災害種別	災害等件名	概要	発生場所
H26		なし		
H27		なし		
H28		なし		

## サーバー調達費用

年度	サーバー調達費用	セキュリティ費用
H26	276,000円(税抜)	1,001,600円(税抜)
H27	160,800円(税抜)	1,898,000円(税抜)
H28	160,800円(税抜)	1,425,000円(税抜)

※セキュリティ費用は、ホームページのメンテナンスにかかる費用とする。

## スマートフォン版サーバー調達費用

H28	12,000円(税抜)
-----	-------------

## 車いすの貸し出し件数

年度	件数	備考
H26	25	
H27	28	
H28	66	キトラ古墳周辺地区が9月24日に開園

※H28内訳 公園館=25台 キトラ(9月~3月)=41台

## 臨時職員及びアルバイト人員配置

## ■ 飛鳥区域の臨時職員

	H26	H27	H28
企画補助	3名	1名	1名
総務補助	1名	2名	2名
キトラ補助※			3名

※キトラは平成28年9月から配置。

## ■ 飛鳥区域のアルバイト職員

	H26	H27	H28
国営飛鳥歴史公園館	359名	360名	359名
キトラ四神の館ホワイエ※			183名
イベント	223名	400名	570名

※キトラは平成28年9月から配置。

※アルバイト数は、期間中の延べ人数とする。



## 屋外清掃人員

## ■屋外清掃人員(H28年度実績)

		H28
園内清掃	繁忙期清掃	1013人
	閑散期清掃	194人
休憩所清掃		579人
便所清掃		781人

## ■飛鳥区域の再資源化施設

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間	産廃課税の有無
伐採木等 (祝戸地区、石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区)	栄和建设 (株)	奈良県葛城市 中戸 3 9	8:00~17:00 第2、第4土曜日・日曜・祝日 受入不可	無
芝刈り、草刈りくず等(祝戸地区、石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区)	(株) 正光	奈良県御所市 樋野 4 6 1 番地	平日・土曜 8:00~17:00	無

## ■平城区域の再資源化施設

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間	産廃課税の有無
伐採木 (幹)	(株) I・T・O	奈良県奈良市 南庄町 1 3 6 番地、1 4 3 番地、1 2 9 藩地の各々の一部	8:00~17:00 日曜・祝日 受入不可	無
芝刈り、草刈りくず等	栄和建设 (株)	奈良県葛城市 中戸 3 9	8:00~17:00 第2、第4土曜日・日曜・祝日 受入不可	無

上記については積算上の条件明示であり、再資源施設を指定するものではない。

〇〇公園運営維持管理業務 平成〇〇年度業務評定

【概要】

公園名	〇〇公園		
所在地			
事業者			
履行期間	自;平成〇〇年〇月〇日	至;平成〇〇年〇月〇〇日	
評価対象年度	平成〇〇年度		

【目標達成状況】

目標指数	事業者が設定した 目標値	達成状況	備考
① 公園利用者数	年間〇〇万人		
② 満足度	年間〇〇%		
③ 〇〇	〇〇		

【運営状況】

評価内容	
評価ランク	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
特記事項 (特に評価すべき 事項、改善が望 まれる事項、今後 の課題等を記載)	
備考	

(提出様式1-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
(担当者)  
所属部署  
氏 名  
電話番号  
FAX番号  
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地  
商号又は名称 H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
園運営維持管理業務◇◇・〇〇共同  
体  
代表者氏名 印

平成30年4月27日付けで入札公告のありました「H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出様式1-2)  
 ○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
会社名:○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2)				
内容種別 1) 2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入) 平成30年●月●日時点 ○名				

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。  
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。  
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。  
 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。  
 注5:記載する業務件数による評価は行わない。  
 注6:内容種別欄は実施要項3.2.の「表6 企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。  
 注7:実施要項3.2.の「表6 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。  
 注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(提出様式1-3)

〇〇総括(業務)責任者の業務実績 担当する分担業務: 〇〇業務

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 〇〇会社・〇〇部・〇〇部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士(登録番号: ) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 業務	〇〇	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、〇〇施設(園地管理面積約〇㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成〇年〇月 ~ 平成〇年〇月	平成〇年〇月 ~ 平成〇年〇月	平成〇年〇月 ~ 平成〇年〇月	平成〇年〇月 ~ 平成〇年〇月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 業務	〇〇	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、〇〇施設(園地管理面積約〇㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成〇年〇月 ~ 平成〇年〇月	平成〇年〇月 ~ 平成〇年〇月	平成〇年〇月 ~ 平成〇年〇月	〇月 ~ 平成〇年〇月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
総括責任者の延べ経験年数					〇年〇ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						〇年〇ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							〇年〇ヶ月

- 注1: 業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
- 注2: 面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
- 注3: 実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。
- 注4: 経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。
- 注5: 企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)を添付する。
- 注6: 内容種別欄は実施要項3.3.「表7 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)~5)のいずれか該当するものを選び〇を記入する。
- 注7: 実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。
- 注8: 実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

## (提出様式1-4)守秘性に関する要件

- 守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。
- イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規が明示されているものに限る)制定について
- ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(提出様式1-5-1) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

実施要項 3.3に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
		常勤	非常勤	委託		その他(具体的に)	月	火	水	木	金	土		日
総括責任者		○	—	—		8	8	8	8	0	0	40	代表企業 ○○会社 近畿 太郎	
本業務全体のマネジメント及び企画運営管理業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
施設・設備維持管理業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
植物管理業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
収益施設等運営業務責任者						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○

※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。

※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。

※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。

※ 実施要項 3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

※ [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合には、別紙に記入すること。

※ 総括責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病気・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。

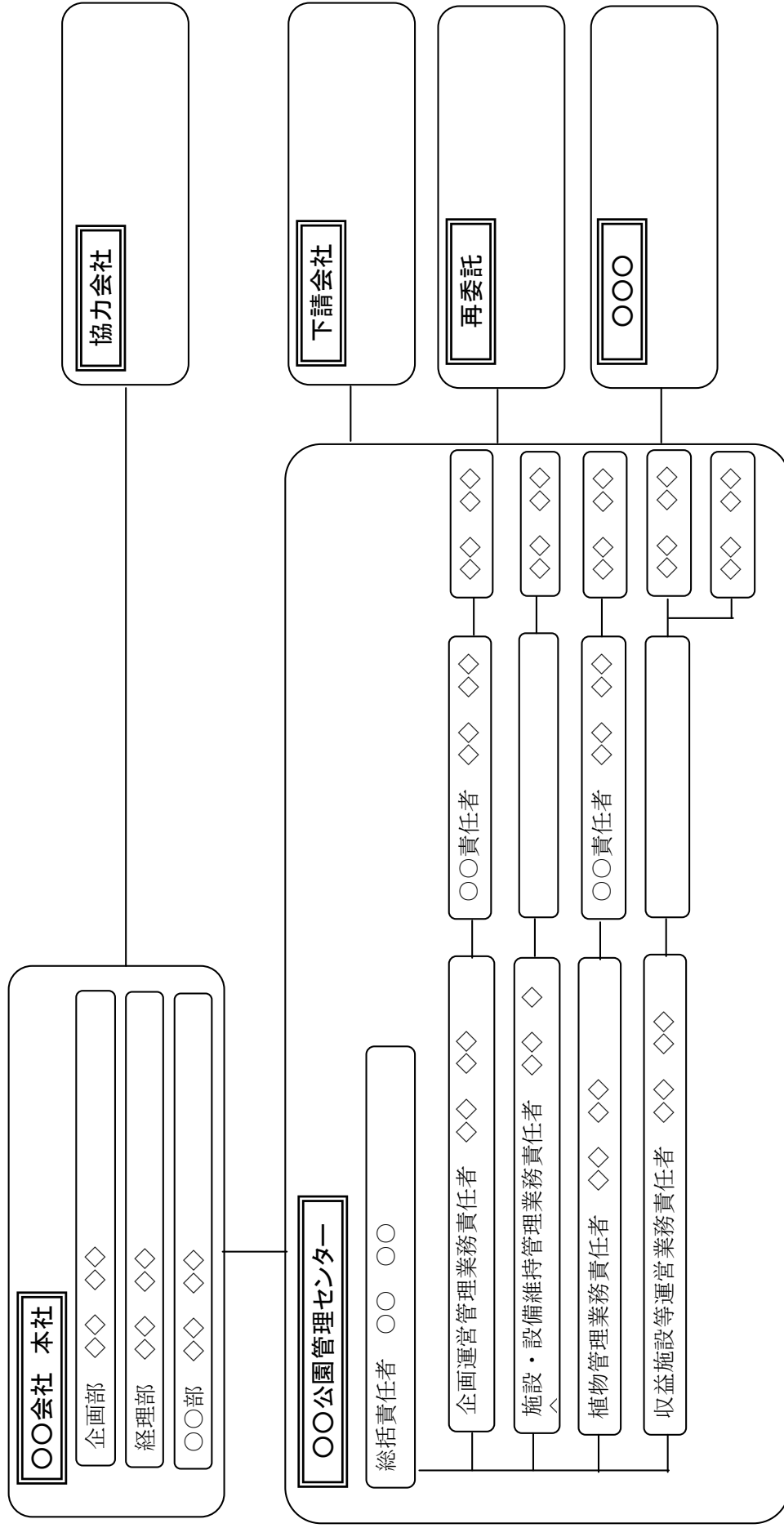


(別紙) [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態			資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間							備考	
		常勤	非常勤	委託		その他(具体的に)	月	火	水	木	金	土		日
△△業務責任者の下 ○○係長		○	—	—		8	8	8	8	8	0	0	40	○○会社 ○○○○
□□業務責任者の下 ○○リーダー						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○
						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○
						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○
						月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○○○

※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するの責任区分を明確にすること。  
 ※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。  
 ※ 繁忙期等の現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。  
 ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。  
 ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい) ※業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



(提出様式1-5-2) 業務実施体制における提案

- ・ 迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を付带的に記載すること。

※A4版1枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※白黒片面印刷で提出すること。

(提出様式1-5-3)

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号: ) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 1) 2) 3) 4) 5)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

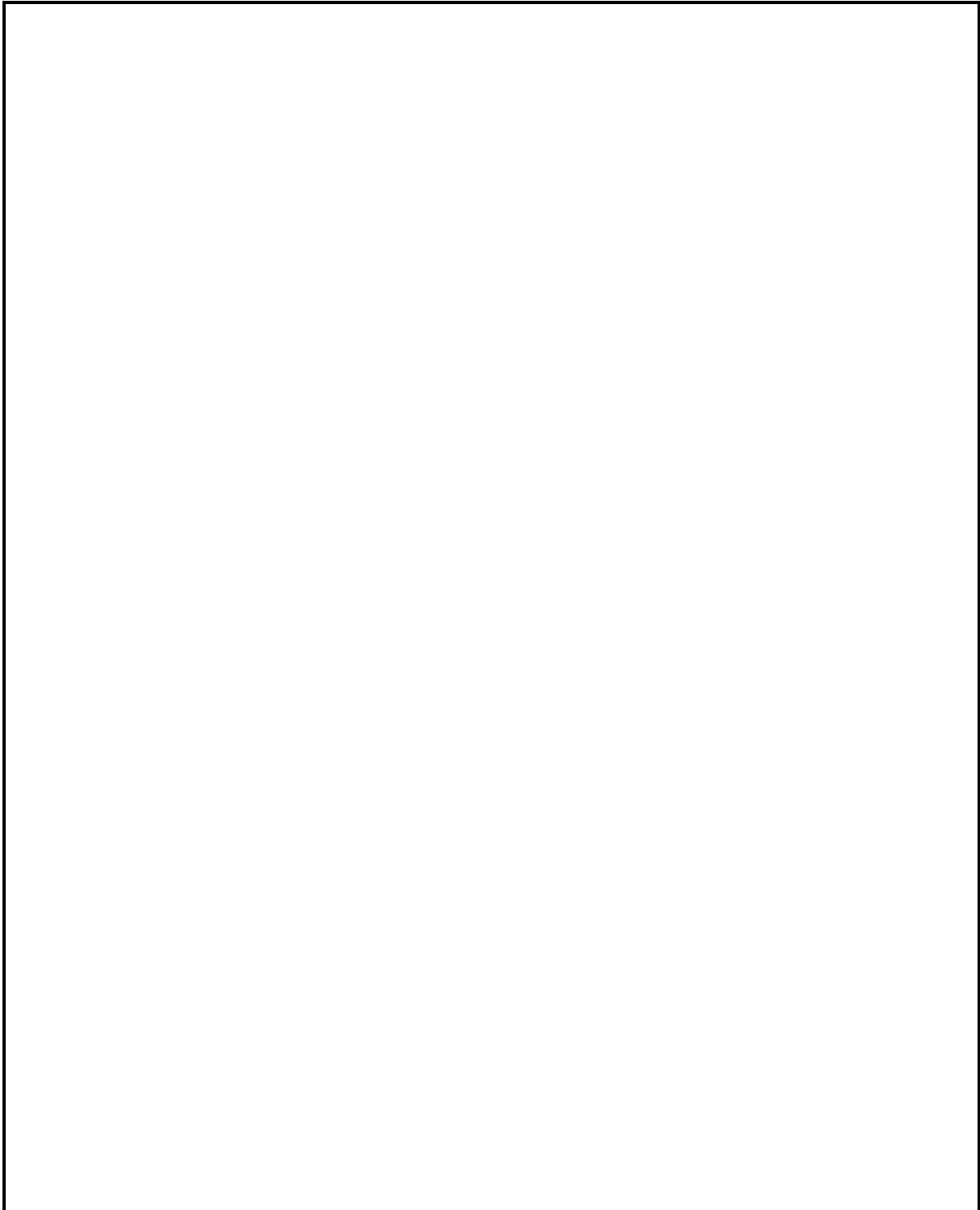
注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:内容種別欄は実施要項3.3.「表7 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～5)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注6:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

(提出様式1-6)実施方針



- ※A4版2枚以内にまとめる(図表含む。)
- ※文字寸法は10.5ポイント以上。
- ※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。
- ※白黒片面印刷で提出すること。

(別紙)

年間業務計画（作成例）

工 種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	●回/年												
	低木管理	●回/年												
	高木管理	●回/年												
	草花管理	●回/年												
● ● ●														
● ● ●														
● ● ●														
● ● ●														

(提出様式1-7)再委託または下請負の予定(協力企業の名称等)

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企 業 名		代表者名	
所 在 地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務※を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長 様

## 念書 (例)

株式会社〇〇〇〇と近畿太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

### 記

国土交通省近畿地方整備局で、平成30年4月27日付けで入札公告のあった「H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成30年〇月〇日

住所  
電話番号  
会社名 株式会社〇〇〇〇  
代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所  
氏名 近畿 太郎 印



## (提出様式1-8)業務経験証明書

ふりがな 氏名	こうえん たろう 公園 太郎  ( 年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 年 月 日
備考	

(様式1-9-1)

平成 年 月 日

## 収益施設運営実績書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申込者)社名

代表者

印

所在地

TEL(FAX)

下記収益施設について、運営実績書を提出します。

記

(記入例)

	国営飛鳥・平城宮 跡歴史公園 収益施設名	収益施設運営実績(※1)		収益施設運営予定(※2)	
		企業としての実績	配置予定者としての実績	申請者(共同体構成員を含む)	申請者以外の者(再委託・下請け等)
1	売店	◎ (株〇〇)	◎ (〇〇太郎)	◎ (株〇〇)	
2	自動販売機				○ (未定)
3	臨時売店				○ (株〇〇)

(提出様式1-9-1)の注意事項

- ※1 収益施設運営実績について、実施要項3. 2. 企業の業務実績に関する要件、及び3. 3. 配置予定者の業務実績に関する要件の「④収益施設等設置管理運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する(共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。(例「○(株)〇〇」、「◎(〇〇太郎)」)又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について(提出様式1-9-3)に記入すること。
- ※2 収益施設運営予定について、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設運営実績の申請者と収益施設運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でもよい。(共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。(例「○(株)〇〇」、「○(〇〇太郎)」)。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。(例「○(未定)」)又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、(提出様式1-7)に記載すること。

- ※3 「H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等管理運営規定書の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。  
また、「H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」の受託者（収益施設の施設等運営者）は、収益施設について都市公園法第5条等の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払わなければならない。
- ※4 共同体として参加する者が提出する場合は、H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

(様式1-9-2)

収益施設名：〇〇〇

## 会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- |          |   |             |        |
|----------|---|-------------|--------|
| ①社名      | ( |             | )      |
| ②業種(主・副) | ( |             | )      |
| ③設立      | ( | 年           | 月)     |
| ④資本金     | ( |             | 円)     |
| ⑤従業員数    | ( |             | 人)     |
| ⑥株式      | ( | 上場          | ・ 非上場) |
| ⑦株主数     | ( |             | 人)     |
| ⑧営業範囲    | ( | 奈良県・近畿地方・全国 | )      |
| ⑨年商      | ( |             | 円)     |

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表(過去3ケ年分)

- ※ 提出様式1-9-1で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。  
(収益施設運営実績、収益施設運営予定を含む)
- ※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ケ年分)を提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者については、上記(2)②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時まで提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者が未定の場合は、上記(1)①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記(2)①～③を業務計画書提出時まで提出するものとする。

(様式1-9-3)

## 〇〇施設運営実績

項目	内容
・施設名 ・所在地 ・開設年	(記入例) ・〇〇〇〇 〇〇店 ・奈良県〇〇市〇〇1-2-3 ・平成〇年〇月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	(記入例) ・園内売店 ・お菓子類 ・家族連れ、観光客
・構造 ・規模	(記入例) ・構造 RC構造 ・延床面積 14.08㎡
・売上高	(記入例) ・120,000千円/年(過去3ヶ年の平均)
・従業員数	(記入例) ・社員3人、補員5人

※ 提出様式1-9-1の収益施設運営実績の◎及び○と記載した箇所について、それぞれ1件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設(別の施設)の場合は、それぞれ記載すること。

また、施設等の物理的条件により記載が難しい場合であっても、実施している概要がわかる内容を記載すること。

※ 売上高は、過去3ヶ年の平均とし、実績がないものは過去2ヶ年又は1ヶ年でも良い。また1ヶ年に満たない場合は、予定金額でも良い。

※ 実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を2~3枚添付すること。

なお、自由様式はA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(提出様式1-10)

近畿地方整備局長  
殿

平成 年 月 日  
住所  
商号又は名称  
氏名 印  
(法人にあつては、代表者氏名)

〔法定代理人  
氏名 印〕

## 誓約書

平成30年4月27日付けで公告のありました「H30-34飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

## 記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
4. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
5. 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - 1)資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ① 会社と子会社の関係にある場合
    - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - 2)人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
6. 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園事務所で平成29年度に実施の「国営飛鳥歴史公園管理水準調査業務」の受託者でないこと。また、当該業務に参加している者及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。
7. 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

公共サービスの内容	H30-34飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務				
公共サービス実施民間事業者	〇〇株式会社	住所又は所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1丁目〇番〇号		
親会社等(法人)	〇△株式会社				
主要株主等(法人)	□□株式会社、△△株式会社				
公共サービス実施民間事業者の「役員」「法定代理人」「主要株主等(個人)」及び「相談役、顧問等役員と同等以上の支配力を有する者」					
上記事業との関係	フリ 氏	ガナ 名	生年月日	性別	住 所
例 役員	コキョウ 公共	タロウ 太郎	昭和38年7月4日	男	〇〇県〇〇市〇〇〇2-1
例 主要株主 (個人)					
例 親会社の役員					

※1 記載しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。  
※2 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求め場合があります。

## 記載が必要な事項一覧表

		記載対象 (※1)	記載必要事項
落札予定事業者の場合	個人の場合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 (※2)	・氏名、生年月日、性別、住所
	法人	③ 落札予定事業者	・商号又は屋号 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※3) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等 (法人)	・商号又は屋号
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※4) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等 (法人)	・商号又は屋号
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。



- ※5 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。
- ※6 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
- ※7 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。
- ※8 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。
- ※9 前記※6の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
- ※10 電磁的記録媒体の作成要領  
 電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。
- ① 電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第3面により第2面に記載された者とする。
  - ② 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
  - ③ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
  - ④ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
  - ⑤ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
  - ⑥ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
  - ⑦ 記載例（データ上の記載）  
 昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コウキョウ 知ウ	公共 太郎	S	38	7	14	M

## 申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。(例 1/10, 2/10…9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」
  - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
  - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
  - ③本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実績については、実施要項1.2.1で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
  - ④共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「業務責任者の業務実績」
  - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
  - ②「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。  
ただし、実施要項に定めた範囲において兼務は可能とする。
  - ③共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」
  - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5-1「業務実施体制」
  - ①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
  - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
  - ③実施要項3.3.表7に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 提出様式1-5-2「業務実施体制における提案」

A4版片面1枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。  
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。  
白黒片面印刷で提出すること。
7. 提出様式1-6「実施方針」

A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。  
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。  
白黒片面印刷で提出すること。

8. 提出様式1-10（第2面）等

開札後、落札者となるべき者（落札予定者）は、開札後速やかに様式1-10（第2面）及び電磁的記録媒体（CD-R等）を提出すること。

なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

(提出様式2-1)

企画書

業務の名称 H130-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務

履行期限 平成35年 1月31日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長  
池田 豊人 殿

提出者)住 所  
電話番号  
会社名  
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署  
氏 名  
電話番号  
F A X  
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 : 共同体事務所の所在地  
電話番号: 共同体事務所の電話番号  
FAX : 共同体事務所のFAX番号  
会社名 : ○○○○業務  
          △△・○○共同体  
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注)紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2 - 2 - 1)

1) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

飛鳥区域公園利用者数【数値目標】 (単位：万人)

年目	1年目					2年目	3年目
年間 公園利用者数	( )						
四半期毎 公園利用者数	1	2	3	4	計		

年目	4年目	5年目
年間 公園利用者数		

平城宮跡区域公園利用者数【数値目標】 (単位：万人)

年目	1年目					2年目	3年目
年間 公園利用者数	( )						
四半期毎 公園利用者数	1	2	3	4	計		

年目	4年目	5年目
年間 公園利用者数		

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

- ※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
- ※目標とする数値を設定の上、その利用者数確保に向けて、本業務の内容を網羅的に把握し、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果、及び当該業務全体を包括的にマネジメントする手法について記述すること。
- ※平城宮跡区域について、1つ以上、企画提案を記述すること。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

飛鳥区域公園利用者の満足度（非常に満足+やや満足）【数値目標】（単位：％）

年目	1年目				2年目	3年目	4年目	5年目
年間公園利用者の満足度								
四半期毎公園利用者の満足度	1	2	3	4				

平城宮跡区域公園利用者の満足度（非常に満足+やや満足）【数値目標】（単位：％）

年目	1年目				2年目	3年目	4年目	5年目
年間公園利用者の満足度								
四半期毎公園利用者の満足度	1	2	3	4				

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

- ※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、本業務の内容を網羅的に把握し、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果、及び当該業務全体を包括的にマネジメントする手法について記述すること。
- ※平城宮跡区域について、1つ以上、企画提案を記述すること。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。



(提出様式 2 - 2 - 3)

3) 公園特性を生かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～5.に、本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、公園内の自然資源等を活用した魅力ある花修景や風景の演出に関して、季節毎に具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※平城宮跡区域について、1つ以上、企画提案を記述すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

4) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

3. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

4. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

5. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. に、地域の案内や歴史に関する学習といった本公園の機能を発揮させるため、史跡等歴史資源を活用しながら、施設を活かした維持管理方法について、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2と3. に飛鳥区域における国営飛鳥歴史公園館や体験学習館等を活用した具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4と5. に平城宮跡区域における復原事業情報館や平城宮跡展示館等を活用した具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-1 2の改善提案も行うこと。

※記載上の注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2-2-5)

5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案

基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○  
イベント・行事等の種類・開催数、参加人数【数値目標】

イベント・行事名	1年目		2年目	3年目	4年目	5年目
	開催数 (回)					
展示						
歴史イベント						
体験イベント						
環境学習イベント						
地域と連携したイベント						

1. 企画提案項目：○○○の実施

- ・具体的な企画提案：○○○において、・・・○○○を実施します。
- ・期待される効果：○○○を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1に、展示の開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2に、歴史イベントの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3に、体験イベントの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4に、環境学習イベントの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5に、地域と連携したイベントの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※自主事業の自主イベントの企画提案については「(提出様式2-2-11) 自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)のみを記載すること。

※「展示」、「歴史イベント」、「体験イベント」、「環境学習イベント」、「地域と連携したイベント」の内容及び実施回数は重複してはならない。

※ 企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載上の注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 6)

6) 情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

マスコミ報道件数・ホームページアクセス件数【数値目標】 (単位：件)

年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
年間 マスコミ報道 件数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
SNSによる 情報発信 件数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を設定の上、それら実施、達成に向けて、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載上の注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針とて、〇〇〇

**1. 企画提案項目：〇〇〇と連携**

- ・具体的な企画提案：〇〇〇と連携し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇と連携することにより、・・・・が期待されます。

**2. 企画提案項目：**

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

**3. 企画提案項目：**

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

**4. 企画提案項目：**

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

**5. 企画提案項目：**

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～3.に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4.～5.に、ボランティアとの連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載上の注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 8)

8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面での利用者の安全確保に関する対応について、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載上の注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇について、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇をすることにより、・・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、緊急事態を想定し、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、繁忙期において、混乱回避のための体制構築を含めた対応策について、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載上の注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 0)

1 0) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※公園の目的・魅力の向上の観点について、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

※平城宮跡区域について、1つ以上、企画提案を記述すること。

※記載上の注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。



(提出様式 2 - 2 - 1 1)

1 1) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～5.に**物販施設**における利用者サービスの向上に向けた運営について、具体性、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※平城宮跡区域について、1つ以上、企画提案を記述すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載上の注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 2)

1 2) 各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目：〇〇〇工

- ・設計数量：〇〇m<sup>2</sup>
- ・変更数量：〇〇m<sup>2</sup>
- ・変更可能な理由：〇〇〇を導入し、・・・の質が向上（〇〇を削減）します。
- ・期待される効果：〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

3. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

4. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果：

5. 改善提案項目：

- ・設計数量：
- ・変更数量：
- ・変更可能な理由：
- ・期待される効果

※各改善提案項目には通し番号を付けること。

※改善提案による質の維持向上又は経費の削減（あるいはその両方）に関する提案について、具体性、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載上の注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 3)

1 3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指摘について適合状況	
ワーク・ライフ・バランス 関連認定制度の認定の 有無	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>(どちらか一方を記入すること)</p> <p>※下記のいずれかの認定を受けている場合に「あり」と記載する。</p>
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定企業)	
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が3(全認定基準5つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が2(全認定基準4つ〇)
<input type="checkbox"/>	えるぼし認定企業であり、認定段階が1(全認定基準2つ〇)
<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。 ※行動計画策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の人数が300人以下のもの)に限る。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)
2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	プラチナくるみん(特例)認定企業
<input type="checkbox"/>	くるみん認定企業
3. 若者雇用推進法に基づく認定	
<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)企業

※1～3の項目について、該当するもの全てをチェック欄を「■」とすること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

【別添】

## 企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。  
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。  
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。  
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。  
頁数は、上記2.によるものとする。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。  
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。  
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

8. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの

②入園料、使用料等の増減を変更させるもの

③開園日時を変更させるもの(主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く)

9. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

10. 白黒片面印刷で提出するものとする。

11. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。(例 1/10, 2/10…9/10, 10/10)。

12. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容(法人名、個人名など)がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表3に示す「区分」は加点評価対象としない。ただし、当該区分(履行不可と判断されたものを除く。)についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

(例) ▲▲会社 → 当法人  
      ■ ■財団 → 当法人  
      ◇◇共同体 → 当法人  
      □□グループ → 関連グループ 等  
      ※固有の名称は用いないこと。

13. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所「(再掲)」と記載すること。ただし、加対象とするが、実施要項表3に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
収益施設等運営計画書

提 出 様 式

国土交通省 近畿地方整備局

【企画書提出時に提出すること】  
(様式3-1)

平成 年 月 日

## 収益施設運営計画書

国土交通省 近畿地方整備局  
殿

(申込者) 社 名

代表者 印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設運営計画書を提出します。

### 記

#### ○飛鳥区域

- (1) 所在地 奈良県高市明日香村
- (2) 対象施設 物販施設 (売店 2 箇所、自動販売機、臨時売店)

#### ○平城宮跡区域

- (1) 所在地 奈良県奈良市左紀町
- (2) 対象施設 物販施設 (売店 1 箇所、自動販売機、臨時売店)

\* 共同体として参加する者が提出する場合は、H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務について、業務全体のマネジメント及び企画立案業務をする者とする。

## 収益施設運営計画

<b>(1) 運営施設全体の運営計画</b>
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。



(2) 収益施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～5. **物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※平城区域について1つ以上企画提案を記述すること。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-12と同様な内容とする。

(3-1) 物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

平成 年 月 日

## 自主事業施設運営計画書

国土交通省 近畿地方整備局  
殿

(申込者) 社 名

代表者 印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園自主事業施設運営計画書を提出します。

### 記

#### ○飛鳥区域

- (1) 所在地 奈良県高市明日香村
- (2) 対象施設

#### ○平城宮跡区域

- (1) 所在地 奈良県奈良市左紀町
- (2) 対象施設

\* 共同体として参加する者が提出する場合は、H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務について、業務全体のマネジメント及び企画立案業務をする者とする。

## 自主事業施設運営計画

(1) 自主事業施設運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※施設の設置位置図を示すこと。また、施設の整備にあたっては、関連法令による規制の許可適合基準に即したものとすること（各地区における規制内容は別添 1 9 参照）。

※図表を含み A 4 版 2 枚までとし、文字サイズは 1 0 . 5 ポイント以上とする。

**(2) 自主事業施設の運営に関する提案**

**1. 企画提案項目：〇〇〇の設定**

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

**2. 企画提案項目：**

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

**3. 企画提案項目：**

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

**4. 企画提案項目：**

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

**5. 企画提案項目：**

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. ～5. **自主事業施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-12と同様な内容とする。

(3) 自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

## 収入及び支出の見込み

○自主事業の実施における収入及び支出の見込みについて、具体的に記載すること。

- ※1 需要予測及びそれに基づく収入想定について、その概要を明示し、さらに下表の書式を用いて記載すること。
- ※2 提案する事業実施方針を踏まえた支出想定とすること。
- ※3 収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方策について記載すること。
- ※4 本事業に付随するその他の収益活動を提案する場合には、その内容・金額等について記載すること。

### 【収入記載書式】

単位：千円

収入項目	金額/10年※1	根拠等
収益施設運営収入		
その他収入※2		
合計		

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他収入」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

### 【支出記載書式】

単位：千円

支出項目		金額/10年※1	根拠等
設備 投資 費	建設費		
	内装費		
	その他		
	小計		
人件費			
光熱 水費	電気		
	ガス		
	水道		
	その他		
	小計		
保険料			
土地・施設使用料			
その他支出※2			
合計			

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他支出」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

収支計画書													金額(単位:千円)	
<b>(1) 売上高</b>													金額(単位:千円)	
区 分	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	合計	備 考	
公園施設(自主事業施設)												0		
合計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>(2) 売上原価</b>													金額(単位:千円)	
区 分	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	合計	備 考	
公園施設(自主事業施設)												0		
合計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>(3) 売上総利益</b>													金額(単位:千円)	
	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	合計	備 考	
(C) = (A) - (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>(4) 販売費及び一般管理費その他費用</b>													金額(単位:千円)	
区 分	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	合計	備 考	
人件費												0		
自主事業施設・設備管理費												0		
維持管理費 (除草・清掃費)												0		
通信費												0		
修繕費												0		
光熱水費												0		
イベント催事費												0		
広告宣伝費												0		
支払保険料												0		
固定資産税												0		
減価償却費												0		
土地・施設使用料												0		
その他費用												0		
												0		
支払利息												0		
												0		
原状復旧費												0		
												0		
合計(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
<b>(5) 損益</b>													金額(単位:千円)	
	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	合計	備 考	
(C) - (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

\*該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままとしてください。

\*新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。



## 資金調達・償還計画

- 自主事業の実施における資金調達・償還計画について具体的に記載すること。
- ※1 資金調達計画、外部調達計画の概要について、下表の書式を用いて記載すること。
  - ※2 劣後ローン等による調達をする場合はそれぞれ明示すること。
  - ※3 予備的資金の確保の考え方について明示すること。

### 【資金調達計画】

調達総額	(合計) ア+イ+ウ	千円
内訳	出資金(計) …ア	千円
	外部調達(計) …イ	千円
	その他(計) ※1 …ウ	千円

※1 その他の調達がある場合には、下表に準じて記載すること。

### 【外部調達計画の概要】

金融機関等の名称	調達予定金額	条件 (実行予定時期・ 返済方法・金利等)	備考 (優先ローン・劣後ローンの 別、優先順位など)
	千円		
	千円		
	千円		
	千円		
外部調達(計)…イ	千円		

H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
運営維持管理業務

別添資料

平成30年4月

国土交通省近畿地方整備局

仕様書、規定書に関連する別添・様式

分類	資料No	資料名	頁番号
別 添	別添1	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における行為の禁止等に関する取扱要領	別添 1
	別添2	「H30-34国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて	別添 7
	別添3	施設配置図	別添 9
	別添4	植栽管理区分図	別添 36
	別添5	国土交通本省委託契約取扱要領	別添 42
	別添6	巡回ポイント	別添 54
	別添7	申請書(5条、6条、12条、車両乗入れ許可申請書、車両乗入れ許可書等)	別添 60
	別添8	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における広報・行事等の取扱について	別添 67
	別添9	事業者が参加する会議一覧及び参加時の役割	別添 68
	別添10	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園消防計画書	別添 69
	別添11	災害対策部運営計画(抄)	別添 72
	別添12	取得した備品及び貸与備品等の取扱い	別添 83
	別添13	飛鳥・平城宮跡歴史公園ボランティア規約(例)	別添 99
	別添14	自動販売機設置平面図	別添 103
	別添15	石舞台駐車場平面図	別添 114
	別添16	キトラ古墳周辺地区体験学習館内売店平面図	別添 115
	別添17	平城宮跡展示館(平城宮いざない館)売店平面図	別添 116
	別添18	自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲	別添 117
	別添19	関連法令による地区指定の規制内容等について	別添 120
	別添20	平城宮跡区域(中央区朝堂院)地下水位測定地点	別添 125
様 式	様式1	管理月報	別添様式 1
	様式2	包括的な質の月別報告	別添様式 3
	様式3	管理四半期報	別添様式 5
	様式4	収益施設等の管理に関する勤務実績簿	別添様式 6
	様式5	事故情報記録	別添様式 7

## 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域における 行為の禁止等に関する取扱要領

国営飛鳥歴史公園事務所

### (目 的)

第1条 この要領は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域（以下「公園」という。）における行為の禁止等に関する運用の方針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

### (適 用)

第2条 公園内における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）及びその他関係法令に定めるほか、この要領によるものとする。

### (定 義)

第3条 この要領において、「公園内」とは、法第2条の2の定めるところにより国営飛鳥歴史公園として公告され、すでに供用が開始されている区域をいう。

2 この要領において、「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 近畿地方整備局の公園管理担当職員
- 二 近畿地方整備局から本項第三号の区域を除いた公園内の管理を受託した機関（以下「受託者」という。）の職員、若しくは受託者に臨時に雇用された者
- 三 法第5条第2項に基づく公園施設の設置等の許可を受けた機関、若しくはその施設管理を委託された機関の職員
- 四 受託者との契約により、受託者の指導監督を受けて、公園の利用上の指導業務を行う者

3 この要領において、「職員等の管理行為」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号に該当する者が本項第二号を除く公園内を対象に行う公園管理
- 二 前項第三号に該当する者が法第5条第2項による設置許可の対象となる区域内で、許可事項の範囲内で行う施設管理

- 4 この要領において、「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入るすべての者をいう。

(禁止する行為)

第4条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、その行為を禁止する。

- 一 自転車の利用に関し、公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼす行為で以下に定める行為
  - イ 園路・駐輪場を除いた箇所及び別添図面に示す自転車乗り入れ禁止箇所への乗り入れ
  - ロ 定められた駐輪場以外に自転車を駐輪させること
  - ハ その他スピードの出し過ぎ、無理な追い越し等他の利用者の安全に支障が及ぶこと
- 二 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の利用者の安全または公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為
- 四 公園の利用に際し、以下に定める物品を許可無く持ち込みまたは使用する行為
  - イ 銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀、弓等含む）
  - ロ ガス、多量のマッチ、花火など爆発性、引火性の高いもの及びコンロ等の器具
  - ハ 野球のバット（ビニル製のもの除く）及び硬式球
  - ニ ゴルフ・ゲートボール等の道具類
  - ホ 多量の薬物
  - ヘ ローラースケート、スケートボード、それに類するもの
  - ト その他職員等により安全かつ快適な公園の利用に支障を及ぼし、公園施設を損壊する恐れがあると認められるもの。

(法第11条の規定に関する適用除外)

第5条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは法11条の規定を適用しない。

- 一 職員等が公園管理のために行うもの
- 二 職員等以外の者が国営飛鳥歴史公園事務所または受託者との契約により公園の業務のために行うもの
- 三 法第5条の規定により許可を得た行為または協議の成立した行為に係るもの
- 四 法第6条の規定により許可を得た行為に係るもの
- 五 法第9条の規定により協議の成立した行為に係るもの
- 六 法第12条の規定により許可を得た行為に係るもの

七 その他学術研究等の必要性から事務所長が特に認めたもの

(場所の指定)

第6条 都市公園法施行令（以下「令」という。）第18条第四号及び第五号に指定する場所は、以下に定めるとおりとする。

- 一 令第18条第四号に定める区域は、別添図面に示す区域とする。
- 二 令第18条第五号に定める車両（自動二輪、原付自転車含む）の乗り入れ場所は、各地区の駐車場及び別添図面に示す範囲とする。

(公園利用の制限)

第7条 公園利用者の危険を防止し、または公園施設の損壊を防止するため必要と認められる場合は、入園の制限または行為の制限等、公園利用を制限する措置を行うものとする。

- 2 公園利用の制限に関し必要な事項は、以下に定めるとおりとする。
  - 一 公園の安全かつ快適な利用に支障を及ぼし、または公園施設を損壊する恐れのある物件として、別表に定めるものの持ち込みを制限する
  - 二 持ち込みの制限に関する必要な指示は職員等が行う

(行為の許可)

第8条 公園内における行為のうち次の各号に掲げるものは、公園管理者の許可を受けるものとする。

- 一 アンケート調査または動植物等の調査
- 二 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
- 三 営利を目的として、または会費等を徴収して写真等の撮影を行うもの
- 四 公園内に標識または横断幕を掲示して行うもの
- 五 その他公園の利用上または管理上から必要と認めたもの

(法第12条の規定に関する適用除外)

第9条 公園内における行為のうち、つぎの各号に掲げるものは、法12条の規定を適用しない。

- 一 第5条第一号から第五号までに係るもの
- 二 国営飛鳥歴史公園事務所または受託者の依頼により職員等以外のものが行うもの

(許可基準)

第10条 法第12条の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当する場合は、許可しないものとする。

- 一 営利を目的とした物品の販売または頒布
- 二 公共性に欠け、または排他的な集会、展示会及び興行
- 三 営利のみを目的とした集会、展示会及び興行
- 四 公共性に欠ける募金または署名運動
- 五 公園利用または公園管理に係わりのない調査
- 六 職員等が勤務する時間以外の利用
- 七 次の各号の一に該当し著しく公園利用の快適性を損なうもの
  - イ 公園施設の損傷または汚損
  - ロ 公園の風致または美観の侵害
  - ハ 他の利用者に危害を与えまたは不便を生じさせること
- 八 事故の発生または公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如していると考えられる場合
- 九 前各号に定めるもののほか、公園管理者により公園の利用上または管理上から不都合と認められるもの

2 前項第一号の規定に係わらず、受託者が公園の利用促進または利用者の利便を図る目的で実施する場合は許可の対象とするものとする。

(利用指導)

第11条 職員等は、その責務に応じ、法令及びこの要領に定める禁止行為または許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限または適切な利用指導を行うものとする。

(許可条件)

第12条 公園内の行為について許可をする場合は、必要に応じ以下に定める条件及び注意事項を付すものとする。

- 一 目的以外の行為を行わないこと
- 二 事故が発生し、またはその恐れがあると判断される場合は、公園利用の安全を図るとともに申請者の責任において処理すること
- 三 公園施設を損傷し、汚損し、または滅失した場合は、これを修理し若しくは現状に回復し、または損傷を賠償すること
- 四 第三者に損害を及ぼした場合は、申請者の責任において処理すること
- 五 許可の期間が満了したときは、公園を直ちに現状に回復すること。ただし、現状に回復することが不適當な場合は、公園管理者

の指示に従い必要な措置をとること

- 六 公園管理者は、次に示すような場合申請者に対して、許可を取り消したり、必要な措置を講ずるよう命ずることがある
  - イ 申請内容に偽りがあったり、不当な手段により許可を受けた場合
  - ロ 許可書に記載されている内容及び条件等に違反した場合
  - ハ 都市公園法または都市公園法に基づく規定に違反した場合
  - ニ 公園の保全または公衆の利用に著しい支障が生じた場合
  - ホ 公園の運営上または公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 七 当該行為により生じた塵芥は、行為終了後、責任をもって処理すること
- 八 都市公園法及び関係法令等を遵守するとともに、国営飛鳥歴史公園事務所若しくは公園管理受託者と十分連絡をとり、その指示に従うこと
- 九 一般利用者の安全を守るよう、必要な措置を講ずること
- 十 拡声器を使用する場合は、一般利用者ならびに周辺に対し不快を与えないようその音量について十分注意すること
- 十一 車両等の使用に際しては、別途許可申請を行うこと
- 十二 火気（特に煙草）については十分注意すること
- 十三 本許可書の記載事項の訂正は、当局の訂正印の押印が無い場合無効とする
- 十四 当権利を第三者へ転貸、譲渡等を行わないこと。
- 十五 許可書は期間中は携行し、当所職員が求めた時には提示すること。

附則 この要領は平成6年12月1日から適用する。

附則 この要領は平成23年2月3日から適用する。



(別表)

要領第7条第2項に定める持ち込みを制限する物品は、次に掲げるものとする。

対象となる物品等の種類	条件または注意事項
捕虫道具類	・園内で使用している場合はみだりに採取しないよう注意喚起する。
植物採取道具類	・園内で使用している場合、注意を行い採取したものは没収する
ペット(動物)類	・リードや鎖を付けるか、籠に入れるなどし糞は飼い主が処分することを義務付ける また事故の責任は飼い主が持つものとする
エンジン付きまたは バッテリー式模型	・公園の雰囲気を壊し、周辺の民家や利用者に迷惑がかかるような場合は注意し、使用を止めさせる
テント、ビーチパラソル	・芝生地等公園の施設に損傷を与え、また他の利用者に迷惑がかかるような場合は注意し、使用を止めさせる
ガラス用品、瓶類	・責任を持って持ち帰るよう指示する

「H30-34 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて

(情報資産の取り扱い)

第1条 事業者は、情報資産（情報及び情報システム等）の機密性、完全性及び可用性を維持するよう、情報資産の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 事業者は、業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。

(安全確保の措置)

第3条 事業者は、業務に関して取り扱う情報資産について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報資産の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 事業者は、業務を処理するために情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た情報を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第6条 事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため発注者から提供を受けた情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請負の制限)

第7条 事業者は、発注者の承諾があるときを除き、業務について、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 事業者は、業務を行うため、発注者から提供を受け又は事業者自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等（電子媒体を含む）は、当該契約終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。

(事故等の報告)

第9条 事業者は、第1条から第8条に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(体制の整備)

第10条 事業者は、情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者や従事

させる者の名簿及び連絡体系図を発注者に提出しなければならない。

(管理状況の調査)

第 1 1 条 発注者は、事業者が業務を行うに当たり、取り扱っている情報資産の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、事業者はそれに協力しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第 1 2 条 発注者は、事業者が本要領に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

## 飛鳥区域・平城宮跡区域 配置図




## 飛鳥区域 地区配置図



# 施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 高松塚周辺地区


昭和60年度開園、9.1ha

凡例	
	管理対象区域



施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 石舞台地区

昭和51年度開園、4.5ha

凡例	
	管理対象区域




施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 甘樫丘地区



# 施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 祝戸地区

昭和49年度開園、7.4ha


凡例
 管理対象区域





# 施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 キトラ古墳周辺地区

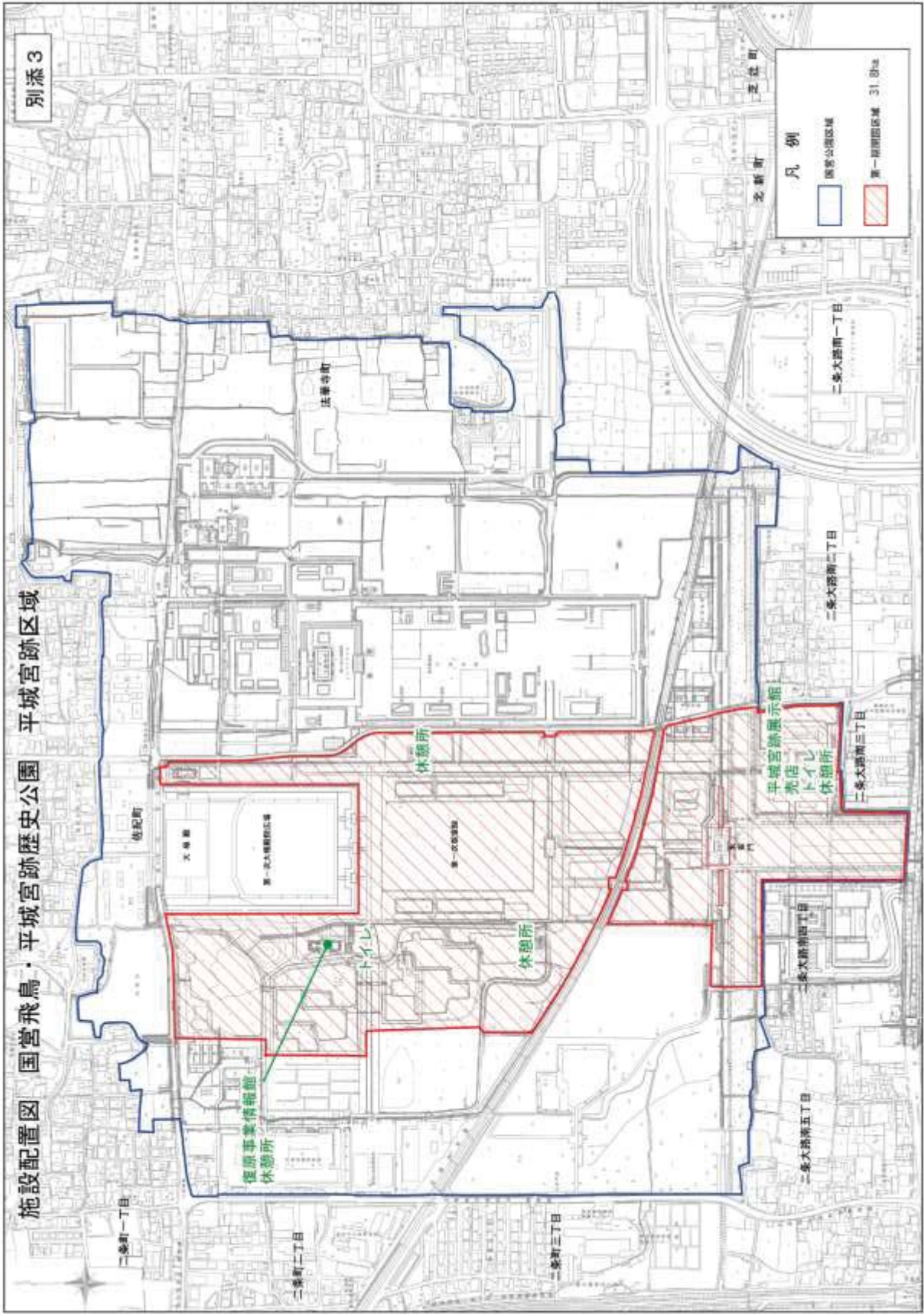
平成28年度開園、13.8ha

凡例	
	管理対象区域



別添 3

施設配置図 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域

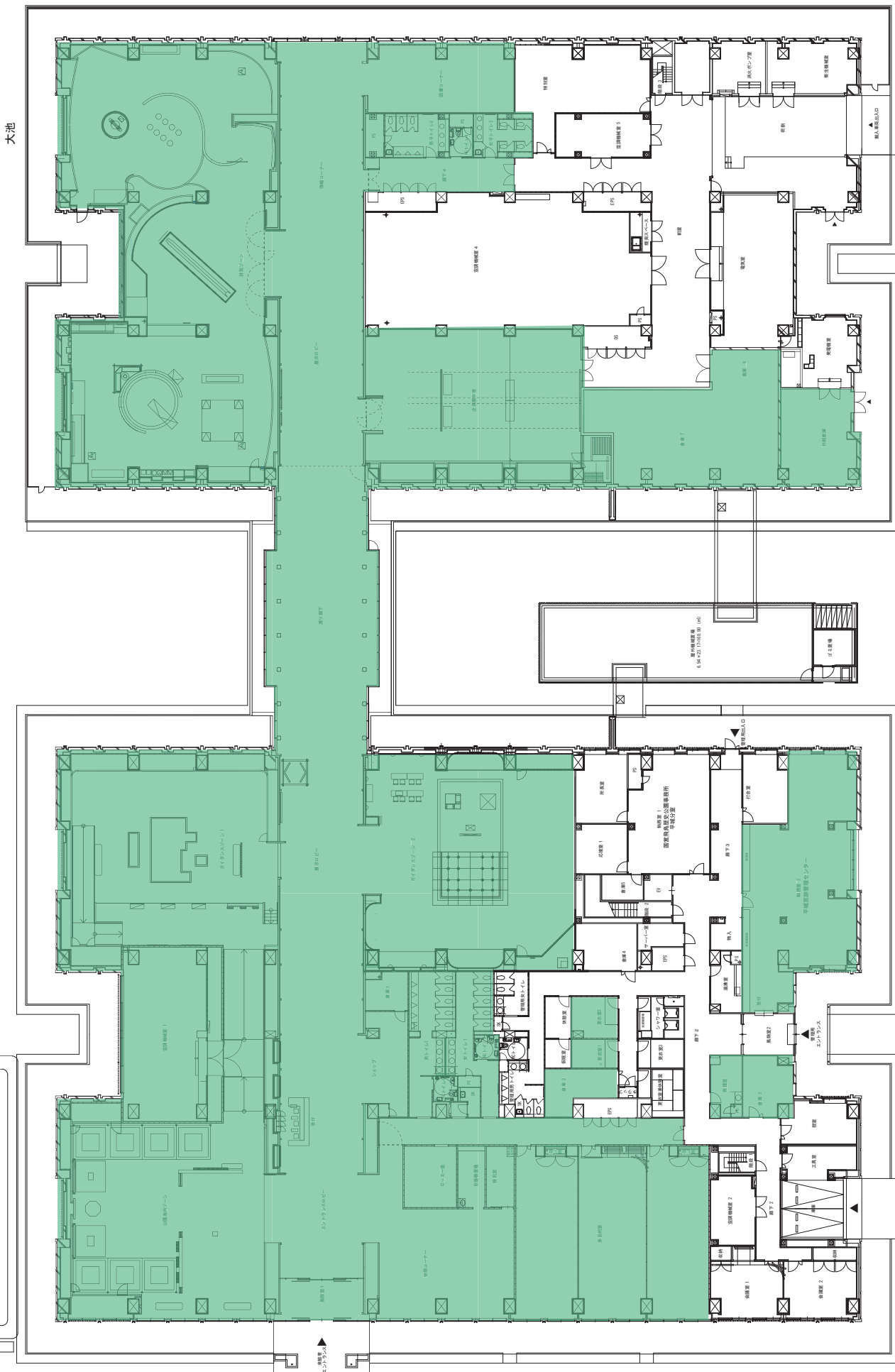


# 国営飛鳥歴史公園事務所 清掃分担図 (1F) (参考図)



工事名	飛鳥歴史公園事務所
図名	1/150 清掃分担図
図尺	1/150
図号	19-03
作成者	園務課
承認者	園長
作成日	2019.03.15





大池

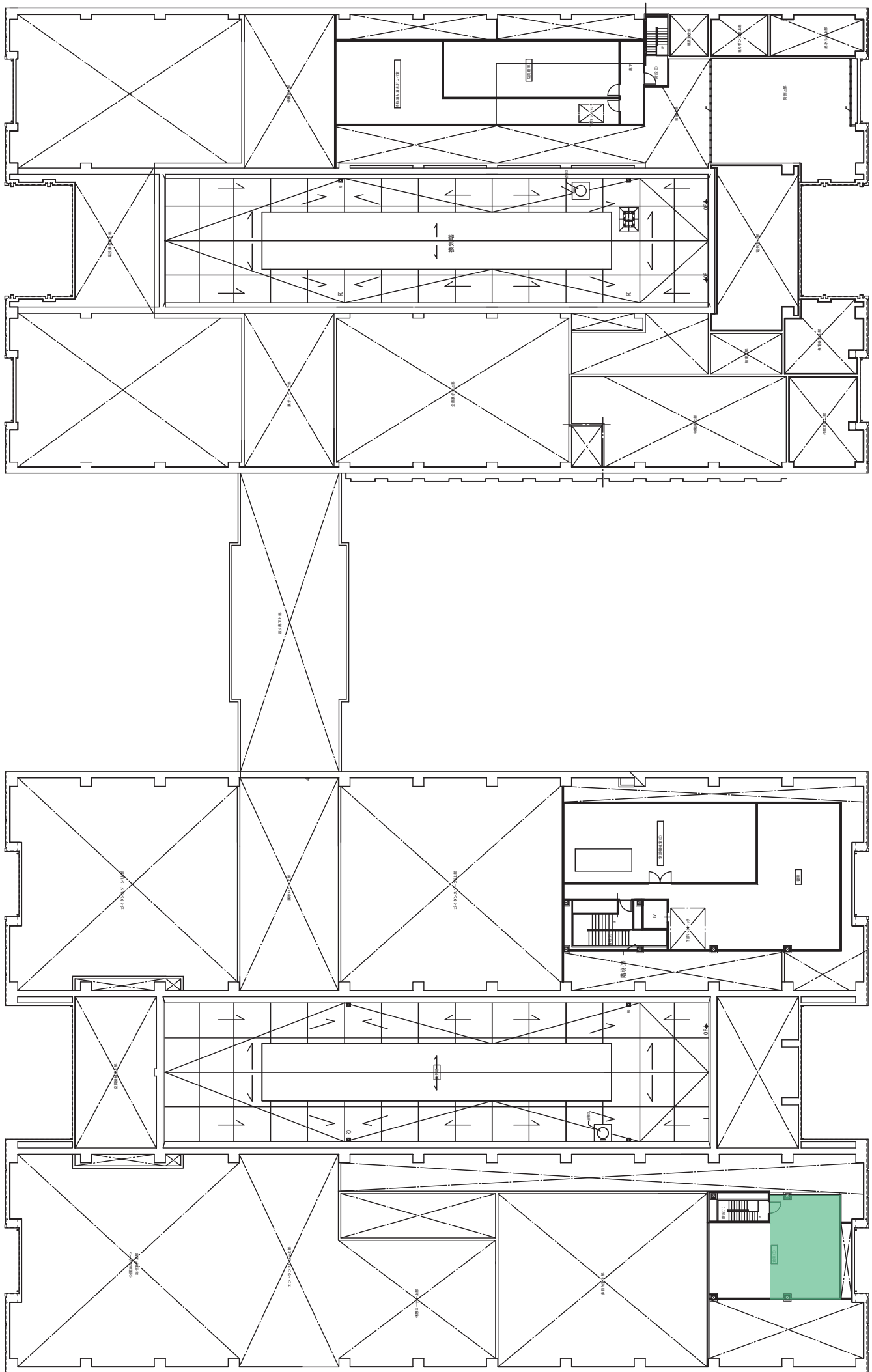
展示棟

ガイダンス棟



平城宮跡展示館（平城宮いざない館）清掃負担図 1階平面図 ※平成29年11月13日現在

scale 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



凡例  
 清掃範囲

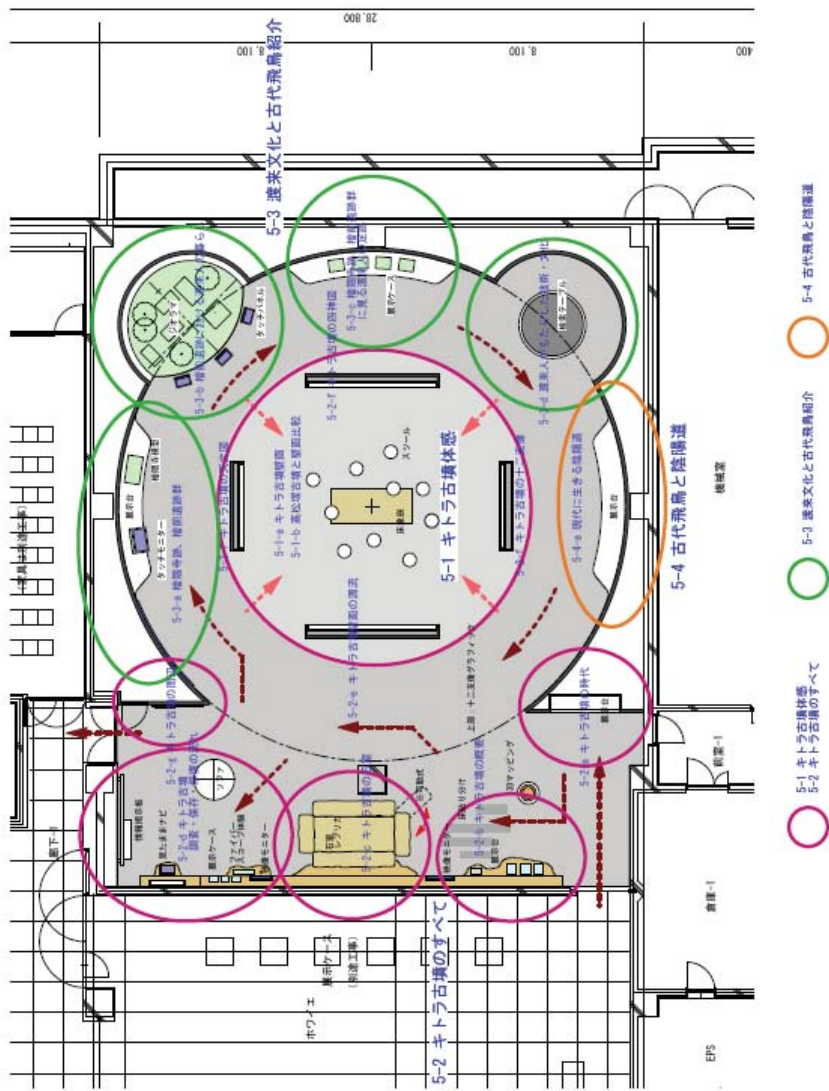
展示棟

ガイダンス棟

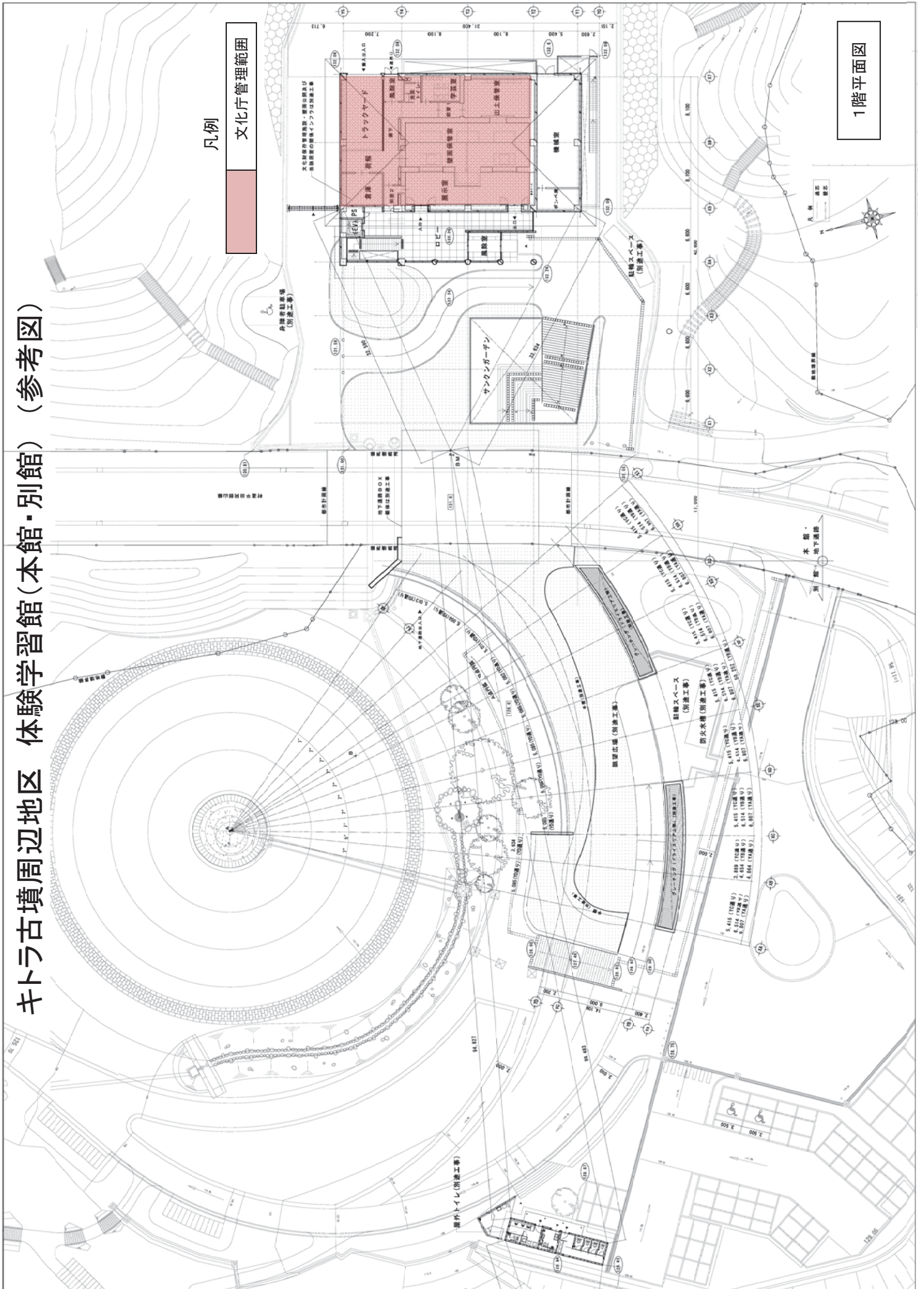
scale  
 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

平城宮跡展示館（平城宮いざない館）清掃負担図 2階平面図 ※平成29年11月13日現在

# キトラ古墳周辺地区体験学習館内展示施設 (参考図)

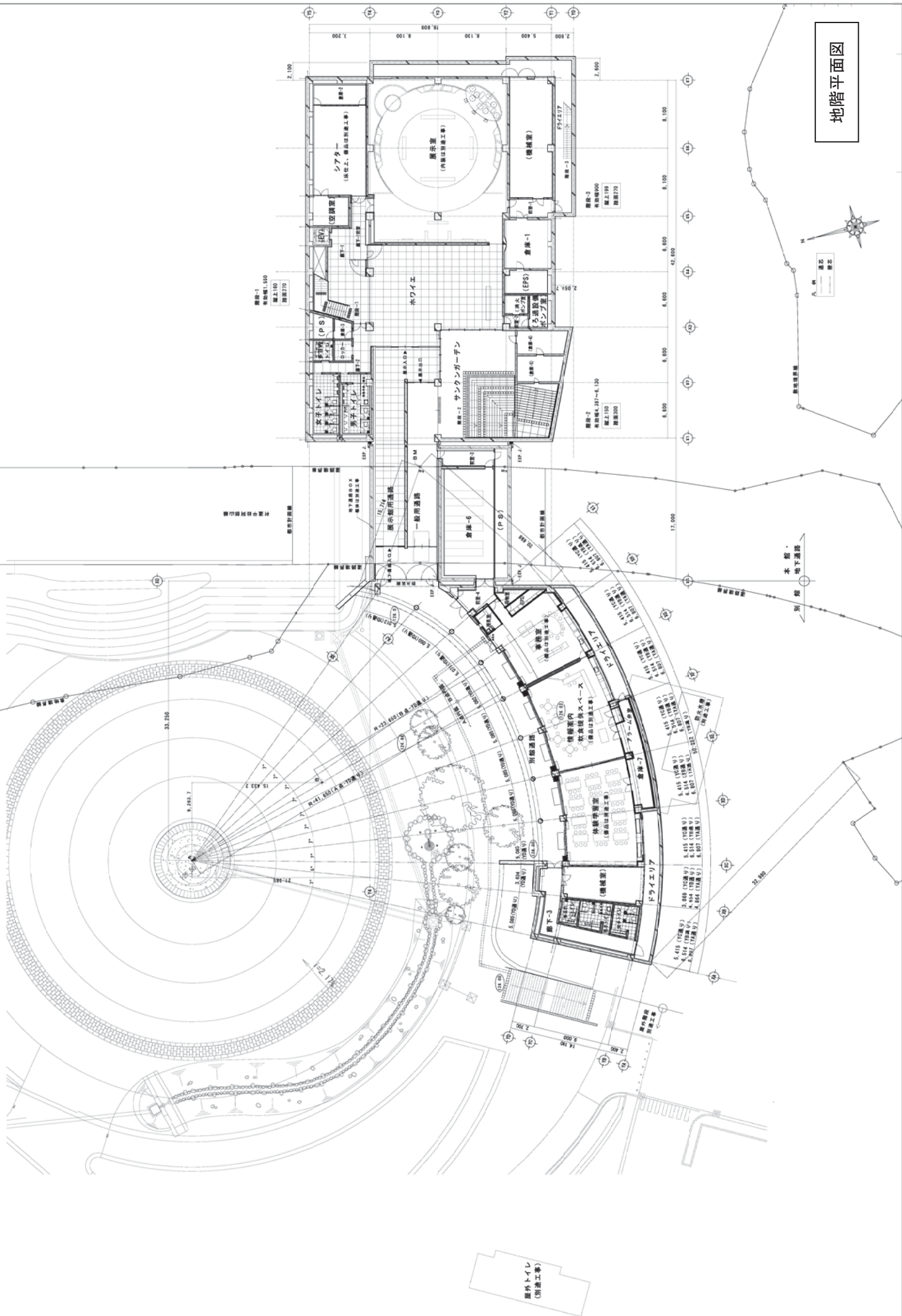


# キトラ古墳周辺地区 体験学習館(本館・別館) (参考図)





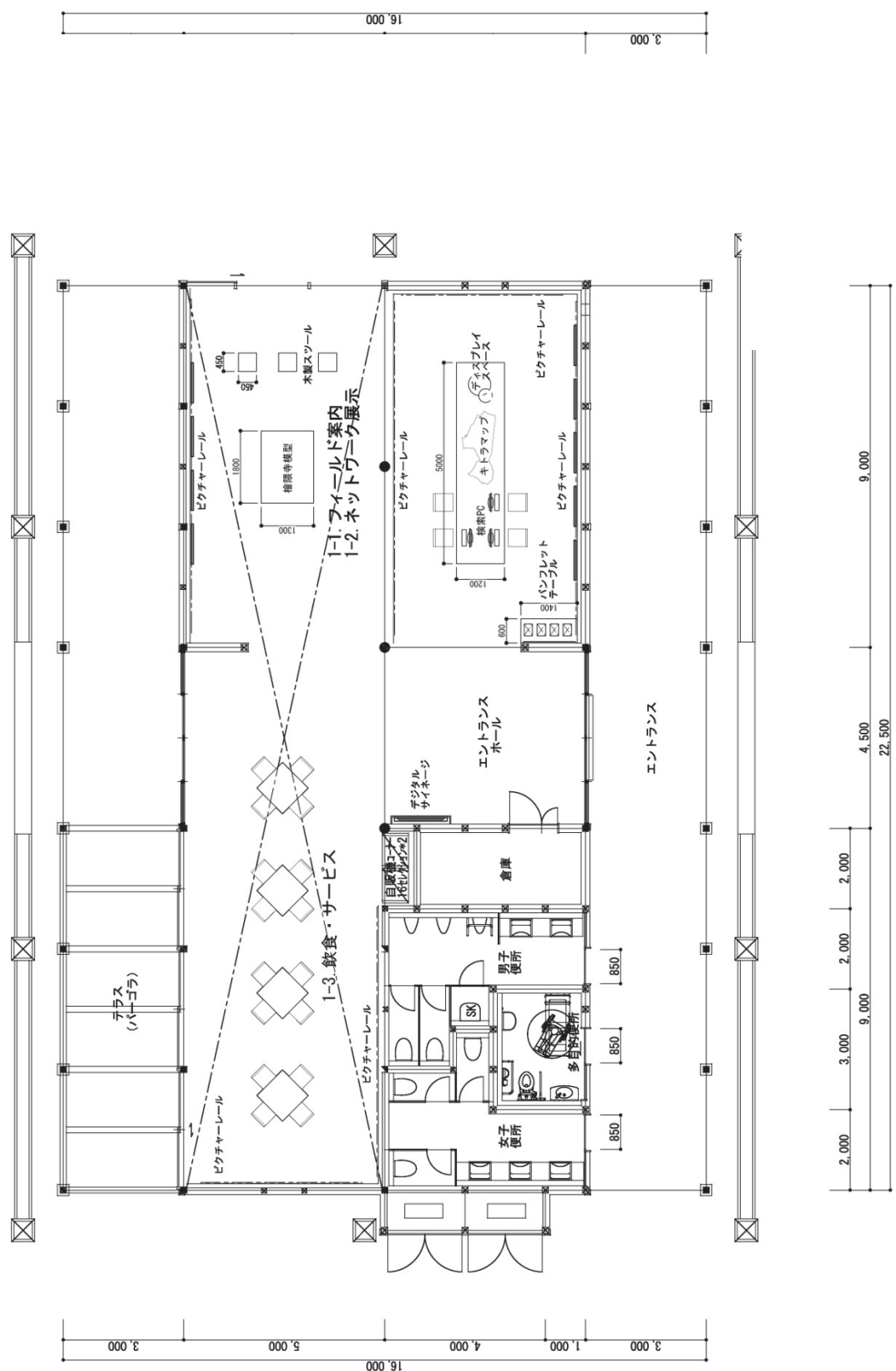
# キトラ古墳周辺地区 体験学習館(本館・別館) (参考図)



# キトラ古墳周辺地区情報案内施設 (参考図)



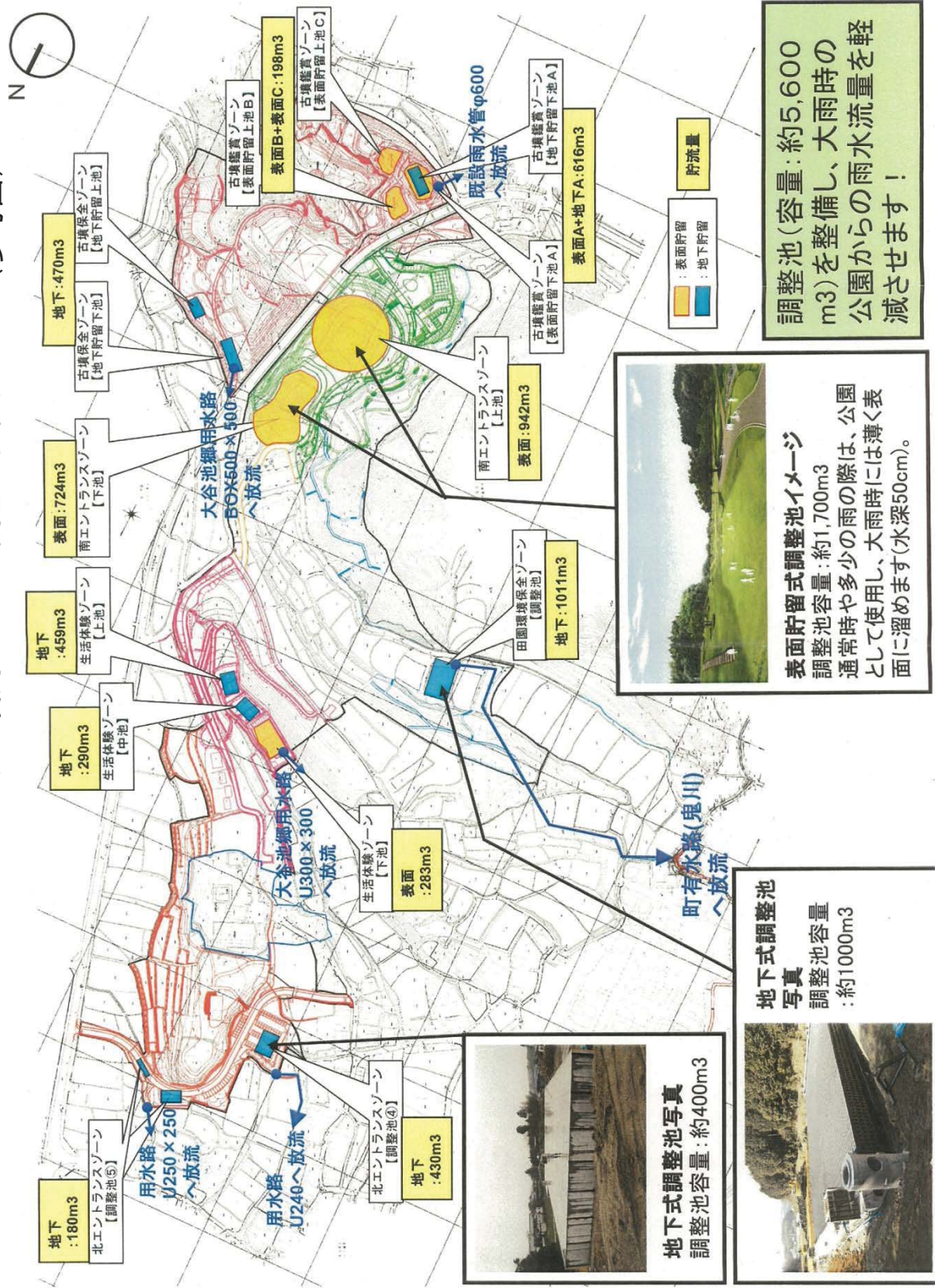
S=1/100







キトラ古墳周辺地区 調整池位置図 (参考図)



調整池(容量:約5,600m<sup>3</sup>)を整備し、大雨時の公園からの雨水流量を軽減させます!



表面貯留式調整池イメージ  
調整池容量:約1,700m<sup>3</sup>  
通常時や多少の雨の際は、公園として使用し、大雨時には薄く表面に溜めます(水深50cm)。

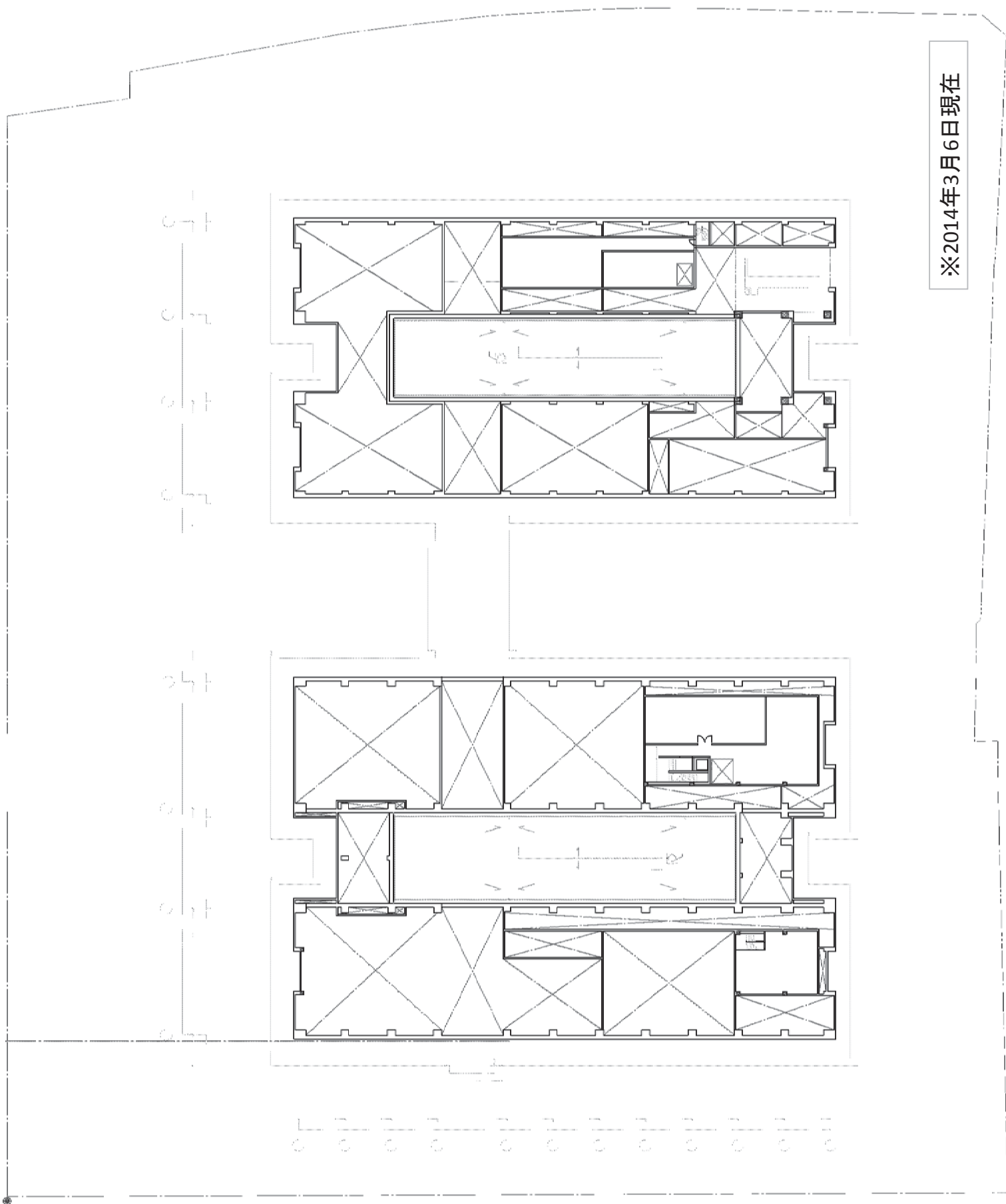


地下式調整池写真  
調整池容量:約400m<sup>3</sup>

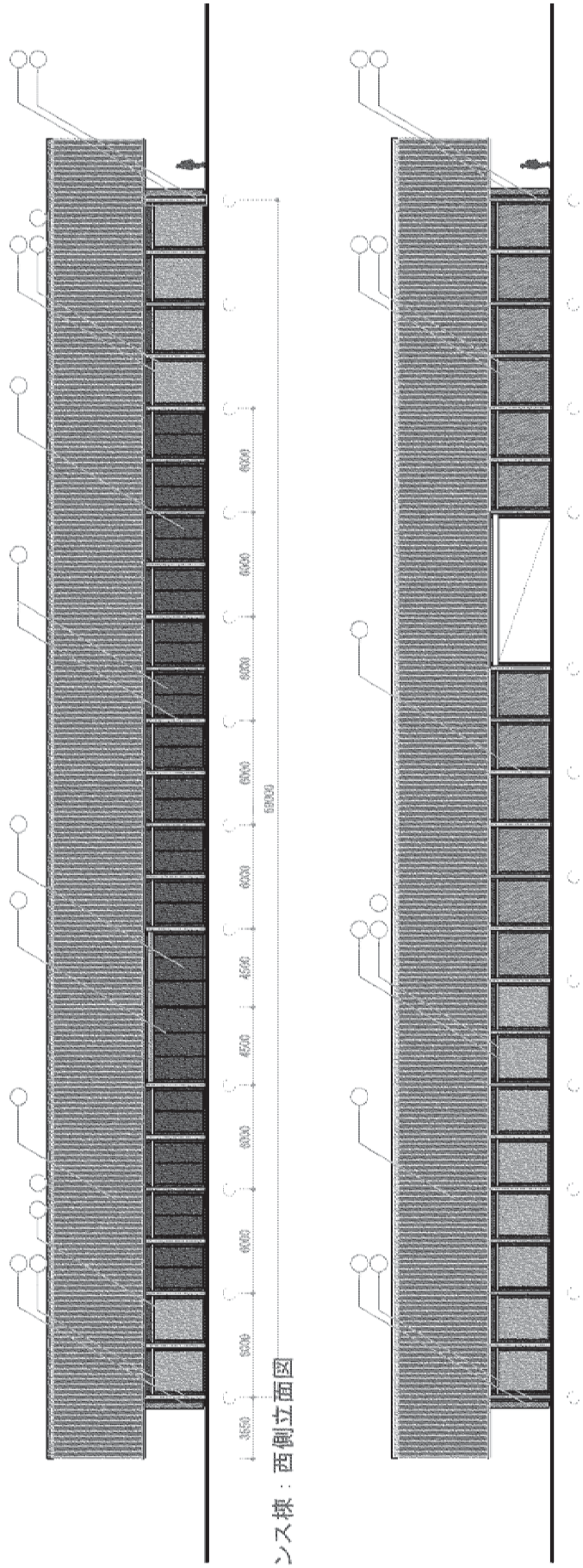


地下式調整池写真  
調整池容量:約1000m<sup>3</sup>



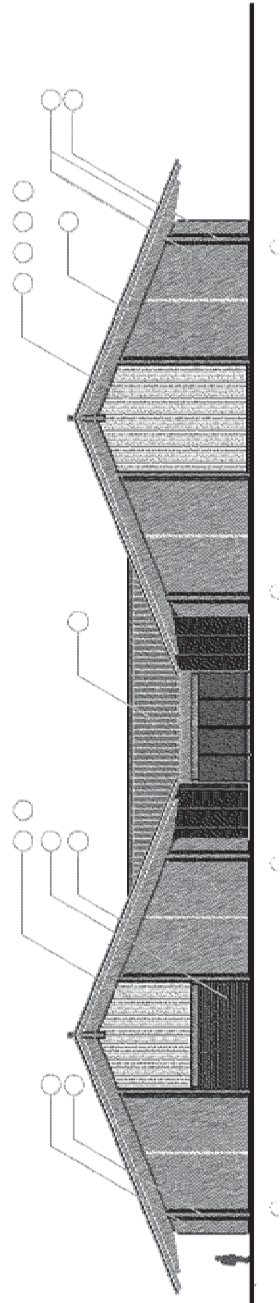


※2014年3月6日現在

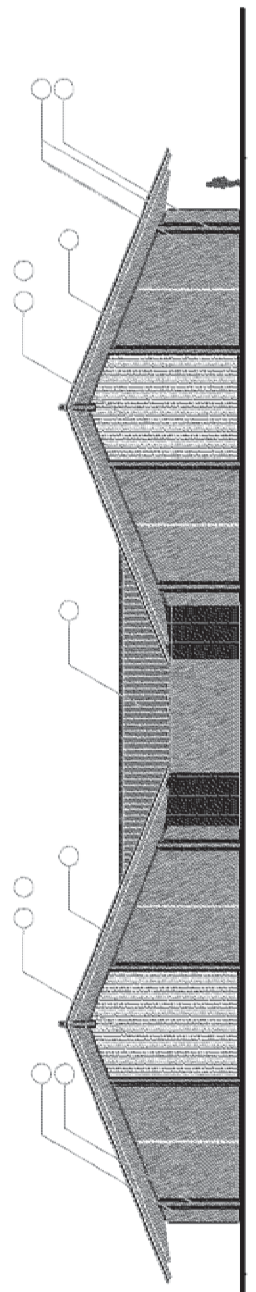


ガイダンス棟：西側立面図

ガイダンス棟：東側立面図

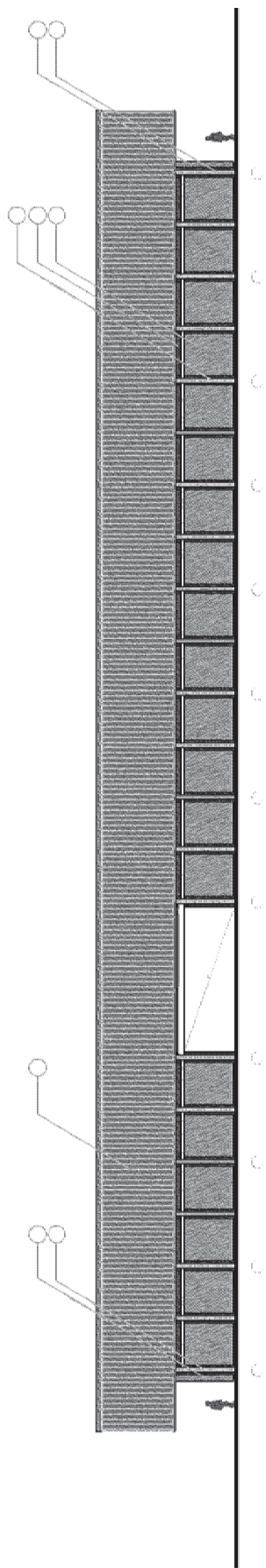


ガイダンス棟：南側立面図

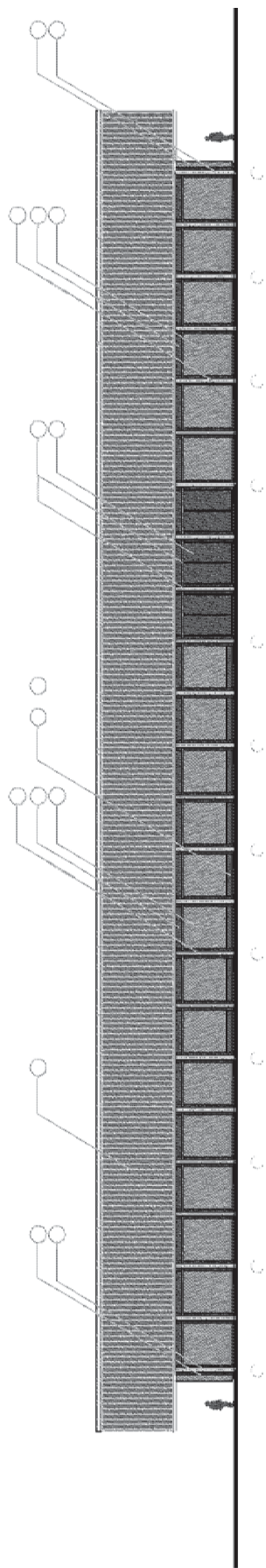


ガイダンス棟：北側立面図

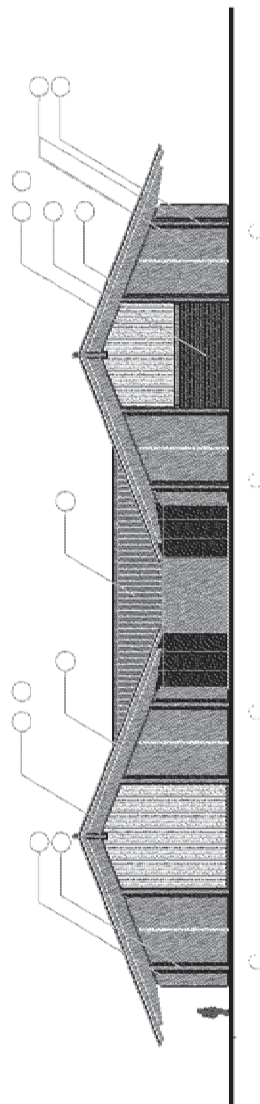




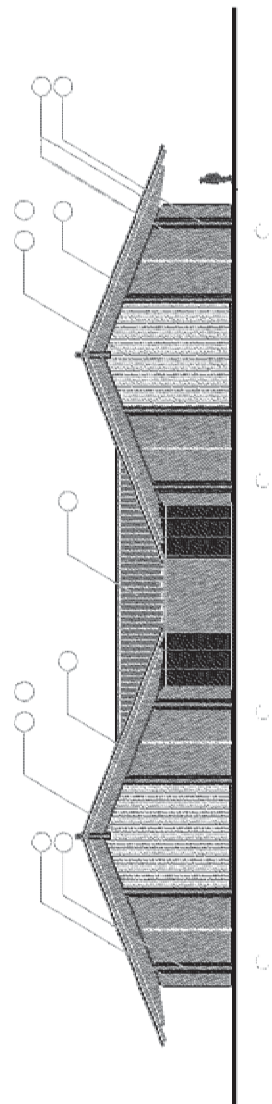
展示棟：東側立面図



展示棟：西側立面図



展示棟：南側立面図



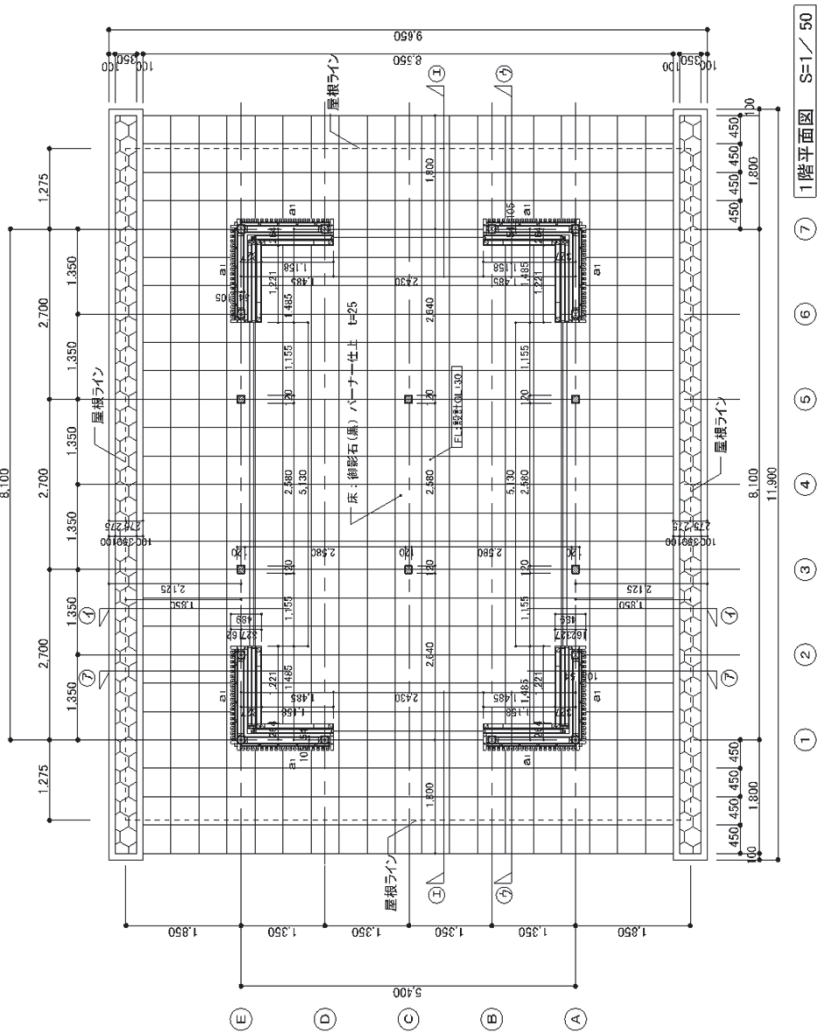
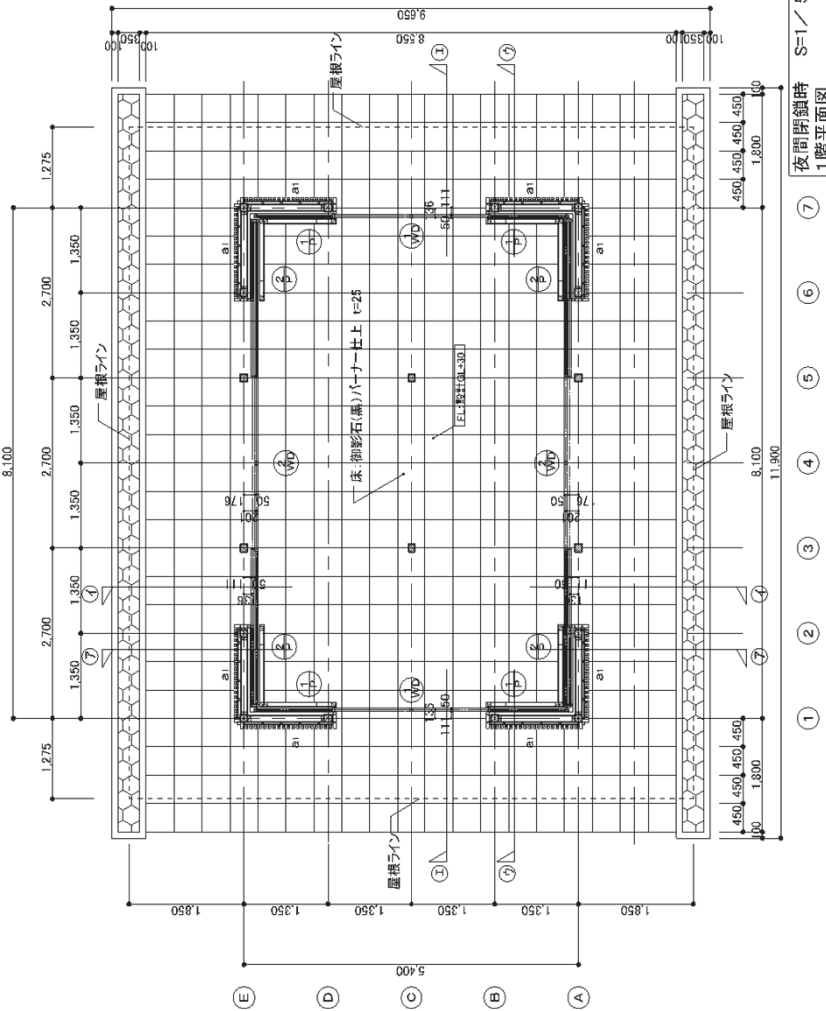
展示棟：北側立面図

※2014年3月6日現在





休憩所 平面図 (参考図)

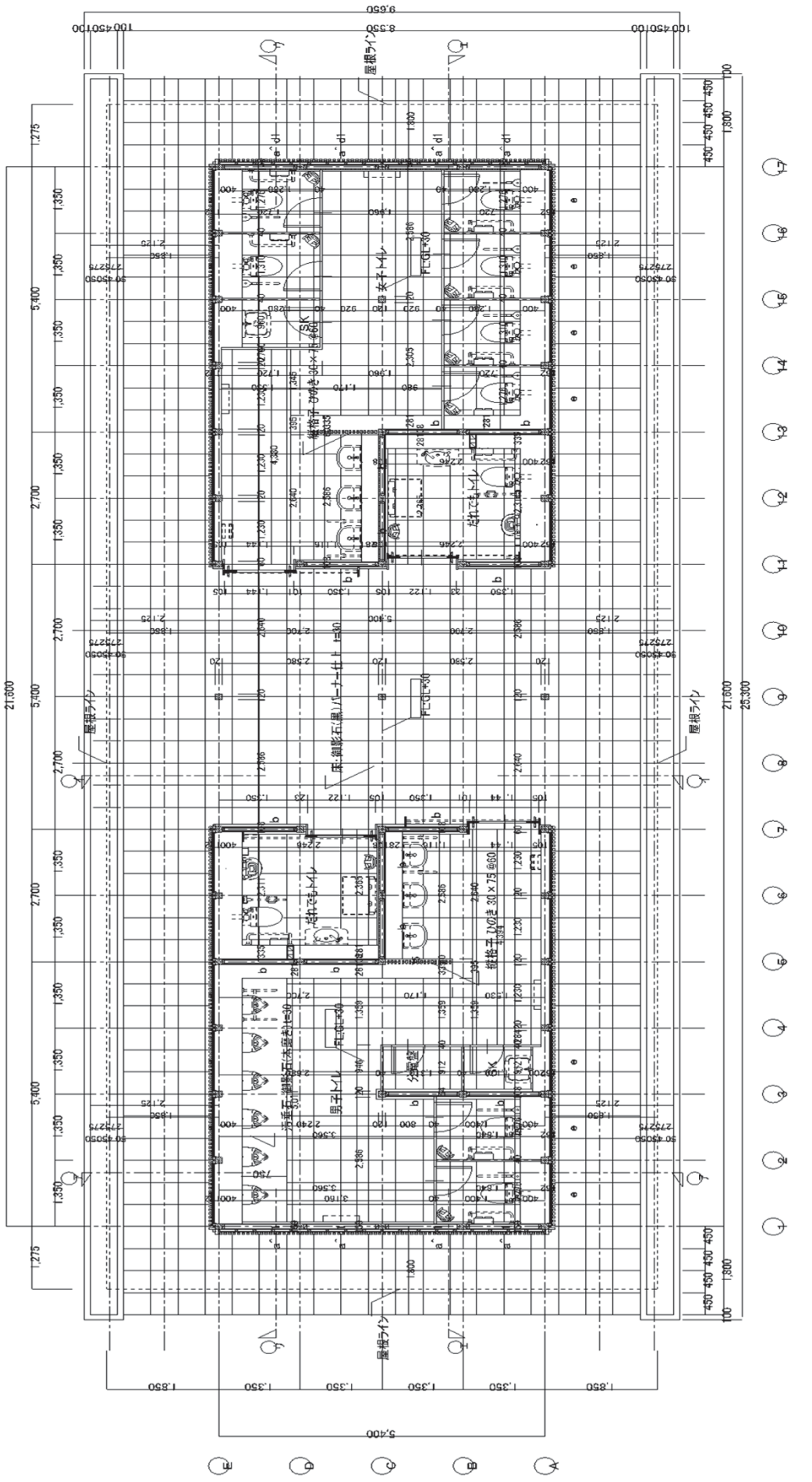


休憩所 立面図 (参考図)

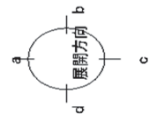


# トイレ 平面図 (参考図)

別添3




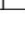

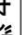










1階平面図 S=1/50

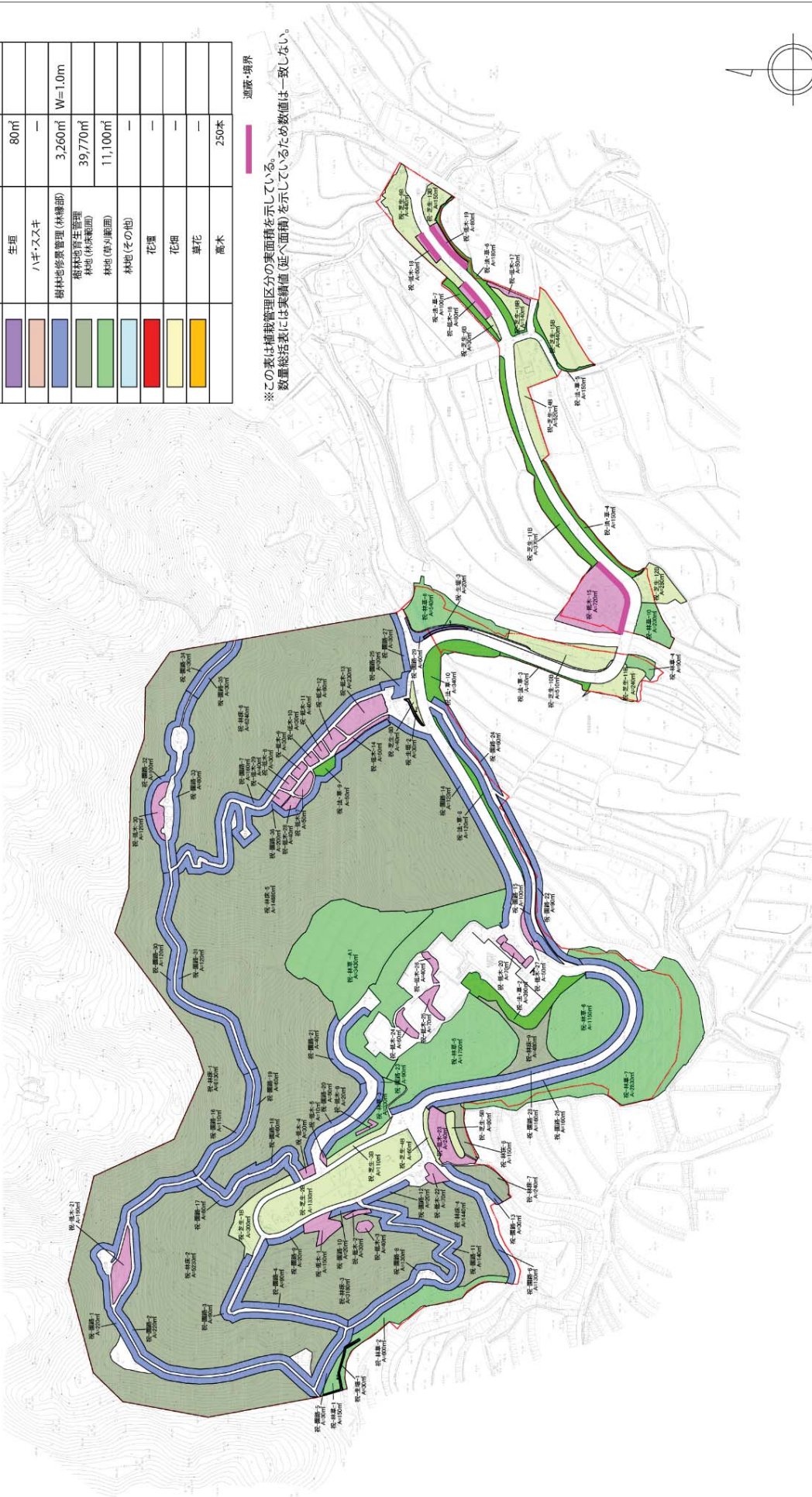


国营飛鳥・平城宮跡歴史公園 飛鳥区域 祝戸地区 植栽管理区分図

別添 4

凡例	数量	備考
	—	—
	4,160㎡	—
	2,550㎡	—
	2,790㎡	—
	80㎡	—
	—	—
	3,260㎡	W=1.0m
	39,770㎡	—
	11,100㎡	—
	—	—
	—	—
	—	—
	—	—
	250本	—

※この表は植栽管理区分の実面積を示している。  
数量総括表には実積値(延べ面積)を示しているため数値は一致しない。  
源蔵・境界



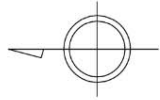
# 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 飛鳥区域 石舞台地区 植栽管理区分図



凡例	数量	備考
	芝生(A) 8,210㎡	
	芝生(B) 14,270㎡	
	芝生(C) 2,490㎡	
	低木 3,310㎡	
	生垣 290㎡	
	ハチ・ススキ 1,350㎡	
	樹林地修景管理(林縁部) 350㎡	W=1.0m
	樹林地野生管理 樹林地(林床範囲)	—
	林地(野刈範囲)	3,720㎡
	林地(その他)	—
	花壇	—
	花畑	620㎡
	草花	—
	高木	250本

※この表は植栽管理区分の美面積を示している。  
数量総括表には美積値(延べ面積)を示しているため数値は一致しない。

— 選載・境界





# 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 飛鳥区域 甘樫丘地区 植栽管理区分図



凡例	数量	備考
甘樫木	18,210本	
甘樫花	1,270㎡	
草花	4,590㎡	
生垣	1,170㎡	
ハチマツ井	—	
樹林地帯管理(林縁部)	7,010㎡	W=1.0m
樹林地帯管理(樹冠部)	138,650㎡	
緑地(歩道)	25,800㎡	
林縁(その他)	12,730㎡	
花壇	2,350㎡	
草花	2,550㎡	
湧水	290本	

遊歴・境界  
 ※この表は植栽管理区分の裏面積を示している。  
 数量総括表には裏面積(延べ面積)を示しているため数値は一致しない。

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 飛鳥区域 高松塚周辺地区 植栽管理区分図



遊歩・境界

※この表は植栽管理区分の延面積を示している。  
数量総括表には実植植(延べ面積)を示しているため数値は一致しない。

凡例	数量	備考
	10,360㎡	
	10,780㎡	
	310㎡	
	10,370㎡	
	150㎡	
	1,270㎡	
	2,630㎡	W=1.0m
	18,140㎡	
	17,530㎡	
	—	
	520㎡	
	410㎡	
	1,640㎡	
	250本	

# 国营飛鳥・平城宮跡歴史公園 飛鳥区域 キトラ古墳周辺地区 植栽管理区分図



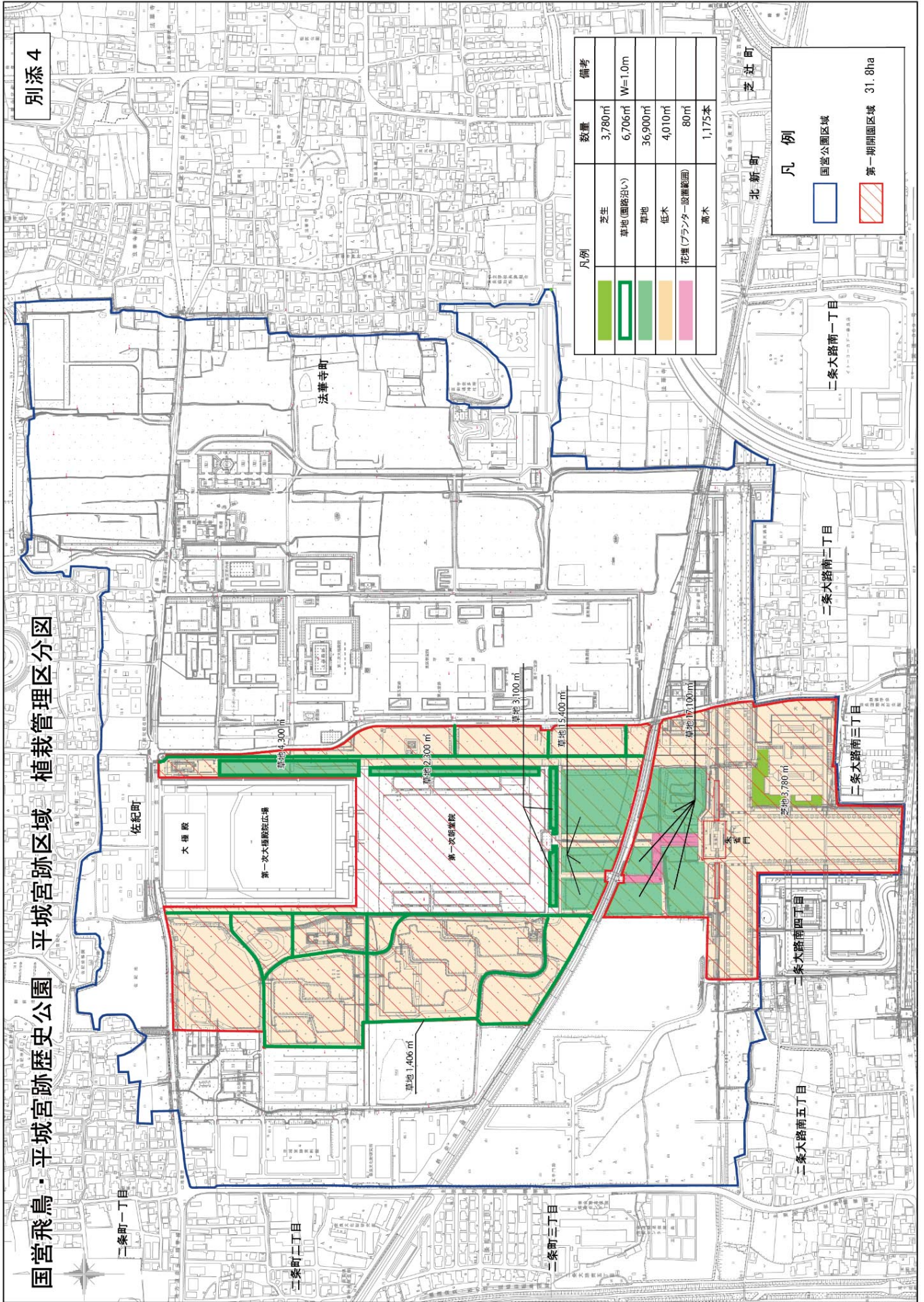
凡例	数量	備考
	芝生(A)	18,900㎡
	芝生(B)	28,640㎡
	芝生(C)	10,470㎡
	低木	510㎡
	生理	—
	ハチマツスギ	4,370㎡
	樹林地修整管理(林縁部)	2,000㎡ W=1.0m
	樹林地管理(管理型)	15,370㎡
	樹林地(林縁部)	19,020㎡
	樹林地(その他)	—
	花壇	1,210㎡
	草花	980㎡
	草花	2,290㎡
	水田	4,400㎡
	畑	1,820㎡
	露木	150本

運搬・境界  
 ※この表は植栽管理区分の裏面構成を示している。  
 数量総括表には実績値(延べ面積)を示しているため数値は一致しない。



別添 4

国营飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域 植栽管理区分図



凡例	数量	備考
芝生	3,780㎡	
草地(園路沿い)	6,706㎡	W=1.0m
草地	36,900㎡	
低木	4,010㎡	
花巻(プランター設置範囲)	80㎡	
高木	1,175本	

**凡例**

- 国営公園区域 (Blue outline)
- 第一期園区域 (Red diagonal hatching)

芝生町  
北新町  
二条大路南一丁目  
二条大路南二丁目  
二条大路南三丁目  
二条大路南四丁目  
二条大路南五丁目

第一期園区域 31.8ha

## 国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正	平成17年6月 2日	国官会第321-2号
改正	平成17年9月 1日	国官会第823号
改正	平成20年8月 1日	国官会第836-2号
改正	平成20年9月17日	国官会第984号
改正	平成22年3月23日	国官会第2117号
改正	平成23年3月31日	国官会第2994号
改正	平成24年3月30日	国官会第3383号
改正	平成25年3月25日	国官会第3677号
改正	平成26年3月28日	国官会第3395号

## (通 則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

## (委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

## (実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書
- 四 実施体制書（別記様式第3）

## 五 その他担当官が必要とする書類

### (契約の締結)

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

### (再委託等)

第6 受託者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第4）を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第5）を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

### (報告書等の提出)

第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書（別記様式第6）
- 二 精算報告書（別記様式第7）
- 三 委託費経費内訳報告書（別記様式第8）
- 四 残存物件報告書（別記様式第9）

2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書（別記様式第6に準ずる様式）
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

### (検査等)

第8 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第32条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認めたときは、細則第33条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

- 一 不合格である旨
- 二 不合格と認めた理由
- 三 その措置についての意見

3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めたとき、又は前項の検査調書を受領したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。

- 4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。
- 5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めたときは、細則第33条により検査調書を担当官に提出するものとする。

（担当職員の任命等）

- 第9 担当官は、必要があると認めたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。
- 一 委託業務の処理状況についての調査
  - 二 委託料の経理状況についての監査
  - 三 その他委託業務についての必要な指示

（概算払）

- 第10 担当官は、必要があると認めたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

（委託費の精算）

- 第11 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

（請求書の受理）

- 第12 担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則（平成20年8月1日国官会第836-2号）

1. この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則（平成20年9月17日国官会第984号）

1. この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成22年3月23日国官会第2117号）

1. この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月31日国官会第2994号）

1. この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日国官会第3383号）

1. この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年3月25日国官会第3677号）

1. この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年3月28日国官会第3395号）

1. この要領は、平成26年4月1日から適用する。



# 実 施 計 画 書

(受託の名称) \_\_\_\_\_

(単位:千円)

受託の内容	実施期間	経費積算内訳	成果物	摘要

(備 考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 必要に応じ適宜項を加除して使用すること。
3. 受託の内容は、調査項目毎に区分すること。
4. 経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあつては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。
5. 変更にあつては、変更後の部分を上段に( )書きすること。
6. 業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

## 四 半 期 別 必 要 経 費 内 訳 書

(受託の名称) \_\_\_\_\_

(単位:千円)

四半期別 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘 要

- ( 備 考 )
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
  2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記載すること。
  3. 変更にあたっては、変更後の部分を上段に( )書きすること。

## 再委託(変更等)承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付けの「\_\_\_\_\_業務契約」(契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆  
円、税込み)に関して、下記の通り申請するので、手続き方お願いします。

### 記

1. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務及びその範囲(具体的に記載すること)
2. 再委託の(変更等)承諾を申請する必要性(具体的に記載すること)
3. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約(予定)金額(総計)
4. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約金額の根拠
  - ・ 業務の再委託に際し、当該業務の履行(予定)者から、入札書・見積書を徴収した結果(この場合、その「写し」を添付)
  - ・ 継続的な履行関係が存在する(この場合、その証明書(契約書、協定書)の「写し」を添付)
5. その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名 \_\_\_\_\_ 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 受託者は、委託者(支出負担行為担当官等)からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○

印

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。  
2. 必要に応じ、適宜加除して使用すること。

## 履行体制に関する書面 (実施計画書の別紙資料)

平成 年 月 日

○当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

(受託者)

住 所  
氏 名

受託者 ××株式会社	<p style="text-align: center;">(再委託先1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○有限公司</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td>△△に関する□□地区基 礎調査</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○株式会社(予定)</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○合資会社</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再委託先□)</p> <p style="text-align: center;">.....</p>	○○○有限公司		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容	△△に関する□□地区基 礎調査	○○○株式会社(予定)		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		○○○合資会社		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		<p style="text-align: center;">(再々委託先1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○株式会社</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(再々委託先2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○○○株式会社</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">住 所</td><td></td></tr> <tr><td>電 話 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>代 表 者 氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>担当業務範囲 若しくは内容</td><td></td></tr> </table>	○○○株式会社		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容		○○○株式会社		住 所		電 話 番 号		代 表 者 氏 名		担当業務範囲 若しくは内容	
○○○有限公司																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容	△△に関する□□地区基 礎調査																																																			
○○○株式会社(予定)																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○合資会社																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○株式会社																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				
○○○株式会社																																																				
住 所																																																				
電 話 番 号																																																				
代 表 者 氏 名																																																				
担当業務範囲 若しくは内容																																																				

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の住所
- ②氏名(若しくは代表者氏名)
- ③再委託を行う業務の範囲

# 完了報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省 ○ ○ ○ ○ 殿

受託者 住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付契約(契約金額 ¥◆◆, ◆◆◆, ◆◆◆円)の○○○○が完了したので、成果物及び下記の書類を添えて報告します。

記

1. 精 算 報 告 書

通

2. 残存物件報告書

通

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

## 精 算 報 告 書

(単位:円)

経 費 区 分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額	摘 要
			(A)-(B)	
計				

- ( 備 考 )
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
  2. 経費区分は、別紙様式第1備考4により記載すること。
  3. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

平成〇〇年度 ××× 委託費内訳報告書

委託の名称	予定経費額			支出												再委託費	諸経費	備考			
	件名	A	B	過不足額 A-B	直接人件費	技術経費	謝金	旅費	備品費	消耗品費	印刷製本費	通信運搬費	光熱水料	賃金	会議費					経費雑費	小計
年月日		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列の横とする。  
 2. 年月日は、契約書に、その前段、記載すること。  
 3. 支出費目は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑費等に  
 細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じて追加して計上すること。また、各区分の上段は予定経費額、中段は支出額、下段は過不足額である。

## 残 存 物 件 報 告 書

取得年月日	物 件 名	規 格	数 量	単 価	価 格	経費区分	摘 要

- ( 備 考 )
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
  2. 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。
  3. 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。
  4. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。





# 巡回ポイント（高松塚周辺地区）

別添 6

凡例	
	管理対象区域
	巡回ポイント



# 巡回ポイント（石舞台地区）

凡例	
	管理対象区域
	巡回ポイント



# 巡回ポイント（甘樫丘地区）



# 巡回ポイント（祝戸地区）



## 巡回ポイント（キトラ古墳周辺地区）

凡例	
	管理対象区域
	巡回ポイント





# 都市公園公園施設設置等許可申請書

(新規・更新・変更・平成 年 月 日第 号)  
平成 年 月 日

公園管理者

近畿地方整備局長 殿

申請者

住 所

氏 名 ..... 印

都市公園法第5条第1項の規定により下記のとおり協議する。

記

都 市 公 園 名	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（飛鳥・平城宮跡）区域 （高松塚周辺・石舞台・祝戸・甘櫨丘・キトラ古墳周辺）地区		
設置及び管理の場 所 ・ 期 間	（飛鳥区域） 奈良県高市郡明日香村	地先	
	（平城宮跡区域） 奈良県奈良市佐紀町	地先	
	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
設置及び管理の目的			
公園施設の名称・規模・構造及び数量			
工事の実施方法及び 工事の着手及び 完了の時期	（実施方法） ..... （掘削面積）長さ..... 幅..... 面積..... （時期）平成 年 月 日～平成 年 月 日		
物件の管理方法			
公園の復旧方法			
その他参考と なるべき事項		担当者 氏 名 T E L	

# 都市公園施設設置等許可書

国近整飛公第 号  
平成 年 月 日

住 所  
氏 名

公園管理者

近畿地方整備局長

平成 年 月 日付で申請のあった都市公園の（設置・許可）については、  
都市公園法の規定に基づき、下記のとおり許可します。

## 記

都 市 公 園 名	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（飛鳥・平城宮跡）区域 （高松塚周辺・石舞台・祝戸・甘樫丘・キトラ古墳周辺）地区
設置及び管理の場所	（飛鳥区域）奈良県高市郡明日香村 地先 （平城宮跡）奈良県奈良市佐紀町 地先
設置及び管理の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日（年 日）
設置及び管理の目的	
公園施設の名称・規模・ 構造及び数量	
工事の実施方法及び 工事の着手及び 完了の時期	（実施方法） （掘削面積）長さ 幅 面積 （時期）平成 年 月 日～平成 年 月 日
使 用 料	総額（初年度） ¥0 （うち消費税 ¥0 ）（予定）
許 可 条 件	



# 都市公園占用許可申請書

( 新規・更新・変更・平成 年 月 日 第 号 )

平成 年 月 日

公園管理者

近畿地方整備局長 殿

申請者

住 所

氏 名 ..... 印

都市公園法第6条第1項の規定により下記のとおり許可を申請する。

## 記

都 市 公 園 名	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（飛鳥・平城宮跡）区域 （高松塚周辺・石舞台・祝戸・甘樫丘・キトラ古墳周辺）地区		
占 用 場 所 占 用 期 間	（飛鳥区域） 奈良県高市郡明日香村 （平城宮跡区域） 奈良県奈良市佐紀町	地先 地先	
	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
占 用 の 目 的			
占用物件の名称 規 模 ・ 構 造 及 び 数 量			
工事の実施方法 及び工事の着手 及び完了の時期	（実施方法） ..... （掘削面積）長さ ..... 幅 ..... 面積 ..... （時期）平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
物件の管理方法			
公園の復旧方法			
その他参考と なるべき事項		担当者 氏 名 T E L	

# 都市公園占用許可書

国近整飛占第 号  
平成 年 月 日

住 所  
氏 名

公園管理者

近畿地方整備局長

平成 年 月 日付で申請のあった都市公園の占用については、  
都市公園法の規定に基づき、下記のとおり許可します。

## 記

都 市 公 園 名	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（飛鳥・平城宮跡）区域 （高松塚周辺・石舞台・祝戸・甘樫丘・キトラ古墳周辺）地区
占 用 場 所	(飛鳥区域) 奈良県高市郡明日香村 地先 (平城宮跡区域) 奈良県奈良市佐紀町 地先
占 用 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( 日)
占 用 の 目 的	
占用物件の名称・規模・構造及び数量	
工事の実施方法及び 工事の着手及び 完了の時期	(実施方法) (建築面積) ( 時 期 )
使 用 料	総額(初年度) (うち消費税 ) (予定)
許 可 条 件	(下記のほか別紙のとおり)

この都市公園の占用許可について不服があるときは、行政不服審査法に定めるところにより、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができる。

# 許可申請書

平成 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

住所  
申請者  
氏名 ⑩

都市公園法第12条第1項の許可を受けたいので下記により申請します。

記

行為の種別	
日時又は期間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )
場所	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 区域 地区
目的	
内容	
その他参考となる項目	

# 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 車両乗入れ許可申請書

## 祝戸・石舞台・甘樫丘・高松塚周辺・キトラ古墳周辺地区・平城宮跡区域

(乗入れ車両番号) (許可申請日) 平成 年 月 日

(乗入れ車両利用責任者) 住所：

氏名： ㊟

(車両乗入れ理由)

(車両乗入れ期間) 平成 年 月 日～平成 年 月 日

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園祝戸・石舞台・甘樫丘・高松塚周辺・キトラ古墳周辺地区・平城宮跡区域の幹線園路への上記車両の上記期間の乗入れを許可していただけますよう申請致します。

(許可申請者) 住所：

氏名： ㊟

下記の条件を付した上で、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園祝戸・石舞台・甘樫丘・高松塚周辺・キトラ古墳周辺地区・平城宮跡区域の幹線園路へ上記車両の上記期間の乗入れを許可する。

(許可証発行日) 平成 年 月 日 (許可番号)

(許可証発行者名) 国土交通省 近畿地方整備局 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園事務所長

### 記（車両の乗入れ許可条件）

1. 公園区域に進入する時は、透明ビニールシート等を使って本許可証を乗入れ車両のフロントガラスに内側から貼付すること。それが不可能な場合は他の方法で本許可証を明示すること。
2. 公園区域内においては、他の公園利用者に不快感を与えたり危害を加えたりしないよう、また公園管理のための業務用車両の通行を妨げないよう、十分注意して徐行運転をすること。
3. 乗入れ許可を受けた車両が公園区域内において万一公園利用者等に危害を加えた場合は、当該車両の利用責任者が全面的に責を負うものとする。
4. 研修宿泊所利用者の車両にあつては、研修宿泊管理者の指示、指導に従うこと。
5. 芝生の上に車両を乗り上げたり公園施設を損傷しないこと。
6. 公園施設（園路等を含む。）を損傷した場合は、当該車両の利用責任者は公園管理者に報告の上その指示に従い、責任を持って復旧すること。
7. 乗入れ許可を受けた車両が公園区域内において損傷を受けても、公園管理者は責任を負わない。

所 長	建設監督官	総務課長	総務係長	係 員

# 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 車両乗入れ許可書

祝戸・石舞台・甘櫛丘・高松塚周辺・キトラ古墳周辺地区・平城宮跡区域

(乗入れ車両番号) (許可申請日) 平成 年 月 日

(乗入れ車両利用責任者) 住所：  
氏名： ⑩

(車両乗入れ理由)

(車両乗入れ期間) 平成 年 月 日～平成 年 月 日



## 園内徐行 園路駐車禁止

※徐行とは、車両等が直ちに停止できる速度で進行することをいう。

下記の条件を付した上で、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園祝戸・石舞台・甘櫛丘・高松塚周辺・キトラ古墳周辺地区・平城宮跡区域の幹線園路へ上記車両の上記期間の乗入れを許可する。

(許可証発行日) 平成 年 月 日 (許可番号)

(許可証発行者名) 国土交通省 近畿地方整備局 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園事務所長

### 記 (車両の乗入れ許可条件)

1. 公園区域に進入する時は、透明ビニールシート等を使って本許可証を乗入れ車両のフロントガラスに内側から貼付すること。それが不可能な場合は他の方法で本許可証を明示すること。
2. 公園区域内においては、他の公園利用者に不快感を与えたり危害を加えたりしないよう、また公園管理のための業務用車両の通行を妨げないよう、十分注意して徐行運転をすること。
3. 乗入れ許可を受けた車両が公園区域内において万一公園利用者等に危害を加えた場合は、当該車両の利用責任者が全面的に責を負うものとする。
4. 研修宿泊所利用者の車両にあつては、研修宿泊管理者の指示、指導に従うこと。
5. 芝生の上に車両を乗り上げたり公園施設を損傷しないこと。
6. 公園施設 (園路等を含む。) を損傷した場合は、当該車両の利用責任者は公園管理者に報告の上その指示に従い、責任を持って復旧すること。
7. 乗入れ許可を受けた車両が公園区域内において損傷を受けても、公園管理者は責任を負わない。

## 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における広報・行事等の取扱いについて

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における広報・行事等の取扱いについては以下に従い施行するものとする。

## 記

## 1. (印刷物の作成及び行事の実施についての協議)

当公園内で行事を実施する場合又は委託費（一部他の資金を活用する場合を含む。）により広報宣伝又は利用者指導等に関する印刷物を作成し、又は行事を実施する場合には、十分時間的余裕をもって協議の上、書面により事前に国の承諾を得るものとする。

## 2. (留意事項)

当公園における行事、広報は「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における行為の禁止等に関する取扱要領」を遵守し、実施すること。

## 3. (印刷物及び行事に係わる表示)

委託費（一部他の資金を活用する場合を含む。）により印刷物を作成し、又は行事を実施する場合には当該印刷物を作成し、又は行事を実施する者として、次に掲げる表示を行うものとする。ただし、表示の詳細については個別に協議をして定めるものとする。

近畿地方整備局  
(あるいは国営飛鳥歴史公園事務所)  
受 託 者 名  
(あるいは飛鳥公園管理センター)  
(あるいは平城宮跡公園管理センター)

## 事業者が参加する会議一覧及び参加時の役割

	参画会議等	役割
1	明日香村観光交流活性化事業実行委員会	会議出席
2	明日香路写真コンクール事業実行委員会	撮影会共催 監査
3	飛鳥京観光協会	総会出席
4	近畿都市緑化推進協議会	会議出席
5	文化庁との定例会議	会議出席
6	明日香村文化協会	総会出席
7	明日香村伝承芸能保存会	総会出席
8	定例会	会議出席、会議の報告書作成
9	里山クラブ運営委員会	会長等の役員、会議出席、会議資料作成
10	キトラとらい塾（よりあいキトラ）	会議出席
11	平城宮跡サポートネットワーク	調整中

※上記の他、公園の運営維持管理に係わる会議への参加依頼があった場合は、適切に対応することとする。

# 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園消防計画書

## 第一章 総 則

### (目 的)

第1条 この計画は、消防法 8 条第 1 項に基づき国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における防火管理業について必要事項を定め、防火管理の徹底を期することにより、火災その他による災害の軽減を図ることを目的とする。

### (防火管理者の権原等)

第2条 防火管理者は、この計画について一切の権原を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火・通報・避難・避難誘導の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用器具設備等の点検、検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備の点検整備及び監督
- (5) 火気使用又は取扱に関する指導監督
- (6) 収容人員の管理
- (7) 消防機関への届出、報告、連絡等に関すること
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理業務に関すること

## 第二章 予防管理

### (防火管理の組織)

第3条 1 防火管理者は消防法施行令第 4 条の責務を完全に履行するため必要数の火元責任者をおく。

2 日常における火災防止を図るため消防用設備、火災使用設備等の適正管理と機能保持に努める。

3 前各項による組織及び任務分担は別表第 1 のとおりとする。

### (自主検査等)

第4条 火災予防に関する自主検査については、別表第 2 及び次に定めるとおりとする。

- |                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| 1 火気使用器具の日常点検                   | 使用後随時又は終了後 |
| 2 喫煙管理状況                        | 随時又は終了後    |
| 3 事務所及び公園館の出入口、通路、非常口等の避難路の障害状況 | 随時又は終了後    |
| 4 火気使用器具及び施設の管理状況               | 1 ヶ月に 1 回  |
| 5 電気設備及び器具の管理状況                 | 1 ヶ月に 1 回  |



## (消防用設備の点検)

第5条 消防用設備については、消防法第17条の3の3に基づき次の点検を実施するとともに別に維持台帳に記録し、3年に1回消防署長に報告するものとする。

外観及び機能点検 6ヶ月に1回

総合点検 1年に1回

なお、上記点検について点検資格者の必要な点検は、点検資格者と保守契約を結び点検を実施するものとする。

## (臨時の火気使用等)

- 第6条
- 1 建物内外において指定された場所以外で火気を使用する場合は、防火管理者の許可を受けなければならない。
  - 2 防火管理者は火気使用について、必要のあるときはその使用について場所の指定又は制限並びに適切な指示を与える。
  - 3 防火管理者は日常の火災予防について、守らなければならない基本事項について指示する。

## 第三章 自衛消防活動

## (消防隊の編成及び活動)

第7条 火災その他災害発生時の被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊長を最高責任者とした組織を編成(別表第3)し、それぞれの担当業務を遂行するものとする。

## 第四章 教養訓練

## (教 養)

- 第8条
- 1 防火管理者は、職員に対して防火に関する教育訓練を実施し、防火管理に万全を期すよう努めるものとする。
  - 2 職員は、前項の教育を積極的に受け入れるとともに、防火に関する知識について一層の向上を図るものとする。

## (訓 練)

第9条 防火管理者は有事に際し、人的物的被害を最小限にとどめるため消防訓練によって技術の練磨を図るため年1回の訓練を実施する。

## (1)総合訓練

火災等の災害を想定して自衛消防隊の編成に基づき通報、避難等の総合訓練を行う。

(2)部分訓練

通報・消火・避難等の訓練を個別に実施して、それぞれの任務の確認や技術の習得を図る。

## 第五章 震災予防

(震災予防)

第10条 大規模な地震の発生に関する予知情報等地震情報が発せられた時は、第2章の各条によるほか次によるものとする。

(1) 情報の収集及び関係社への伝達

(2) 建物及び施設に対する措置

- ・建物内の陳列品、物品等の転落落下防止の実施
- ・消防用設備及び避難路の点検

(3) 出火予防

- ・火気使用器具設備等の使用制限及び使用中止
- ・火気使用器具設備等の転落落下防止及び自動消火装置等の点検
- ・危険物施設の検査及び流失及び漏れ等の防火装置の点検

(地震後の措置)

第11条 地震直後においては、建物、消防用設備、火気使用器具等に対し点検、検査及び応急措置を行う。

## 第六章 雑 則

(摘要範囲)

第12条 この計画は、関係者及び出入する者すべての者に適用する。

附則 この計画は、平成●年●月●日より実施する。

付表・別表は割愛する。

平成 2 9 年 度  
国 営 飛 鳥 歴 史 公 園 事 務 所  
災 害 対 策 部 運 営 計 画 ( 抄 )

( 災 害 ・ 防 災 運 営 計 画 )

国土交通省 近畿地方整備局

国営飛鳥歴史公園事務所



## <目 次>

第1条	目的	-----	1
第2条	災害対策部の設置	-----	1
第3条	組織及び分担	-----	1
第4条	災害対策地区の指定	-----	1
第5条	警戒体制の発令	-----	1
第6条	報告	-----	2
第7条	その他関係団体への通知等	-----	2
第8条	公園利用者等への広報	-----	2
第9条	応援及び協力	-----	2
第10条	緊急時	-----	2
第11条	適用期間	-----	2
別表-1	警戒体制の区分表（地震災害）の発令基準、職務基準、出動人員	-----	3
別表-2	警戒体制の区分表（風水災害）の発令基準、職務基準、出動人員	-----	4
別紙（1）	組織構成表（フロー）～勤務時間内連絡系統～	-----	5
別紙（2）	組織構成表（フロー）～勤務時間外連絡系統～	-----	6
別紙（3）	業務分担	-----	7
別紙（4）	連絡表（事務所）	-----	8
別紙（5）	連絡表（平城分室）	-----	9
別紙（6）	気象情報システム自動通報一覧表	-----	10
<参考資料>			
	災害対策に伴う体制について（案）（事務所）	-----	11
	災害対策に伴う体制について（案）（平城分室）	-----	12
	緊急時連絡体制（案）（事務所）	-----	13
	勤務時間外における地震時緊急体制について（事務所）	-----	14
	勤務時間外における地震時緊急体制について（平城分室）	-----	15



## 第1条（目的）

この計画は、災害対策基本法、防災基本計画及び国土交通省防災業務計画に基づき、近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所の所掌事務について、防災に関し執るべき措置等を定め、防災対策の総合かつ計画的な推進を図り、もって民生の安定、国土の保全、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## 第2条（災害対策部の設置）

前条の目的を達成するため国営飛鳥歴史公園事務所に「国営飛鳥歴史公園事務所地震災害対策部・風水害対策部」を置く。

1. 地震災害対策部 別表1
2. 風水害対策部 別表2

## 第3条（組織及び分担）

1. 対策部の組織は別紙（1）～（2）の通りとし、各班、各掛の業務分担は別紙（3）の通りとする。
2. 対策部長は事務所長、対策副部長は国営飛鳥歴史公園事務所においては調査設計課長、平城分室においては副所長、工務第二課長又は事務所長の指名する職員とし、対策部長を補佐し、対策部長に事故ある時は代行するものとする。
3. 対策部長の指示する業務を行うため、当公園の維持管理を委託している飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体飛鳥管理センターの人員を配置するものとする。（平城宮跡区域を除く。）
4. 平城宮跡区域開園後の組織及び分担については別途定めるものとする。

## 第4条（災害対策地区の指定）

1. 災害対策の指定地区は下記の通りとする。

地区一覧表

	地 区	所 在 地
飛鳥区域	祝戸、石舞台、 甘櫨丘、 高松塚周辺、 キトラ古墳周辺	奈良県高市郡明日香村
平城宮跡区域	平城宮跡	奈良市

## 第5条（警戒体制の発令）

1. 対策部長は、気象情報等に基づき、警戒体制の発令及び解除を指令しなければならない。その指令については、総務班長を通じて各班に連絡するものとし、連絡系統の詳細については、別紙（1）～（2）の組織構成表（フロー）によるものとする。
2. 対策部長は、警戒体制の発令及び解除を行った場合は、対策本部長へ報告しなければならない。
3. 業務基準及び出動人数  
(1) 業務基準及び出動人数は、警戒体制の区分表別表1～2に示す基準とする。

## 第6条（報告）

1. 工作班長は、次の各号に該当する事項について、対策班長を通じて対策部長に報告しなければならない。
  - (1) 警戒体制に伴うパトロール巡回での異常事故等。
  - (2) 災害が発生した時。
  - (3) その他災害対策上、重要な事項。
2. 対策部長は、上記の報告を取りまとめ、対策本部長に報告しなければならない。

## 第7条（その他関係団体への通知等）

公園内の危険個所への立入を禁止した場合、明日香村総務課、明日香村地域振興公社、古都飛鳥保存財団に通知しなければならない。

## 第8条（公園利用者等への広報）

公園内の危険個所への立入を禁止した場合、明日香村総務課を通じ、村内放送等で公園利用者に周知をする。

また、近畿日本鉄道の飛鳥駅、岡寺駅、橿原神宮前駅の3個所の駅に掲示板等で来園者に周知する。

## 第9条（応援及び協力）

1. 対策部長は必要に応じ、他の班の応援を命ずることが出来る。
2. 各班及び各掛員は、互いに協力して災害の防止に努めなければならない。

## 第10条（緊急時）

緊急時（公園利用者等事故・災害）については、負傷等が生じた時は直ちに中和広域消防組合高市消防署に連絡して対処して、対策本部長に報告する。

災害発生時には、状況を直に対策本部長に報告し対策について協議して対処する。

## 第11条（適用期間）

本計画の運用は平成29年7月10日から翌年度計画の承認時までとする。

別紙(1)、(2)、(4)～(6)、参考資料の一部は割愛する。



## 警戒体制の区分表（地震災害）の発令基準，職務基準，出動人員

体制区分	発令基準	職務基準	出動基準
注意体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象庁が明日香村（平城分室は奈良市）周辺地域で震度4を発表した場合。</li> <li>2. 気象庁が近畿地方管内の地域で震度4を発表し、対策部長が必要と判断した場合。</li> <li>3. 対策部長が必要と判断した場合。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制の報告。</li> <li>2. 警戒体制に移る準備（夜間にあつては直ちに警戒体制に入れるよう体制要員に連絡させる。）</li> </ol>	<p>（事務所） 対策副部長、総務班長、対策班長又はこれに代わる掛員の1名 工作班長、工作副班長又はこれに代わる掛員の1名 計2名</p> <p>（平城分室） 対策班・工作班で1名</p>
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象庁が明日香村（平城分室は奈良市）周辺地域で震度5弱もしくは5強を発表した場合。</li> <li>2. 気象庁が近畿地方管内の地域で震度5弱もしくは5強を発表し、対策部長が必要と判断した場合。</li> <li>3. 対策本部長の指令があつた場合。</li> <li>4. 対策部長が必要と判断した場合。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制の報告。</li> <li>2. 災害が発生したときは状況に応じた対応を行うとともに、対策本部に連絡。</li> <li>3. 対策本部の応援指令があつたときは、応援に必要な要員・資機材を派遣。</li> <li>4. 災害情報、災害応急復旧、対策状況等について、必要に応じて広報。</li> <li>5. 工作班によるパトロール車に出動命令を出し、災害対策地区の構造物・法面等の注意巡回。</li> </ol>	<p>（事務所） 対策副部長、総務班長、対策班長又はこれに代わる掛員の2名と運転手1名 工作班長、工作副班長又はこれに代わる掛員の4～5名（巡回を含む） 計7～8名</p> <p>（平城分室） 対策副部長、対策班・工作班で2名</p>
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象庁が明日香村（平城分室は奈良市）周辺地域で震度6弱以上を発表した場合</li> <li>2. 対策本部長の指令があつた場合。</li> <li>3. 対策部長が必要と判断した場合。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制の報告。</li> <li>2. 災害が発生したときは状況に応じた対応を行うとともに、対策本部に連絡。</li> <li>3. 対策本部の応援指令があつたときは、応援に必要な要員・資機材を派遣。</li> <li>4. 災害情報、災害応急復旧、対策状況等について、必要に応じて広報。</li> <li>5. 危険箇所への進入を禁止。</li> <li>6. 公園内の安全を確認するため巡回。</li> </ol>	<p>全 員</p> <p>（事務所） 計21名 （飛鳥管理センター及び運転手含む）</p> <p>（平城分室） 計4名</p>
解 除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対策部長が災害発生の恐れがなくなったと判断した場合。</li> </ol>	体制の解除及び報告	

- (注) 1. 出動基準は標準的なものであり、人員の配置は災害の状況等により、弾力的に運用するものとする。  
 2. 巡回員は運転手の外、原則として2名とするが、飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体貸付車の場合は巡視員を兼ねることができるものとする。  
 なお、巡回については、近接場所は自転車、バイク、徒歩にて行う場合もある。  
 3. 連絡車等は、国土交通省官用車及び飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体貸付車の外、適宜タクシーを使用するものとする。

## 警戒体制の区分表（風水災害）の発令基準，職務基準，出動人員

体制区分	発令基準	職務基準	出動基準
注意体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 風雨に関する注意報若しくは、警報（以下「注意報等」という）が、発令され対策部長が必要と認めた場合。</li> <li>2. かなりの降雨又は強風があり、公園内通路や施設に危険があると予想される場合。</li> <li>3. 気象情報システムによる自動通報（時間雨量30mm、連続雨量150mm以上）があり、対策部長が必要と認めた場合</li> <li>4. 火災が園外で発生し、園内に延焼の恐れがある場合。</li> <li>5. 対策本部長の指令があった場合。</li> <li>6. その他対策部長が必要と認めた場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制報告</li> <li>2. 警戒体制に移る準備（夜間にあつては直ちに警戒体制に入れるよう体制要員に連絡させる。）</li> </ol>	<p>（事務所） 対策副部長、総務班長、対策班長又はこれに代わる掛員の1名 工作班長、工作副班長又はこれに代わる掛員の1名 計2名</p> <p>（平城分室） 対策班・工作班で1名</p>
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 強風、降雨、雷雨災害等により、公園内に災害が予想され、対策部長が必要と認めた場合。</li> <li>2. 強風、降雨、雷雨等により、公園内に重大な災害が発生した場合。</li> <li>3. 火災が園内で発生した場合又は園外から発生した火災により広範囲に延焼した場合。</li> <li>4. 対策本部長の指令があった場合。</li> <li>5. その他対策部長が必要と認めた場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制報告</li> <li>2. 非常体制に移る準備（夜間にあつては直ちに非常体制に入れるよう体制要員に連絡させる。）</li> <li>3. 工作班によるパトロール車に出動命令を出し、災害対策地区の構造物・法面等の注意巡回。</li> <li>4. 災害情報、災害応急復旧、対策状況等について、必要に応じて広報。</li> <li>5. 対策本部の応援指令があった時は、応援に必要な要員・資機材を派遣。</li> </ol>	<p>（事務所） 対策副部長、総務班長、対策班長又はこれに代わる掛員の2名と運転手1名 工作班長、工作副班長、又はこれに代わる掛員の4～5名（巡回を含む） 計7～8名</p> <p>（平城分室） 対策副部長、対策班・工作班で2名</p>
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 強風、降雨、雷雨、火災等により、公園内の法面の崩壊、構造物の倒壊消失、園路の陥没等重大な災害が発生した場合。</li> <li>2. 対策本部長の指令があった場合。</li> <li>3. その他対策部長が必要と認めた場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種情報の収集整理及び体制報告</li> <li>2. 危険箇所への進入を禁止。</li> <li>3. 災害が発生したときは状況に応じた対応を行うとともに、対策本部長に報告。</li> <li>4. 公園内の安全を確認するため巡回</li> <li>5. 災害が発生したときは、災害に関する調査を行うとともに復旧に対する適切な措置。</li> <li>6. 対策本部の応援指令があった時は応援に必要な要員・資機材を派遣</li> <li>7. 災害情報、災害応急復旧、対策状況等について、必要に応じて広報。</li> </ol>	<p>全 員</p> <p>（事務所） 計21名 （飛鳥管理センター及び運転手含む）</p> <p>（平城分室） 計4名</p>
解 除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対策部長が、災害発生の恐れがなくなったと判断した場合。</li> </ol>	体制の解除及び報告	

- (注) 1. 出動基準は標準的なものであり、人員の配置は災害の状況等により、弾力的に運用するものとする。  
2. 巡回員は運転手の外、原則として2名とするが、飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体貸付車の場合は巡視員を兼ねることができるものとする。  
なお、巡回については、近接場所は自転車、バイク、徒歩にて行う場合もある。  
3. 連絡車等は、国土交通省官用車及び飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体貸付車の外、適宜タクシーを使用するものとする。

業 務 分 担

		班	掛	業 務 内 容
対 策 部 長	対 策 副 部 長	総務班 (国営飛鳥歴史公園事務所) 総務班長 副班長 (平城分室) 対策副部長	総務掛	1. 各班との連絡調整に関する事。 2. 非常炊出し、救助に関する事。 3. 渉外事務に関する事。 ④. 外部に対する広報に関する事。 5. 自動車の統制運用に関する事。 6. 防災上必要な訓練に関する事。 7. その他災害対策部の業務のうち他の班に属さない事項に関する事 8. 物資の調達、会計に関する事。
		対策班 (国営飛鳥歴史公園事務所) 対策班長 副班長 (平城分室) 対策班長 副班長	対策掛	①. 各警戒体制における各班の組織、構成に関する事。 ②. 警戒体制等の発令解除及び人員編成に関する事。 3. 気象情報地震に関する情報の収集、雨量観測及び情報の収集に関する事。 4. 交通規制等の措置に関する事。 5. 交通規制及び災害の報告に関する事。 6. 関係官庁、団体等との連絡に関する事。 ⑦. 災害復旧のための応援に関する事。 8. 災害に関する情報の収集及び調査に関する事。 9. 災害活動の記録、とりまとめに関する事。 10. 災害復旧対策の企画、設計に関する事。 11. 機械の準備点検、配置に関する事。 12. 電気設備及び通信設備に関する事。
		工作班 (平城分室) (飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体) 工作班長 副班長	工作掛	1. 雨量観測及び情報の収集に関する事。 2. 連絡業務及び広報業務に関する事。 3. 公園の巡回及び防災に関する事。 ④. 規制の実施に関する事。 5. 災害調査及び復旧の実施に関する事。

- 備考 1) ○印は主として班長等の業務とする。
- 2) 業務分担について、飛鳥区域については、総務班、対策班は国営飛鳥歴史公園事務所とし、工作班は飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体の業務とするが、応援等が必要な場合は第9条による。  
平城宮跡区域については、平城分室とする。
- 3) 平城宮跡区域の開園以降の業務分担については、別途定めることとする。

## 勤務時間外における地震時緊急体制について

国営飛鳥歴史公園事務所

### 1. 本体制の目的

地震時の基本的な体制については、「国営飛鳥歴史公園事務所 災害対策部運営計画」によるものとするが、勤務時間外に発生した地震について緊急に対応を図る必要がある場合に、本体制により運営を行うことを目的として定める。

### 2. 本体制の発令基準

近畿管内の広範囲で地震が発生し、明日香村周辺地域に震度4以上の地震速報が確認された時。  
(各自が地震を体感した場合、テレビ等で速報震度の確認を行う)

### 3. 本体制の初動

#### 1) 国営飛鳥歴史公園事務所職員の初動

- ①事務所近くの職員については、「2. 本体制の発令基準」が確認された場合は、事務所に出勤し、情報の収集(管理棟等施設の点検及詳細な震度)を行うものとする。
- ②情報の収集ができた段階で、あらゆる手段(携帯電話・固定電話・メール等)で下記の連絡ができる職員に連絡を行い指示を受けるものとする。

国営飛鳥歴史公園事務所の事務所長及び調査設計課長・工務第一課長

- ③連絡のとれない場合は、出勤職員の判断で対応するものとする。

注) ①事務所と飛鳥管理センターの初動については、重複するものとし、又、事務所及び飛鳥管理センター近くの職員の初動についても重複するものとする。

#### 2) 飛鳥管理センター職員の初動

- ①飛鳥管理センター近くの職員については、「2. 本体制の発令基準」が確認された場合は、飛鳥管理センターに出勤し、情報の収集(管理棟等施設の点検及詳細な震度)を行うものとする。
- ②情報の収集ができた段階で、あらゆる手段(携帯電話・固定電話・メール等)で下記の連絡ができる職員に連絡を行い指示を受けるものとする。

国営飛鳥歴史公園事務所の調査設計課長及び工務第一課長

- ③連絡のとれない場合は、事務所職員の到着を待つ。

### 4. 巡回の実施について

- 1) 巡回の実施基準は下記によるものとする。

震度4以上の地震発生時

注) 昼間の場合は、直ちに巡回開始。夜間の場合は、早朝より巡回開始。  
昼間と夜間の区別については、巡回が安全に実施できる照度があるか否かで判断。

### 5. 情報収集について

- 1) 詳細震度の確認は下記によるものとする。

- ①インターネットによる詳細震度の確認を行う場合の地先は、明日香村もしくは近郊の震度を適用するものとする。
- ②明日香村役場の総務課に問い合わせを行う。(365日24時間対応可能)  
TEL(0744)54-2001(代)
- ③奈良県提供の警報、注意報、地震情報の携帯メール配信サービスの活用  
<http://www3.kasenbousai.pref.nara.jp/k.html>

## 勤務時間外における地震時緊急体制について

(平城分室)

### 1. 本体制の目的

地震時の基本的な体制については、「国営飛鳥歴史公園事務所 災害対策部運営計画」によるものとするが、勤務時間外に発生した地震について緊急に対応を図る必要がある場合に、本体制により運営を行うことを目的として定める。

### 2. 本体制の発令基準

近畿管内の広範囲で地震が発生し、奈良市に震度4以上の地震速報が確認された時。  
(各自が地震を体感した場合、テレビ等で速報震度の確認を行う)

### 3. 本体制の初動

#### 1) 国営飛鳥歴史公園事務所平城分室職員の初動

- ①平城分室近くの職員については、「2. 本体制の発令基準」が確認された場合は、平城分室に出勤し、情報の収集(管理棟等施設の点検及詳細な震度)を行うものとする。
- ②情報の収集ができた段階で、あらゆる手段(携帯電話・固定電話・メール等)で下記の連絡ができる職員に連絡を行い指示を受けるものとする。

国営飛鳥歴史公園事務所の副所長及び工務第二課長

- ③連絡のとれない場合は、出勤職員の判断で対応するものとする。

### 4. 巡回の実施について

#### 1) 巡回の実施基準は下記によるものとする。

震度4以上の地震発生時

注) 昼間の場合は、直ちに巡回開始。夜間の場合は、早朝より巡回開始。  
昼間と夜間の区別については、巡回が安全に実施できる照度があるか否かで判断。

### 5. 情報収集について

#### 1) 詳細震度の確認は下記によるものとする。

- ①インターネットによる詳細震度の確認を行う場合の地先は、奈良市もしくは近郊の震度を適用するものとする。
- ②奈良市役所の管財課庁舎管理係に問い合わせを行う。(365日24時間対応可能)  
TEL (0742) 34-1111 (代)  
34-4704 (直通)
- ③奈良県提供の警報、注意報、地震情報の携帯メール配信サービスの活用  
<http://www3.kasenbousai.pref.nara.jp/k.html>

## 取得した備品及び貸与備品等の取扱い

残存する備品及び貸与備品については、下記により取扱うものである。

## 記

〔委託費で取得した備品〕

## 1. 取扱い

- (1) 受注者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 受注者は、業務委託契約を締結した際に、支出負担行為担当官に残存備品要求書(様式第1)を提出するものとする。ただし、翌年度において、当該委託契約が引続き締結され継続して備品を使用する場合は残存備品継続使用承認申請書(様式第2)を支出負担行為担当官に提出し承諾を得るものとする。
- (4) 受注者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第8条に基づく検査の結果、合格通知があった後、残存備品返納書(様式第3)により、国に返納しなければならない。
- (5) 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受注者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

## 2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
  - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。
  - ② 備品が受注者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなると認められる場合。
  - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。

## (2) 処分の方法

受注者は、前号に該当する備品を売払った場合は、その内容を証する書類を添えて国に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。  
また、売払うことが不利(備品の売払価格が、当該備品の売払いのために要する費用に満たないと認められる場合)又は、売払う事ができないものは、破棄することができる。受注者は破棄した場合はその都度その旨を書面により国に報告しなければならない。

## 〔貸与備品〕

### 1. 取扱い

- (1) 受注者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 受注者は、業務委託契約を締結した際に、分任物品管理官に貸与備品要求書(様式第4)を提出し分任物品管理官の承諾を得るものとする。
- (3) 分任物品管理官は、貸与備品要求書を受理し問題なき場合は受注者へ貸与備品引渡通知書(様式第5)をもって承諾したものとする。
- (5) 受注者乙は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第8条に基づく検査の結果、合格通知があった後、貸与備品返納書(様式第6)により、国に返納しなければならない。
- (6) 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受注者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

### 2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
  - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引続き使用することが困難であると認められる場合。
  - ② 備品が受注者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
  - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。

#### (2) 処分の方法

受注者は、備品が前号に該当する事由により使用不能と認められる場合は、速やかに分任物品管理官に貸与備品返納書(様式第7)をもって報告し、使用不能備品を返納するものとする。

(様式第1)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

## 残 存 備 品 要 求 書

平成 年度 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園維持管理業務 において別紙 残存  
備品について使用したく要求します。





(様式第2)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

## 残 存 備 品 継 続 使 用 承 認 申 請 書

平成 年度 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園維持管理業務 において別紙 残存  
備品について、平成 年 月 日まで継続使用したく申請します。



(様式第3)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

## 残 存 備 品 返 納 書

平成 年度 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園維持管理業務 において、完了検査  
に合格したので、別紙 残存備品を返納します。



(様式第4)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

## 貸 与 備 品 要 求 書

平成 年度 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園維持管理業務 において別紙 貸与  
備品について支給を要求します。

様式第4別紙

貸与備品一覧表(機械器具等)

機械器具名	規格	単位	数量	貸与年月日	備考

(様式第5)

平成 年 月 日

殿

分任物品管理官 近畿地方整備局  
国営飛鳥歴史公園事務所長

## 貸与備品引渡通知書

平成 年度 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園維持管理業務 において別紙 貸与  
備品について支給するから通知する。



様式第5別紙

貸与備品一覧表(機械器具等)

機械器具名	規格	単位	数量	貸与年月日	備考

(様式第6)

平成 年 月 日

分任物品管理官 近畿地方整備局

国営飛鳥歴史公園事務所長 殿

住 所

氏 名

印

## 貸 与 備 品 返 納 書

平成 年度 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園維持管理業務 において、完了検査に合格したので、別紙 貸与備品を返納します。

様式第6別紙

貸与備品一覧表(機械器具等)

機械器具名	規格	単位	数量	貸与年月日	備考

(様式第7)

平成 年 月 日

分任物品管理官 近畿地方整備局

国営飛鳥歴史公園事務所長 殿

住 所

氏 名

印

## 貸 与 備 品 返 納 書

平成 年度 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園維持管理業務 において、貸与している  
別紙備品について使用不能と認められるため返納します。

様式第7別紙

返納貸与備品一覧表(機械器具等)

機械器具名	規格	単位	数量	返納年月日	備考(使用不能理由)

<b>飛鳥・平城宮跡歴史公園ボランティア規約(例)</b>	
<b>第1章 総則</b>	
<b>(目的)</b>	
第1条	<p>本ボランティアは、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(以下「本公園」という。)において、“日本人の心のふるさと”としての飛鳥地域や、“奈良時代を今に感じる”平城宮跡地域の歴史や自然等を保全・活用しながら、地域や市民との連携・協働により、飛鳥地方の活性化に貢献するための活動を行っていただくことを目的とします。</p> <p>本規約は、当該活動を円滑に推進することを目的として、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務受託者(以下、事業者という。)が定めるものです。</p>
<b>(名称)</b>	
第2条	<p>本活動に参加するボランティア組織及びその構成員の総称を、飛鳥・平城宮跡公園ボランティア(以下本会という。)と称します。各ボランティア組織の構成員個人については、本会においてはメンバーと称します。</p>
<b>(構成及び資格・ボランティア組織登録)</b>	
第3条	<p>本会は、本公園で活動するボランティア組織によって構成します。</p> <p>2 本会を構成するボランティア組織は、事業者が入会を認定・登録した組織・団体とします。</p> <p>3 本会を構成するボランティア組織の認定・登録は、1年度毎の更新とさせていただきます。</p> <p>4 次の各号に掲げる条件を満たした場合に、本会を構成するボランティア組織及びその構成メンバーとして認定します。</p> <p>一 公園の管理運営方針に適合した活動を実施する場合</p> <p>二 運営維持管理上、必要な作業を企画・実施または補助している場合</p> <p>三 団体・組織としての規約・会則等が明確であり、公園として認められる内容である場合</p> <p>四 公園スタッフの一員として必要な研修(当公園についての基本情報、活動時における安全管理、来園者への対応のあり方等)を修了していただいている場合</p> <p>五 活動についての対価が無償である場合</p> <p>5 本会を構成するボランティア組織は次の各号に掲げる内容について記載した「ボランティア活動実施計画書」を作成、事業者に提出していただきます。</p> <p>一 活動(団体)名</p> <p>二 活動目的 : なぜこの活動を行うのかについて記載</p> <p>三 活動内容 : 実際に行う活動を具体的に記載</p> <p>四 活動エリア : どこを活動範囲、活動拠点とするかについて記載</p> <p>五 活動期間・時間 : いつ活動するのかについて記載</p> <p>六 登録者名簿 : 本会に登録するメンバーの氏名、連絡先等について記載</p> <p>七 代表者名、連絡先</p> <p>八 その他 : 過去の活動実績、母体団体の存在等事業者が記載を必要とする事項について記載</p> <p>6 「ボランティア活動実施計画書」は、当該ボランティア組織の活動を認定する際及び年度毎の更新時にも作成・提出していただきます。</p>

- 7 登録の有効期間は年度末までとします。
- 8 本会を構成するボランティア組織が、事情によりやむを得ず1年以上活動を休止する場合には、その期間を書面(任意書式)にて事業者に提出いただいた上で休会扱いとします。一度休会した後に復帰する場合には、その構成メンバーについては、事業者による再研修を受講していただいた後に再登録して活動を行うこととします。

## 第2章 事務局及び役員等

### (事務局)

第4条 本会の事務局は事業者の担当係に置きます。

### (役員)

- 第5条 本会には、次の役員を置きます。
- 世話人 各構成ボランティア組織より1名  
代表世話人 世話人の中から1名
- 2 代表世話人は本会を代表し、事務局との連絡調整を行い、ボランティア活動全体の円滑な運営に努めていただきます。
  - 3 世話人は代表世話人を補佐し、メンバー相互の連絡調整を図り、活動の円滑な運営に努めていただきます。

### (選任)

- 第6条 本会の世話人は、各構成ボランティア組織内において、構成メンバーの立候補または推薦により選任されます。
- 2 代表世話人は、世話人の互選により選任されます。

### (任期)

第7条 各役員任期は1年とし、再任は妨げません。

### (役員会)

- 第8条 役員会は、代表世話人、世話人、事務局担当者で構成し、活動の状況に応じて代表世話人の召集により開催します。
- 2 役員会(世話人会議)は、世話人またはメンバーから提案される活動方針や活動内容の連絡調整、活動で生じる様々な課題等を討議します。

### (総会)

第9条 総会は、本会の活動状況の報告や活動計画及びその他の案件の意見交換や承認・決議等を行う場として、代表世話人と事務局担当者との協議により必要に応じて開催します。

## 第3章 構成メンバーの登録

### (構成メンバーの登録)

- 第10条 各構成ボランティア組織は研修終了後に構成メンバーへの登録の意思確認を行っていただき、同意された方をメンバーとして登録し、「ボランティア活動実施計画書」の登録者名簿に記載して提出していただきます。提出後に登録メンバーを追加される場合については、その登録の旨を別途書面(任意書式)にて提出していただきます。なお、住所等の個人情報、登録メンバーから直接事業者へ提出していただくこととします。
- 2 各構成ボランティア組織は、年度当初に構成メンバーへの登録更新の確認を行っていただき、同意された方をメンバーとして登録し、「ボランティア活動実施計画書」の登録者名簿に記載して提出していただきます。提出後に登録メンバーを追加

される場合については、その登録の旨を別途書面(任意書式)にて提出いただきます。なお、住所等の個人情報、登録メンバーから直接事業者へ提出していただくこととします。

- 3 活動内容について事業者が適切でないと判断した場合には、未成年者の当該活動への参加を認めないものとします。
- 4 登録の有効期間は年度末までとします。
- 5 メンバーは、諸般の事情等やむを得ず1年以上活動を休止する場合には、その期間を書面(任意書式)にて事業者に届けていただいた上で休会扱いとします。一度休会した後に復帰される場合には、事業者による再研修を受講していただいた後に再登録して活動を行うこととします。

#### (登録に必要な研修)

- 第11条 本会の活動を実施する際には、次の各号に掲げる事項に関する研修を受講していただきます。特に、一、二、三号については最初の園内活動前に研修を修了する必要があります。当研修は事業者が行います。
- 一 当公園についての基本情報
  - 二 活動時における安全管理
  - 三 来園者への対応のあり方
  - 四 別途指定する研修

### 第4章 活動内容

#### (活動内容)

- 第12条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる内容について活動していただきます。
- 一 事業者との協議により定めた活動
  - 二 別途指定する活動
  - 2 本会の活動に当たっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分ご配慮下さい。

#### (活動エリア)

- 第13条 本会の活動エリアは、原則として本公園供用区域内とします。但し、他の施設・団体等との交流や、活動上必要な研修を実施する場合等はこの限りではありません。

#### (活動日時)

- 第14条 本会の活動期間・時間は、原則として、飛鳥・平城宮跡歴史公園館の開館期間・時間内とします。
- 2 活動計画日以外の日または時間に活動する場合は、事業者と協議していただきます。

### 第5章 活動支援

#### (活動支援)

- 第15条 活動に必要と認められる資材等は、事業者が現物を提供します。
- 2 活動にあたって必要な場合には、事業者との協議していただいた上で、活動拠点となる場所を提供します。ただし、公園施設として公平かつ清潔な利用に十分ご配慮下さい。

### 第6章 ボランティア保険



<b>(ボランティア保険)</b>	
第16条	メンバーには、ボランティア活動保険への加入をお願いします。ただし、加入にかかる費用は各メンバーにご負担いただきます。  2 ボランティア保険加入に関する事務手続きについては、事務局が支援します。 3 ボランティア活動中に生じた事故や怪我については、ボランティア保険の適用範囲内で対応します。
<b>第7章 退会</b>	
<b>(退会)</b>	
第17条	本会を退会するボランティア組織もしくはその構成メンバーは、事前に事務局に報告していただいた上で、書面(任意書式)にてその旨を提出していただきます。
<b>(退会勧告)</b>	
第18条	次の各号に掲げる事項に該当したボランティア組織もしくはその構成メンバーについては、休会または退会勧告、もしくは登録を抹消します。  一 他のメンバーを誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為を行った場合 二 来園者の安全・快適な公園利用を妨げる行為を行った場合 三 都市公園法等法令等に違反している行為を行った場合 四 本会及び国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の名誉を傷つけ、他の会員に著しく迷惑を及ぼした場合 五 その他、本規約のいずれかに違反した場合
<b>第8章 安全衛生管理</b>	
<b>(安全衛生管理)</b>	
第19条	活動にあたっては、活動内容に応じた服装、安全具の装着のほか、活動日の健康状態、自身の安全衛生に留意いただくとともに、公園利用者の安全についても十分に留意して下さい。
<b>第9章 その他</b>	
<b>(個人情報の取扱い)</b>	
第20条	各登録手続きによって提出された個人情報(氏名、住所、連絡先)は、認定にかかる公園事務所への協議、活動に関する連絡のためのみに用い、その他の用途には使用しません。  2 活動により取得した公園利用者の個人情報については、事業者において適切に管理します。
<b>(著作権の取扱い)</b>	
第21条 付 則	本会活動において制作・撮影された作品等の著作権は、事業者に帰属します。  この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行します。

自動販売機設置平面図

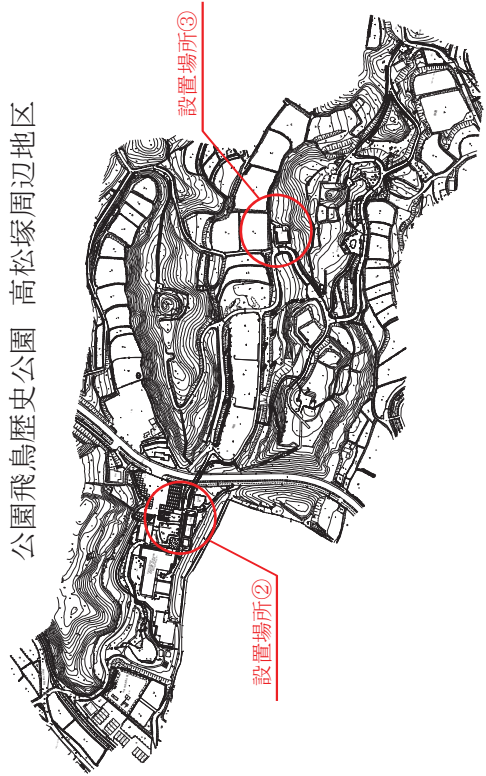
公園飛鳥歴史公園 石舞台地区



公園飛鳥歴史公園 甘樫丘地区



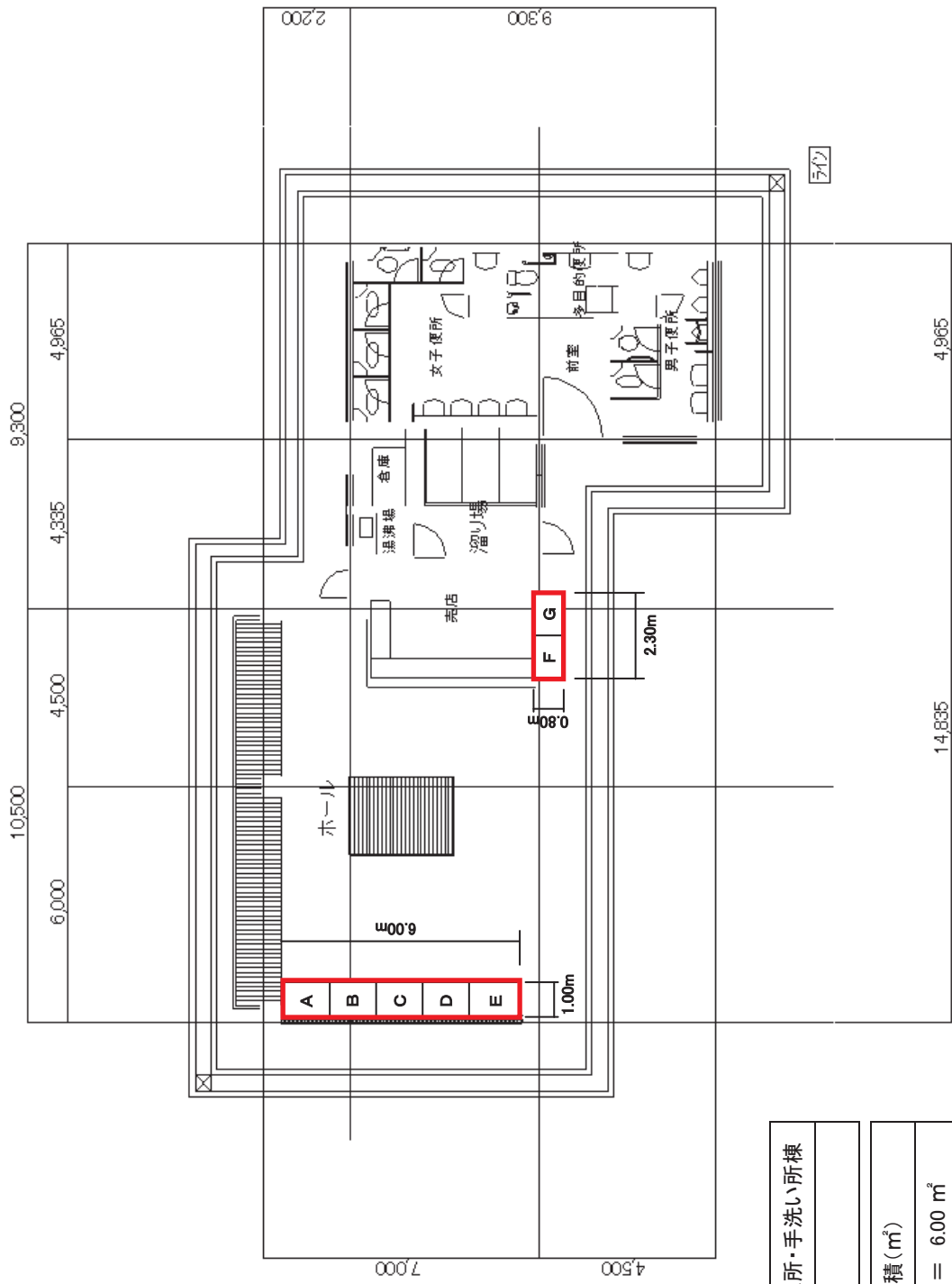
公園飛鳥歴史公園 高松塚周辺地区



公園飛鳥歴史公園 キトラ古墳周辺地区 (参考図)

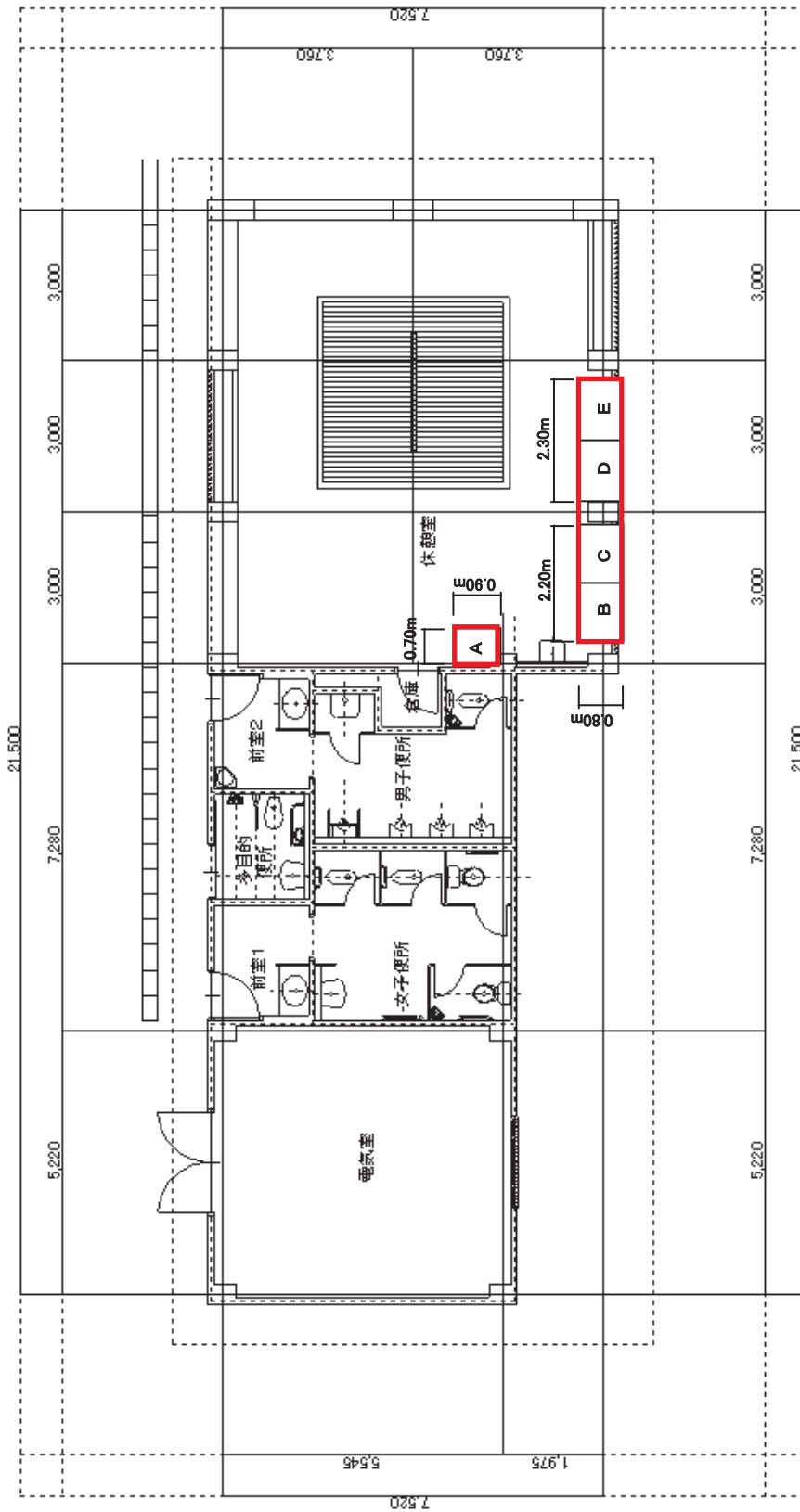


# 設置箇所①詳細図(石舞台地区自動販売機配置図)



施設名	石舞台地区休憩所・手洗い所棟
図面名	利用計画図
凡例	占用面積(m <sup>2</sup> )
A~E	1.00 × 6.00 = 6.00 m <sup>2</sup>
F~G	0.80 × 2.30 = 1.84 m <sup>2</sup>
配線	0.40 × 16.80 = 6.72 m <sup>2</sup>
計	14.56 m <sup>2</sup>

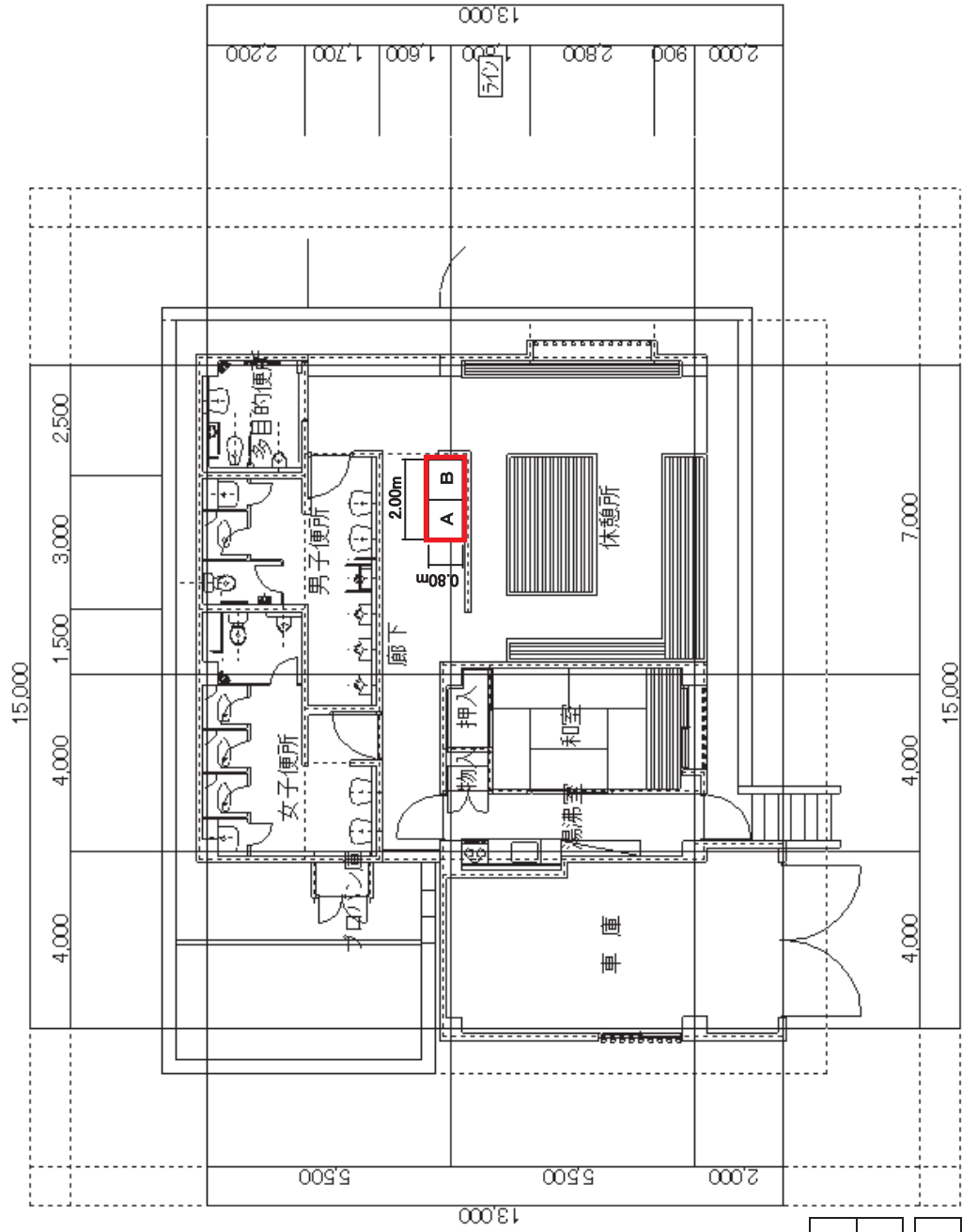
# 設置箇所②詳細図(高松塚周辺地区自動販売機配置図<公園館前休憩所>)



施設名	公園館前 休憩所
図面名	利用計画図

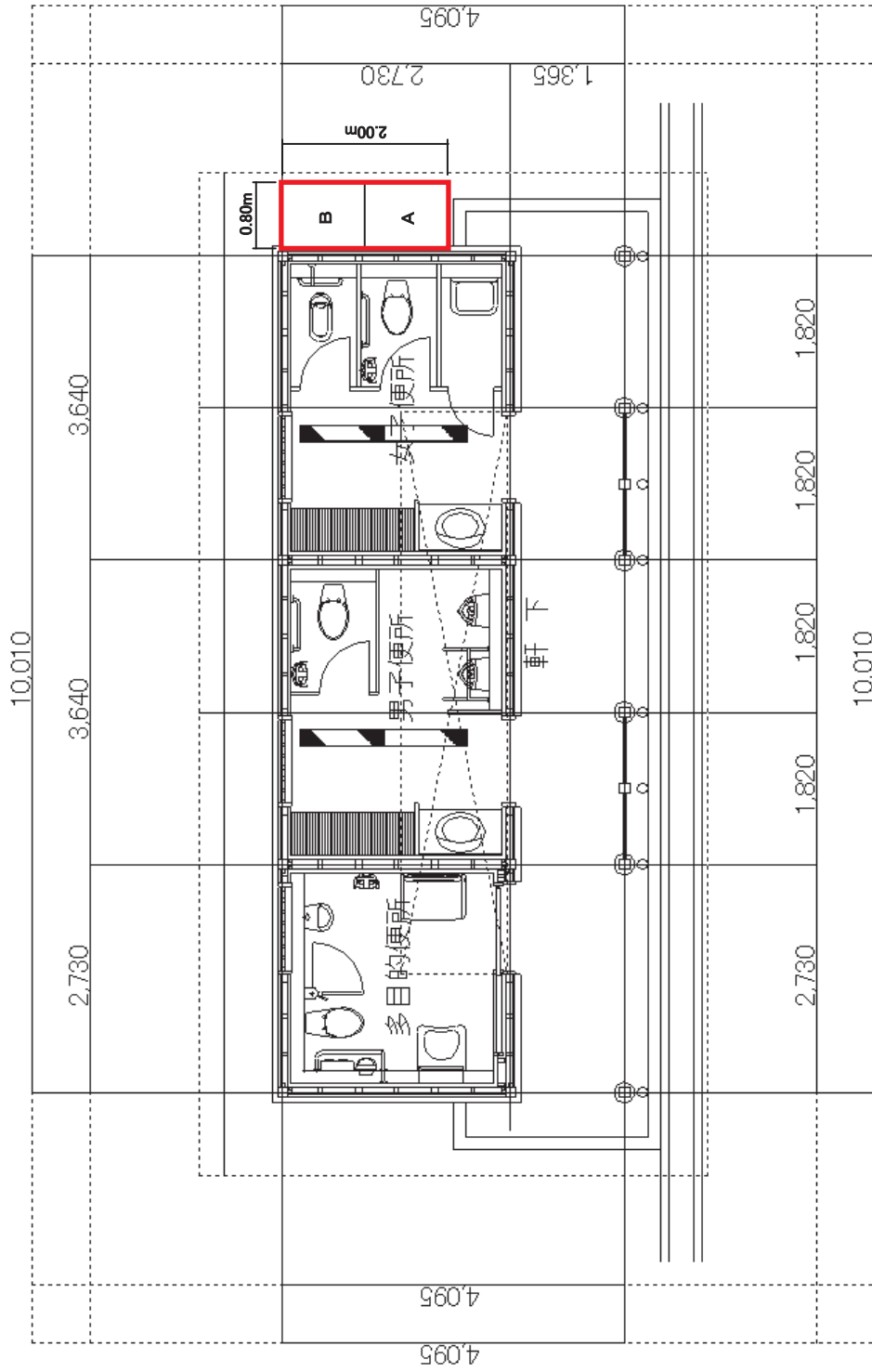
凡例	占用面積 (㎡)
A	0.70 × 0.90 = 0.63 ㎡
B, C	0.80 × 2.20 = 17.6 ㎡
D, E	0.80 × 2.30 = 1.84 ㎡
配線	0.4 × 0.3 × 2 = 0.24 ㎡
計	4.47 ㎡

### 設置箇所③詳細図(高松塚周辺地区自動販売機配置図<休憩所>)



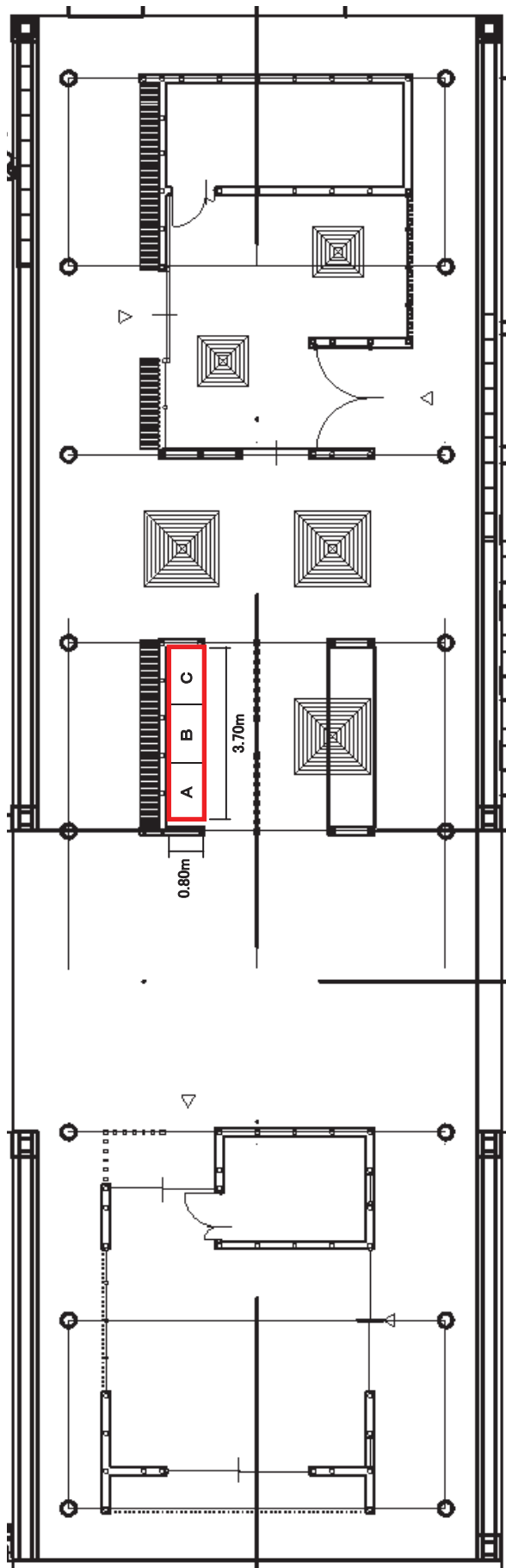
施設名	高松塚周辺地区 休憩所
図面名	利用計画図
凡例	占有面積 (㎡)
A, B	0.80 × 2.00 = 1.60 ㎡
配線	0.30 × 0.40 = 0.12 ㎡
計	1.72 ㎡

設置箇所④詳細図(甘樫丘地区自動販売機配置図<川原駐車場 便所棟>)



施設名	甘樫丘地区 川原駐車場便所棟
図面名	利用計画図
凡例	占用面積(m <sup>2</sup> )
A, B	0.80 × 2.00 = 1.60 m <sup>2</sup>
配線	0.30 × 0.40 = 0.12 m <sup>2</sup>
計	1.72 m <sup>2</sup>

設置箇所⑤詳細図(甘樫丘地区自動販売機配置図<豊浦休憩所>)

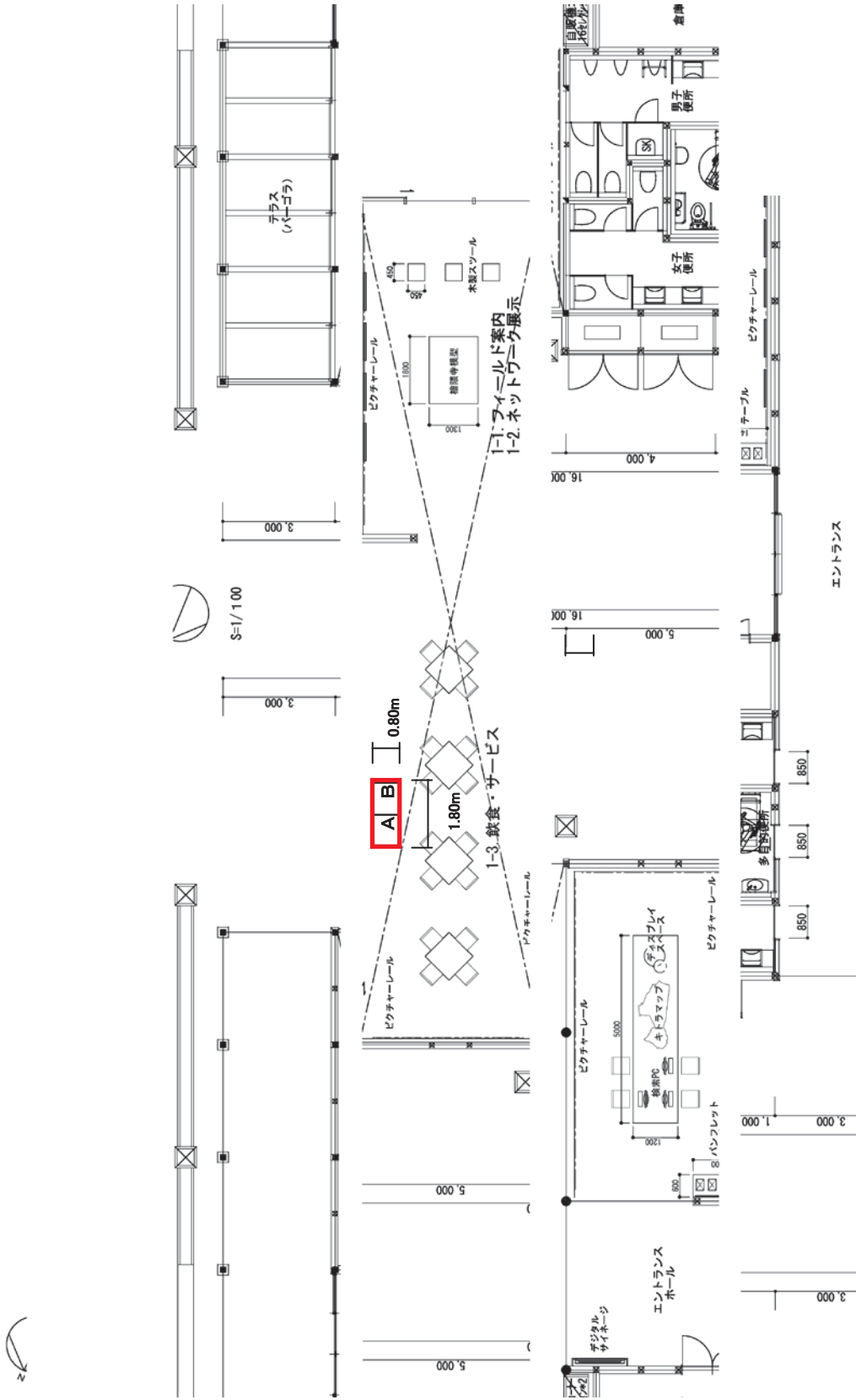


凡例	占有面積 (㎡)
A, B, C	0.80 × 3.70 = 2.96 ㎡
計	2.96 ㎡

施設名	甘樫丘地区 豊浦休憩所
図面名	利用計画図

(参考図)

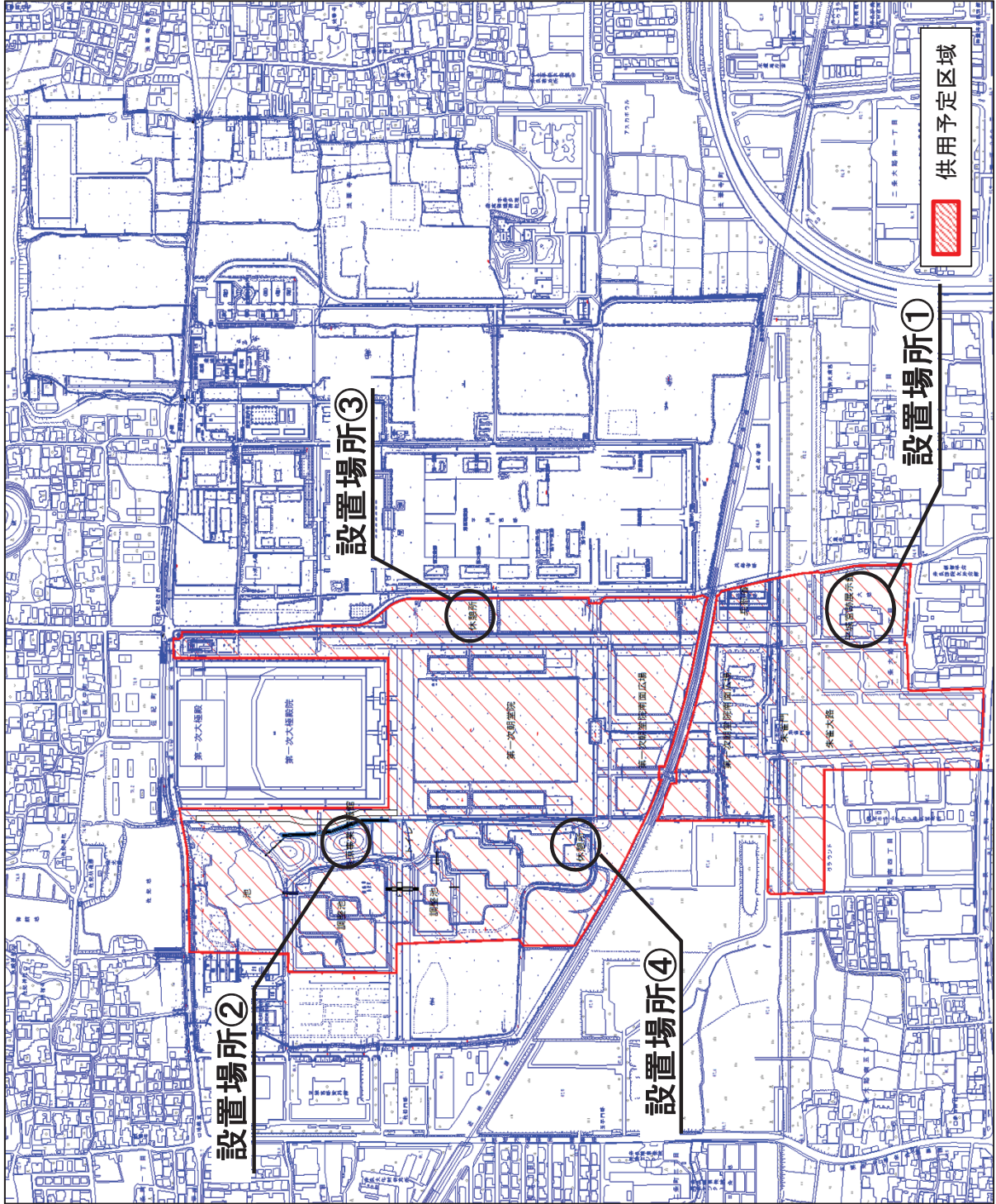
# 設置箇所⑥詳細図(キトラ古墳周辺地区自動販売機配置図<情報案内施設>)



凡例	占用面積 (㎡)
A, B	$0.80 \times 1.80 = 1.44 \text{ ㎡}$
配線	$0.30 \times 0.40 = 0.12 \text{ ㎡}$
計	1.56 ㎡

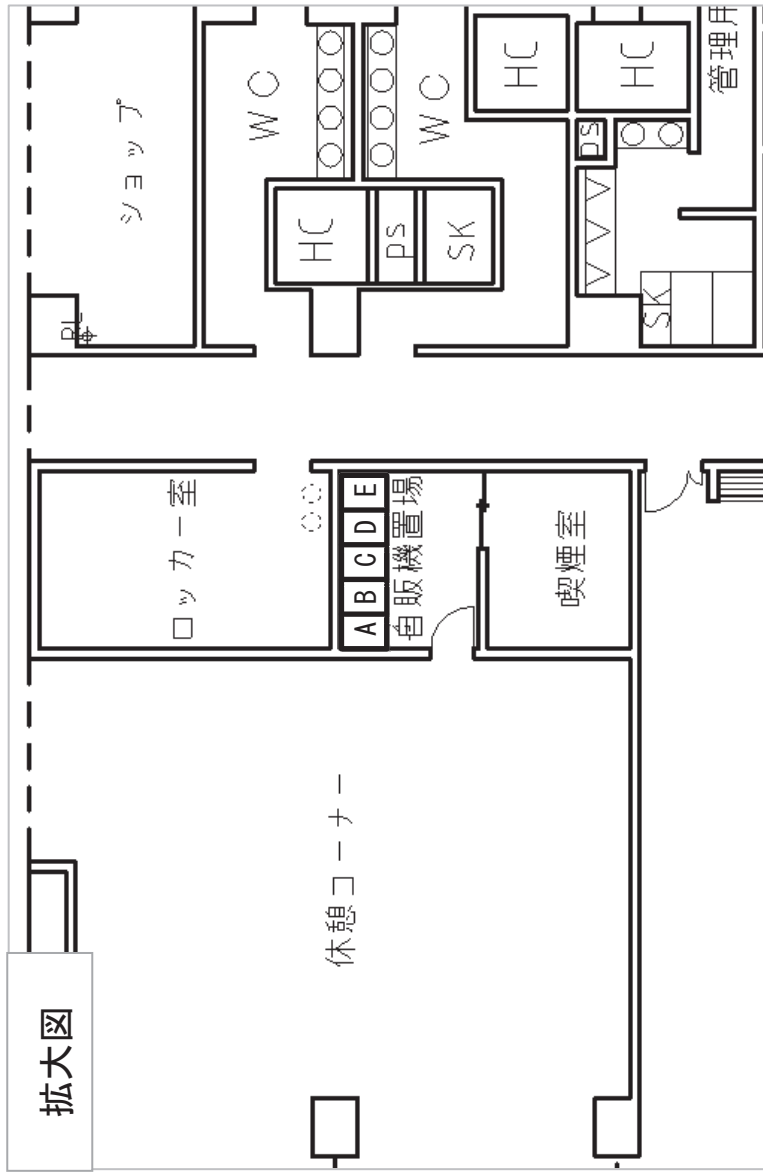
施設名	キトラ古墳周辺地区 情報案内施設
図面名	利用計画図





(参考図)

設置箇所①詳細図(平城宮跡展示館自動販売機配置図)

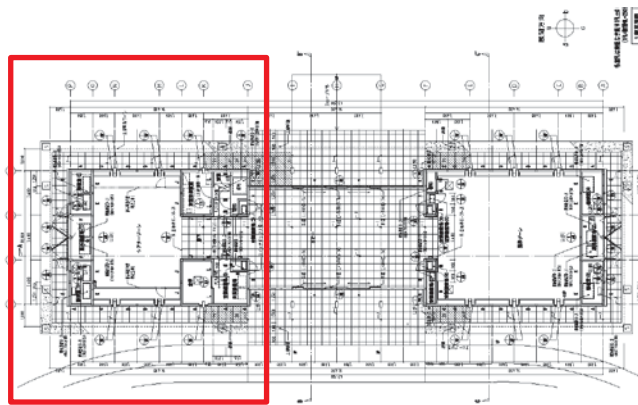


施設名	平城宮跡展示館
図面名	基本設計図書

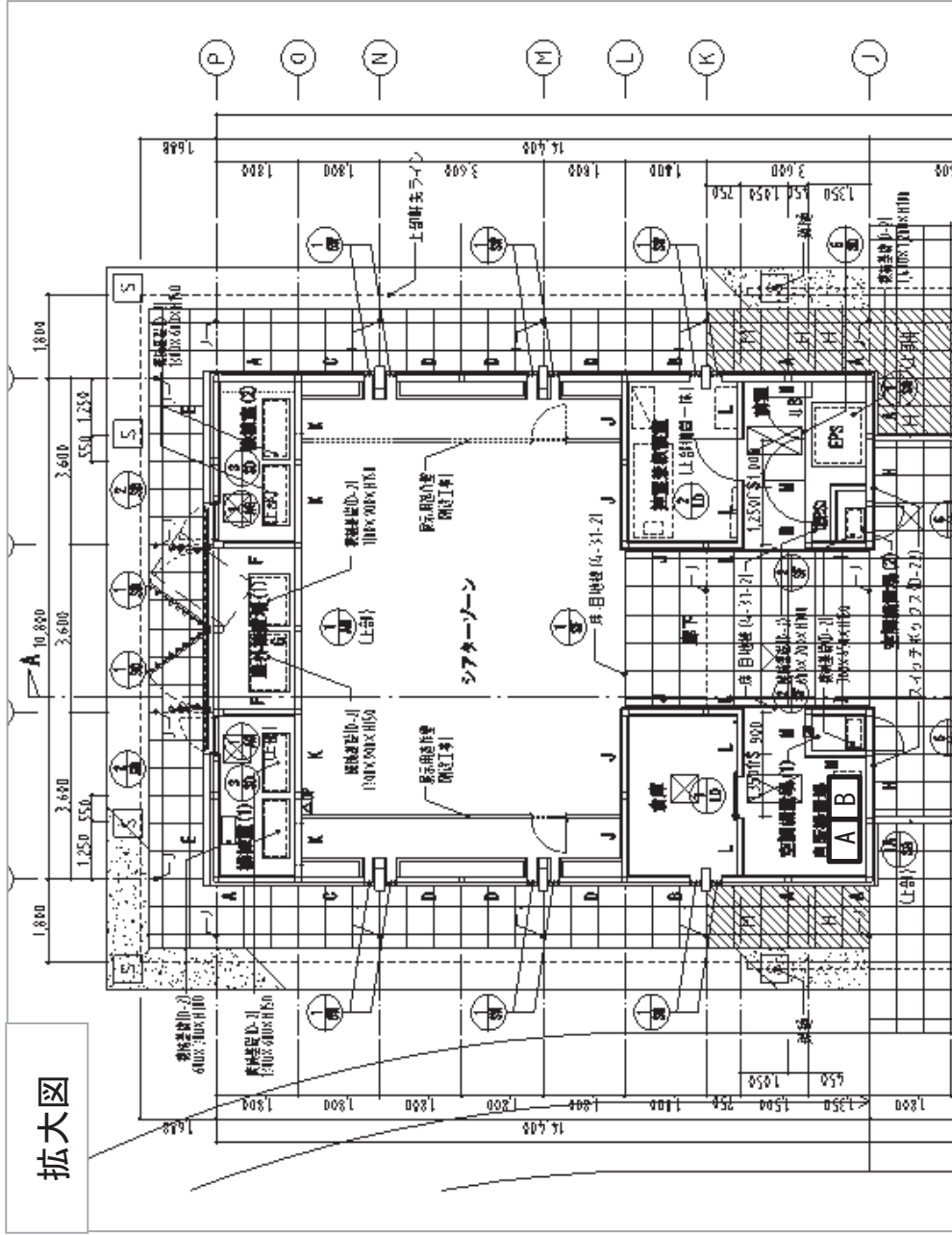
凡例	占有面積 (m <sup>2</sup> )
A~E	5.50 m <sup>2</sup>
配線	
計	

(参考図)

設置箇所②詳細図(復原事業情報館自動販売機配置図)



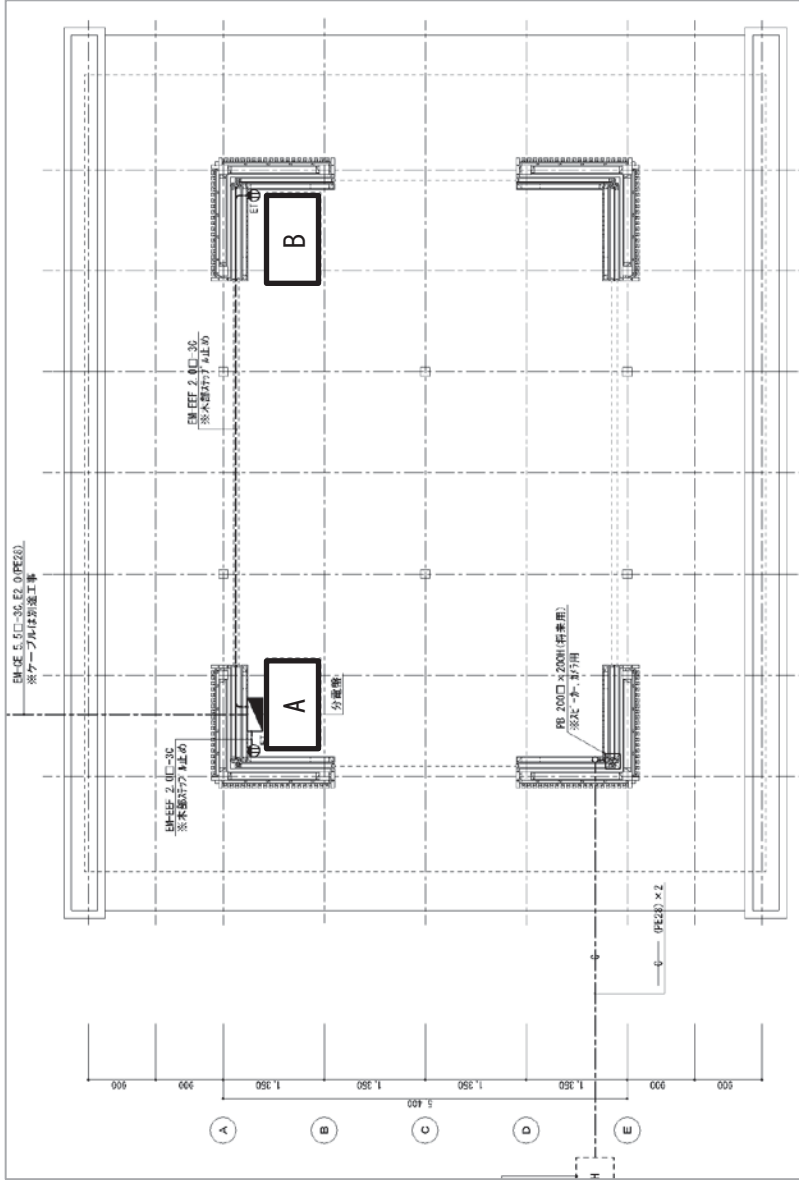
拡大図



施設名	平城宮跡区域復原事業情報館
図面名	基礎伏図
凡例	占有面積 (㎡)
A・B	3.12 ㎡
配線	
計	

(参考図)

設置箇所③・④詳細図(休憩所自動販売機配置図)

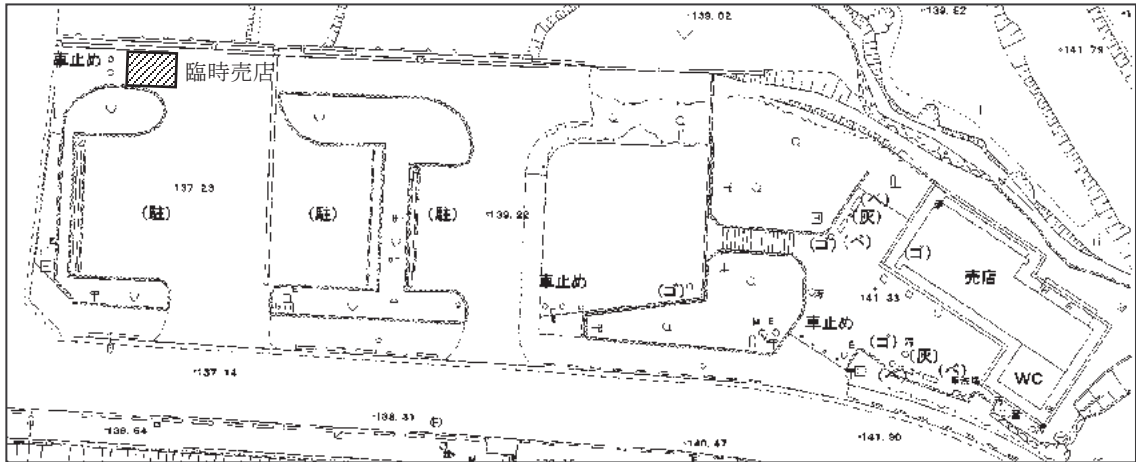


施設名	平城宮跡歴史公園休憩所
図面名	電気設備図

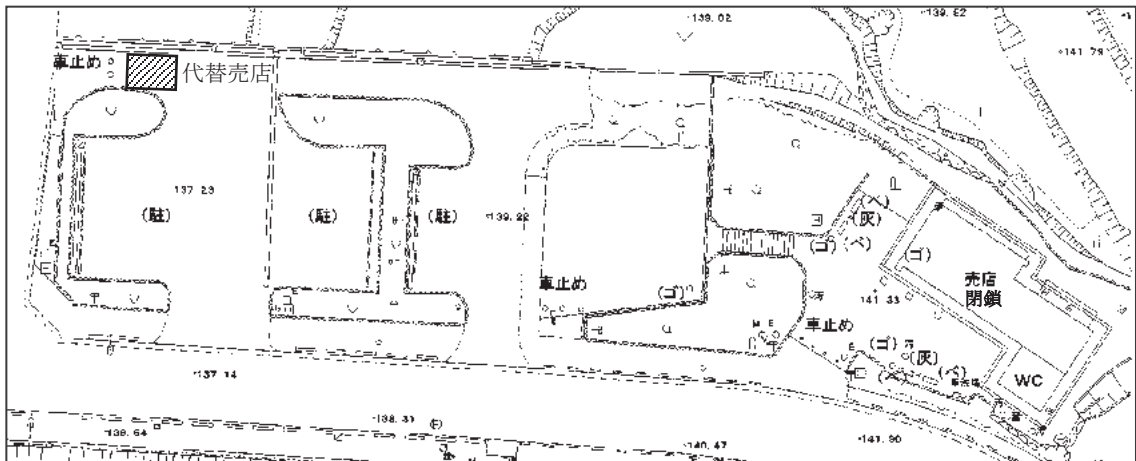
凡例	占用面積 (㎡)
A・B	5.76 ㎡
配線	
計	

石舞台駐車場平面図

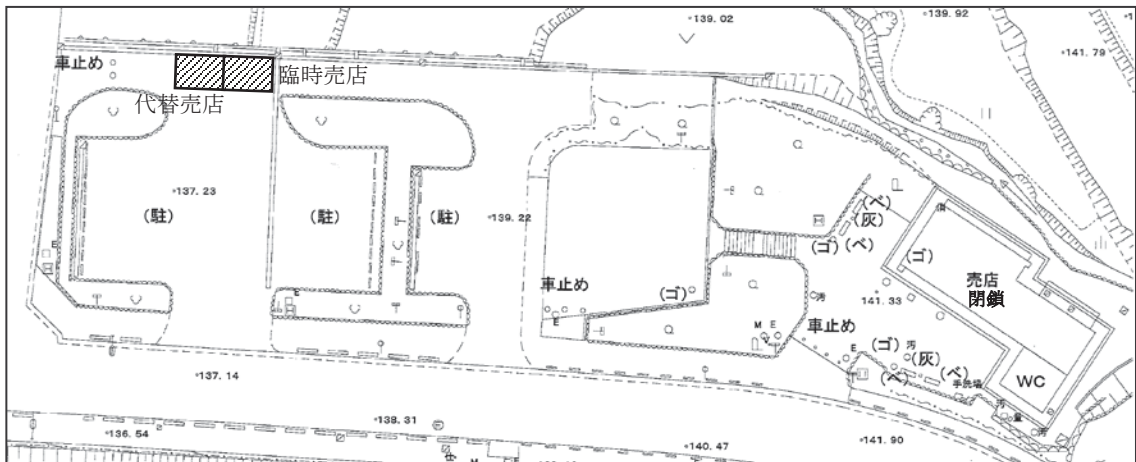
①【臨時売店の出店箇所】（既存売店がある場合）



②【県道移設による閉鎖時の代替売店の出店箇所】



③【臨時売店・代替売店の出店箇所】（既存売店が閉鎖の場合）



※臨時売店の詳細な配置は協議を行うこと



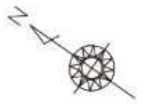


【範囲を設定した考え方】

- ・同地区内の宿泊施設（祝戸荘）利用者を含めた誘客促進のため、芝生広場及びトイレ周辺において、新たな施設の設置が可能な範囲とする。

【収益施設運營業務との関連（注意点）】

- ・飲食・物販施設等の設置にあたっては、現在の動線を基本とし、既存園路の線形の変更は基本的に認めない。
- ・下表に示す法令に基づく規制等について、事前の手続きが必要となる。
- ・なお、第1種・第2種歴史的風土保存地区について、公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針（明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針）」に沿った施設の整備とすること。

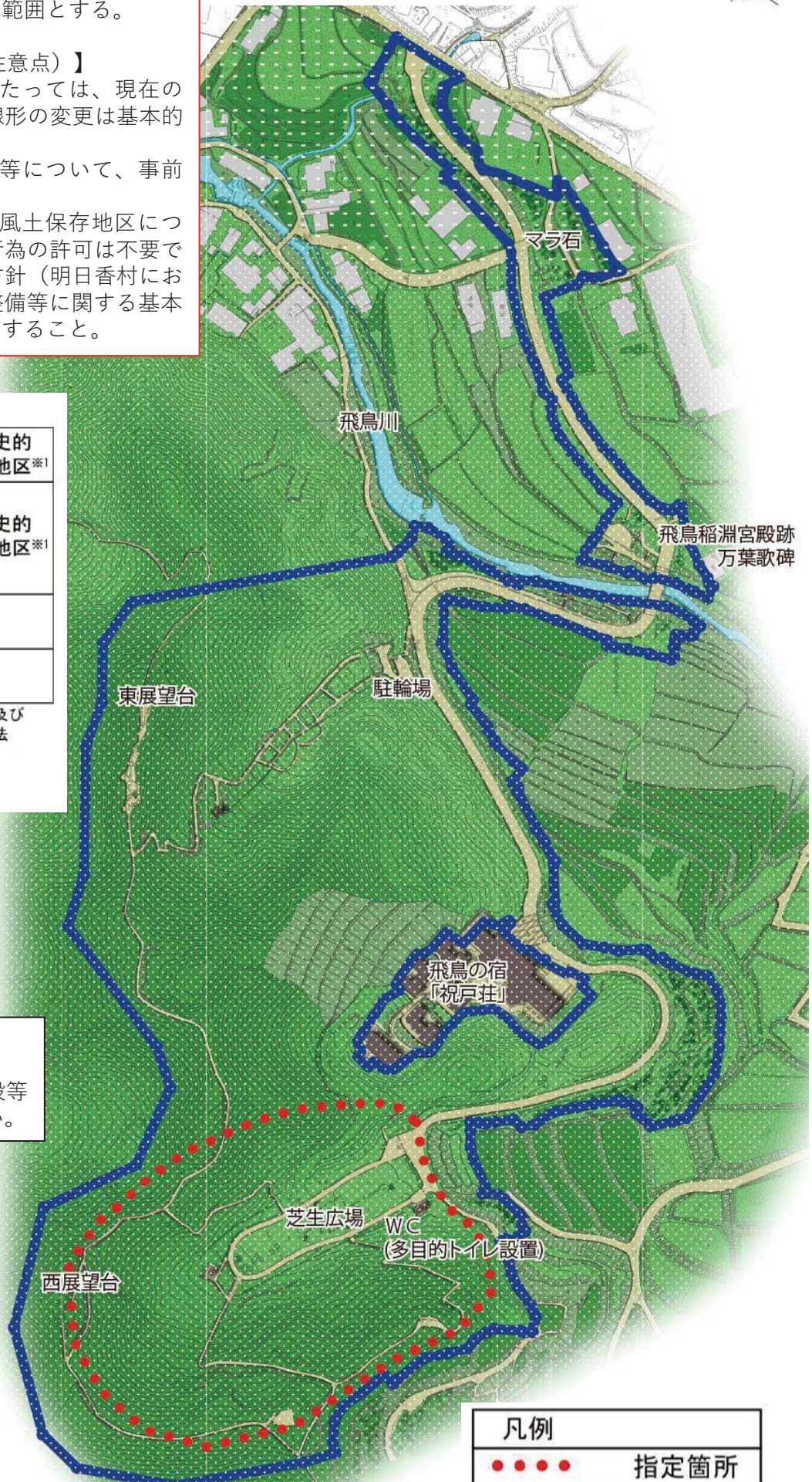


施設設置内容により届出が必要な区域

	第1種風致地区※2	第1種歴史的風土保存地区※1
	第2種風致地区※2	第2種歴史的風土保存地区※1
	第3種風致地区※2	第2種歴史的風土保存地区※1
祝戸地区全域	景観重要都市公園※3 景観形成特定区域※3	
明日香村全域	埋蔵文化財包蔵地※4	

- ※1 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
- ※2 都市計画法：明日香村風致地区条例
- ※3 景観法：明日香村景観条例
- ※4 文化財保護法

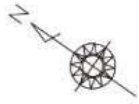
高松塚古墳周辺地区および石舞台地区については自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲を設定しない。



凡例	
	指定箇所



自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲（甘樫丘地区）



凡例	
●●●●	指定箇所



【範囲を設定した考え方】

・幹線道路に面し来園者が多く利用する本地区南東側の駐車場、休憩所、トイレ、芝生広場周辺において、新たな施設の設置が可能な範囲とする。

【収益施設運營業務との関連（注意点）】

- ・飲食・物販施設等の設置にあたっては、現在の動線を基本とし、既存園路の線形の変更は基本的に認めない。
- ・下表に示す法令に基づく規制等について、事前の手続きが必要となる。
- ・なお、第1種・第2種歴史的風土保存地区について、公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針（明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針）」に沿った施設の整備とすること。

施設設置内容により届出が必要な区域

	第1種風致地区※2	第1種歴史的風土保存地区※1
	第2種風致地区※2	第2種歴史的風土保存地区※1
	第3種風致地区※2	
甘樫丘地区全域	景観重要都市公園※3 景観形成特定区域※3	
明日香村全域	埋蔵文化財包蔵地※4	

※1 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法  
 ※2 都市計画法：明日香村風致地区条例  
 ※3 景観法：明日香村景観条例  
 ※4 文化財保護法

高松塚古墳周辺地区および石舞台地区については自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲を設定しない。

自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲（キトラ古墳周辺地区）

【範囲を設定した考え方】

- ・ 同地区内にあるキトラ古墳壁画体験館 四神の館（別館）にある売店（収益施設（必須））の運営との競合を避ける。
- ・ 来園者が多く利用する檜隈寺跡前休憩案内所、体験工房、農体験小屋周辺において、新たな施設の設置が可能な範囲とする。

【収益施設運營業務との関連（注意点）】

- ・ 飲食・物販施設等の設置にあたっては、現在の動線を基本とし、既存園路の線形の変更は基本的に認めない。
- ・ 下表に示す法令に基づく規制等について、事前の手続きが必要となる。
- ・ なお、第1種・第2種歴史的風土保存地区について、公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針（明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針）」に沿った施設の整備とすること。



施設設置内容により届出が必要な区域

	第1種風致地区※2	第1種歴史的風土保存地区※1
	第2種風致地区※2	第2種歴史的風土保存地区※1
	第3種風致地区※2	
キトラ古墳周辺地区全域	景観重要都市公園※3 景観形成特定区域※3	
明日香村全域	埋蔵文化財包蔵地※4	

- ※1 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
- ※2 都市計画法：明日香村風致地区条例
- ※3 景観法：明日香村景観条例
- ※4 文化財保護法

凡例	
	指定箇所

高松塚古墳周辺地区および石舞台地区については自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲を設定しない。

## 関連法令により地区指定の規制内容等について

## A： 第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区

区分	本拠法令	主な規制内容	必要な手続き
第一種歴史的風土保存地区	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法 第3条  古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 第8条	重要な歴史的文化的遺産が周囲の環境と一体をなして明日香村における歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地域において、現に存する歴史的風土をその状態において維持保存するため、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について現状の変更を厳に抑制。	※公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針（明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針）」に沿った施設の整備であること。
第二種歴史的風土保存地区		第1種歴史的風土保存地区の周囲にあってこれと一体となって歴史的風土を形成している地域等において、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について住民生活の安定及び農林業等産業の振興に著しい支障を与えない範囲において、著しい現状の変更を抑制。	

※なお、上記地区に係る具体的な許可基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

B：第一種風致地区、第二種風致地区、第三種風致地区

(表1) 風致地区に関する主な規制内容と必要な手続き

区分	根拠法令	主な規制内容	必要な手続き
第一種風致地区 第二種風致地区 第三種風致地区	明日香村風致地区条例 第4条	<p>風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等について許可を得る必要がある。</p> <p>また、これらの行動規制に関わる許可適合基準(表2)が規定されている。</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>(1)建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転</p> <p>(2)建築物等の色彩の変更</p> <p>(3)宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)</p> <p>(4)水面の埋立て又は干拓</p> <p>(5)木竹の伐採</p> <p>(6)土石の類の採取</p> <p>(7)屋外における土石、廃棄物、又は再生資源の堆積</p>	<p>あらかじめ村長の許可を要する(風致地区内行為変更許可申請を提出)。</p>

※なお、上記地区に係る具体的な許可基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

(表2) 第一種風致地区、第二種風致地区、第三種風致地区の許可適合基準  
(建築物等の新築について)

区分		第1種風致地区	第2種風致地区	第3種風致地区
建築物等の新築	高さ	8メートル	10メートル	10メートル
	建蔽率	10分の2	10分の3	10分の4
	道路からの距離	3メートル	2メートル	2メートル
	隣接地からの距離	1.5メートル	1メートル	1メートル
	緑地率	10分の4	10分の3	10分の2
	森林区域の緑地率	10分の6	10分の5	10分の4
	切土又は盛土の高さ	2メートル	3メートル	4メートル
工作物	位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。			
仮設の建築物等	移転の容易なものであり、かつ、風致と著しく不調和でないこと。			
地下に設ける建築物等	位置および規模が土地及び周囲の風致と不調和でないこと。			

※上表の他に、建築物等の改築・増築・移転、建築物等の色彩の変更、宅地の造成、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採、土石の類の採取、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積について、各許可適合基準が規定されている(明日香村風致地区条例第5条第1項(2)～(10))。

C-1：景観重要公共施設

明日香村景観計画（平成 23~32 年度）において「景観上重要な公共施設」（景観法 第 47 条で定めた景観重要公共施設に基づく）が指定され、下表に示す景観上重要な都市公園の整備に関する方針が定められている。

区分	根拠法令	方針	必要な手続き
祝戸地区 石舞台地区 甘檜丘地区 高松塚周辺地区	景観法 第 47 条 ※施設の設 定は明日香 村景観計画 （景観上重 要な公共施 設）におい て定められ ている。	<p>&lt;整備方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛鳥らしい野や里山の風景をつくる、木々や花々の再生を行います。</li> <li>・飛鳥についてどこよりも新しく詳しい情報を提供します。</li> <li>・みんなが安心して利用できる公園をめざします。</li> <li>・新しい技術を活用して、飛鳥の歴史を分かり易く体験できる施設を検討します。</li> </ul>	法第 16 条等に定めた行為は、明日香村へ事前に行為の届出が必要（条例 10 条～13 条）。
キトラ古墳周辺地区		<p>&lt;整備方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人々の協力のもと、飛鳥ファンが共に集う場所を目指します。</li> <li>・ふるさと飛鳥の風景を守り、ゆったりと過ごせる空間を提供します。</li> <li>・歴史・文化を学び風土を体感できる場所を創っていきます。</li> <li>・飛鳥来訪者へ、便利な情報やサービスを提供します。</li> <li>・重要な史跡を守り、周辺景観と馴染ませながら往時を彷彿させる風景を創ります。</li> </ul>	※行為の届出にあたっては、明日香村への事前協議をあらかじめ行うこと。
共通		<p>&lt;管理運営方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛鳥らしい歴史的風土を維持します。</li> <li>・多くの人々に安全で快適に利用できる施設とサービスを提供します。</li> <li>・楽しく歴史を学べる場を充実させます。</li> <li>・飛鳥の生態系や環境との共生を図ります。</li> <li>・地域の方々や飛鳥ファンの思いをより活かします。</li> <li>・より多くの人々がいつでも楽しめるイベントに取り組みます。</li> </ul> <p>&lt;具体方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備にあたっては、周辺環境に留意し、</li> </ul>	

	明日香村の歴史的風土に相応しい規模、意匠、素材、色彩を使用します。	
--	-----------------------------------	--

※法第16条：建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

※行為にあたっては、「明日香村公共事業景観形成指針」や「明日香景観デザインマニュアル」等、明日香村が定める指針等についても準拠していること。

※なお、明日香村景観計画に係る具体的な景観形成基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

C-2：高松塚周辺景観形成特定区域、甘檜丘周辺景観形成特定区域、石舞台・祝戸周辺景観形成特定区域、キトラ古墳周辺景観形成特定区域

明日香村景観計画（平成23~32年度）の景観形成の構想として、各区域の「歴史拠点景観形成特定区域」（明日香村景観条例 第7条 景観形成特定区域に基づく）が指定され、下表に示す景観形成の取組み方針が定められている。

区分	根拠法令	景観形成の取組み方針	必要な手続き
高松塚周辺景観形成特定区域	明日香村景観条例 第7条 ※区域の設定は明日香村景観計画（歴史景観景観形成特定区域）において定められている。	周囲の適正な土地利用の誘導ならびに景観阻害要因の除去等を通じて、明日香村の歴史的風土に相応しい観光拠点としての景観誘導を推進します。	法第16条等に定めた行為は、明日香村へ事前に行為届出が必要（条例10条～13条）。  ※行為の届出にあたっては、明日香村への事前協議をあらかじめ行うこと。
甘檜丘周辺景観形成特定区域		甘檜丘からの俯瞰景ならびに甘檜丘への良好な眺望景観を保全し、明日香村の歴史的風土を享受できる場としての美林の郷づくりを推進します。	
石舞台・祝戸周辺景観形成特定区域		もてなしの逸品・市場づくりなどを通じて、明日香周遊の拠点としてのにぎわいのある景観形成を推進するとともに、風格のあるゲートウェイ景観を創出します。	
キトラ古墳周辺景観形成特定区域		明日香周遊の拠点として、また、歴史的風土及び文化財等を活用した体験学習の拠点として相応しい、古墳と周辺の自然環境が一体となった歴史的風土を感じられる景観形成を進めます。	

※法第16条：建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で

める行為、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

※行為にあたっては、「明日香村公共事業景観形成指針」や「明日香景観デザインマニュアル」等、明日香村が定める指針等についても準拠していること。

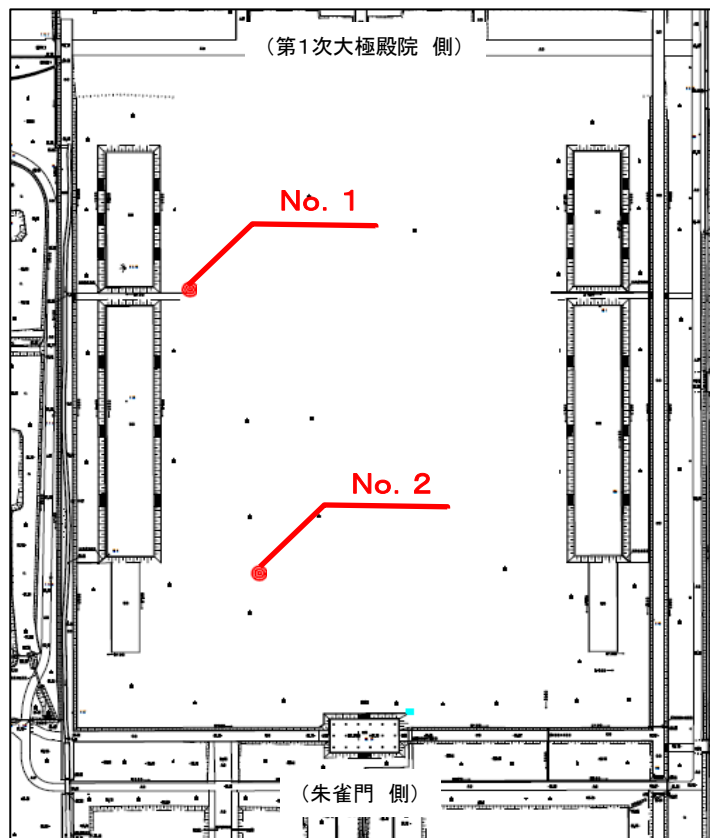
※なお、明日香村景観計画に係る具体的な景観形成基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

#### D：埋蔵文化財包蔵地

明日香村は全域が埋蔵文化財包蔵地であり、施設の設置に伴う土木工事を行う際には、以下の届出が必要となる。

区分	根拠法令	主な規制内容	必要な手続き
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法第93条	土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずる場合がある。	発掘（土木工事等）に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。（「埋蔵文化財発掘届」を明日香村教育委員会文化財課に提出）

平城宮跡区域(中央区朝堂院) 地下水位測定地点





平成 年度 年 度 月 管 理 月 報 【飛鳥区域】

管 理 概 要		利用状況			実施した業務の内容・期日等
		植物成育状況			
		建物及工作物状況			
		広報・催物等			
		事故・災害等状況			
		その他			
業 務 実 施 状 況		区 分	月間石舞台入場者数		月間高松塚壁画入館者数
			前年	今年	
		月間四神の館入場者数	月間公園入館者数		公園利用者数累計
			前年	今年	

注) 管理概要については、参考資料を添付すること。

注) 石舞台入場者数、公園入館者数、高松塚壁画入館者数は、一般の利用者数を記載する。

平成 年度 年 度 月 管 理 月 報 【平城宮跡区域】

管 理 概 要		
利用状況		
植物成育状況		
建物及工作物状況		
広報・催物等		
事故・災害等状況		
その他		

業 務 実 施 状 況				実施した業務の内容・期日等	
区 分					
巡視・利用者指導等					
芝 生 管 理					
樹 木 管 理					
建 物 管 理					
工 作 物 管 理					
清 掃					
そ の 他					
月間展示館入館者数		月間公園利用者数		公園利用者数累計	
前年	今年	前年	今年	前年	今年

注) 管理概要については、参考資料を添付すること。  
 注) 展示館入館者数は、一般の利用者数を記載する。

平成 年度 月 包括的な質の月別報告【飛鳥区域】

達成すべき質	前月（月間）	今年（月間）	年間累計	備考（実施内容等）
公園利用者数(人)				
公園の運営に関する利用者満足度（%）				
歴史や文化の情報のわかりやすさに関する利用者満足度（%）				
歴史学習などの利用プログラムの開催（回）				
マスコミによる報道（件）				
SNSによる情報発信（件）				

平成 年度 月 包括的な質の月別報告 【平城宮跡区域】

達成すべき質	前月（月間）	今年（月間）	年間累計	備考（実施内容等）
公園利用者数(人)				
公園の運営に関する利用者満足度（％）				
歴史学習などの利用プログラムの開催（回）				
マスコミによる報道（件）				
SNSによる情報発信（件）				





## 事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治1か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 〔地面の状態、公園施設の構造、利用者の行動、服装・持ち物等〕			
保護者等の見守り状況			

**当該施設の写真・図面**

別紙添付あり 別紙添付なし

**事故発生後の対応**

負傷者の 救助内容	応急手当		
	搬送		
当該施設の 措置の内容	応急措置		
	本格的な措置		
関係機関への 通報・連絡	<input type="checkbox"/> 消防	<input type="checkbox"/> 警察	<input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省

**備考****記録者**

氏名		所属	
----	--	----	--

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)





国 都 公 景 第 1 号  
平 成 3 0 年 4 月 2 日

北海道開発局 事業振興部長 殿  
各地方整備局 建 政 部 長 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿  
都市再生機構 都市再生部担当部長 殿

国土交通省 都市局  
公園緑地・景観課長



### 国営公園における安全確保について

都市公園における事故の発生防止については、「都市公園における事故の防止について」（平成2年2月19日付け建設省都公緑第22号）などにより、従来から周知徹底を図ってきたところであり、平成27年4月には、当課より「公園施設の安全点検に係る指針(案)」（平成27年4月13日付け国都公景第27号）を各公園管理者に通知し、併せて今後の都市公園の安全管理にあたっての参考にしていただきたい旨をお願いしているところである。

また、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により都市公園法（昭和31年法律第79号）第3条の2に新たに規定された都市公園の管理基準に関する事項が、平成30年4月1日に施行され、都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うことされた。

こうした状況を踏まえ、都市公園におけるさらなる安全の確保が図られるよう、必要な取組みの実施に努められるようお願いする。

また、公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れがある30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故が起こった場合、さらに、人的被害が発生しなくても、公園管理又は公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れのある事故が起こった場合には、当該事故の状況等について当職あて速やかに報告するようお願いする。

なお、地方公共団体が管理する都市公園に対しては、各地方公共団体都市公園管理担当部局長あて「都市公園における安全確保について」（平成30年4月3日付け国都公景第1号）により同趣旨の通知をしたのでご了解願いたい。

各地方整備局等におかれては、この旨を貴管内国営公園事務所等に周知徹底されたい。

事務連絡  
平成30年4月2日

北海道開発局 事業振興部都市住宅課長 様  
各地方整備局 建政部都市（・住宅）整備課長 様  
沖縄総合事務局 開発建設部建設産業・地方整備課長 様  
都市再生機構 都市再生部都市施設整備室公園課長 様

国土交通省 都市局  
公園緑地・景観課 課長補佐

### 国営公園における事故の状況報告について

国営公園における事故の状況報告については、「国営公園における安全確保について」（平成30年4月2日付け国都公景第1号）により、公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れがある事故が起こった場合、または、30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園管理又は公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合は、当該事故の状況等を公園緑地・景観課長あて報告頂くよう、改めて周知しているところである。

今後、国営公園において係る事故が発生した場合には、速やかに別添様式により事故状況等を取りまとめ、報告されるようお願いするとともに、事故の詳細報告、事故原因の分析、その後の対応状況等について適時適切な報告をお願いする。

なお、地方公共団体が管理する都市公園において係る事故が発生した場合の事故状況報告の対応については、各地方公共団体都市公園管理担当課長あて「都市公園における事故の状況報告について」（平成30年4月2日付け事務連絡）により通知したのでご了知願いたい。

また、各地方整備局等におかれては、この旨を貴管内国営公園事務所等に周知徹底されたい。

### 記

1. 報告を要する事故 :

公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れがある30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故

人的被害が発生しなくても、公園管理又は公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れのある事故

2. 報告様式 : 別添様式参照

3. 報告体制 : 別紙事故報告フロー参照

4. 報告先 : 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 国営公園維持係長及び課長補佐

以上

